令和2年度委託型地域包括支援センター 事業報告について(第4四半期終了時)

(1)	訪問調査に基づく行政評価の結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2)	事業報告書に係る評価について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(3)	センター別事業評価結果一覧(基本点) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(4)	センター別事業評価結果一覧(成果点) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(5)	新高根·芝山、高根台地域包括支援センター ·····	13
(6)	前原地域包括支援センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
(7)	三山・田喜野井地域包括支援センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
(8)	習志野台地域包括支援センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
(9)	塚田地域包括支援センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	113
(10))法典地域包括支援センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	135
(11)) 二和・八木が谷地域包括支援センター ・・・・・・・・・	155
(12))豊富・坪井地域包括支援センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	183

地域包括支援センター訪問調査に基づく行政評価の結果

1. 概要

令和2年度第4四半期終了時に各地域包括支援センターより提出された事業報告書に基づき、現地 訪問調査及びヒアリングをもとに行政評価を実施した。

〇訪問先及び訪問日

<u> </u>	別的元次の副司口					
1	法典地域包括支援センター(社会福祉法人千葉県福祉援護会)	4/9(金)				
2	豊富・坪井地域包括支援センター(社会福祉法人南生会)	4/3(<u>3</u>				
3	三山・田喜野井地域包括支援センター(社会福祉法人六親会)	4/12(月)				
4	新高根・芝山、高根台地域包括支援センター(社会福祉法人創明会)	4/14(zk)				
5	前原地域包括支援センター(社会福祉法人清和会)					
6	塚田地域包括支援センター(医療法人弘仁会)	4/16(金)				
7	二和・八木が谷地域包括支援センター(社会医療法人社団千葉県勤労者医療協会)					
8	習志野台地域包括支援センター(医療法人成春会)	4/19(月)				

〇訪問者

職員5~7名(地域包括ケア推進課4~5名、圏域の直営地域包括支援センター1~2名)

2. 行政評価の結果

〇評価票 (基本点)

大項目	配点	新高根· 芝山、 高根台	前原	三山·田 喜野井	習志野台	塚田	法典	二和·八 木が谷	豊富· 坪井	
運営体制	64点	64点	64点	61点	64点	60点	64点	63点	64点	
重点項目	44点	44点	44点	44点	44点	44点	44点	44点	44点	
包括的支援事業	80点	79点	80点	79点	点08	80点	80点	息0点	80点	
その他	24点	22点	24点	23点	24点	23点	22点	22点	23点	
合計	212点	209点	212点	207点	212点	207点	210点	209点	211点	

〇重点事業等 (成果点)

<u>UESTAT</u>	八木点/									
大項目	配点	新高根· 芝山、 高根台	前原	三山·田 喜野井	習志野台	塚田	法典	二和·八 木が谷	豊富· 坪井	
重点事業	30点	26点	28点	29点	29点	26点	29点	29点	28点	
センター事業	20点	16点	18点	17点	17点	18点	20点	19点	19点	
合計	50点	42点	46点	46点	46点	44点	49点	48点	47点	

〇総合計点

基本点	配点	新高根· 芝山、 高根台	前原	三山·田 喜野井	習志野台	塚田	法典	二和·八 木が谷	豊富· 坪井
成果点	262点	251点	258点	253点	258点	251点	259点	257点	258点

3. 行政評価結果の推移

〇新高根・芝山、高根台地域包括支援センター

区分	大項目	配点	H30年度	R元年度	R2年度 第3四半期	R2年度 第4四半期
	運営体制	64点	64点	64点	64点	64点
	重点項目	44点	44点	44点	44点	44点
基本点	包括的支援事業	80点	78点	80点	78点	79点
	その他	24点	21点	23点	22点	22点
	合計	212点	207点	211点	208点	209点
	重点事業	30点	25点	24点	27点	26点
成果点	センター事業	20点	17点	17点	17点	16点
	合計	50点	42点	41点	44点	42点
糸	総合計		249点	252点	252点	251点

〇前原地域包括支援センター ※平成31年4月1日開設

区分	大項目	配点	H30年度	R元年度	R2年度 第3四半期	R2年度 第4四半期
	運営体制	64点	ı	64点	64点	64点
	重点項目	44点	ı	44点	44点	44点
基本点	包括的支援事業	80点	ı	77点	80点	80点
	その他	24点	ı	23点	23点	24点
	合計	212点	-	208点	211点	212点
	重点事業	30点	ı	24点	28点	28点
成果点	センター事業	20点	ı	19点	18点	18点
	合計	50点	-	43点	46点	46点
総合計		262点	_	251点	257点	258点

〇三山・田喜野井地域包括支援センター

<u> </u>	プニロ 田舎野が心域に加入版にプラ										
区分	大項目	配点	H30年度	R元年度	R2年度 第3四半期	R2年度 第4四半期					
	運営体制	64点	57点	58点	60点	61点					
	重点項目	44点	44点	44点	44点	44点					
基本点	包括的支援事業	80点	79点	80点	78点	79点					
	その他	24点	23点	24点	23点	23点					
	合計	212点	203点	206点	205点	207点					
	重点事業	30点	24点	24点	25点	29点					
成果点	センター事業	20点	18点	19点	17点	17点					
	合計	50点	42点	43点	42点	46点					
糸	総合計	262点	245点	249点	247点	253点					

○習志野台地域包括支援センター

区分	大項目	配点	H30年度	R元年度	R2年度 第3四半期	R2年度 第4四半期
	運営体制	64点	64点	63点	64点	64点
	重点項目	44点	44点	44点	44点	44点
基本点	包括的支援事業	80点	80点	80点	80点	80点
	その他	24点	24点	24点	24点	24点
	合計	212点	212点	211点	212点	212点
	重点事業	30点	25点	27点	27点	29点
成果点	センター事業	20点	19点	19点	17点	17点
	合計	50点	44点	46点	44点	46点
乡	総合計		256点	257点	256点	258点

〇塚田地域包括支援センター

※平成31年4月1日開設

区分	大項目	配点	H30年度	R元年度	R2年度 第3四半期	R2年度 第4四半期
	運営体制	64点	I	58点	59点	60点
	重点項目	44点	ı	42点	44点	44点
基本点	包括的支援事業	80点	ı	76点	80点	80点
	その他	24点	_	24点	23点	23点
	合計	212点	-	200点	206点	207点
	重点事業	30点	1	21点	26点	26点
成果点	センター事業	20点	_	13点	17点	18点
	合計	50点	_	34点	43点	44点
糸	総合計		_	234点	249点	251点

〇法典地域包括支援センター

区分	大項目	配点	H30年度	R元年度	R2年度 第3四半期	R2年度 第4四半期
	運営体制	64点	64点	62点	64点	64点
	重点項目	44点	44点	44点	44点	44点
基本点	包括的支援事業	80点	80点	80点	80点	80点
	その他	24点	24点	24点	21点	22点
	合計	212点	212点	210点	209点	210点
	重点事業	30点	25点	29点	29点	29点
成果点	センター事業	20点	20点	19点	20点	20点
	合計	50点	45点	48点	49点	49点
· ·	総合計		257点	258点	258点	259点

〇二和・八木が谷地域包括支援センター ※平成31年4月1日開設

区分	大項目	配点	H30年度	R元年度	R2年度 第3四半期	R2年度 第4四半期	
	運営体制	64点	ı	62点	62点	63点	
	重点項目	44点	1	42点	44点	44点	
基本点	包括的支援事業	点08	-	76点	点08	80点	
	その他	24点	1	23点	22点	22点	
	合計	212点	-	203点	208点	209点	
	重点事業	30点	ı	27点	28点	29点	
成果点	センター事業	20点	-	17点	18点	19点	
	合計	50点	_	44点	46点	48点	
糸	総合計		-	247点	254点	257点	

○豊富・坪井地域包括支援センター

	开地场已归又没					
区分	大項目	配点	H30年度	R元年度	R2年度 第3四半期	R2年度 第4四半期
	運営体制	64点	62点	64点	64点	64点
	重点項目	44点	44点	44点	44点	44点
基本点	包括的支援事業	80点	80点	79点	80点	80点
	その他	24点	24点	24点	23点	23点
	合計	212点	210点	211点	211点	211点
	重点事業	30点	28点	27点	27点	28点
成果点	センター事業	20点	20点	19点	19点	19点
	合計	50点	48点	46点	46点	47点
· 小	総合計	262点	258点	257点	257点	258点

事業報告書に係る評価について

1. 実施者

市(地域包括ケア推進課)が行います。

2. 評価項目

(1)評価票(基本点)

各大項目の中に小項目があり、小項目は4段階評価としています。A評価は4点、B評価は3点、C評価は2点、D評価は1点とし、それ以外の評価はないものとしています。各項目の配点 (小計) は下表のとおりです。なお、事業報告書 (評価票) 中、☆印がある小項目については、2倍の配点となっています。

大項目	配点
(1)運営体制	64点
(2)重点項目	44点
(3)総合事業における介護予防ケアマネジメント	12点
(4)総合相談支援	20点
(5)権利擁護	20点
(6)包括的・継続的ケアマネジメント	16点
(7)地域ケア会議	1 2点
(8) その他	24点
合 計	212点

(2) 重点事業等(成果点)

①重点事業(市で設定)、②センター事業(センターで設定)の2項目について評価を行います。各項目の配点は下表のとおりです。

区分	大項目	配点	小計
重点事業	基本チェックリストの実施	10点	
(総合事業の介護予防	多様なサービスの活用	5点	30点
ケアマネジメント業	自立支援に向けた取り組み	10点	30m
務)	その他	5点	
センター事業	事業の効果	10点	
	先進性•波及	5点	20点
	その他	5点	
	合 計	50)点

3. 評価結果の取り扱い

まず各地域包括支援センターが自己評価を行います。その後、地域包括ケア推進課職員及び同一 圏域にある地域包括支援センター職員にて訪問調査を行い、行政評価を行います。

評価結果について、地域包括支援センター運営協議会に議題として報告し、意見を集約した後、 最終評価を確定いたします。

				- ☆	高根 芝山、 根台	前	前原		山• 野井	習志	野台	均	聚田	注	5典		・八木 ^{「谷}		富· F井
	項目	実施基準	評価	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政
	① 職員の適正配置	仕様条件どおり三職種が配置さ れている	配置職員(変更含む)は事前に報告することを仕様条件としているため行政評価のみ		А		А		В		А		В		А		А		А
	② 職員の安定的な 雇用	年度の途中に職員を変更しない よう、利用者等に配慮することが できている	配置職員(変更含む)は事前に報告することを仕様条件としているため行政評価のみ		А		А		В		А		С		А		В		А
	③ ☆事業計画	年度の事業計画を目標とし全員 で取り組んでいる	A:事業計画を全職員が共通理解し、計画遂行に向け積極的に取り組んでいる B:事業計画を全職員が共通理解したが、計画遂行に向けた取り組みが不十分である C:事業計画を全職員が共通理解したが、日々の業務を単純に遂行している D:事業計画を全職員で共通理解することなく、日々の業務を単純に遂行している	А	А	A	А	А	A	А	A	А	A	A	A	А	A	А	А
	④ 提出物の期日内 提出	仕様条件どおり報告書等が期限 内に提出できている	A: 報告書等が期限内に提出できており、かつ工夫して分かり やすい報告等を行うことができている B: 報告書等が期限内に提出できている C: 報告書等がおおむね期限内に提出できている D: あまりできていない	А	А	А	А	В	В	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А
	⑤ 専門性の確保	①職員の研修履歴を記録し、 ②今後の研修計画を立て、 ③研修結果をセンター内で報告・ 共有する機会を設けている	A:①②③いずれもできている B:①②③のうち、いずれか2つをできている C:①②③のうち、いずれか1つをできている D:①②③いずれもできていない	А	А	А	А	А	A	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А
	⑥ 職員の公正・中 立性の確認		A:職員一人ひとりが、公益的な機関としての認識を持ち、かつ客観的に公正・中立性に留意して業務を行っているB:職員一人ひとりが、公益的な機関としての認識を持ち、公正・中立性に留意して業務を行っているC:職員全員が公正・中立性に留意して業務を行っているとはいえないD:できているとはいえない	А	А	А	А	А	A	А	A	А	А	А	Α	А	A	А	А
	⑦ ☆職員の資質の 向上	①研修会等に積極的に参加し、②研修の成果等を他の職員に適切に伝達し、 ③センター内でOJT体制を確保し、経験の浅い職員などへのフォローができている	B:①②③のうち、いずれか2つをできている C:①②③のうち、いずれか1つをできている	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А
(1) 運営体制	8 緊急時等の体制 整備	24時間365日対応できる体制が 整っている	A:市へ登録した緊急連絡体制のとおり随時対応することができている B:市へ登録した緊急連絡体制のとおり対応したが、一部留守 番電話等の対応となり随時対応できない場合があった C:市へ登録した緊急連絡体制の変更届け出が原因日以降の 届け出となった D:市へ登録した緊急連絡体制の変更届け出が市からの指摘 により判明した	А	А	А	А	А	A	А	A	А	А	А	А	А	A	А	А

				• ±	高根 芝山、 根台	前	原		山· 喜野井	習志	野台	均		法	5典		・八木 ⁽ 谷		富• 平井
	項目	実施基準	評価	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政
9		各種業務マニュアルの整備状況 及び運用について	A:市等のマニュアルに加え独自のマニュアルを作成し、全職員 共通理解のもと業務にあたっている B:市等のマニュアルに加え独自のマニュアルを作成したが、全 職員共通理解に至っていない C:市等のマニュアルを全職員共通理解のもと業務にあたって いる D:市等のマニュアルを理解できていない	А	А	А	A	А	A	А	A	A	A	A	A	А	A	А	А
10	苦情対応	①苦情があればその内容と対応 結果を記録に残している ②その内容及び対処方法等をセンター職員で共有するとともに再 発防止に努めている ③苦情処理の対応についてマニュアルなどが整備されている	A:①②③いずれもできている B:①②③のうち、いずれか2つをできている C:①②③のうち、いずれか1つをできている D:①②③いずれもできていない ※市側に寄せられた苦情等は、行政評価項目で評価する	А	А	А	A	А	A	А	A	А	А	А	А	А	A	А	А
11)	おける介護予防	介護予防ケアマネジメントを三職 種が行わず本来業務に専念でき ている	A: 三職種が介護予防ケアプラン業務に従事せず、本来業務に 専念している D: 三職種が介護予防ケアプラン作成業務を行ったことがある ※該当する場合は、作成件数及び理由を「評価の理由や根拠」 欄に記載すること	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А
12	建物設備等	仕様条件どおり建物及び設備が 整っている	建物設備等は仕様条件としているため行政評価のみ		А		А		А		А		А		А		А		А
(13)	相談者に配慮した相談スペース	仕様条件どおり相談者に配慮した相談スペースが確保されているか	相談室及び会議室等の配置は仕様条件としているため行政評価のみ		А		А		А		А		В		А		А		А
14)	周知	地域包括支援センターの周知を パンフレットやホームページ等で 行っている	A:センターの周知を独自のパンフレットで行い、かつ、別に工夫して周知している B:センターの周知を独自のパンフレットで行うか、又は、別に工夫して周知している C:センターの周知を市のパンフレットで行い、かつ、別に工夫して周知している D:センターの周知を市のパンフレットで行いている	А	А	А	A	А	A	А	A	А	A	А	A	А	A	А	А
				_	64	_	64	_	61	_	64	_	60	_	64	_	63	_	64
1	☆地域課題	地域の課題を把握している	A:地域課題を把握し、独自に分析を行い課題を明確にして、次年度の事業計画に反映させることができているB:地域課題を把握し、独自に分析を行い課題を明確にしているが、次年度以降の活用は未定であるC:地域課題を把握に留まっており、今後工夫する余地があるD:地域課題の把握に着手していない	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	Α	А	А	А	А
2	☆地域資源の状 況	地域資源の状況を把握している	A:地域資源の状況を把握し、独自に地域の関係機関のリストを作成の上活用している B:地域資源の状況を把握し、独自に地域の関係機関のリストを作成したが、活用に至っていない C:地域資源の状況把握に留まっており、今後工夫する余地がある D:地域資源の状況把握に着手していない	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А

					• ±	高根 芝山、 根台	前	原		山· 野井	習志	野台	均	聚田	法	典		・八木 ^{(谷}		雪∙ ^፻ 井
		項目	実施基準	評価	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政
(2)	3	☆高齢者の生活 実態把握	高齢者の生活実態を把握してい る	A:高齢者の生活実態を把握し、リストを作成するなど、情報を整理のうえ、ケース支援に有効に活用できている B:高齢者の生活実態を把握し、リストを作成するなど、情報を整理しているが、工夫の余地がある C:高齢者の生活実態の把握に留まっている D:高齢者の生活実態の把握に着手していない	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А
重点項目	4		高齢者の生活実態を把握し必要 なサービスを導入している	A:高齢者の生活実態を把握し、必要なサービスを導入している B:高齢者の生活実態を把握し、必要なサービスの導入は一部 に留まっている C:高齢者の生活実態の把握に留まっており、必要なサービス の導入に至っていない D:高齢者の生活実態の把握に着手していない	А	А	А	A	А	A	А	A	А	А	А	A	А	A	А	А
	(5)	☆住民主体の活 動支援	住民主体の活動に対する支援が できている	A:住民主体の活動に対して、地域の状況を把握し、適切に支援ができている B:住民主体の活動について、地域の状況を把握できている範囲で、適切に支援ができている C:住民主体の活動について、地域の状況は把握できているが、必要な支援をするには至っていない D:住民主体の活動について、地域の状況の把握に着手していない	А	А	А	A	А	A	А	A	А	А	А	A	А	A	А	А
	6		地区民協に参加し、民生委員と の連携ができている	A:原則毎回出席し、民生委員と相互に情報交換を行うことができている B:原則毎回出席し、必要に応じて民生委員への情報提供を行っている C:市からの依頼・報告事項及びセンターからの情報提供等がある場合のみ出席している D:市からの依頼・報告事項がある場合のみ出席している	А	А	А	A	А	A	А	A	А	А	А	A	А	A	А	А
					_	44	-	44	_	44	_	44	_	44		44	_	44	_	44
(3)総合事業の介	1	基本チェックリス トの実施	相談者の意向や状態を適切に把握するとともに、総合事業の趣旨と手続き、要介護認定等の申請について十分に説明した上で基本チェックリストを適切に実施している		А	А	А	A	Α	A	А	Α	A	Α	A	Α	Α	Α	А	А
ガ護予防ケアマッ	3	当性及び適切な サービスへの判	基本チェックリストに加え船橋市 版アセスメントシートを用いてセ ンターが行う検討会において適 切にできている	A:基本チェックリストに加え船橋市版アセスメントシートを用いてセンターが行う検討会において適切にできているB:基本チェックリストに加え船橋市版アセスメントシートを用いてセンターが行う検討会において概ね適切にできているC:どちらともいえないD:あまりできていない	А	А	А	A	А	A	А	A	А	А	А	A	А	А	А	А

					• ≵	高根 芝山、 根台	前	前原		山· 野井	習志	野台	场	田	注	共		・八木 ^{(谷}		富· 平井
		項目	実施基準	評価	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政
ヤジメント	3	介護予防ケアマ	利用者(要支援者及び事業対象 者)の状況にあった適切な介護 予防ケアマネジメントができてい る	B:アセスメント、サービス担当者会議、モニタリング、評価を概	А	А	А	А	А	A	А	A	А	A	А	A	А	А	А	А
					_	12	_	12	_	12	_	12	_	12	_	12	-	12	_	12
	1			A:適切なサービス、機関又は制度の利用に繋げている B:サービス、機関又は制度の利用に繋げている C:どちらともいえない D:あまりできていない	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А
	2	実態把握	実態把握を適切に行っている	A:適切な実態把握を行っている B:実態把握を行っている C:どちらともいえない D:あまりできていない	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А
(4) 総				A: 必ず確認している B: 概ね確認している C: どちらともいえない D: あまりできていない	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А
総合相談支援	4	ネットワークの構 築	適切な支援のためのネットワーク 構築が図れている	A:独自のネットワーク作りが行われており、具体的な形となっている B:各関係機関の会議等に参加しネットワーク作りに努めている C:各関係機関の会議等に参加しているが、ネットワーク作りを 目的としていない D:あまりできていない	А	А	А	А	А	A	А	A	А	A	А	A	А	A	A	А

					高	高根 芝山、 根台		顶	田喜	山• 喜野井		野台		聚田		5典	ħ	・八木 [、] 谷	坪	富• F井
		項目	実施基準	評価	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政
	\$	必要な情報の整 理	フォーマル及びインフォーマル サービス等の各関係機関・制度 の情報が整理されている	A: フォーマル・インフォーマルサービスを独自に整理し、相談対応に活用している B: 市のマニュアル等に補足する形で整理し、相談対応に活用されている C: どちらともいえない D: あまりできていない	А	А	А	А	А	А	А	Α	А	А	А	Α	А	Α	А	А
					_	20	_	20	-	20	-	20	-	20	_	20	-	20	-	20
	1		成年後見制度の相談に適切に 対応し、利用を支援できている	A:全職員が自己研鑽し、適切な相談対応や支援ができている B:全職員が十分に対応できるとはいえないが、センター内で連携して適切な相談対応や支援ができている C:一部の職員(社会福祉士等)のみできており、当該職員に依存している D:あまりできていない	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	A	А	А
(5)	2		市長申し立てのための必要書類 の準備ができる	A:必要書類の把握ができており、迅速に公用申請等の依頼を 直営センターへ依頼している B:必要書類の把握はできているが、直営センターへ応援を依頼し、共同で準備している C:必要書類の把握が不十分であり、直営センターからの指示 がないと準備できない D:あまりできていない	А	А	А	A	A	A	А	A	А	A	A	A	А	A	А	А
権利擁護	3			A:センター内で対応方針を迅速に取り決め、対応検討会等に 臨むことができる B:センター内である程度対応方針を取り決め、対応検討会等 に臨むことができる C:基本的に直営センター等に指示を仰いでいる D:あまりできていない	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А
	4	地域の関係機関との情報の共有	個別の事例について地域の関係 団体等と適切に情報を共有でき ている	A:地域ケア会議等で、地域の関係団体等と情報の共有ができている B:関係団体等とは情報の共有ができている C:積極的に情報の共有は行っていない D:共有ができているとはいえない	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А
	(5)		やむを得ない措置を行う必要が ある場合などの緊急の場合に対 応できる	やむを得ない措置を行う場合を含め、危機管理体制が整え しており適切に対応できる ある程度できる どちらともいえない あまりできていない		А	А	А	А	В	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А
					_	20	_	20	_	19	_	20	_	20	_	20	_	20	-	20

					• 芝	高根 5山、 根台	前	顶	,	山• 野井	習芯	野台	均	甜	注			・八木 [、] 谷		富• F井
		項目	実施基準	評価	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政
	1	関係機関との連携・協働体制	構築できている	A:独自のネットワークを構築し、連携・協働体制を整備している B:多職種との連携の場を設けている C:介護支援専門員に関係機関の情報提供ができている D:あまりできていない	А	А	А	А	А	А	А	А	А	A	А	А	А	А	А	А
(6) 包括的·継	2	介護支援専門員の資質の向上	の向上に努めている	A:地域の介護支援専門員の資質の向上のため独自に研修会や勉強会を行っている B:圏域ごとの集まりの中で直営センターが実施する研修に積極的に協力している C:市や他団体の研修等への参加を促している D:あまりできていない	В	В	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А
続的ケアマネジ	3	介護支援専門員 に対する個別相 談・指導	地域の介護支援専門員に対して 個別に相談を受け、又は指導で きている	A:地域内の相談体制を整備している B:相談体制は整備していないが、個別の相談には積極的に応じている C:必要に応じて相談は受けているが、積極的には行っていない D:あまりできていない	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А
ノメント	4		難事例について、支援方針の検 討や指導助言を行っている	A:センター内でのカンファレンス等を通じて三職種全体で個別 困難事例の支援方針を検討し、指導助言を行っている B:複数の職員により、支援方針を検討し、指導助言を行っている C:一部の職員のみ事例を把握し、他の職員は必要な場合のみ ケースファイルで確認している D:あまり行っていない	А	А	А	А	А	A	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А
					_	15	_	16	-	16	_	16	_	16	_	16	_	16	_	16
	1	地域ケア会議の周知	る	A:独自の啓発チラシの作成や講演会を開催するなど、工夫して普及啓発に努めている B:講演会やイベントなどの機会を捉え、普及啓発に努めている C:要請があった場合のみ、事業の説明を行っている D:あまり行っていない	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А
(7) 地域ケア会	2	地域課題の解決	地域ケア会議として、当該地域 の地域課題を抽出し、解決に向 けた具体的な取り組みを行って いる	A:地域課題を抽出し、解決に向けた具体的な取り組みを地域 ケア会議として行っている B:地域課題を抽出し、解決に向けた具体的な取り組みを検討 している C:地域課題の抽出ができている D:地域課題の抽出が十分にできていない	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А
4議	3	個別ケア会議	A:個別ケア会議で検討すべき事案を的確に把握の上のに会議を開催し、その積み重ねから地域課題の抽げることができていると議を開催し、その積み重ねから地域課題の抽出につなげることができているとができているとができているとができているとができている。 C:個別ケア会議で検討すべき事案を的確に把握し、に会議を開催している。 C:個別ケア会議で検討すべき事案の把握に努めては催に至っていない。D:あまりできていない		А	А	А	A	А	A	А	A	А	A	А	А	А	A	А	А
1					_	12	_	12	-	12	-	12	-	12	_	12	-	12	_	12

					- 芝	高根 芝山、 根台	育	前原		山· 喜野井	習志	野台	均	聚田	污			・八木 ⁽ 谷		富• 『 井
		項目	実施基準	評価	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政
	1	消費者被害への 啓発や対応	②知り得た情報を民生委員やケ	A:①②③いずれもできている B:①②③のうち、いずれか2つをできている C:①②③のうち、いずれか1つをできている D:①②③いずれもできていない	А	А	А	А	А	А	А	A	А	A	А	А	А	А	А	А
		地域包括支援センター運営協議 会その他の審議 会等への参加	地域包括支援センター運営協議 会その他の審議会等に参加でき ている	A:仕様にある審議会等へは必ず参加している B:概ね参加している C:どちらともいえない D:あまりできていない	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А
	3	個人情報の保護		A:市の条例や関係法令(以下、「条例等」という)を熟知し、できてい の、独自のマニュアル等を整備し適切に管理している B:条例等は理解しているが、マニュアル等は整備していない C:センター職員全員が条例等を熟知していない D:あまりできていない A:独自に企画を1回以上行い、かつ、市からの依頼に応じて		А	А	А	А	А	А	Α	А	А	А	А	А	А	А	А
(8) その他		認知症サポー ター養成講座	認知症サポーター養成講座を企 画したり、キャラバン・メイトとして 地域に出向いているか	A:独自に企画を1回以上行い、かつ、市からの依頼に応じてキャラバンメイトとして延3回以上出向いているB:独自に企画を1回以上行い、かつ、市からの依頼に応じてキャラバンメイトとして1回以上出向いているC:企画はしていないが、市からの依頼に応じてキャラバンメイトとして1回以上出向いているD:出向いていない	В	В	А	А	В	В	А	A	А	В	А	А	D	В	С	В
		在宅介護支援教 室の実施	在宅介護支援教室を行っている	A:独自に在宅介護支援教室を企画し、実施している B:地域からの要請に基づき、在宅介護や介護予防に資する教室に協力している C:行政や地域の在宅介護や介護予防に資する教室の紹介は行っている D:行っていない	В	В	А	А	А	А	А	А	А	А	А	С	D	В	А	А
	6	援事業所(以下、「事業所」という)	事業所として適切に業務を行い、かつ、地域内の他の居宅介護支援事業所の適切な管理・指導等を行っている	A:事業所として業務を公正中立に行い、かつ、他の事業所に適切に管理・指導等を行っている B:事業所として業務を公正中立に行っているが、他の事業所への管理・指導等が十分とはいえない C:事業所として業務が公正中立とは言えず、かつ、他の事業所への管理・指導等が十分とはいえない D:事業所として業務、及び他の事業所への管理・指導等のいずれも適切ではない	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А	А
					_	22		24	_	23	_	24	_	23		22		22	-	23
			í)計	_	209	_	212	_	207	_	212	_	207	_	210		209	_	211

■重点事業:権利擁護業務

■主M子水·(E13)		亲	新高根	·芝山、	高根台	Ì			前原	Į			Ξι	山・田喜	喜野井			Ī	習志野	台	
項目	配点	A 委員	B 委員	C 委員	平均	四捨 五入	A 委員	B 委員	C 委員	平均	四捨 五入	A 委員	B 委員	C 委員	平均	四捨 五入	A 委員	B 委員	C 委員	平均	四捨 五入
早期発見・早期 対応	10点	9	10	8	9. 0	9	9	10	9	9.3	9	10	10	9	9. 7	10	9	10	9	9. 3	9
関係機関との連携及び役割分担	10点	10	10	8	9. 3	9	10	10	9	9. 7	10	10	10	9	9. 7	10	10	10	9	9. 7	10
センター内の体制	5点	5	3	4	4. 0	4	5	5	5	5. 0	5	5	5	4	4. 7	5	4	5	5	4. 7	5
その他	5点	5	4	4	4. 3	4	5	3	5	4. 3	4	5	3	4	4. 0	4	5	5	5	5. 0	5
合 計	30点	29	27	24	26. 7	26	29	28	28	28. 3	28	30	28	26	28. 0	29	28	30	28	28. 7	29

■センター事業

		茅	新高根	・芝山、	高根台	1			前原	Į.			Ξι	山・田喜	喜野井			:	習志野	台	
項目	配点	A 委員	B 委員	C 委員	平均	四捨 五入		B 委員	C 委員	平均	四捨 五入		B 委員	C 委員	平均	四捨 五入	A 委員	B 委員	C 委員	平均	四捨 五入
事業の効果	10点	9	8	8	8. 3	8	9	10	9	9. 3	9	9	10	9	9. 3	9	10	8	9	9. 0	9
先進性・波及	5点	4	4	4	4. 0	4	4	5	5	4. 7	5	4	5	4	4. 3	4	4	3	4	3. 7	4
その他	5点	4	4	4	4. 0	4	4	5	4	4. 3	4	4	5	4	4. 3	4	5	3	4	4. 0	4
小 計	20点	17	16	16	16. 3	16	17	20	18	18. 3	18	17	20	17	18. 0	17	19	14	17	16. 7	17

	塚田	1		法典					二和・八木が谷					豊富・坪井					
A 委員	B 委員	C 委員	平均	四捨 五入	A 委員	B 委員	C 委員	平均	四捨 五入	A 委員	B 委員	C 委員	平均	四捨 五入	A 委員	B 委員	C 委員	平均	四捨 五入
9	10	9	9. 3	9	10	10	9	9. 7	10	9	10	9	9. 3	9	9	9	10	9. 3	9
10	8	10	9. 3	9	10	10	10	10. 0	10	10	10	10	10. 0	10	9	9	10	9. 3	9
4	3	4	3. 7	4	5	4	4	4. 3	4	4	5	5	4. 7	5	5	5	5	5. 0	5
5	3	4	4. 0	4	5	5	5	5. 0	5	4	5	5	4. 7	5	5	4	5	4. 7	5
28	24	27	26. 3	26	30	29	28	29. 0	29	27	30	29	28. 7	29	28	27	30	28. 3	28

		塚田	1		法典					二和・八木が谷					豊富・坪井				
A 委員	B 委員	C 委員	平均	四捨 五入	A 委員	B 委員	C 委員	平均	四捨 五入	A 委員	B 委員	C 委員	平均	四捨 五入	A 委員	B 委員	C 委員	平均	四捨 五入
9	10	9	9. 3	9	10	9	10	9. 7	10	9	10	9	9. 3	9	9	9	10	9. 3	9
4	5	5	4. 7	5	5	5	5	5. 0	5	5	5	5	5. 0	5	4	5	5	4. 7	5
4	3	4	3. 7	4	5	5	4	4. 7	5	4	5	5	4. 7	5	4	5	5	4. 7	5
17	18	18	17. 7	18	20	19	19	19. 3	20	18	20	19	19. 0	19	17	19	20	18. 7	19

事業報告書 (概要)

(令和2年度:第4四半期終了時)

総合相談支援業務(介護保険法115条の45第2項第1号)

誰もが住み慣れた地域で安心して、尊厳あるその人らしい生活が送れることを基本として、相談支援業務にあたっている。対応においては、適切な医療・介護・福祉サービスや地域のインフォーマルサービス等、個々の問題に必要な支援に過不足なく繋げていくことを心掛けている。地域包括支援センターが高齢者の相談窓口として定着していることは、日々実感するところであるが、反面高齢者というだけで、何でも包括にという傾向は否めず、包括に連絡すれば全て完結すると思い、相談される方も多々見受けられた。当センターではファーストコールをワン・ストップサービス体制として、個だけではなく地域に安心と信頼を提供できるセンター機能を念頭において対応した。

今年度は新型コロナウイルスの影響があり、入院中の面会も制限され、家族が本人の 状況を十分把握しきれないままに退院し、退院後に家族からのSOSを受けて対応する ケースが多数見られた。また介護保険制度についても十分に説明を受けておらず、本人 家族の意向の聴取も不十分で、退院調整が機能していないことが多々見受けられた。利 用者や相談者の心情に配慮しながら、不利益を受けることがないように対応を行った。

また、今年に入ってからコロナ禍の影響で外出の機会が制限され、認知面や身体機能面の低下が進んだとの相談が多くあった。本来であれば積極的に通所サービスの利用を促すケースも本人、家族が消極的な場合は慎重にならざるを得なかった。今後も同様の状況は続くと思われる。重度化予防の観点から地域住民への啓発を行っていくためにも地域の町会や自治会などの機関へ働きかけていくことも必要である。今まで当たり前にできていた活動が制限される中で、本人は勿論のこと家族や地域、専門職等それぞれが自立支援として自分達が出来ることは何かを考えられる地域を目指し、関係強化、役割などの普及、啓発に努めていく。

相談件数を内容別にみると、制度に関すること、在宅医療、経済生活問題の順に多い。 さらに家族関係の希薄化や8050問題、アルコール依存や精神疾患など、個人を取り巻 く背景も複雑化、多様化している。迅速に対応するため、センター内で適宜ミーティン グや情報共有を行い、方針を統一し対応をしてきた。今後も、問題の核や将来の見通し について、見極めができるよう話し合いを重ねながら、センター全体で支援できる体制 を継続していく。また複雑化した問題を対処するために、今年度も行政や専門職、関係 機関が一同に会しての会議の場が多数設けられた。

今後もこのような場を設けスムーズな連携と関係構築を図り、相互の役割について理解を深め、地域対応力を強化しながら利用者に還元ができるように連携を深めていく。

権利擁護業務 (介護保険法 115条の45第2項第2号)

*高齢者虐待関係以外(判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等)

担当地域には集合住宅(UR 団地)が多いこともあり、単身高齢者も多く、高齢者より今後の金銭管理や他界した後が心配という相談はあるが、成年後見制度について知らないという方は多い。相談の際は、高齢者の権利侵害がされていないかという視点を持ちながら適切なアセスメントを行い、適切な関係機関へ結び付けている。コロナ禍でも地域ケア会議等で地域の行政書士とケアマネジャーとの顔合わせの機会をつくり、ケアマネジャーが成年後見制度を必要と感じた時、地域包括支援センターを介さずに顔の見える関係同士で相談できるネットワーク作りを継続的に行った。

ケアマネジャーからの相談が少なくなっている一方で、病院より市長申立てをして欲しいとの相談を多く受ける。入院時の情報で家族がいない・疎遠といった情報だけで家族へアプローチもせずに相談が入る。また、支援者同士で方向性がまとまっていないにも関わらず、市長申立てをして欲しいという相談も入る。その際は、まずは支援者が高齢者・家族の状況を整理していく力を持って頂けるようアセスメントの必要性を説明しながら、支援者で情報を整理して頂いている。当地域包括支援センターでは、相談時には適切にアセスメントを行い、「家族が精神疾患を患っているから」「虐待だから」という理由で市長申立てではなく、本人・家族の思いや生活状況・背景なども情報収集・整理を行い、センター内で協議し適切に成年後見の申立てを行うことができた。

今年度の成年後見申立ては、本人申立て2件(うち1件は後見選任待ち)、親族申立て1件(完了)、市長申立て5件(完了)を行っている。市長申立てを進めていく中で、今まで疎遠であった親族が申立てはできなくても、医療同意については関わって頂けた事案もあり、当包括支援センターとしては親族と良い関係性を築き後見人へ繋げるよう支援を行うことができた。

今年度は、「8050 問題」の相談・支援が多く、高齢者のみでなく家族支援の視点も持ちながら支援を行った。虐待等で分離となった場合でも、家族から今後の生活への相談を受け、家族に関係機関が関わっている場合には連携を取り、コロナ禍の中でも感染対策を行いながら顔が見える場を作り、情報共有・各関係機関での役割を確認しながら支援を行っている。

依然として身元保証人の不在等により、医療同意が得られない理由で施設入所を断られることや、地域のケアマネジャーが病院等より手術の立ち会い等、家族と同様の支援を求められてしまう現状がある。そのため、高齢者が適切な支援へ繋がる方法が見つからない困難な状況に、包括支援センターとして苦慮することが増え、時間を費やさざるを得ない現状がある。地域包括ケアが目指す尊厳ある生活を維持し、誰もが安心して生活が送れるよう専門的・継続的な視点からも高齢者の権利擁護支援として、平成29年

の高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議で提案された船橋市独自のガイドライン の作成は急務であり、ガイドラインが作成されることで、高齢者の尊厳のある生活が保 てると考える。

消費者被害については、コロナ禍で啓発していく場が少なくなっているが、個別訪問時や民協への参加時には情報収集・啓発を行うことができた。また、包括支援センターで定期的に発行している「地域ケア会議新聞」に今年度は新型コロナウイルス関連のマスク詐欺についても取り上げ注意喚起を行った。個別訪問で地域の方より、固定電話は利用していないことや、留守番電話機能を利用し詐欺に注意しているという状況が多く見られている。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 (介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 3 号)

地域の高齢者が可能な限り在宅で生活できるよう、介護支援専門員への支援を中心に行っている。介護支援専門員が苦慮するケースは、家庭全体に困難が生じている場合も多く、いわゆる8050問題なども関連するため、地域や他機関、多職種との連携が必要となっている。このため、介護支援専門員がこういったケースを担当している場合には、積極的に地域関係者や関連機関と繋ぐ支援を行った。

主任介護支援専門員の人数は圏域内で大きな変動は無いが、定年等含め今後は更新しない意向の方もおり、減少傾向ともいえる。事業所数は、新たに圏域内に移転してきた事業所もあるが、法人内の事業所の統廃合等で圏域内から撤退した事業所もある。圏域内で全てをカバーしているわけでは無いが、圏域内の社会資源の状況として、介護支援専門員数や事業所数には注視してゆく必要があると考えている。

既存の主任ケアマネ連絡会は、直営包括と協働で事務局的機能としてサポートしており、年3回の定例会が定着していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年度末に企画していた事例検討会以降、活動は中止になっている。当センターではサポートの一環として事業所の運営状況の共有、事業所からのお知らせ等、不定期ではあるが発信している。令和3年度の活動計画については、ウェブ上でのアンケートを実施し、研修方法等を含め意見集約の支援を行い、来年度の企画に役立てた。

介護予防プランについて、新たにケアマネジャーになった方に、センター独自で作成 したマニュアルを基に研修会を企画していたが、今回は未実施。予防プランマニュアル の見直し、プランの最大期間の延長等、主任介護支援専門員会議でも議論が進んでおり、 決まり次第、地域への周知を徹底したいと考えている。

直営地域包括支援センターや介護支援専門員協議会との研修会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となっている。今後、研修会を企画開催する際には、会場の確保は問題となってくる。このため、WEB形式での研修会などを進める必要があると考え、地区役員とともに検討してゆく。個別相談や困難事例の対応については、待ちの姿勢ではなく積極的に関与して行き、地域の声での解決が求められる場合には、地域ケア会議へと繋げ、地域課題についての意識を介護支援専門員が持てるよう支援して行った。

地域ケア会議推進業務(介護保険法 115条の 48)

○全体会議(定例会)について

年5回の定例会の開催を予定していたが、新型コロナウイルスの自粛期間もあったことから、第1回及び第2回は中止としている。その旨の手紙を出す際に、構成員に対して文書にて意見を求める書面も送っているが、返送は無かった。

構成員は変わらず、民生委員や地区社協、商店会の会長や法律関係者、歯科医師、グループホームなど地域で暮らしている、もしくは活動しているメンバーで構成を図り、より地域に密接した関係性の下で変わりなく会議を進行している。第3回より、会議を再開し4回目まで終了。新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底し、案内書を発送する際に全ての参加者へ、感染防止対策チェックリストを添付し注意喚起を行った。また、会場も広い講堂に変更し三密を防ぐ設営と、検温やマスク着用を促して、安全対策に留意しながら開催した。しかし、5回目は再び緊急事態宣言が発令されたため開催できず、書面会議という形で遂行した。

また、毎回オブザーバーとして地域の介護支援専門員や民生委員の方々にも案内書を送っているが、会議が再開されてからそれまで参加が1人ないし2人だった民生委員の参加が増えて来ている。その他に、地域ケア会議主催の研修会を、第2回に設定していたため、止む無く中止せざるを得なかったが第3、第4回目の会議に参加された、民生委員、介護支援専門員の方々から感想を伺うと、それぞれが困っている問題なども話されており、高齢者だけでなく、その子ども世帯、いわゆる8050問題の50の対応に苦慮されている話を何件か伺えた。

次年度は、高齢者だけでなく、その家族に向けた支援の方法も、地域ケア会議主催で 問題解決に向けての研修会を開催できればと考えている。

また、UR が地域医療福祉拠点として芝山地区に誘致した事業所も決まり、UR 及び事業所が挨拶と紹介のため、第 3 回の地域ケア会議に参加。今後、UR もオブザーバーとしての参加希望と事業所が開所した際には、構成員として参加頂くことも予定している。その他にも、地域を知って頂く手段や、専門職側からの意見を頂くなど、引き続き民生委員や介護支援専門員等に、オブザーバーとしての参加を促し、顔の見える化会議及び研修を開催し、地域包括支援センターを介さず地域と介護支援専門員が互いに連携し合える地域を目指していく。

○個別ケア会議について

今年度の個別ケア会議も定例会同様、新型コロナウイルスの感染対策に十分配慮しながら行った。緊急性のあるもの以外は、なるべく集まることを避け、地域や専門職と個々に連絡を取り合って対応している。

虐待等緊急性があり、集まって個別ケア会議が必要なケースについては、開催の必要

性をきちんと判断した上で行っている。また、会議の目的、方向性を参加者の誰もが理解できるよう、開催前に関係者から情報収集を行った上で、予め三職種で検討を行って会議に臨んでいる。なお、会議では情報収集及び情報共有がメインとなっているのが殆どではあるが、問題解決に向けて意見交換を行っている。地域の方々が入って頂くことで、地域との関係性や生活歴など、なかなか知ることのできない情報から、問題解決のヒントがあり、方向性が導きだせ、時には見立てが変わることも多かった。結果、地域と情報を共有することで見守り体制等が行える大きな力となっている。

また、個別ケア会議を通して民生委員と介護支援専門員が顔を合わせたことで、地域の支援者同士の距離が縮まり、お互いに連絡を取り合えているケースも増えているようである。

今年度は、地域の方々が参加する個別ケア会議に限らず、認知症の親に対しての対応 が難しい、8050 問題の 50 の対応に苦慮するケースが多く見受けられた。親が元気なう ちは良いが、ほとんどが認知症を発症してから、子どもがそれに対応できずに問題が起 こっている。

今後は、この8050の50問題の対応を検討していく必要があると感じている。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

地域ケア会議の報告として、当センターで地域ケア会議新聞を発行し、民生委員の定例会議での配布、他は議事録の発送時に添付し、地域ケア会議の見える化を行い周知している。少しずつではあるが、民生委員の方々も興味を持たれ、定例会に参加頂く人数も増えている。しかし、民生委員全体から比べると、まだ参加は少数であり、尚且つ、同じ方が何度も参加されてもいる。全体に認識されるために、また、会議を有効活用していただき、問題を一人で抱えないためにも、ケアマネジャーと地域の専門職との顔繋ぎは必須と考えている。そのために、毎年、地域ケア会議の定例会に合わせて、研修会を計画し顔の見える関係性を築いてきた。今年度は、新型コロナウイルス感染症の関係で、前半に予定していた、研修会は開催できずにいたが、今後もどうなっていくか予想はつかない。なるべく個別ケア会議など、ケースを通して顔繋ぎしていく工夫も必要と思っている。

地域課題として、認知症の理解と対応を課題として主に取り組み、昨年度に行った認知症高齢者徘徊模擬訓練を通して興味を示された方々も多く、その優先順位は上がってきている。日頃から、それぞれが認知症高齢者に対して、地域の支援者として対応しているが、改めて声かけとなると、どうして良いか解らないと云った声も未だ多い。地域が臆することなく、自然に認知症高齢者と共生できる地域づくりは、今後も課題であると感じている。

また、地域には、地区社協の活動の他に、いろいろなインフォーマルサポートになり得そうな情報が、町会、自治会ごとにもあるため、その引き出しをどこでどのように、何が必要か検討して情報を集めることも必要だと考えている。

地域の方々も、高齢者に対する問題や対応については、以前よりもそれなりに行えている傾向であるが、このところ問題として上がってくるのが、高齢者自身ではなく、その家族の対応に苦慮される相談が多い。そのため、高齢者以外の関係機関と地域の連携体制を整えていく必要性があると考えている。

認知症総合支援業務 (介護保険法 115条の 45第2項第6号)

○関係機関との連携・ネットワークの構築

高齢者の問題はその症状の差異はあるが、概ね認知症に起因していると考えられる。3月~5月までの緊急事態宣言時は、様々な催し物が中止となり、公民館も閉館し、デパートも締まり、デイサービスを休む高齢者も増えた。他地域の包括では、緊急事態宣言に起因した相談事例が多くなっているという話を聞き、高齢者の生活や状況はどうなる事かと思案したが、当センターでは、センター開設以来の静かな時間だった。宣言解除後、社会生活が正常化されると共に以前の様に相談件数も増えた。緊急事態宣言時の閉鎖された生活の影響で、認知症や廃用の相談が増えると予想していたが違った。いつもと変わらない、加齢等に伴う相談であった。改めて、振り返り考えると、宣言中に全く問題が起きなかった訳ではないが、民生委員や社会福祉協議会、在宅介護支援センター、病院、ケアマネジャー、他福祉関係機関等から、少しでも問題が生じれば、すぐに連絡が入り、一緒に考えて、問題解決に導いてくれる、目に見えない連携体制が出来ていたからだと考える。「今まで通りの日常の生活を維持する」事を目標に、すぐに協力し助けてくれる仲間がいるのだとわかった。

例えば、ある方が事実と違う事を、自分の思いのままに、町会機関等、いたる所に電話し苦境を訴えても、「包括がそんな事をする訳が無い。何かあるのだろう」と判断してくれて、即答せずに、包括に状況確認をしてくれる。守秘義務がある関係同士の為、事実を説明すると、理解してくれ、その方にトラブルにならないように返答してくれる。そのように、包括を助けてくれると共に、その方を地区住民として見守ってくれる流れが、自然に出来ていた。

当センターは、地域の方々と協働で、個別支援に注視してきた経緯があり、その積み重ねが今、形になってきている事が実感できた。

以前は、高根台地区と高芝地区では、地域の協力体制には、大きな隔たりを感じており、 圧倒的に高根台地区が強力であった。しかし、現在は高根台地区と高芝地区では、住民 特性が違い、同じようには出来ないが、それぞれの地区の強みを生かしながら、それぞ れの地区が助け合いの会のヘルパー事業であったり、町会内での声掛け運動であったり と様々だが、「共生社会」に向けて準備を進めている。今度は、そこに地域のケアマネ ジャーも、興味を持ち入れるように、地域ケア会議への誘いやケース対応を通して知っ てもらい、地域のメンバーとして共働できるよう働きかけている。少しずつではあるが、 包括を介さずとも、ケアマネジャーと地域の関係者が連携されるようになってきた。 まだ点と点ではあるが、いずれ線になるように、今後のチームオレンジを見据えて、連 携方法や関係性の変化に気づけるよう、注視していきたいと考える。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発(認知症カフェの立ち上げ支援を含む)

①今年度は、認知症カフェ自体は開催できていない。1か所は、グループホームが主体なので、コロナが完全終息をみないと再開は難しいが、高根台の2か所は、次年度以降、開催可能な状況になったならば、開催を進めていきたい。

特に、高根台に3月に新規オープンしたカフェは、レストランとしても営業しており、

実際に認知症状のある方も、自然に客として受け入れてくれており、時には、高齢者や介護者の話し相手にもなっている。自治会新聞にも紹介され、新たな地域の方々の憩いの場になりつつある。

②実感として、新型コロナウイルス感染予防の為の制限のある生活は、気を張っている為か、近くに買い物できるスーパーが多数あり外出しやすい地域の為か、「要支援」の方にはそれ程の悪影響は見られていない。(それよりも、昨年から続いていた団地の外壁工事に伴う足場とカバーにより日差しが遮られ、時間間隔が乏しくなっている事の方が健康上の問題となっていた。)

一方、ある程度認知症状が進行している方の場合、要支援の方と同じように、買い物に行き、テレビを見て、新聞を読んでいても、「新型コロナウイルスが流行している事」自体が理解できておらず認識がない事が、面接での話の内容やケアマネジャーからの情報で分かった。分からないがゆえに、「落ちているマスクを拾い集めたり」、「最近、集まりに呼んでもらえないのは高齢だからだと1人で気落ちしたり」、今までは考えつかない状況が見られている。その話を、ある会議でしたところ、介護をしている出席者の方が、「うちも同じで、分からないから、マスクをせずに頻回にコンビニに買い物に行き、コンビニの有名人になってしまっている。」と嬉しそうに話しかけてきた。嬉しそうに話すのはおかしな事象ではあるが、新しい情報理解が難しい認知症の家族の方は、今の社会の常識に融合できない本人に対して、仕方がないと理解しようとする一方、世間の常識との間で、これで良いのかと精神的に葛藤し、苦慮しているのだと思う。認知症の方が新しい情報理解が難しい事、それがゆえに起こる現象を伝えていく必要がある。また、家族の苦慮している思いを共有できる場が必要だと改めて感じた。

○地域での見守り体制の構築(徘徊模擬訓練の実施支援を含む)

①今年度は、11月14日にメイン会場としての徘徊模擬訓練を計画していたが、開催中止とし次年度に延期した。次年度も開催の可否は、不透明ではあるが、参加者の安心・安全、感染予防を熟考し、開催の可否も含め地域住民の思いを大切に、少しずつ準備を進めていく。

②徘徊はある程度、見受けられるが、高芝地区も高根台地区も、地区内ですぐに声掛けをしてくれており、事故等には至っていない。徘徊に限らず、高齢者が道等で転倒するとそばにいる人が自然に助けてくれる。地域で出来るだけ長い間、安心して生活できるように、緩やかではあるが、その点においては共生社会が出来つつある様に思う。

昨年12月1日に転居してきた男性が、連日、迷子になり地域の方に保護されていた。 高芝地区は戸建てが多く、迷路のような土地柄の為、認知機能が低下している方にとっては非常に迷いやすいエリアが点在する。すぐには介護保険サービスが利用できない事情もあり困っていたところ、地区担当民生委員の方から、他の民生委員の方々に、その男性の特徴を伝え、迷子になっていたら、声をかけ、家に連れて行ってくれるようにお願いしてくれた。すると他の民生委員の方々は当然とばかりに、そのお願いを了解してくれた。地区担当民生委員の人柄によるところが大きいが、迷子になる方がいる事、

不安そうにしている方に声掛けする事、その人を安全な所に連れていく事を、気負わず

船橋市新高根・芝山、高根台地域包括支援センター

に自然に理解してくれた事に良い意味で驚いた。その良い変化に、昨年度の徘徊模擬訓練が関与出来ていたならば嬉しく思う。改めて、現状を知って頂き、その対処方法を多くの方に知ってもらう事は、すぐに結果に繋がらなくても効果がある事だと思った。

事業報告書(重点事業等)

(令和2年度:第4四半期終了時)

重点事業:権利擁護業務(介護保険法115条の45第2項第2号)

* 高齢者虐待関係

〇早期発見 · 早期対応

本来であれば、虐待を早期に発見できる立場にある地域住民全体への周知が必要であると思うがなかなか難しい。そのため、地域住民にとって一番身近な立場にあり、相談を受けることも多い地域の要である民生委員と連携を図り、相談、通報、見守り体制が築けるようネットワークを作り、早期発見・早期対応に努めている。

また高齢者の福祉に職務上、関係ある者は医療を含め、高齢者虐待を発見しやすい立場にあり、早期発見に努めなければならないが、相談というよりも報告と言って連絡してくる専門職が多い。虐待と思わしき内容であることもあり、相談者が理解し自覚されているか確認。改めて必要に応じた啓発を行っている。

通報を躊躇することなく、すぐに相談、通報しやすい場所として、地域包括支援センターを地域の専門職にも認識いただき、それぞれに通報義務があることも自覚していただけるよう周知を図っている。

今は、地域ケア会議新聞にて、三職種からのお知らせを載せており、社会福祉士からは、『虐待について』をシリーズ化している。

〇関係機関との連携及び役割分担

虐待通報が疑われる相談が入った場合、リアルタイムで対応しているが、虐待が疑われるケースのアセスメントや背景が整理されていないケースが殆どであるため、そこからの情報収集から入っている。それは、長年ケースと関わっている専門職にしても同様であり、事象や言葉に惑わされ、本人に会って状況を確認することなく包括へ連絡してくることもある。

専門職でありながらも、アセスメントの弱さ、十分なアセスメントをせずに事象のみで動く恐さ、慎重に且つ生命に対する危機感の判断も無いため、そこの情報収集や専門職に対して、最低限確認して頂かなければならないことを、相談の中で探りながら行っている。そのため、最初の段階でかなりの時間を費やすことが多くなってきていると実感している。少なくとも、専門職は素人ではないため、虐待の疑いがあった時の初期対応がスムーズにできるよう力をつけて欲しい。少しでも早く虐待対応ができるためにも、専門職に対して具体的な対応方法を伝えていくことが必要であると思われる。

高齢者の問題に関しては、地域、関係機関や病院等、情報収集時や話し合いの場を 持ちながら、それぞれの方達が自らの役割を認識でき、比較的スムーズに役割分担を 行えている。

直営である中部地域包括支援センターとは、都度確認し役割分担を決めながら対応している。また、当包括で認定した虐待案件及び虐待解除等も書面でのやり取りを行っており、スムーズな連携を図れている。

しかし、養護者が高齢者以外の方の場合、行政も関係機関も養護者の言いなりであ り、事に被虐待者が高齢者というだけで、包括にお任せという感じで、自分達の支援 の中で何とかしようということが一切なく、支援の薄さにも危機感を感じた。

そのため、包括から関係者へ確認を取りながら、提案という形で支援策を提示している。 そこまで、包括がお膳立てをしなければならないのか疑問は残る。

虐待は、養護者支援も重要であることから、養護者の状況をきちんと把握し、慎重に検討しながら進めていった。自分なりに一生懸命介護している養護者に限って思いは強く、自身が虐待しているとは思っていないため、養護者が納得する方法を毎回模索しながら対応した。養護者の思いをきちんと汲み取るためにも、高齢者以外の関係機関と連携、役割分担は必要と考えている。

今後、8050 問題が増えてくると予測される状況の中で、今のような支援体制では養護者支援も危ういのではと懸念している。

〇センター内の体制

通報を受け、まずは命が最優先であることを全員が認識。命に関わる案件以外は、 事実確認を丁寧に且つ迅速に行い、養護者支援も視野に入れ、事象のみに惑わされる ことなく、多面的、客観的に三職種全員での対応を行った。

最初に事実確認を怠ると、その後の支援に大きく影響してくると言っても過言では ないため、全員での話し合いを行い、方向性を定めている。

単独での行動はせず、必ず二人以上で現場対応し、もし対応できる職員が一人の場合は、直営包括や警察等の関係機関や案件によっては、地域の方、ケアマネジャー等へも応援要請を行った。

虐待の背景には、それまでの家族間の関係性が大きく左右しており、被虐待者自身にも虐待に発展する要因があることの方が大半である。包括単体での訪問は、時に養護者が自身を悪者と思われているのかと捉えてしまい、話し合いに支障が生じてしまうこともあるため、信頼関係のある方に間に入って頂くことも、時にお願いしている。

今年度は、8050 問題の 50 対応の方に重点をおかなければいけない案件が多く、50 に対する関係機関との調整も行った。ただ、50 に対する支援体制の不十分さは否めない。

高齢者支援の方よりも、支援者のいる養護者の支援をどこまで包括が担っていくのか、関わる機関に包括がどこまで協力すればいいのか悩む対応が多かった。

センター事業

今年度は新型コロナウイルス感染症による2回の緊急事態宣言発出により、感染拡大抑止することを優先として、事業計画及び地域活動をやむなく中止されることとなった。例年での地域関係者や地域住民(町会や自治会関係者)との連携を深めることを目的としたセンター事業を展開してきたが、残念ながら今年度の開催に至ることができなかった。

計画していた認知症高齢者徘徊模擬訓練(高芝地区)も実施に向けての準備を地域関係者と一緒に計画を進めていたが、新型コロナウイルス感染拡大予防のため残念ながら開催することができなかった。ただし、地域に密着した活動展開が行えないまま経過を見守るだけでなく、センター独自とした小さな活動として感染症対策(国や船橋市が示している新たな生活様式等を参考にして)を講じながら、積極的に活動を行っている町会に出向き外出抑制に伴うフレイル対策や認知症予防に対応した予防講座を開催することはできた。内容としては、今年度のテーマとして「明日は我が身」を掲げながら、認知症高齢者を地域で支える仕組みづくりだけでなく、自分自身が認知症にならないように工夫した生活を送れるように説明を行い、日頃の生活習慣を振り返って頂きながらコロナ禍での生活様式での注意点などの説明も行う地域活動を実施した。公民館での福寿大学も同様の企画を準備していたが、船橋市の一斉活動自粛によって残念ながら開催できず、結果、地域での認知症予防啓発の推進を図ることは十分できなかった。

また、担当地域の特性を考えた中でも高齢化率が徐々に上昇し、前期高齢者数と 後期高齢者数が逆転化している現実を受け止め、今後増加し続ける高齢者の増加に 伴う認知症高齢者問題対策への活動を実施して行く必要を強く感じている。

定例化した独自事業である地域での連携体制の構築を目的とした顔の見える化会議を6月に計画していたが、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発出され1回目の解除直後の開催予定であったため、新型コロナウイルス感染症を正しく恐れることを前提として開催は行わなかった。しかしながら、地域から開催要望の声が多く聞かれ企画していた顔の見える化会議であったため、中止に対しては地域関係者からも非常に残念との声も挙がってはいた。

独自事業が開催できなかったことから、市のイベント自粛の解除に伴って、感染症対策を徹底した形で地域ケア会議の開催を試み、公民館の講堂を会場に変更し、広い空間を解放した中で開催を8月に実施、地域から多くの民生委員やケアマネジャーが参加された。会議では、感染症予防のため意見を交換するグループセッションは実施できなかったが、短時間での地域からの現状について、それぞれの立場からコロナ禍での問題点を発言して頂き、地域課題としての情報共有を実践することができた。発言の中からは、地域住民・支援関係者もコロナ禍により高齢者が外に出られない状況

により、身体機能の低下や認知症の発症リスクなど報告があり、一層の連携性の重要性を感じ取った内容であった。

センターとしては、地域の声を大切に拾い上げていき、多くの意見を聞き取ることに重点を置き、11月にも開催できた地域ケア会議で地域支援者への参加を募り、都市部でのコロナ第3波と言った感染拡大への不安も多く広がる中で、地域支援者同士の不安を払拭できるためにも、それぞれの意見を出し合いながら地域の現状を解り合う機会にはなった。しかし、1月の第3波による2回目の緊急事態宣言を受け、多くの方が参集するイベント的な活動の開催は難しいと考え、第4四半期においての活動は何も実施することができなかった。

今後の課題として、医療・介護などの専門職同士ではWEBといった環境で講習会や会議などの開催を実施しているが、地域住民などの方々には馴染めていないWEB環境で話し合う場は難しい状況である。しかしながら、今後の情報交換の方法においては、ICTの活用なども考えて行く時代へと推移していると考え、環境整備の準備が必要と感じている。

今年度を振り返り、新型コロナ感染症の感染拡大への不安を抱く地域関係者からは、積極的な自粛ムードが先行して、地域活動が思うように展開できない状況下であったが、次年度の計画に向けては、ワクチン接種の問題や変異株の感染拡大といった状況変化の推移見ながら、新たな課題と共に地域での活動を考えて行かなければならないと感じている。

事業計画書(概要)

(令和3年度)

総合相談支援業務(介護保険法 115条の 45 第 2 項第 1号)

誰もが住み慣れた地域で安心して、尊厳あるその人らしい生活が送れることを基本理念として、相談業務にあたっている。対応においては、適切な医療・介護・福祉サービスや地域のインフォーマルサービス等個々の問題に必要な支援に過不足なく繋げることを心掛けている。さらに昨年度より新型コロナウイルスの影響があり、支援をする上で慎重にならざるを得ない場面があった。当面の状況は大きく変わらないものと思われ、個別の状況の適切なアセスメントや訪問、対面時の基本的な感染予防対策を徹底し、支援に関わる専門職として感染の予防・拡大防止を念頭に置き対応していく。

地域包括支援センターは高齢者の相談窓口として、日々様々な相談を受けている。 時に関係機関も含め、高齢者であれば、何でも包括にという傾向は否めない。 今後も当センターでは相談の内容を吟味し、関係機関とも共有を図るとともに、ファーストコールをワン・ストップサービスとして対応することを念頭に置き、個だけでなく、地域に安心と信頼を提供できるセンターを目指していく。

昨年度は新型コロナウイルスの影響により、入院中の面会が制限され、家族が本人の 状況を十分に把握しないままに退院し、退院後に家族からの SOS を受けて対応するケー スが多数見られた。また退院前でも本人や家族の意向も把握されず、漠然と包括に相談 するようにと言われてくる例も多い。問題ケースでない限り、病院側から事前に情報提 供を受けることが少なくなっているように感じており、今年度も同様の傾向は続くもの と思われる。退院調整がスムーズにされるか否かで予後や、QOLが左右されるものと 思われ、利用者の立場に立った支援を念頭に置き、関係機関との連携を図っていく。

また自粛期間が続いたことにより、活動量の低下や、交流の機会がなくなり、認知面の低下や身体機能面が低下したと思われる相談が年度末より増えている。今年度は徐々に3密を避ける形での活動が再開される動きにはなってきているが、当面感染の状況を見極めながらの実施になると思われる。感染予防や健康維持に関する取り組みは、個々の価値観もあり、一概に押し付けることはできないが、表面的な情報に惑わされず、より適切な情報に基づいて選択できるよう支援に心掛けていく。これまで以上に自立支援として自分達が出来ることは何かを考え、お互いに取り組んで行ける地域を目指し、関係性の強化、普及啓発に努めていく。

相談内容は介護保険制度に関すること、在宅医療、経済生活問題の順に多く、これらの問題が単独でなく、複数絡んでいることが少なくない。さらに家族関係の希薄化や、8050問題、アルコール依存や精神疾患など、背景の複雑・多様化の傾向は続いている。今年度も迅速に対応をするため、適宜ミーティングや情報共有を行い、センター全体で支援できる体制を継続していく。また複雑化した問題に対処するために、行政や専門職、関係機関が一同に会しての会議の場も必要に応じて開催し、スムーズな連携と関係構築を図り、対応力を強化していく。

権利擁護業務(介護保険法115条の45第2項第2号)

※高齢者虐待関係以外(判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等)

当包括支援センターの担当地域には、集合住宅が二か所あり、他県・他市から高齢者 単身で転居してくるケースも多い。その中で、親族がいない方や、疎遠となっている方 も多く見られているが、高齢者自身が今後の不安を感じて相談されることは、まだ少な い。そのため、成年後見制度等の周知は更に必要と感じている。地域イベント等、地域 の方が集まる場が少ない中であっても周知・啓発していけるよう、まずはセンター広報 誌「地域ケア会議新聞」での啓発を行い、その他、コロナ禍でも周知していけるような 啓発方法を模索していく。また、地域ケア会議構成員の行政書士とも連携しながら、地 域で行われている成年後見制度相談会の紹介など、成年後見制度が必要な方の早期発見 に努めていく。また、最近では、負債を抱える高齢者世帯が多く見られているため、ケ アマネジャーには、当包括支援センターで企画している研修会等で後見支援団体の情報 と共に、法テラスについても身近に感じて頂けるよう情報提供を行っていく。ケアマネ ジャーのみでなく、病院 MSW に対しても、成年後見制度の必要性について自ら判断し、 関係機関へ繋げていけるよう、相談時には一緒に情報を整理しながら、病院 MSW にアセ スメント力を付けて頂けるよう支援していく。地域の高齢者に関わっている様々な支援 者が適切なアセスメントを行い、成年後見に繋げていけるネットワーク作りができるよ う支援していく。

社会福祉士のみでなく、センター全職員が相談に応じ、高齢者が権利侵害されていないかという視点を持ちながら適切にアセスメントを行い、センター内で情報共有し適切な制度へ繋げていく。すぐに成年後見制度が必要でなくても、今後必要になってくると思われるケースについては、センター内で協議しながら、権利侵害されないようタイミングを図り、適切に申立て支援を行っていく。申立てを行っていく上で、何でも市長申立てではなく、高齢者の人権を守りながら、本人・家族の状況や思いを確認しつつ、適切にアセスメントを行い、迅速に成年後見を申し立てていく。

ただ、やはり身元引受人不在等で、医療同意ができず施設に入れない方への対応として、平成29年の高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議で要望されたガイドラインの整備が必要と考えます。これは、地域包括支援センターのみの問題ではなく、高齢者に関わる関係者全体が抱えている問題であり、高齢者の尊厳のある生活を保つために、今後もさまざまな場で声を上げていきたい。

近年、「8050問題」の世帯についての相談が増加。高齢者が認知症等で、引きこもり等であった家族の支援ができなくなって浮き彫りになっている。「8050世帯」の権利擁護支援として、各関係機関と役割を確認しながら迅速に足並みを揃えて支援を行っていけるよう連携を図っていく。

消費者被害防止については、コロナ禍で新しい詐欺が多発している現状であるため、 高齢者宅への訪問や、民生委員などから随時情報を収集し、最新情報をセンター内で共 有していく。その上で、民協や地域などのイベントでの啓発や、事業所内に啓発ポスタ ーの掲示、センター広報誌「地域ケア会議新聞」での啓発も行っていく。また、高齢者 に関わるケアマネジャーにも高齢者への啓発をして頂くため、最新情報を周知してい

船橋市新高根・芝山、高根台地域包括支援センター

く。地域で詐欺被害の連絡があった際には、各関係機関と情報共有し、包括支援センターとしても成年後見制度等、必要な支援を行っていく。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 (介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 3 号)

地域の高齢者が可能な限り在宅で生活できるよう、介護支援専門員への支援を中心に行い継続していく。介護支援専門員が苦慮するケースは、家庭全体に困難が生じている場合も多く、いわゆる 8050 問題なども関連するため、地域や他機関、多職種との連携が必要であるが、その必要性についての周知は十分とは言えない現状があり、個別支援の場や研修等での周知が必要と考えている。また、家族状況のアセスメントについても支援上欠かせないものであるが、その必要性についての周知が必要であり、センター内の他職種との共同で研修を考えたい。

主任介護支援専門員の人数は圏域内で大きな変動は無いが、定年等含め今後は更新しない意向の方もおり、減少傾向ともいえる。例年6月頃に主任介護支援専門員名簿を更新しており、令和3年度も更新し、介護支援専門員の相談先として圏域内の事業所へ配布する予定である。

既存の主任ケアマネ連絡会は直営包括と協働で事務局的機能としてサポートしており、令和3年2月から3月にかけてWeb上でのアンケートを実施し、研修方法等を含め意見集約の支援を行っている。多くの事業所でインターネット環境はあるものの、リモート研修を行う個室等が無い場合もあり、分散会場や同一内容での複数回開催など、新たな方法での研修を地域の主任介護支援専門員と進めたいと考えている。

介護予防プランについて、最大期間の延長、様式の変更もあったことも含め、圏域内での研修を考えている。少人数で複数回行うことで、効果的であると思われるため、また、密も避けられるため、センター内の会議室で行う事を企画、実施する。その際には今年度の介護保険制度改正で、「虐待防止に関する組織内の体制整備」等も、居宅介護支援事業所にも求められており、そういった周知や体制整備に関する相談も増えることと考えられるため、適宜対応してゆく。

直営地域包括支援センターや介護支援専門員協議会との研修会については、密にならない会場を確保し、年3回企画してゆく予定である。

地域ケア会議推進業務(介護保険法 115条の 48)

○全体会議(定例会)について

令和3年度は、年4回の定例会の開催を予定している。また、必要時に応じた随時開催も行っていき、今後もそれらは基本として継続していく。

構成員についても、民生委員や地区社協に加え、商店会の会長や法律関係者、自治連、生活支援コーディネーター、グループホームの関係者、薬剤師、歯科医師など地域で暮らしている、もしくは活動している、地域に密接した関係下メンバーで変わりなく進行していく。更に、URが周知したサービス付き高齢者住宅ができる予定であり、令和3年度は構成員としての参加を予定している。今後も、地域課題に応じて必要な方を構成員もしくはオブザーバーとして随時参加できる体制で開催していくこととする。

構成員であった医師は事情により外れることになったが、歯科医師が構成員として参加することで、医療面からの意見は説得力のあるものとなって、参加者の理解がより深められると思っている。その点では、歯科医師、薬剤師からの視点は、今後もより専門的な意見を伺って進めていく。

生活支援コーディネーターは、地域と専門職を繋ぐパイプ的な役割があり、地域の実情を鑑みながら、上手に繋いで下さっているため、地域ケア会議の要的な存在であり、今後もアドバイスを頂きながら進めていきたい。また、包括としても地域で設立した生活支援を中心としたインフォーマル事業等での具体的な取り組みを、この地域ケア会議において意見を上げ事業の推進に繋がるよう協力をしていく。

地域の課題は、地域のケースを担当している介護支援専門員がより実感している事と 思われるため、介護支援専門員より具体的な意見を聴取できるよう、今後もオブザーバーとして参加頂き意見を求めていく。また、介護支援専門員や民生委員に限らず、地域の介護サービス事業所等でも関心のある方々には、参加を頂けるようにする。

民生委員と介護支援専門員との連携を深める、顔の見える化会議を行ってきたが、 昨年度は新型コロナウィルス感染症の関係で中止せざるを得なかった。しかし、地域と 専門職等が顔を合わせる場を作り、より連携のとれる関係性を築いていくことは、利用 者をいつまでも住み慣れた地域で暮らしていくためには絶対に必要なことであり、そこ で役割分担することによって、各々の負担を軽減しより一層利用者を支えていくことが できるものと考えている。そして、顔見知りになった関係者達が地域で(道端でばった り)会った際に互いに気楽に声を掛け合える町づくりを、地域ケア会議で担っていく。

○個別ケア会議について

個別ケア会議が必要なケースについては、今まで通り必要性の有無について適切に判断した上で開催することと開催前の情報収集を必ず行い、三職種で方向性の検討を行っ

て会議に臨むこととする。

会議では、新たな情報の収集と共有を関係者間で行い課題を整理し、予め検討した 方向性を調整していき、専門職でない地域の関係者でも分かり易く、関わり易い会議に していく。そうすることで、地域の関係者から困っていたケースを上げ易くしていく。

また、地域で長年生活しているケースについては、地域の方々がその歴史をよくわかっていることから、会議を通して事前の情報からのイメージと違うことが多々あり、生活歴をより深く知ることで支援の方向性が決まっていく。地域の方々を交えた個別ケア会議は、ケースの新たな支援の展開に必要不可欠であり、地域の力無くしては見守り等も成立しないため、今後も必要なケースについては、積極的に開催していくこととする。

高芝地区でも認知症高齢者徘徊模擬訓練を開催したことで、地域の認知症高齢者に対する理解は1歩進んだものと感じているが、未だそれはごく一部であるため、すぐに理解を求めるのは難しい。一つ一つ個別ケースを積み重ねていきながら、地域への理解を求めていく。また、個別ケア会議に参加した方々から会議の評価を頂き、口コミからも広がり開催要望が上がったこともあり、今後も地域包括支援センター主導でなくても地域が必要と声の上がる個別会議を目指していく。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

地域ケア会議の周知は徐々にではあるが、民生委員に根付いてきている。今後も地域の各関係機関には、当センターで作成した「地域ケア会議新聞」を発行・配布し、地域の方々への啓発を図っていくこととする。また、地域ケア会議を積極的に知りたいという関係者は、未だ少ない現状であることから、今年度もオブザーバーとして定例会を見ていただけるよう積極的に仕掛けていくこととする。

地域課題として上げている認知症の理解と対応については、認知症高齢者徘徊模擬訓練を通して参加者には興味と理解を示して頂けた。しかし、未だそれは一部でしか過ぎず、末端の一般市民や商店、銀行や郵便局など、高齢者が赴く場への方々への周知は殆ど出来ていないと思っている。個別ケア会議や徘徊模擬訓練、認知症サポーター養成講座等を通して、地域住民や地域で働く方達に仕掛けて行けるよう検討していく。

地域は、既にケアマネジャーとの連携が取れる体制にあり、それを望んでいる。しかし、ケアマネジャーとの温度差は、なかなか埋まらず民生委員とケアマネジャーの研修会を行っても、地域に事業所を構える居宅介護支援事業所の参加が少なかったため、今後も、どのように地域とケマネジャーと結びつけるか、ケアマネジャーの意識を変えていくか、センター内でも継続し検討していくこととする。

認知症総合支援業務(介護保険法 115条の 45第2項第6号)

○関係機関との連携・ネットワークの構築

認知症の方を介しての情報共有や協力体制は様々なケースを通し、意識して行ってきた。しかし、認知症状のある方が安心して今の地域、住まいで生活が継続できる様、地域の方々に理解頂く事は、地域内でも偏りがあったが、少しずつ理解の差は縮小してきている。高根台地区では、5年前から認知症高齢者徘徊模擬訓練を行っている事もあり、地域関係者が積極的で、「安心して徘徊できる街にしたい」という言葉も聞かれ、互いに声掛け、見守ろうという姿が見られている。それでも、団地と戸建地区では住民の意識の違いもあったが、徐々に戸建てでも老々介護や独居による介護者不在で、認知症に起因した問題が顕在化してきている。団地内での対応方法のあり様を見てきた事から、戸建てエリアでの対応は早く、高根台全域での「地域としての問題の共有化」が図られてきている。

高芝地区でも、民生委員や町会役員、医療機関、介護保険事業者間では、徘徊する方や認知症周辺症状の強い方に対して、地域で安心して住み続けられるよう協力体制を作る動きが見られている。地域住民の加齢に伴い、急に地域住民が問題に直面する機会が増えており、認知症状を意識し、対応しなければならない場面が増えている。その実践の場の中で自ら考え対応してくれており、今まで民生委員等に協力頂きながら、一緒に個別対応を丁寧に行ってきた成果の表れだと考える。その対応の経過の中で、個別ケア会議を有意義なものと認識し活用頂ける事は、否定し排除するのではなく、解決し地域での今の生活を維持していこうとする思いの表れであり、対応力の向上だと評価できる。

高芝・高根台両地区共に、時には地域の会議において参加者間で、意見が衝突する事もあるが、それも地域に対する「思い」の強さの表れであり、自分達の問題として深く捉え、解決に向けて考えているからである。その「思い」を大切に、専門職として地域の実情に即した適切なアドバイス・協力が出来るように努力し学ばなければと思う。

地域ケア会議や個々のケース対応、個別ケア会議等の様々な会合で地域住民からの意見をもらい、協力してもらう事により、地域課題である認知症の方への対応ができるネットワーク構築に向けて取り組んでいく。今までの個別対応の結果、得られたものが、今現在、新たに発生している個別対応に良い意味で繋がる事があり、民生委員やケアマネジャーを巻き込み、問題解決の糸口になる事が見受けられる。個々のネットワークの積み重ねが地域のネットワーク構築に繋がってきている。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発(認知症カフェの立ち上げ支援を含む) 地域内には3か所の認知症カフェがあり、さらに高芝地区社会福祉協議会も認知症カ フェを立ち上げる計画であったが、新型コロナウイルス感染予防の為、昨年度は開催が出来なかった。今年度も、認知症カフェとしては、命を守る、予防の観点から開催は難しいと考えている。それでも、高根公団のエプロンカフェは、日常は、レストランとして営業している事から、若い人向けの介護教室を開催しており、その時は、包括としては資料提供を行うなど間接的に関わってきた。地域の新聞にエプロンカフェが掲載され、地域からも認知されてきている。

「感染予防」という名において、自粛生活が始まり1年が過ぎ、スーパー等は以前と変わりなく賑わい表面的には、大きな変化は見られていない。

しかし、人によっては他者との交流や運動量の減少により、老人性精神疾患を発症し、 廃用や認知症症状が顕著になる人等が令和3年に入り、見られ始めた。また、認知症の 方の中には、テレビを毎日見ていても、コロナ流行が理解できず、道端に落ちているマ スクを拾い集めたり、マスクをせずにスーパーに頻回に行き、常識のない人・家族と評 価されて、家族が辛い思いをしたり、高校でクラスターが発生した際には、学校近くの 人は、外に出たら感染すると外出を控えたり、思いも寄らない事が起きている。

認知症と診断されていない方でも、高齢の方には、コロナウイルスとそれに関する情報を正しく理解する事は難しい。ゆえに高齢者と関わる家族や支援者も、どの様に伝えれば解ってもらえるのか、思い悩み、ストレスを抱えている事が予測される。そのような事から、介護者や支援者を少人数ずつ募り、タウンミーティングを開催し、悩みや不安を共有し、実情から今後、どの様な対応策を準備していけば、地域で生活しやすくなるのかを考えていきたい。そして、いずれはチームオレンジに繋げていく。

時期と状況を考えてとなるが、新高根公民館の福寿大学に参画し、認知症についての「明日は我が身」という講座を開催予定としている。これからの時代、今まで以上に、高齢者同士が互いに協力し、補いながら生活していく事が必要になる。その一助になる機会や動機づけになればと考える。

○地域での見守り体制の構築(徘徊模擬訓練の実施支援を含む)

昨年度は認知症徘徊模擬訓練のメイン会場として、11月14日(土)に開催を予定し、準備を始めていたが、新型コロナウイルス感染症の収束が見えず中止に至った。徘徊模擬訓練は実際に声掛けを互いに体験することが大切であり、地域の方々との相談にはなるが、命を守るという観点において、現状の感染状況では開催は難しいと考えている。高齢者の多い地域ということもあり、迷っていそうな人がいれば、中学生でも、高齢な方でも、声をかけてくれている実態がある。その意味では、見守りの体制は出来てきている。今年度は徘徊模擬訓練という多人数の開催ではなく、上記に記載したように、少人数開催のタウンミーティングを通して、見守りの体制を継続していける話をしていきたいと考えている。

総合事業の介護予防ケアマネジメント (介護保険法 115 条の 45 第 1 項第 1 号二)

○事業対象者を判定するための基本チェックリストの実施

初回相談(面談)の際に、勧めるイメージはあるものの、実際の場では介護保険申請が適切 といったケースが多い。また、疾患により運動の制限がある場合もあり、専門職が面接した場合 は、勧めにくい実情もある。住宅改修や福祉用具で、生活の改善を考えている場合も、介護保 険申請をせざるを得ない状況であり、基本チェックリストの実施件数は増えない状況である。

こういった状況を踏まえ、また、今年度の特例で「認定有効期間の延長」も多かったことから、次年度の予防プラン研修会実施の場では、更新の際には「事業対象者」へ変更可能であることを、改めて介護支援専門員へ案内し、利用の促進を行いたい。

しかし、予防給付に該当するサービスを利用する場合は、新規申請が必要であり、「暫定での利用」となり、「非該当」となった場合、保険利用の空白期間が出来てしまうリスクもある。そういったリスク回避を出来る制度があれば、介護支援専門員も「事業対象者」について、利用者へ勧めやすくなるのではないかと考えられるため、検討をお願いしたい。

また、利用促進を図るために、要支援から事業対象者になった際の初回加算的なものも居宅介護支援事業者へあっても良いのではと考える。

○多様なサービスの活用

介護支援専門員より問い合わせがあった際には、センターで把握している地域のサービスは 案内している。しかし、民間のサービスは、介護支援専門員の方が情報を持っている場合も多 いため、主任ケアマネ連絡会のネットワークを活用し、サービスの紹介をお願いしていくこと を、今後も続けていく。

自立支援型介護予防ケアマネジメント事業の一環として行われている「リハ職の同行訪問」 について、現在は地域包括所属の介護支援専門員が対象ではあるが、令和3年度後半より 「検討会議」が委託先にも拡大され、「リハ職の同行」も委託先へ拡充された場合には、介護支援専門員へ周知し、積極的な利用を促したい。

地域の専門職と合同で福寿大学(公民館事業)において介護予防に関する講話等を実施する機会があるため、アクティブシニア手帳の活用なども、多様なサービスの一つとして、地域に活用を促してゆく。

課題として、地区社会福祉協議会のサービスは、介護保険や総合事業利用者については、対象外とされている場合もある。また、「ふれあい収集事業」についても、他のサービスで補完できる場合は、それを優先するといったこともあり、活用する際にはそういった団体との調整や、優先順位の明確な決まりなどがあった方が活用しやすいと考える。

○総合事業の普及啓発

未だに「事業対象者は利用できません」といった、通所型サービス事業所もあり、事業所が制度を理解していない実情がある。指定を受けている事業所への制度周知が必須と考えている。また、新規での事業対象者は、前述の通り現実的でない場合も多いため、介護支援専門員を通じ「ケアプラン A」利用の場合は、更新時に「基本チェックリスト利用」を研修の場で促す予定である。

前々段の項目で述べた「リスク」について、介護支援専門員はプラン作成時にその方の「予後予測」を行う事で、ある程度の回避は出来ると考えられる。悪化のリスクがある場合は介護保険申請のタイミングを確認しておく必要があり、研修の場での説明を行いたい。

多くのケアプランは「現状維持(サービス利用前提での生活)」になっており、サービス利用以前の状況を聞き取り、何処に目標を定めるかといった「予防、改善」の観点を研修で改めて説明していく。また、船橋市版アセスメントシートを活用することは、プラン作成に有益であるため、要支援、事業対象者に関わらず、介護支援専門員へ活用を勧めたい。

事業計画書(重点事業等)

(令和3年度)

重点事業:権利擁護業務(介護保険法115条の45第2項第2号)

※高齢者虐待関係

○早期発見·早期対応

一包括だけでは、早期発見・早期対応は厳しいところがあり、地域の要である民生委員と連携をしながら、一番発見しやすい立場にある、近隣に住む地域住民など地域全体に対して、相談、通報、見守り体制が築けるようネットワークを作り、早期発見・早期対応に努める。また、高齢者の福祉に職務上関係ある者は、医療を含め高齢者虐待を発見しやすい立場にあり、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないとあるも、実際にそれを自覚されている専門職は、残念ながら少ないと感じている。

今一度、専門職に対しての自覚の有無等を改めて確認し、必要に応じて啓発をしていくことも検討する。

直に警察への通報は敷居が高いと思われることから、通報を躊躇う方も少なくないと感じている。地域包括支援センターが相談しやすい場所としての認識を持って頂くためにも、虐待の疑いがあった場合に、すぐに相談、通報できる場所としてまた、地域も専門職も、それぞれに通報義務があることを自覚していただけるよう、周知、説明を図っていく。

○関係機関との連携及び役割分担

虐待が疑われる案件については、リアルタイムでの対応が重要であると考えている。時間が経てば経つほど当事者同士の気持ちや状況は変化し、事実確認がなかなかできずに、また同じことを繰り返すということが考えられる。そのため、虐待が疑われる案件については、リアルタイムに情報をもらえるよう、関係機関とは密に連携の取り合える関係性を目指していく。

しかしながら、特に、専門職とは同等の立場で、それぞれ役割分担をしながら対応 していくことが望ましいと思っているものの、実際には「何でも包括」となっており、 本来、最低限持っていなければならない情報も取られておらず、自分達が何をすべき か考えることが少なく、指示待ちの状態が否めない。

いくら早期対応を心掛けたいと思っていても、一からの情報収集を専門職に指示しながら対応していくのは時間を費やされていることが多い状況であった。

早期対応を行っていくためにも、改めて虐待の発見から通報までの専門職として行うべき基本の「き」を啓発していくこととする。

同時に、虐待を把握した場合には、速やかに直営包括へ高齢者の状況や虐待者の状況を報告及び相談し、必要に応じて市とも連携し、指示を仰ぐこととする。

また、虐待対応については市や直営、委託包括支援センターだけでの対応が望ましいとは思っておらず、高齢者及び虐待者を取り巻く関係者が支援チームとなって対応していくことが重要と思っている。基本的に、地域包括支援センターは養護者支援の対応に当たるが、ケアマネジャーが付いている方に関しては、ケアマネジャーと養護者との関係性も考慮し、ケアマネジャーにも確認しながら、時には、養護者支援に回っていただく方がスムーズにいく場合はお願いするなど、ケースバイケースで役割分担していくこととする。ケアマネジャーが関わりたくないとある場合は、無理強いをしない。

養護者に専門の支援機関がある場合は、ケース会議や地域住民の関わりがあれば、 個別ケア会議を開催し、情報収集及び共有して役割分担をして対応していく。

○センター内の体制

まずは命が最優先であることを、しっかりセンター全ての職員が共有し認識する。 そして、単独での行動はせず、必ず二人以上で現場対応する。もし、対応できる職員 が一人しかいない時は、直営包括や場合によっては警察にも応援要請を行う。

虐待の起こる状況は一律ではないため、対応も案件の数だけ異なることを常に自覚した上で対応に臨む。現場に出向いた時は、虐待の事実は事実として、やってはいけないことを虐待者にしっかり伝えていき、虐待に至った事実確認を進めていくこととする。

虐待対応は、高齢者、虐待者等の事情を鑑み慎重に対応しなければいけないと考えている。安易に事実のみで対応せず、状況を一つ一つ丁寧に把握し多面的な視点を持ちながら対応に当たることとする。(但し、命の危機がある場合は、本人を確保することを最優先する。)また、対応した職員は客観的事実に基づいた報告を行い、その後の対応について必ず他の職員と共に話し合いを行い、誰でも同じ対応ができるようにしていく。

それは、専門職からの相談においても同じで、適切な初期対応ができているか否か を相談の段階で判断し、適宜対応を指示していけるようにする。

虐待の認定及び解除については、センター内で協議を行い、直営包括と同じ様式にて文書にて提出する。判断に困った場合は、直営包括に相談しながら適宜対応していくこととする。

センター事業

新型コロナウイルス情勢が落ち着かない状況下でワクチン接種の問題や変異株の 感染拡大といった、新たな課題と共に地域活動に関しては柔軟性をもった事業計画の 立案を行う必要があると考える。

現在、イベント活動においては適切な感染症対策を講じた上でないと実施は難しい ことと多くの方々を参集する開催は、地域関係者も高齢な支援者が多いため、慎重な 対応を取り、適切かつ安全な感染対策を図るべきと考えている。

センター事業においては、コロナ禍ではあるが、先ずは地域の方々との小さな交流などを細かに設け、地域の支援関係者への情報発信を基軸にした活動並びに話し合う場を設け、地域の声をくみ上げながら、今年度も事業を展開したいと思っている。具体的には、小さな交流の場から地域組織としての融合に向けた基礎となる、インフォーマル支援へ発展できるチームづくりを考えていく。また、今後の地域共生社会に向けた基盤づくりとして、支援者向けの勉強会や意見交換なども重ねて行きながら、地域住民や町内会、自治会等の地域住民組織、民生・児童委員、地区社協も巻き込んだ地域包括ケアシステムの構築を強化していく。

市民に対して、今後も地域包括支援センターの機能・役割を十分浸透できるように 積極的に地域に出向き広報活動の継続、尊厳ある自立した生活をいつまでも住み慣れ た場所で送れるよう、地域包括ケアの推進に向けた中核的な機能を果たす身近な相談 機関として、今年度も業務を遂行していく。

既存の相談支援の取組を活かしつつ、社会問題化されている地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、様々な機関との交流ができるように地域支援者も含めた研修会を企画したいと考えている。社会問題となっている、一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)のように、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、現状の支援体制には多くの課題があることから、分野を超えての重層的支援の関係者と連携深化を行いながら、地域で起きている問題一つ一つを丁寧に検討し、課題解決に取り組んでいく。

令和3年度介護報酬改定においては、居宅サービス及び居宅介護支援事業の運営基準に虐待の防止が明示されたことで、未然の防止・早期発見・迅速かつ適切な対応が求められることから、権利擁護業務である高齢者虐待への支援を実践するための勉強会なども小さな形から実施していき、地域力の向上を目指していく。また、介護予防の視点においても、介護予防ケアマネジメント実践能力の向上と計画作成を支援できるように委託している居宅介護支援事業所と共に研鑽できる場を定期的に実施して

いく。定例開催の顔の見える化会議については、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら開催を検討していく。

事業報告書(概要)

(令和2年度:第4四半期終了時)

総合相談支援業務(介護保険法 115条の 45 第 2 項第 1号)

地域の相談としては、高齢者のみならず、その家族の課題なども多く、障害、精神疾患、子供の引きこもりを抱える相談や経済困窮など多様な相談が増加している。また複合化かつ重度化している問題を抱える相談も見られている。多様な相談に対応していくために、他制度機関と検討し、協働して支援にあたっている。

昨年度の開設年度は年間 2474 件(月平均 206 件)であったが、今年度は 3285 件(月平均 274 件)と相談件数の増加がある。

また、コロナ禍による自粛などにて、認知症の悪化や筋力低下、虐待の相談件数が増加し、10月は366件とピークであった。今後も感染拡大の波や自粛要請などの影響により、相談件数の増減や重症化リスクおよび見えない重症化も高いと考えている。

今年度は密を避け、地区のサロンや町会活動も自粛の中で、大々的な出前相談会は開催出来ず、UR 住まいセンターとの共同による介護予防教室と個別相談を2回実施した。民生委員の個別訪問機会の自粛などもあり、閉じこもり高齢者の孤立などがよりエスカレートすると感じ、地域包括支援センター新聞を7回発行した。新型コロナウイルス感染の不安の中で、起こりうる介護の問題や孤立、認知症支援なども取り上げ、身近な相談窓口と介護予防の周知を図ってきた。新聞を見て、「似たことがある」と電話相談が来るなど、地域の方や町会、民生委員、アパートの大家などからの相談もあり、新聞の効果も大きい。

個別ケースの報告を三職種で行い、情報及び支援の方向性を共有している。困難ケースについては月1回の評価会議で課題や目標、支援内容の検討と評価を行い、効果検証し、支援の見直しを全員で行っている。

総合相談の中で、本人の状況を把握し、意向確認により、事業対象者と思われた方は4名おり、総合事業の説明を行い、受付シートを活用・基本チェックリストを行い、事業対象者として支援に繋げた。ケアプラン点検時に事業対象者への移行周知を図ることやセンターのプランナーや委託居宅支援事業所に認定更新時前に事業対象者への移行を検討できるように「手順書」を作成し、配布したが更新時の切り替えまでには至っていない。

権利擁護業務(介護保険法115条の45第2項第2号)

* 高齢者虐待関係以外(判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等)

今年度は地区のサロンや自治会活動などの自粛にて、高齢者が集まる機会がなかった中で、地域包括支援センター外の掲示板や新聞を通じて、悪徳商法や権利侵害の注意喚起を行った。民生・児童委員協議会の定例会議が11月に再開した際に、消費者被害と権利擁護に関して、説明と民生委員向け・地域住民向けの冊子を配布した。その中では具体的な気づきのポイントや相談・連携のイメージ図も入れ、見守り強化に活用していただいている。また、ケアマネジャーと多職種連携勉強会においても専門職向けの資料と成年後見制度活用検討シートも配布し、成年後見制度への理解啓発にも繋げた。成年後見制度の相談は今年度10件あり、うち4件(2件は他機関からの相談、2件は虐待案件)は市長申立てに着手し、審判が確定し、後見人に引き継ぎした。社会福祉士のみでなく、他の職種においても、直営地域包括支援センターと連携しながら、申立て事務を行っている。

高齢者の判断能力の低下により、元来あった家族の問題が表面化し、経済困窮や権利 侵害が起こるケースも多く、家族の精神疾患や引きこもり、未就労などによる問題が多 くあった。医療への繋ぎや家計相談、経済支援や管理など保健所や医療機関、さーくる、 障害者相談支援事業など関係機関などと連携し支援している。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 (介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 3 号)

ケアマネジャー支援としては、(ケアマネジャーからの相談は今年度 23 件あり) 利用者や家族に訪問拒否されてしまったケースや認知症の進行により BPSD があり、対応に苦慮しているケースの相談が多かった。個別の電話だけでなく、来所されてアセスメントを共有しながら、支援や対応を考えていくことや医療との連携を促すなどを行い、その後の経過も確認し、相談しやすい関係づくりを心がけている。また、ケアマネジャーの主体性も尊重し、個別ケア会議を活用し支援方法をチームで検討していくことや地域の協力に繋げている。

11 月には、地区の居宅支援事業所に、ケース対応で困っていることや、医療連携で悩むことなど、アンケートを実施し、病気の進行が見られた時や医師との連携の仕方に悩んでいることを把握できた。そこで、医師・薬剤師などの医療職とケアマネジャーとのオンライン勉強会を東部・津田沼地区医師と協力して企画運営し、ケアマネジャーからの困った事例をもとに、事例検討会を実施した。具体的な助言が上がり、また、連携の課題など意見交換をすることもでき、ケアマネジャーより勉強になった、相談しやすく感じたとの声が多く上がった。

今年度地区の主任ケアマネジャー連絡会を発足し、地区のケアマネジメント環境を主任ケアマネジャーが意識し、抱える問題を共有し、地区のケアマネジャーへの支援や地区の課題に継続的に関われるよう、意見交換を行っている。その中で、10月に多職種連携勉強会として、事例検討会を開催した。多職種の意見により、互いの気づきやニーズの捉え方の違いも発見できた。2月のケアマネジャー勉強会は「さーくる」と権利擁護センターにも参加していただき、8050問題事例検討をオンラインで実施した。25名の参加があった。勉強会だけでなく、コロナ禍での居宅支援事業や利用者への影響を事前アンケートし、利用者やケアマネジメント業務にも支障をきたしている状況を共有した。また、コロナ禍による困り事や対応方法の共有機会となり、今後も地区のケアマネジャーより、勉強会や情報交換会の需要が上がっている。

前原地区の資源としては、近隣の習志野市の情報を含めマップ更新し、地図に落とし込んでいる。地区社協にも協力いただき、自治会やマンション独自の活動、地域の買い物支援や医療・福祉情報も更新し1冊に集約し、ケアマネジャーや地域の方に情報提供している。今年度は町会や各団体の活動自粛も多く、集える場所や活動場所が少ない現状があり、コロナ禍の中での新たな地域活動の支援が必要と考え、密にならず外での体操などを町会に勧め、意向確認している。

地域ケア会議推進業務(介護保険法 115条の 48)

〇全体会議(定例会)について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、上半期は会議開催せず、その他の開催方法を構成委員と検討した。オンライン会議は環境が整わず困難であり、書面会議で1回目を開催。書面では地域課題の抽出が難しく、対面会議が可能となった時に再度検討する事となった。今年度より、地区の主任ケアマネジャー代表も構成委員に加わり、地域のケアマネジメント環境や自立支援の視点でも意見を頂いている。コロナ禍の中で、地域の団体の活動自粛となり地域が見えないとの声や、団体役員自身や高齢者の感染に対する不安が強い状況がみられた。専門職からは閉じこもりによる、フレイルやコロナ鬱、メンタル不全の課題があがった。元来の地域ケア会議の活動方法は困難であるが、現行のコロナ対策は緊急の課題ととらえ、地域に向けて「地域包括支援センター新聞」緊急特別号」による周知は有効との意見が多くあり、新聞による啓発活動を実施。その後も11月までに6回の新聞発行を実施した。

各機関との情報共有は継続も、7月は中止し、9月からは集合形式での会議を再開。 課題としては、(1)新型コロナウイルス感染拡大予防による生活面の影響(①高齢者の 閉じこもり・孤立の増加、見守り体制不足、フレイルや身体機能低下②認知症カフェや 集える場がない③生活様式の変化の戸惑いと鬱やメンタル面の支援)(2)防災対応に対 する自助・共助の意識の地域普及と救護体制の不安が上がった。

〇個別ケア会議について

今年度、4件開催し、4件とも認知症の方であった。3件は独居、1件は家族と同居も、家族の障害などが伺えるケース。2件は周辺症状があり、近隣からの苦情や負担が見られ、ケアマネジャーが苦慮しているケース。1件は軽度の認知機能障害があり、ケアマネジャーへの不信や医療者とのコミュニケーションがうまく行かないケースであった。個別ケア会議の中で、支援者との共有や検討をすることで、認知症の方や家族への理解や新たな支援方法が見出されたことや、方向性を一致させることに繋がった。そして、会議後に近隣にも伝え、負担を緩和していくことと、協力者として暖かい見守りに繋がった。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

課題は以下の2点

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大予防による生活面の影響
- (2) 防災対応に対する自助・共助の意識の地域普及と救護体制の不安がある

課題(1)に対しては、感染予防しつつ、地域活動の方法を検討し、開催していくことと、見守りや周知活動をしていく。

課題(2)に対しては、昨年度の防災セミナーの内容を重視した防災対策の広報紙を作成した。災害時は家屋倒壊や火事による被害など自宅で暮らせない状況でなければ、避難所に頼らず、自宅避難を勧めるもので、家庭の防災力アップの具体的なものを掲載した。この広報紙は、各町会を通じて回覧や掲示板にて配布や掲示をしている。掲示板を見て、センターに個別に取りに来られる方もいる状況もあり、公民館や居宅支援事業所などにも配布している。その他、前原地区は病院前救護所がない地区であり、災害時に救護所までの搬送や軽度の処置や相談ができる体制など検討する必要があると考えている。

認知症総合支援業務(介護保険法 115条の 45第2項第6号)

○関係機関との連携・ネットワークの構築

個別ケースに対し、医療機関や薬局と連携し、内服管理や認知症の初期症状の疑いを 察知し、認知症サポート医や認知症疾患医療センターと繋がるなど関係機関と連携する ことで、早期発見や初期対応、周辺症状のコントロールに活かしている。

地区の在宅連携を深める会にも参加し、医師や薬局、看護師などとも情報交換を行うこともでき、ケアマネジャーとの勉強会の企画にも繋がった。

民協定例会は45名の民生委員が一同に集まることに懸念があり、今年度は2回の開催で、その際に参加し、連携を図った。民生委員とケアマネジャーとの勉強会も検討していたが、今年度は集合形式では難しい。地域包括支援センターがパイプとなり、互いの共有がなされるよう個別にサポートしている。

地区の主任ケアマネジャーの連絡会を発足したことで、情報共有ができ、特にコロナ 禍において、感染予防対策や利用者支援に関する困りごとなども意見交換でき、互いに ねぎらい、前向きに捉えることができた。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発(認知症カフェの立ち上げ支援を含む。) 認知症カフェの開催中止にて、運営協力には至らなかった。認知症の方や家族が集える機会が少なく、コロナ禍の中で、地域との交流も少なく、認知症の方の不穏や介護者の負担過多が懸念された。地域包括支援センター新聞にて、オレンジページとし、介護のワンポイトコーナーや家族の声を募集した。センターの掲示板に「認知症の人にやさしい前原」と題し、特設コーナーを設置し、認知症の基礎知識をわかりやすく掲示し、認知症安心ナビの広報活動も行った。

認知症介護家族ふれあい交流会は対面ではなく、介護家族の声をアンケートで集約し、38名の家族の声を聴収した。介護の負担や想いの共有、希望の声を冊子に集約し、家族に配布した。今後も介護家族の声や当事者の声を反映していくことが大事であると感じている。

〇地域での見守り体制の構築(徘徊模擬訓練の実施支援を含む。)

今年度、子供と大人を交えた徘徊模擬訓練の実施を計画していたが、町会活動の自粛により、断念。民生委員や町会長などと個別に電話や訪問にて、地域の情報を確認し、見守り支援の協力と地域の高齢者の情報を知らせてもらっている。独居の認知症高齢者で、他者との交流や家族介入を拒む方の見守りは難しさがある。特にマンションの中では、異変の早期発見の難しさもある。日常の中で、管理人や民生委員、マンション理事などに声かけをしていたことで、何日間か外に出ていない状況を把握し、昼夜問わず安否確認を行い、異変を察知することに繋がった。地域と連携することで、早期発見や支援のタイミングを察知し、命や尊厳を守ることにつながる。そのためにも地域の見守り体制の強化に向けて、認知症を「我がこと」と捉えられる地域を目指している。

事業報告書 (重点事業等)

(令和2年度:第4四半期終了時)

重点事業:権利擁護業務(介護保険法115条の45第2項第2号)

* 高齢者虐待関係

〇早期発見 · 早期対応

高齢者の虐待に関しての早期発見・対応に繋がる地域の目が大切であり、認知症や高齢などにて、家族のパワーバランスの変化や介護への理解や知識不足により、誰もが虐待への発展の可能性があり、身近な問題として考えられるよう、「地域包括支援センター新聞」による周知を行った。民協定例会においても、冊子を配布し、高齢者虐待のサインチェック・シートも添付し、虐待の兆候を逃さないよう理解啓発に努めた。ケアマネジャー等の勉強会でも、通報は支援の輪を広げるきっかけでもあり、早期の対応により、重度化予防や早期解決に繋がる可能性があること、また包括との連携についても資料を配布し、情報発信した。ケアマネジャーからの困難事例相談の中にも権利侵害の可能性が伺えるケースはあり、早期から同行、情報を共有し、介護負担から起こるものや、その他経済問題や適切な判断ができるキーパーソンがいない状況など様々な問題があり、リスクアセスメントを行い、早期対応に努め、重度化しないように努めている。

○関係機関との連携及び役割分担

今年度は新規で8件と昨年度からの継続4件対応。3件の身体的虐待に関して、緊急性を判断し、直営地域包括支援センターおよび包括支援課に報告し、措置入所と契約にてのショートステイ利用となった。養護者の未治療や養護者が問題を抱えていたが、高齢者本人の判断力の低下により問題が表面化し、生活困窮や虐待に繋がることが多く、複合的な課題を抱えている場合が多い。さーくるや医療機関・障害福祉・ケアマネジャーやサービス事業所等とも連携し、関係機関と役割を担い、養護者の医療に繋ぐことや生活基盤整備などにも努めている。高齢者の安全確保後に、養護者との対話を重ね、養護者や家族の支援に努め、解決に向けるも、判断に迷う際には、直営包括支援センターと包括支援課、生活支援課と検討会議を重ね、方向性を協議することや、虐待対応ネットワーク臨時会議にて弁護士の先生の助言もいただき、方向性を確認した。養護者の支援には一つの委託地域包括支援センターのみでは対応は困難な事もあり、直営地域包括支援センターと包括支援課、生活支援課他、船橋市の関係機関と養護者側の支援機関との連携も重要であると感じている。

〇センター内の体制

虐待通報や困難事例での相談において、権利侵害の恐れがある場合は、2人以上で事実の確認や情報収集行い、同日にリスクアセスメントシートを実施し、緊急性の判断をする。その後、センター内三職種で検討会議を開催し、虐待の根拠や緊急性・対応計画を協議している。緊急性が判断されるケースは直ぐに直営地域包括支援センターに連絡し、判断した根拠も含め報告し、分離や措置の判断を確認している。また、継続的かつ長期での関わりが必要であり、評価会議を別に行っている。その中で、課題や目標・支援方法および効果を確認し、計画の見直しや終結を三職種全員で行っている。

千葉県高齢者虐待防止対策研修に4名がオンラインで参加し、その後センター内で の伝達により学習機会を持ち、職員の資質向上に努めている。

センター事業

- ○新型コロナウイルス感染予防とフレイル進行予防・地域の介護予防と共生に向けて 〈地域包括支援センター新聞による発信〉
- ① 「緊急特別号」・・ 前原・中野木お花見散歩マップと新型コロナウイルス感染予 防対策(手作りマスクの作り方と室内換気・消毒・清掃、マスク作成ボランティア 募集) R2.3月~4月配布 281枚のマスクの寄付あり
- ② 「新型コロナウイルス感染予防とフレイル進行予防号 VOL. 2」・・運動機会、感染 予防、免疫力維持、体操紹介(QR コード掲載し、体操動画も 4/25~配信) 5月~6月配布
- ③ 「悪徳商法などの注意喚起とオレンジページ」・・認知症の方と家族の声の募集、 マスクボランティアによる輪を報告、生活資金貸付制度の案内 7月配布
- ④ 「新型コロナウイルス感染予防とフレイル進行予防号 VOL. 3」・・熱中症予防と感染予防、フレイル予防等 8月配布
- ⑤ 「熱中症予防とオレンジページ」・・かくれ脱水、介護者の声の紹介と医療のつなぎ等 9月配布
- ⑥ 「秋冬号」・・新型コロナウイルスとインフルエンザ、孤立と閉じこもり予防、高齢者の尊厳と権利を守る等 11月配布
- ⑦ 「自宅待機の備えと元気アップ体操・オレンジページ」・・体調不良時や自宅待機の準備、認知症介護のワンポイント、元気アップ脳トレ(QR コード掲載し、動画配信)3月配布

〈その他〉

介護予防教室にての体力チェックやフレイル予防と自宅でできる体操を紹介し、書

面でも啓発を行った。また、当センターのプランナーからも体操のパンフレットの配布や委託先のサービス中止となっている利用者へも配布を実施するなど、介護予防への啓発を行った。

○多職種・他機関との連携

主任ケアマネジャー連絡会の主催で、10月に多職種連携勉強会(ケアマネジャーと サービス事業所にて事例検討会)を開催し、23名の参加があった。また、ケアマネジャーからの希望が多かったテーマで、2月ケアマネジャーオンライン勉強会開催し、 25名の参加があった。

医療との連携としては、東部・津田沼地区の医師等による会議に参加し、医療の状況や災害対応、ケアマネジャーとの連携などを共有した。

11月には医師・薬剤師などの医療職とケアマネジャーとのオンライン勉強会(35人参加)を企画運営した。ケアマネジャーからの困った事例をもとに、共有し、薬の見直しや内服支援方法など、具体的な助言が上がった。また、連携の課題など意見交換し、具体的な連携方法があがった。コロナ禍においての繋がり(連携)は更に重要と感じている。

高齢者の見守りとしては、地域と孤立した方の関わりは難しいが、民生委員や町会などの地域と連携することで、早期発見や支援のタイミングを図り、介入や尊厳を守ることにつながる。そのためにも地域の方と共生できるよう今後もより強化していく。

○地域と共同での体操教室立ち上げ

昨年度より、高齢者人口の割合が高いマンション(高齢者世帯 70%)の中で、介護予防の声が上がり、体操教室の開催を検討していた。しかし、新型コロナウイルス感染の収束がつかず、マンションの代表者との話し合いを行い、ラジオ体操を提案した。開催に関して、感染の不安も強くあり、全世帯にアンケートを行い、参加希望が 15 名あり、9 月から公園でのラジオ体操を感染予防対策しながら、週 2 回開催している。センター職員が出席しない時も、自主的に取り組み、現在 15~22 名の参加がある。冬休みや春休みには児童の参加もあり、互いの安否確認や交流機会にもなっている。コロナ禍で、ミニデイやサロン、町会活動が停止している中で、コロナ禍の地域活動の再開にむけて、町会のニーズに応じて支援も必要と感じている。

○防災セミナー開催

9月にURと前原団地自治会の協力も得て、防災セミナーを開催した。一部は地域包括支援センターのパネル展示による説明及び質疑応答。二部でマンション管理士によ

るパッククッキング実演の構成。事前予約制で12名の参加があった。

昨年の地域ケア会議の防災講演の内容である「自宅避難」を実現するための自助・ 共助を促す内容と食事・排泄・怪我をしない具体的対策を盛り込んだ内容で、二部の パッククッキングにも連動していくものとした。準備しやすく、ローリングストック 方式で無駄がない点で参加者や UR の方からも好評であった。新型コロナウイルスの 収束が見えない中、更に自宅避難が重要視されており、広く周知が必要と考え、地域 ケア会議の構成委員の中でも一致し、広報紙の発行にも至った。

事業計画書(概要)

(令和3年度)

総合相談支援業務(介護保険法 115条の 45 第 2 項第 1号)

総合相談において個別相談を受け、情報提供、相談対応後の効果を事後確認していく。専門職としての面接技術やアセスメント能力の向上が必要であり、センター内でのミーティングにて課題分析、支援の方針を協議し、多角的な視点を持てるようにする。また外部研修やケースの振り返りを行い専門的スキルの向上に努める。高齢者のみならず、地域の相談を受け止め、個人の抱える問題への相談・対応はもちろんのこと、日頃の個別相談の積み重ねや地域との連携の中から、地域課題を見出し、地域団体や関係機関と共有し、その問題解決に向けての早期的な取り組みにつなげていく。相談の狭間にならないように意識し、地域の総合相談窓口の拠点として努めていく。

コロナ禍により、地域の繋がりが希薄になることや地域の高齢者等が外出自粛や交流を避けることにより、虚弱や介護状態の悪化の予測がある。独居等において、早期発見につながるよう、地域のネットワークを強化しながら対応していく。相談窓口の周知を行い、地域の見守り機能を強化していく。

相談はセンターのみならず、出前相談会やコロナ禍においては、密を避けた形での、 アウトリーチ機能や地域の関係者からの情報も積極的に活かしていく。

介護者の精神面や身体的・経済的・社会的課題により、複雑化していることも多く ある。コロナ禍において、問題が顕在化することや重篤になっているケースも予測さ れるため、世代を超えた機関との連携・協働し支援にあたっていく。

権利擁護業務(介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 2 号)

※高齢者虐待関係以外(判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等)

総合相談や実態把握を通じて、高齢者やその家族の抱える課題を整理し、権利侵害の可能性若しくは発展の恐れがある場合においては、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業、法テラスなどの活用に繋げる。

認知症等による明らかな判断力の低下により意思表明ができないことや本人が支援に対し拒否的であるために、権利が守られないケース、判断力はあるが高齢者本人が権利行使できない状況にあり、家族による高齢者の支援が期待できない場合はすでに権利侵害が起こっている可能性がある。高齢者本人の言葉で意向を示すことが出来る方であっても安易に自己決定と捉えず、その意思に影響を与える要因を考慮し、真意を把握することは必要である。

独居の認知症高齢者や地域で孤立している高齢者、高齢者世帯においては権利侵害 や消費者被害が発見しづらい状況もある。消費者センターや警察等の関係機関から情 報収集し、地域包括支援センター新聞や掲示板、地域の団体へも協力を依頼し、相談 先に繋げていけるように発信をしていく。早期発見・対応に努め、早期に回復できるよう他機関と連携し、再発防止策の検討も行う。

成年後見制度の周知は実践してきたが、具体的なイメージが伝わっていない状況もあり、金銭の負担に関する質問も多い。将来への漠然とした不安もあり、元気なうちから、エンディングノートなどの終活に関する話や相談窓口など、様々なパターンを想定した情報や事例紹介などを盛り込んだ案内本などの作成をしていく。

成年後見制度申立てに関しても、三職種全員がスムーズに行えるようマニュアルの 更新を行っていく。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 (介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 3 号)

地域の高齢者等が住み慣れた地域で暮らしが継続できるよう、元気な時から地域と関わり、役割が持てるよう、また、虚弱や介護状態になった時にも地域の支援や介護環境により、在宅で生活が継続できるように、介護予防や地域活動を自治会や生活支援コーディネーターや社協、民生委員など地域の関係機関と連携し、推進していく。介護保険サービス卒業後の結び先が少ないという現状課題もあり、地域活動の場の紹介や地域の繋がりを推奨していく。

コロナ禍において、活動の場の中止が多々あり、高齢者などの身体面や精神面への影響が多くあった。コロナ禍やアフターコロナとして、地域の活動状況を確認し、資源情報マップの更新や修正、社会活動の再開や高齢者の社会参加が可能となるよう、検討や提案を関係機関と行っていく。

前原地区は高齢者だけでなく、子供や若い世代の人口も多いため、世代を超えた交流や地域の支えが必要である。仕事や育児をしながら介護をするなどの状況もあり、介護者の多様性がある。男性介護者や仕事、育児と介護の両立となると、地域との交流や息抜きの場も少なく、孤立感や介護疲弊も予測される。介護者にとっても継続的な支援が必要であり、様々な介護環境に応じた、情報発信や介護者交流の機会を提供していく。新型コロナウイルスの収束が不透明であり、交流の形を検討しながら実施していく。

ケアマネジメントの要であるケアマネジャーからの個別事例の相談に対し、後方支援を行い、地域の協力や専門的助言、連携が必要な事例などは、積極的に個別ケア会議の活用していく。また、自立支援を意識できるよう、自立支援型ケアマネジメント検討会の積極的な活用も推進していく。ケアマネジメント環境の整備はケアマネジャーへのアンケートや地域の主任ケアマネジャー連絡会の中で、地域の介護支援専門員の課題を抽出し、勉強会や意見交換をする場を設け、互いの意識と資質の向上に努めていく。また、8050問題や経済困窮、家族の問題など複雑な問題を抱えるケースも多くなる中で、医療や他機関との勉強会や個別ケア会議の利用促進に向け、情報発信をしていく。

地域ケア会議推進業務(介護保険法 115条の48)

〇全体会議 (定例会) について

今年度も新型コロナウイルスの感染拡大状況に応じて、集合形式か書面会議か従来 方法と異なる形も含め、随時調整していく。全体会議にて、課題の抽出と目標や活動状 況、効果を構成委員と見える化し、共有できるようにしていく。

〇個別ケア会議について

昨年度はケアマネジャーが抱える個別ケースで実施をした。ケアマネジャーや民生委員等が抱える個別のケースにおいて、負担や不安が大きくなっているケースは多く、積極的に個別ケア会議を活用し、専門職等の助言や地域の協力を得ていく。また、その中で不足している資源や集積する課題としても捉えていく。民生・児童委員協議会の会議や全体会での報告だけでなく、ケアマネジャーへの会議利用促進のために個別ケア会議報告等行っていく。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

今後の課題は以下の2点

- (1) コロナ禍やアフターコロナにおける、地域の健康づくりと地域共存
- (2) 災害や感染症に対する対応力の向上

課題(1)に関しては、昨年度からのコロナ禍において、高齢者の閉じこもりやフレイル、メンタル不全などの課題が上がっており、啓発活動を主に行ってきた。コロナの終結は不透明であり、今年度も感染拡大予防をとりつつ、高齢者の地域交流による介護予防は必要と考える。自身の自立心や近所などの小規模の交流などを推奨していく。

課題(2)は、災害や感染症など非日常的で予測不可能な課題があり、昨年度から上がっている「前原地区の病院前救護所に代る体制」について、医療や介護、福祉の連携の検討と、備えや支え合える地域作りが大事である。元来、高齢者・若い世代共に孤立化や集える場不足、支え手不足があったが、コロナ禍において、更に深刻化がみられた。コロナとの戦いや災害への対応など、ICTを活用し、孤立化の防止や集える場所の提供など、地域住民全体が自助・互助・共助の意識で支え合い、偏見のない地域づくりが必要と考えている。構成委員とともに、今後も優先順位をつけ、取り組んでいく。

認知症総合支援業務(介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 6 号)

○関係機関との連携・ネットワークの構築

認知症の予防と早期発見、認知症初期の受診や周囲の理解が大切と考える。 認知症の疑いがあるが受診に繋がらない方や周辺症状で悩まれる方などは認知症初期 集中支援チームや認知症相談を活用し、早期発見、必要に応じて訪問相談に繋げていく。 地区の医療機関や認知症サポート医、認知症疾患医療センターとの連携や地区の在宅連 携を深める会にも参加し、情報や課題を共有していく。

地区の介護支援専門員やサービス事業者の認知症への理解と協力のため、多職種や医療との勉強会や交流により、ネットワークを強化し、認知症支援に活かしていく。 また、地域の見守り体制の構築のためには、地域の民生委員と介護支援専門員の連携も不可欠であり、個別ケア会議や交流会、勉強会なども実施していく。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発(認知症カフェの立ち上げ支援を含む)

コロナ禍において、認知症サポーター養成講座を広げていくために、小規模での開催や、オンライン活用なども使い、働きかけていく。サポーター養成講座受講者のフォローアップとしての働きかけなども行い、ボランティア活動や包括との連携を呼びかけ、チームオレンジ設置に向けての基盤を作っていく。

認知症の方と介護者を支える情報紙を定期的に作成し、認知症の理解・対応に関する情報提供と啓発、認知症の方やその家族の声も聞き取り、認知症の方の活動の場や家族負担の共有の場を提供していく。認知症カフェの再開支援なども検討していく。

〇地域での見守り体制の構築(徘徊模擬訓練の実施支援を含む)

コロナの収束をみながら、小規模や町会単位などで、認知症の理解や対応の仕方、徘徊時の声かけ対応などの機会を設ける。集団での実施が難しい中では、個別に理解ができるよう、冊子や DVD などを作成し、地域の認知症への理解と見守り体制に繋げる。

総合事業の介護予防ケアマネジメント (介護保険法 115 条の 45 第 1 項第 1 号二)

○事業対象者を判定するための基本チェックリストの実施

介護保険サービスの相談時、事業対象者と思われる高齢者には制度についての説明、同意のもとチェックリストを実施する。また、総合事業のみの対象者の更新時には担当介護支援専門員が、基本チェックリストの実施や地域の資源を積極的に活用し、住み慣れた地域活動が継続できるように推奨していく。

○多様なサービスの活用

短期集中予防サービスや地域リハビリ事業など地域住民に周知されてないこともあり、町会のミニデイやサロン、ラジオ体操などの地域資源や障害事業所の活動や買い物支援など生活を支える様々なサービスをマップや情報別に集約し、提供できるようにしていく。

〇総合事業の普及啓発

総合事業の認知度は低く、民生委員等や高齢者やケアマネジャーに対して、センター 新聞などを通じて周知を図っていく。

事業計画書 (重点事業等)

(令和3年度)

重点事業:権利擁護業務(介護保険法115条の45第2項第2号)

- ※高齢者虐待関係
- 〇早期発見 · 早期対応

自ら権利侵害を訴えられないケース、虐待を受けている認識のないケース等にお いては、セルフネグレクトも含め、虐待が起きているもしくは発展への恐れがある。 高齢者の独居や老々世帯などの中で、他者との関わりや介入を好まず、地域との関 係が希薄なケースなどは発見が遅れがちである。更にコロナ禍では、地域との交流 や見守りの目が少なくなり、発見が遅れることもある。コロナ禍で家族が密になる ことで、介護負担が軽減される場合はよいが、反対に今まで見えなかった介護状況 が見えることや互いのストレスから、口論や虐待に発展している状況もある。虐待 の予防や早期発見においては、虐待に対する認識や介護等に対する認識不足により 誰にでも起こりうる問題として、地域全体での予防や発見に努めていくことが必要 である。住民向けに広報紙にて権利擁護や虐待の考え方、予防や早期発見に向けて の発信を行い、早期に相談介入できるよう、周知していく。早期発見・対応するこ とで、傷は浅く、関係性の解決に繋がることや、介入拒否も少ない。サービス事業 者向けにも早期発見や通報意識をもてるよう、専門的な視点で情報紙にて啓発を行 う。医療・福祉などの関係機関にも介護の負担や医療のフォロー状況、経済問題の 把握等により、虐待予防や早期の対応に繋がり、重篤化せずに生活継続ができると いう視点を共有し、見守り体制の強化に努めていく。

連絡(通報)はケアマネジャーからが多く、虐待通報や困難事例として、相談を受ける。認知症による周辺症状にて介護負担が大きい場合や認知症などの理解の不十分さ、適切に判断できるキーパーソンの不在などにより、適切な介護がされず、虐待が起こっている。気づきや予防、認知症の行動心理症状への対応の検討や介護者の精神・身体状況を踏まえ、世帯全体の丁寧なアセスメントを行い、ケアマネジャーと一緒にケアプランの見直しや勉強会にて共有していく。また、ケアマネジャーが抱え込み過ぎて、負担過度や安全が守られない状況にならないよう情報発信、共有をし、早期対応する。

○関係機関との連携及び役割分担

虐待の要因として、医療や福祉等サービスの不足、生活困窮、家族の障害、経済的な依存関係や社会的問題など様々な要因があり、かつ複合的に抱えていることも多い。高齢者のみならず家族の関係機関とも情報共有し、連携は必須である。センターつでは高齢者の支援と養護者の支援は難しい場合もあり、直営地域包括支援センターや包括支援課など養護者支援を含めた多制度や支援団体とも協働し、役割分担していく。保護や措置の判断やタイミングなど、直営地域包括支援センターや包括支援課との協議や検討会等にて決定していく。

支援の方向性や判断に迷う時は事例確認会議や虐待防止等担当者ネットワーク会議などを積極的に活用し、助言をいただく。

また、関係機関とは早期から連携や個別ケア会議などにて、関係作りを行い、支援のタイミングを逃さずに介入や担っていただけるよう働きかけていく。

〇センター内の体制

虐待通報時は、直ぐに事業所内で共有し、初回担当者を決め、事実確認する。実態把握を行い、リスクアセスメントや対応方針を3職種全員で検討し、緊急性の有無と支援計画作成する。毎月1回および必要時は随時、3職種で評価会議を開催し、支援計画の評価検証し、支援計画の修正を行う。支援計画は短期目標から、終結に向けて課題の解決状況を確認していく。虐待の終結についても評価会議で確認し、決定する。

この評価会議で、職員の負担、メンタル面など踏まえ、担当や配分などの調整機会ともする。評価を行うことで、3職種全員が進捗状況を確認でき、振り返りの機会とスキルアップにも繋げていく。

養護者支援の難しさも日々感じており、養護者側の支援機関との連携が重要であるが、各機関の活動内容の限界があり、養護者支援の資源不足も感じている。今後は研修会の積極的な参加や支援機関との交流を図り、知識向上と関係強化を図る。

センター事業

○コロナ禍での地域の交流・健康づくり

昨年度は、感染の不安や外出自粛の中で、地域交流が減少し、高齢者等の虚弱や精神面の悪化が見られた。地区ケアマネージャーのアンケートからも介護への影響も見られた。感染症や健康への対応力を日常の中から意識し、自身や家族、近隣や友人等との交流や助け合いによる健康と身体維持の力となるように、啓発と地域活動の新たな形の提案や発信をしていく。

具体的には、地域包括支援センター新聞による町会を通じての啓発活動と、公園などでのラジオ体操などの推奨や歩こう会、ウォークラリーなどの勧めなどを行っていく。また、昨年度コロナ禍で誕生した、健康体操の場の継続に向けてのフォローアップなども実践していく。

○地域のボランティア参加への啓発

高齢者の増加により、支える側と支えられる側のバランスが変化している。コロナ禍で地域交流が減る中で、社会参加できない方が多く見られている。自身の健康のために地域での役割や活動を行うことやボランティアに興味がある方に向けて情報発信し、参加を促していく。公園体操やウォークラリーなどの参加者からのボランティア推進などを行い、地域の見守り機能強化にもつなげていく。

○災害や感染症に対する対応力の向上

感染症に対しては、地域住民に対し、正しい情報を得る中で、体を動かす事の大切さや人との関わり方などを新聞発信していく。

自然災害に対し、地域の小規模単位などでも、備えなど啓発活動を行う。ケアマネージャーに向けても定期的にケアマネサロンを開催し、地域資源の共有や情報発信・災害時を想定してのリスクアセスメントや個別支援計画の作成などの情報提供を行い、災害対応への意識啓発や日々のケアマネージャー支援にも繋げていく。

事業報告書 (概要)

(令和2年度:第4四半期終了時)

総合相談支援業務(介護保険法 115条の 45 第 2 項第 1号)

今年度はコロナ禍の状況で、引きこもり解消と断らない相談を心がけてきた。特に第4四半期では新規相談が増えている。令和2年12月から令和3年3月までの4か月間の相談件数は延2,574件(月平均644件、昨年度月平均502件)、実人員(新規相談件数)は194件(月平均49件、昨年度月平均48件)になっている。認知症相談者数が781件(月平均195件 昨年度月平均121件)と昨年度の比較から増加傾向に至っている。コロナ禍による影響が全てではないが、今後も家族との交流や日常の活動範囲を自ら制限している方が増えていく一方、地域でできる対応については手探りながらも見直していく必要があった。フレイル予防、虐待などを未然に予防していく対応が引き続き重要になると予測され、民生委員・児童委員、町会、自治会役員、ケアマネジャー、各介護保険サービス関係者との連携については、地域でのコロナ対策の一つとして昨年度より一層、連携強化の重要性が高まった一年である。ネット環境が整えられていない事業所には現行のままで連携を継続していく一方、オンライン化を定着させていけるように関係性も強化してきた一年として捉えている。

今年度の事業報告においては計画に沿って以下のとおりである。

1. ワンストップ相談

高齢者が住み慣れた地域の中で、安心して生活を継続していくことができる様、高齢者の総合相談窓口として、ワンストップ相談及び断らない相談を心がけることができた。当地域では昨年度から徘徊の件数が増加傾向にあり、認知症相談が増えることを予測して三職種が協働して相談に対応できる体制を維持することに努めた。更にコロナ禍による影響から自粛した生活の為、認知症の進行や虐待の疑いなどが増加傾向にある。早期に状況把握と対応ができるように「たきのい・おでかけ相談室」や「ならしの相談室」の継続を検討していたが、コロナのために開催できなかった。そのため、地域密着の相談体制の定着化に至る一年だった。

2. 緊急時連絡体制

管轄の船橋東警察署生活安全課からの対応要請、報告も増加傾向にあり、タイムリーな対応を心掛けてきた。夜間、土日、祝日の緊急時の連絡体制を確立し、迅速に対応する他、緊急ケースには必ず2名で対応した。

3. 実態把握

早期に課題を発見し、迅速な対応をすることに努めた一年であり、早期の対応で問題が複雑になる前に適切に解決していくことのできる地域づくりを目標としてきた。その中で、実態把握はコロナ禍もあり慎重に行った。前年度においてもオンライン化したネットワークづくりを軸に構築していく課題に取り組むことができた。また、担当地域が広いため、当センターに遠くてなかなか来るのが大変な田喜野井地域においては、従来「たきのい・おでかけ相談室」を民生委員・児童委員の協力をいただき、問題が深刻化される前からの対応が定着してきていたので、今年度は開催できなくても、関係者から相談が入ってきて実態把握を行った。同様に習志野地域でも「ならしの相談室」はコロナのために開催できなかったが、地域の民生委員・児童委員や町会長など、地域をよく知っている方々を中心に実態把握を行い、必要なケースには見守り体制を構築していくように努めた。今後も維持していくとともに、コロナ禍における体制を強化していく課題が残った1年として捉えている。

4. 事後確認と情報共有

支援困難ケース等については、迅速に個別ケア会議を開催することができた。民生委員・児童委員や地域住民、ケアマネジャーなどの参加者から意見をいただくことができた。色々な視点から検討した上で、地域で支える体制を構築する目的である個別ケア会議を定着していけるように努めることができた。今後の地域づくりの中で、地域住民の緩やかな見守り体制が引き続き重要な位置を占めることから、地域のネットワークづくりについてはさらに向上できるように次年度の課題、目標として捉えている。

その他、朝礼時に前日のケース報告を行い、職員全員が情報共有し、新規ケースに関 しては支援方針、方法の共有を行う形式が定着している。

5. 関係機関との連携

相談内容としては、8050 問題や両者のメンタル問題、キーパーソンがいない他、コロナ禍による影響から孤立している一人暮らしのケースや生活困窮などの課題を抱えている世帯など、通常の相談業務で対応できるレベルを超えているケースが増えている。そのため、関係機関との連携をより強固にできるように、オンライン化したネットワークづくりをはじめ、虐待研修を社内、地域において実績を残した結果、『もしかしたら』の段階から早期に報告、相談していく事が肝要であるとケアマネジャー他、関係者に理解を深めることができた。

次年度も重点事業「権利擁護業務」に対しては特化して早期対応に着手できるように 地域の関係者とのネットワークを構築していくことも大切な目標として捉えている。 その他、障害分野との連携が増加傾向にあった一年であった。今後も「さーくる」や「ふらっと船橋」などの他機関、専門分野との密接な連携体制を構築していくことの必要性を理解することが出来た。

権利擁護業務(介護保険法115条の45第2項第2号)

* 高齢者虐待関係以外(判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等)

権利擁護に関しては、2年度の実人数(新規相談件数)が17件、延べ件数は197件になっている。今期は後見人申立てを3件進めたが、料金や手続きなどの理由から1件のみの申し立てを進めた。コロナ感染数が増えた7月から10月の対応数は極端に減っている。東部地域包括支援センターと連携し、市長申立ては2件実施した。

対応依頼はケアマネジャーからが多く7件、親族からは3件、医療機関、サービス事業所からは各1件きている。虐待から関わり後見制度を進めた1件、施設からの依頼で4件がきている。

総合相談から関わる権利擁護に関する業務の実施にあたっては、担当地区が認知症や独居高齢者が多い事から、生活状況など状況確認が難しい事例が多かった。権利擁護から自己決定のために個別ケア会議を開催し、民生委員・児童委員、町会自治会、医療関係者、介護サービス事業所、法律関係者などの関係者によりチームアプローチにて残存能力を確認し、自己決定を尊重しながら、高齢者の尊厳の保持を優先した。専門的な他機関との連携を図り、意見を求め、適切な対応を行った。様々な状況に合わせて、柔軟な対応ができるようセンター内では、情報の共有のための検討を実施している。

成年後見制度の支援は、適切な支援ができるように検討をしながら、市長申立て、本 人・親族申立てなど的確な支援が速やかに進むように対応をしてきた。

独居で身寄りがなく認知症状から支援の必要な高齢者に対して、市長申立てを2件すすめた。医療関係、生活保護など状況の変化で支払い能力など変わっていくために柔軟な支援の方法が必要になっていた。本人申立てを1件進めたが、家族との金銭トラブルで気持ちが落ちてしまい対応が難しくなったため法律関係者につなげ、本人の人権や財産を確保するために後見制度の手続きを進めている。認知症で判断能力が落ち、親族に依頼しての申し立ても行っている。本人、家族やケアマネジャーから後見制度の利用の希望があり、説明を実施したが、申請を進めていくうちに料金や事務手続きなどの問題で中止し、問題解決に至らないことも多かった。

高齢者の徘徊は、警察・行政などから連絡を 17 件受けた。その後、すぐに状況確認のため関係機関に連絡を取り、認知症などで必要に応じて訪問し、家族、ケアマネジャー、サービス事業者等と情報の連携を取り、必要な医療、サービスの利用のため支援をした。

消費者被害に対しては、情報が入ると確認をし、センター内で共有し連携をした。 センター職員、ケアマネジャーが訪問時は声掛けをして注意喚起を促した。

三山・田喜野井地区は、古くから住んで地域交流を実施している方が多い中、独居の 高齢者も多く地域との交流が少なく情報が得られない状況の方も多い。今後さらに町会 自治会と民生委員・児童委員との密な連携構築が必要になる。連携構築のために対策を 考え実施していく。見守り体制の構築のために町会ごとの体制作りを進めている。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 (介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 3 号)

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務として、ケアマネジャーを支える仕組み作り、医療・介護関係者、民生委員・児童委員等が地域課題を中心に検討をし、独自のネットワークとして「みたならネットワーク勉強会」を行ってきた。当勉強会は交流場若しくは情報交換の場として運営してきたが、コロナ禍において今年度は全て開催中止となった。そのため、今年度は民生委員・児童委員やケアマネジャーと直接情報交換を行い、支援が必要なケースに対し状況確認しながら随時支援を行ってきた。

① ケアマネジャー勉強会

ケアマネジャーの支援として、令和 3 年度介護報酬改定の研修会を開催した。WEB 研修の形式で、講師は包括支援センター所長が担当した。

令和3年3月31日 (水) 午後5時から午後6時30分 20名が参加 令和3年4月1日 (木) 午後2時30分から午後4時 39名が参加予定

② みたなら地域医療介護連携オンラインミーティング 専門職のつながりの場として、みたなら地域医療介護連携オンラインミーティング を企画している。今後オンライン化による勉強会を強化していく計画を立てている。

また、コロナ禍において済生会習志野病院、津田沼中央総合病院、千葉徳洲会病院など医療連携が進んでいる病院などから、退院支援の要請が多かった。内容としては、ガン末期の相談が多いが、引きこもり生活中に自宅内で転倒して骨折後に入院されたケースもあった。また、以前よりも外出や運動する機会が減ったことで身体機能の低下により生活レベルが低下し、外来受診に来られた方への介護認定の新規申請の依頼をされたりすることなどもあった。

ケアマネジャーに対する個別支援について、ケアマネ相談としては、1月は3件、2月は9件、3月は7件の相談があった。内容はケアマネジャーの自己都合もしくは利用者またはその家族からのケアマネ交代を希望されるケースが多かった。また経済的問題や8050問題などの状況悪化により、他機関への連携が必要となり、当センターと担当ケアマネジャーとで連携し、関連機関とつながり合いながら関係者間との個別ケア会議を実施した。また、サービス担当者会議をZoomにて行い情報共有を行いながら課題整理し、支援の方向性を定めながら関係者間で役割を明確にした。今後も関係機関とのネットワークを密にしていき、情報共有や後方支援をしていく。

地域ケア会議推進業務(介護保険法 115条の 48)

〇全体会議 (定例会) について

コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、緊急事態宣言が出たために第4回三田習 地区地域ケア会議は書面会議にて実施した。

来年度に向けて①医療講演、②防災訓練、③徘徊模擬訓練、④三田習地区社会資源マップのそれぞれの意見を書面にて確認した。第1回・第3回書面会議での回答書内容で進める意見が多かったが、確認しながら進めていくことにした。

〇個別ケア会議について

会議は今年度4回開催し、今期は2回の開催。1ケースは認知症状がある独居高齢者の生活状況や親族関係の状況把握が難しく、本人の残存能力の確認と自己決定の支援のための会議を開催。もう一つのケースは虐待対応の後の継続支援として、精神疾患のある家族を含めた支援のための会議を行った。関係者の役割を明確にしていくことで現在地域に必要とされている見守りなどの支援体制の不足が見えてきた。孤立してしまう認知症高齢者や精神疾患の家族は、関わりに拒否的なこともあるが、見守りや支援の必要性は強い。個別ケア会議を開催することで状況を確認し、連携していく。地域で起きている問題や課題を認識して、全体会議等で報告、検討をしていく。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

コロナ禍の中で地域住人の生活が不活発化され、生活状況の変化や精神的に落ち込んでしまい、さらに引きこもりによる身体機能の低下などに繋がっている。状況を確認しながら対策を講じていく他、センター事業の実施が難しいために出来ることを考えていく。

個別ケア会議で挙がっている認知症・精神疾患などの孤立や見守りの必要性が高くなっているため高齢化が進んでいる地域に適した互助・共助の関係構築を進めていく。感染のリスクを回避しながら、開催できる方法を検討し地域ケア会議の中で検討していく。

集会での会議の実施が当面難しく、Zoom会議での検討の必要性が出てきているため、 意見交換ができる環境を整えていく。

認知症総合支援業務(介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 6 号)

○関係機関との連携・ネットワークの構築

認知症初期集中支援チームについて、今年度は2件実施した。透析治療開始後、短期 記憶が困難となり、チーム員会議にて介護者不在になった場合に備え、入院先の調整と ショートステイ利用の検討を行った。また独居で以前より迷子になり保護された方に対 しチーム員会議を行い、心療内科受診を勧め、経過観察をしている。

徘徊高齢者についての通報や相談が随時あり、警察署などと連携を継続的に取りながら本人やその家族支援についても実施してきた。特に認知症高齢者の主介護者が他界されたことにより、本人の生活が不安定になってしまうことが懸念されたケースについて、他の家族や警察署、ケアマネジャー、訪問看護師、認知症疾患医療センターとも連携を取り、在宅生活を継続していけるよう支援することが出来た。

認知症の方やその家族の支援をしていくためには、関係機関との連携や地域との連携や協力が不可欠である。例年、「みたならネットワーク」において居宅介護支援事業所のケアマネジャーや民生委員・児童委員などと交流会を開催し、認知症について等地域にかかわる方々と繋がり合いながら地域のネットワークを構築してきたが、今回はコロナ禍のため中止となった。

チームオレンジについて、次年度より三山・田喜野井地区において三山地区にある学園台自治会助け合いの会の協力のもと、モデル地区として活動していくことになった。そのため、学園台自治会理事会において事業内容の説明を2月21日に行い、次年度以降4月中に再度説明を行い、事業実施に向けて進めていく。

〇認知症への理解を深めるための普及・啓発(認知症カフェの立ち上げ支援を含む)

認知症カフェについて、今年度はコロナ禍において活動中止となった。そのため、見守り支援など必要なケースについては電話での安否確認などを行って支援継続している。

学園台自治会において、認知症についてテーマにした高齢者サポート勉強会を 3 月 21 日に実施する予定であったが、緊急事態宣言のため中止となった。

○地域での見守り体制の構築(徘徊模擬訓練の実施支援を含む)

安心して在宅での生活を継続していくため、関係機関との情報共有や協力体制は様々なケースを通して出来ている。サービスに繋がらない方への支援は特に、近隣や民生委員・児童委員への協力を求めて見守り体制を構築していき、随時情報共有しながら安否確認等を行っている。

徘徊模擬訓練について、今年度は昨年度中止となった田喜野井地区にて実施予定だっ

たが、コロナ禍において今年度も中止となった。

事業報告書(重点事業等)

(令和2年度:第4四半期終了時)

重点事業:権利擁護業務(介護保険法115条の45第2項第2号)

* 高齢者虐待関係

〇早期発見 · 早期対応

今年度は、コロナ禍において在宅勤務など家族の生活環境の変化から虐待につながるケースがでている。会社の倒産や収入の減少で経済状況が悪化している世帯も少なくない。世帯の所得が減少し、高齢者の年金に依存することもある。それにより、介護サービス利用が難しくなるなど高齢者の権利が侵害されているが、虐待者が虐待の自覚がないために悪化して問題になる可能性が高くなる。親族間での経済的虐待は表面化しないため、把握が難しくなっている。高齢者から幅広い十分な聞き取りが必要である。

虐待の早期発見のためにサービス利用者に対しては、ケアマネジャー、サービス事業所など関係者から状況を把握するための連携を取り、報告を受けている。地域の高齢者に対しては、町会役員、民生委員・児童委員、近隣住民に声掛けをして連携を取っている。関係者とのネットワークを構築し連携を密にして、いつでも共有できる体制を作ってきた。

虐待の疑いで連絡を受けるとすぐに訪問をして状況を確認した。スピーディーな対応をすることで虐待疑いの段階での対応を心掛けた。関係者が関わることで問題を聞きとり、状況に合わせて対応し虐待が起きる前に対応できたケースが増えている。コロナ禍の中で感染不安を身近に感じながらのアウトリーチが難しくなっている。地域住民が変化に気づいて連絡することもあるが、近隣住民の間で関わりが難しいため、虐待を潜在化させ、表に出ないケースも多い。さらに地域ごとに見守り強化の体制作りが必要な一年だった。

今期は新型コロナ感染防止のため、三田習地区民生委員児童委員協議会にて、状況 に合わせた見守り体制を構築し、早期対応ができるように勧めた。

○関係機関との連携及び役割分担

関係機関や地域住民からの虐待通報及び虐待が疑われる事案等の相談に対して、当センターとしては迅速に訪問し事実確認を行い、多職種で検討し対応を考えていく。 必要な場合は直営地域包括支援センターと情報共有及び継続的な連携を図った。

センター内においては、三職種が合同で検討し、必要な情報の収集や対応方針を決定した。虐待の内容によっては職種から役割分担を行い、医療的関わりが必要な場合は保健師相当の協力を得ながら社会福祉士が対応するなど、的確に且つ柔軟で迅速な対応を心がけた。

虐待の情報で担当ケアマネジャーが兆候を把握できない場合は、必要に応じて情報 を共有の上、今後の対応について指導を行った。

関係機関としてはコロナ禍で計画通りではなかったが、介護サービス事業所、保健 所や医療機関、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、町会自治会など日頃 から顔が見える関係作りを実施しており、連携強化してきた結果、虐待の疑いが発生 した時には迅速な連携対応を地域関係者と共に行うことができた。

〇センター内の体制

センター内では、虐待ケースが発生した場合は職員全員で共有し、役割分担に関しても特定の職員に偏らないように話し合いをしながらチームとしての体制で行った。

職員の資質向上のために研修の機会を確保した。具体的にはWEB会議にできるだけ 参加し資質向上に努めた他に経験者は新人に対してOJTを意識して指導を行った。ま た、職員一人ひとりの能力に違いがあることを各自認識し、燃え尽きないように職員 と話し合いを持って、メンタルヘルスに十分配慮し業務を行った。

センター事業

これまで、当センターの基本方針として、地域との連携を図り地域に根付いた活動をしていくために、センター事業に力を入れてきたが、今年度は新型コロナウイルス感染予防のため、ほとんどの事業が実施できなかった。

しかし、令和3年度介護報酬改定が予定されており、ケアマネジャーの方々との協力体制が必要になったため、急遽、ケアマネジャー対象のWEB研修を実施した。

また、三田習医療介護連携ミーティングを、令和3年4月10日(土)WEB研修の形で糖尿病に関してのシンポジウムを実施予定。

○ センター独自研修『ケアマネジャー勉強会』

目的:三山・田喜野井・習志野の3地域のケアマネジャーを対象として、令和3年度 介護報酬改定について理解することを目的としている。

場所:まちかど相談室より WEB で実施。

日時:令和3年3月31日(水)午後5時から午後6時30分まで 20名参加 (令和3年4月1日(木)午後2時半から4時まで予定) 39名参加予定

内容:令和3年度介護報酬改定について、ケアマネジャーとして利用者に説明義務が 生じるので、正確に理解する必要がある。そのため、令和3年度介護報酬改定 の概要、解釈通知およびQ&Aに基づき詳しく解説し理解してもらった。 ○出張相談「たきのい・おでかけ相談室」

目的:見守り、支え合い体制を作り、高齢者が陥りやすい孤立を防ぐと共に必要な支援に繋げていくことができた。

場所:コープみらい集会所

日時:毎月1回 第3木曜日 午後1時から午後4時まで

方法:包括職員、民生委員・児童委員などが、ボランティアで来訪者の相談に対応したり、レクリエーションを提供する。

内容:地区担当の民生委員・児童委員と協力し、地域における高齢者の状況の把握と 相談を行い、必要時には居宅訪問へ繋げていく。

開催当日は、血圧測定、脳トレ・体操、保健・福祉の情報提供などを行い、高齢者に気軽に利用していただく。包括職員が脳トレなど工夫して提供している。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、令和2年4月により全て 開催中止となる。

その後のコロナ禍の対応において、これまで「たきのい・おでかけ相談室」に 参加していた高齢者の中で、孤立しやすい人をピックアップして、地域の民生 委員・児童委員と連絡を取りながら見守りを続けた。

○出張相談「ならしの相談室」

目的:見守り、支え合い体制を作り、高齢者が陥りやすい孤立を防ぐ。また、支援が 必要になった場合は、早急に必要な支援に繋げていく。

場所:習志野1丁目集会所

日時:2ヶ月おきに第1火曜日 午後1時30分から午後3時30分まで

方法:包括職員、習志野1丁目町会長、副会長、民生委員・児童委員などがボランティアで相談対応を行う。

内容:担当地域における独居の高齢者および介護が必要となる恐れのある高齢者の確認、必要時には訪問へ繋げていく。

独自に地域の高齢者リストを作成し、開催時に状況の確認を行って更新している。また、相談方法としては、住民が当日直接相談に来所することもできる。 確認作業の中で、気になる高齢者には包括職員、民生委員・児童委員と一緒に 居宅訪問をして実態把握をしている。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、令和2年5月より全て開催中止となった。その後のコロナ禍の対応において、「ならしの相談室」の構成委員が随時連絡を取り合い、高齢者リストの中から生活状況の確認が必要な高齢者へは電話連絡及び居宅訪問を行った。

○「みたならネットワーク勉強会」

目的:三山・田喜野井・習志野の3地域のケアマネジャー、地域ケア会議構成員、医療・介護サービス従事者、民生委員・児童委員などの関係者が一堂に集まり、地域課題の把握やその解決に向けて協働して取り組むことを目的としている。

場所:三山市民センター

日時:年3回 午後6時30分から午後8時30分まで

内容: それぞれの回ごとに、テーマを決めて実施。今年度は「介護」をテーマにして 行った。ケアマネジャーや地域住民、介護サービス事業所及び医療機関などが 繋がって、介護を受けるだけではなく自立した生活にするために、講演やグル ープワークを行なった。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、令和2年4月より全て開催を中止した。

勉強会は開催できなかったが、既に信頼関係を築けているので、適切な支援体制が構築できている。今後も、集会型の勉強会等が開催できない可能性があるので、WEB会議や研修のありかたを検討していく。

○ みたなら地域医療介護連携ミーティング

目的:三山・田喜野井・習志野の3地域のケアマネジャー、地域ケア会議構成員、 医療・介護サービス従事者などの専門職が一堂に集まり、疾患に関する地域 課題の把握やその解決に向けて取り組むことを目的とする。

場所:三山市民センター

日時:不定期、午後6時30分から午後8時30分

内容:地域でよく見られる疾患について専門職が共通理解をして、地域住民を支える ことを目的とする。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、開催中止。今後のコロナ 禍の対応として、医療介護連携は重要なので、WEB 研修を企画している。 当地域で多く見受けられる「糖尿病」テーマにして治療方法だけでなく運動 栄養など幅広く学ぶ予定である。

(令和3年4月10日(土) 午後1時半から午後3時まで予定 参加者募集中)

○「健康相談室」

目的:地域における介護予防を推進する企画として、虚弱高齢者に対して、要支援・要介護状態にならないように様々な観点から、健康維持を図る事を目的としている。また、支援が必要になった場合は、迅速に必要な支援に繋げていけるように地域住民の輪を広げていく。

場所:まちかど相談室(三山・田喜野井地域包括支援センター隣)

日時:毎月1回 午後1時30分から午後3時30分まで

方法:包括職員、薬剤師(ボランティア)などが講師となり、情報提供する。

内容:地域における独居の高齢者および介護が必要となる恐れのある虚弱高齢者に対して、健康維持の観点から必要な情報を提供する。また、参加者同士の交流を深め、コミュニケーションを活性化して健康維持を図っていく。継続的に様子を把握できるので、支援が必要になった時には迅速に動けるように対応する。今年度は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、令和2年4月より全て開催を中止した。今後、コロナ禍にあってもフレイル予防や閉じこもり防止のための情報を、パンフレットなどを用いて地域住民に周知していく予定である。

○「園芸教室」

目的:地域における閉じこもり防止を図る企画として、園芸教室を開催。一緒に作業し交流していくことで健康維持を図る。また、支援が必要になった場合は、早急に必要な支援に繋げていく。

場所:まちかど相談室(三山・田喜野井地域包括支援センター隣)

日時:不定期 午後1時30分から午後3時30分まで

方法:包括職員、地域住民等がボランティアで企画指導の参加。

内容:地域における独居の高齢者および介護が必要となる恐れのある虚弱高齢者に対して、閉じこもり防止の観点から、住民に人気がある園芸教室を開催し参加していただく。また、参加者同士の交流を深め、会話の機会を増やすように工夫することで認知能力の維持を図る。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、令和2年4月より全て開催中止。再開に向けては密な状態を避けられるような会場レイアウトを検討していく。

○まちかど食堂

目的:地域の独居高齢者を対象とした孤食対応の食堂を開催。孤食による栄養の偏り や寂しさの解消など、また地域における閉じこもり防止を図る企画として、ま ちかど食堂を開催し、健康維持を図る。月1回第4日曜日に開催。活動は新規 のボランティアを募集し、新しいボランティアの獲得ができたことで、三田習 地区社会福祉協議会と一層の協力体制が図れた。

場所:まちかど相談室(三山・田喜野井地域包括支援センター隣)

日時:毎月1回 第4日曜日 午前11時30分から午後1時30分まで

方法:法人職員、及び包括職員、ボランティアで食堂を運営。

内容:地域における独居の高齢者および介護が必要となる恐れのある虚弱高齢者に対して、まちかど食堂でおいしく、楽しく食事してもらえるようにボランティアを中心に開催し参加していただく。参加者同士の交流を深め、会話の機会を増やし能力の維持を図っていく。栄養バランスを考えた食事を提供し、栄養を考える機会も提供している。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、令和2年4月より全て開催を中止した。

コロナ禍においても、食は重要である。今後再開できる時まで、ボランティア の方々と共通の理念を持ち続けていけるように働きかけている。

また、代替えする支援としては栄養面、脱水、熱中症、感染症に関する知識について適時に書面による対応をしていく予定である。

○地域高齢者生きがい作り事業

目的:地域で役割を持つことは、高齢者が生きがいを持つことにつながることから、 活躍できる場を作り、様々な活動をしてもらう。

場所:まちかど相談室(三山・田喜野井地域包括支援センター隣)

日時:毎月1回 午後3時30分から午後5時30分まで

方法:法人職員、及び包括職員、ボランティアで学習支援を運営。

内容: 高齢者および介護が必要となる恐れのある虚弱高齢者が、自分でできる範囲で 児童への学習支援や遊びなど中心に提供し、生き生きと活動していただく。世 代間交流のメリットを生かし、参加者同士の交流を深め会話の機会を増やし、 能力の維持を図っていく。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、令和2年4月より全て開催中止。現在コロナ禍では、集合型の高齢者生きがいづくりを進めることはできていないが、核になってくれる方々とは連絡を取り合っている。その他、感染予防対策をしっかりと整えた中で今後の運営、企画だけは主関係者と話し合う時間を設けていき、この事業を絶えないように継続支援していく。

※上記のセンター独自の事業については今年度、新型コロナウイルス感染予防の為、計画通りにはいかなかった。結果、地域ケア会議の書面会議の中で構成員の方々に閉じこもり、運動不足などのフレイル予防、健康被害を予防するためのチラシを配布した。出来る範囲での健康維持・向上に対して地域に周知活動を適時に行った。

事業計画書(概要)

(令和3年度)

総合相談支援業務(介護保険法 115条の 45 第 2 項第 1号)

1. ワンストップ相談

総合相談は、地域に住む高齢者に関する様々な相談をすべて受け止め、センターの担う相談業務につなげていくと同時に、当センターだけでは担えないと判断した場合は、適切な機関につなぎ協働して対応していくための入り口にあたる。そして、地域の高齢者が安心して生活を継続していくことができるよう、ワンストップ相談及び断らない相談が必要になる。当地域では昨年度から新型コロナの影響で、認知症に対する不安や、フレイルの状態も含め、これまで以上に複合化した相談が増えることが予測されるため、三職種が協働して相談に対応できる体制をより強固に築いていく。

また、当地域の特徴として、三山、田喜野井、習志野の3地域はそれぞれ開発された時期に違いがあり、地域住民の構成の特徴が異なっている。また、坂が多く当センターまで来るのが大変な地域もあるため、アウトリーチとして、「たきのい・おでかけ相談室」や「ならしの相談室」を開催し、当センターの周知活動を広げていきながら地域密着の相談体制を整えていく。

今年度からは、地域共生社会の構築のために重層的支援事業が始まるので、総合相談から多機関協働で相談支援体制を構築し、参加支援まで見据えて対応できるように準備する。

2. 緊急時連絡体制

管轄の船橋東警察署生活安全課からの要請が増えており、タイムリーな対応が求められているため、緊急時の連絡体制を確立し、迅速に対応できるようにする。緊急ケースには必ず2名で対応をする。また、事案の発生時ではなく時間が経過してから書類で来たり、電話連絡で来たりすることもあるので、そういうケースは状況確認の上、フォローできるようにしておく。

3. 実態把握

早期に課題を発見し迅速な対応をすることで、問題が複雑になる前に適切に解決していくことができるような地域づくりをしておく。コロナ禍の対応として、不要不急の訪問を控える必要があるが、センターの業務には不要不急に該当する相談は無く、ほとんどが早急に解決するべき課題を抱えている場合が多い。生活状況を確認する必要がある実態把握は、必要に応じて行っていく。また、担当地域が広いため、当センターに遠く

て来所するのが大変な田喜野井地域において、新型コロナにおける感染症対策を検討した上で、たきのい・おでかけ相談室を毎月ごとに、習志野地域ではならしの相談室を2ヶ月に1回行っていく。新型コロナウイルス収束の見通しが経たない昨今、前年度と同様にそれぞれの相談室が運営困難な事態に至る場合、地域の民生委員・児童委員や町会長など、地域をよく知る方々を中心に実態把握を行い、必要なケースに対して見守り体制を構築する。

4. 事後確認と情報共有

支援困難ケース等については、迅速に個別ケア会議を開催し、民生委員・児童委員や 地域住民、ケアマネジャーなどの参加者から意見をいただき、いろいろな視点から検討 した上で、地域で支える体制を構築する。今後の地域づくりの中で、地域住民の緩やか な見守り体制が、これからも重要な位置を占めると思われる。

毎朝、前日のケース報告を行い、職員全員が情報共有できるようする。新規ケースに 関しては支援方法の共有を行う。

センターと地域との情報共有は、地域のネットワーク連携にかかっているので、さらに密にした関係にしていくためにも、オンライン化も検討しながらネットワーク構築を目指す。このネットワークができることにより、認知症の人の見守り体制に役立つと考えられる。

5. 関係機関との連携

相談内容としては、一人の利用者として捉えるだけでなく、世帯としても抱えている 複合化した課題に対応することが増えている。8050 問題のケースや生活困窮などの課 題を抱えている世帯など総合相談で対応できる幅を超えているケースが増えているた め、関係機関との連携をより強固にしておく。特に障害分野との連携が増えており、今 後も「さーくる」や「ふらっと船橋」などの他機関との密接な連携体制を構築する。

また、新型コロナの影響で、生活困窮に陥っている高齢者が見受けられるので、老後の生活の安定に向けて生活支援課など他部署との連携や「さーくる」の家計相談支援事業などと連携していく。

権利擁護業務(介護保険法115条の45第2項第2号)

※高齢者虐待関係以外(判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等)

総合相談から係わる権利擁護に関する業務の実施にあたっては、担当地区が認知症や 独居高齢者が多い事から、生活状況など状況確認が難しくなってくる。自己決定のため に個別ケア会議を必要に応じ開催し、民生委員・児童委員、町会自治会、医療関係者、 介護サービス事業所、法律関係者などの関係者により高齢者の残存能力を確認、本人の権利を守りながら自己決定を尊重する。高齢者の尊厳の保持を優先して決定していく。

専門的な他機関との連携を図り、意見を求め適切な対応を進める。経済状況、家族状況など様々な状況に合わせて、柔軟な対応ができるようアセスメントをしっかり行う。 センター内では、専門職と情報の共有をして、迅速に対応ができる体制を構築する。

成年後見制度の支援は、適切な支援が速やかにできるようしていく。市長申立て、本人・親族申立てについては、時間的な違いが見られるために的確な支援が速やかに進むように検討をしながら対応をする。

本人の人権や財産を確保するため、家族の対応、医療関係、生活保護など状況の変化に留意し支援の方法は状況に合わせて柔軟に対応していく。

消費者被害に対しては、情報が入ると確認をし、センター内で共有し連携をしていく。 センター職員、ケアマネジャーが訪問時は声掛けをして注意喚起を促していく。

三山・田喜野井地区は、古くから住んで地域交流を実施している方が多い中、独居の高齢者も多く地域との交流が少なく情報が得られない状況の方も多い。これからはさらに地区社協、町会、自治会と民生委員・児童委員と連携を密にしていく。オンライン化した連携構築のためにも対策を考え実施していく。地域の見守り体制の構築についても町会ごとの体制作りの質を高めていく。

ふれあい・いきいきサロンやミニデイサービス、センター事業の実施時は、担当地区 で発生している消費者被害の内容を関係者にタイムリーに伝え、注意喚起をしていく。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 (介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 3 号)

1. 関係機関との連携・協働体制

昨年度はコロナ禍において、地域の「みたならネットワーク勉強会」が通年中止となってしまった。今年度は Zoom を利用した勉強会などを検討し、ネットワークの再構築をしていく。内容としては、地域課題に対して情報共有や支援方法の共有、介護保険制度や他制度の説明など多岐にわたって企画する。このネットワークを機能的に動かしていくために、より多くのケアマネジャーや専門職、地域の方々にネットワークへ参加していただけるように働きかけていく。

4月10日(土)には「みたなら医療介護連携勉強会」にて専門職を対象にしたオンライン勉強会を開催予定で、糖尿病患者のセルフケアなどをテーマにし、ケアマネジャーや訪問看護師等と事例をもとに意見交換をし、それぞれの知識向上の場として役立てる。例年、医療関係者が医師、歯科医師、訪問看護、訪問リハビリ、薬剤師など多く参加し、他の専門職とお互いに相談できる関係作りができている。

2. ケアマネジャーの資質向上

今年度は介護報酬改定が行われたため、ケアマネジャーが混乱しないように、センタ

一主催の研修会を開催して正しい情報を提供していく。また、今年度より介護予防プランの計画期間延長などのほか、介護予防プランの記載、経過記録、評価表においても追記変更箇所が多くあり、混乱のないように努めていくとともに、要支援者の自立支援に向けて介護予防プランの適切な指導を強化していく。

ケアマネジャーを支える仕組みとして「みたならネットワーク勉強会」を適宜開催していく。内容は、地域課題で把握したことに関連するテーマや、民生委員・児童委員と連携する方法など、ケアマネジャーが業務を行う上で役立つテーマを適切に選択していく。

また、特定事業所加算の必須条件である居宅介護支援事業所同士が行う事例検討会に 参加し助言を行い、地域課題を引き出し、今後のセンターの業務に役立てていく。

今後も想定されるコロナ禍での研修はWEB研修のスタイルが多くなることから、インターネットの使い方や Zoom の使い方など、苦手意識を持っているケアマネジャーに対して、学ぶ機会を提供して熟達することを勧めていく。

3. ケアマネジャーに対する個別相談・指導

ケアマネジャーから寄せられるケアマネジメントのやり方などの簡単な相談は、電話でかかってくることが多いので、丁寧に受け止め適切な指導を心がける。改めて個別指導が必要と思われる相談に対しては、来所していただきケアマネジメントプロセスに沿って状況を確認し、よりよい解決策を一緒に検討していく。当センターの主任ケアマネジャーが解決してしまうのではなく、担当ケアマネジャーが自ら解決していけるように能力を高める指導を行う。

4. 困難事例について支援方針の検討、指導助言

困難事例について、相談を受けた時点で、センター内で共有し支援方針を決定する。 特に医療ニーズが高い方や、精神障害の問題を抱えている方など、指導するだけでは大 変なケースと判断された場合は同行訪問して状況確認を行い、一緒に対応方法を検討す る。多問題事例に関しては、三職種が合同して指導・助言の方法を探る。

困難事例として対応が必要なケースの中に、虐待の疑いがあるケースが含まれている事が多い。利用者本人の状況が悪化したり、介護負担が急激に増加したり、介護環境の変化を適切に把握し、助言・支援を行っていく。今後、困難事例の支援を適切に行っていくために、必要なスキルが身につくように社内においても事例を通して学ぶなど適切な指導をしていく。

地域ケア会議推進業務(介護保険法 115条の 48)

○全体会議(定例会)について

今年度も年4回の会議開催予定だが、昨年度はコロナ禍において構成員に確認し4回ともすべて書面会議となった。そのため、意見交換や個別ケア会議の報告を行い情報共有や地域課題についての取り組みがあまり進まなかった。そのため、コロナ禍においても Zoom 会議などを活用し、会議構成員の自由な意見交換ができる会議進行の方法を検討し、地域課題の課題解決などに向けて進めていく。

地域ケア会議が中心となって開催する医療講演、防災訓練、徘徊模擬訓練、社会資源マップの作成など、コロナ禍における地域の実情に合わせて、今年度も実施に向けて検討し、取り組めるようにしていく。前年度は新型コロナの影響により中止になった徘徊模擬訓練を今年度どうするのか、また雨天中止になった防災訓練を、天候の影響が出ない形にするのか、予備日を設けるのかなど検討して実施できるようにする。

具体的な地域の現状と課題を共有し、住みやすい地域作りを進めるコアメンバーであるということが構成員全体に十分に浸透してきている。また地域の助け合いの会やボランティア活動をしている方々に、例年は認知症徘徊模擬訓練や医療講演、防災訓練などの活動に積極的に参加していただいている。今後も、関係機関との連携を深めていくとともに、地域の方々が地域づくりに参加してもらえるよう働きかけていく。

地域ケア会議の周知について、関係機関などに対し継続的に進めていき、各機関から も地域課題などが抽出できるように様々な方法や手段をもってネットワークを広げて いく。

○個別ケア会議について

前年度は4回開催した。コロナ禍において参加が難しい状況であったなか、随時必要 に応じて開催することができた。

今年度の方針として、支援困難なケースに対する関係者間での情報共有や役割分担について、認知症高齢者の徘徊後の支援など、特に地域の中で地域住民と協力しながら見守り体制を構築していくほか、深刻化しリスクの高いケースについては積極的に個別ケア会議を実施していく。また医療関係者、サービス提供事業者や障害の関係団体や民生委員・児童委員など、関係者間のネットワークにより密に連携していき、チームで課題解決に取り組めるような支援体制を構築していく。個別ケア会議についての周知・啓発をケアマネジャーや民生委員・児童委員にも継続して行っていき、必要に応じて随時開催できるようにしていく。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

昨年より、家族間の課題や高齢者分野に限らず、障害や児童といった他分野に関わる 課題を持ったケースが増えており、今後個別ケア会議を開催し関係機関と連携して課題 解決に向けて進めていく必要がある。

特に、認知症高齢者が支援を拒否して介護サービスなどが入らない方や、家族の認知症に対しての理解ができない方などが増えてきているため、認知症の正しい理解していただいた上、適時適切なケアを行っていく。コロナ禍で自宅に引きこもって家族と一緒にいる時間が長くなり、介護疲労や認知症状に対する苛立ちから、虐待などを引き起こすリスクが高まっているため、介護保険のサービスだけでなく、インフォーマルサービスや地域の見守りなど地域全体で支えるように進めていく。

昨年度より社会資源マップ作成を進めており、地域の高齢者やその家族が地域で暮ら しやすく生活に活用できるツールにしていくため、今後も内容を精査して構成員と話し 合いながら進めていく。

コロナ禍において、集会での会議開催が難しい状況のなか、意見交換や情報共有がと ても重要になってきており、会議の方法を模索しながら地域課題の課題解決に向けて実 施していく。

認知症総合支援業務 (介護保険法 115条の45第2項第6号)

○関係機関との連携・ネットワークの構築

昨年度、学園台自治会助け合いの会での高齢者サポート勉強会を実施予定だったが、緊急事態宣言により中止となったため、今年度5月頃勉強会を実施予定とし、その中で認知症についての知識の向上と理解を高めることとしている。その他、勉強会で作成した資料を基に各地域の自治体、助け合いの会、ボランティア団体、民生委員児童委員協議会などに働きかけ、家族が認知症の正しい知識を持ち、適切なケアを知ってもらうことが重要であるため、地域に向けた研修会や認知症サポーター養成講座などを企画していく。

民生委員・児童委員や地域住民、ケアマネジャーなどと連携し情報共有をしながら、 初期段階から認知症状悪化防止のための支援を行い、終末期までその人らしく暮らして いけるように支援する。医療受診が困難になるケースが目立つことから、医療機関との 連携を大切にして迅速に支援していく。

他機関への認知症総合支援事業としては、地区社協、民生委員・児童委員、町会、自治会、老人クラブなど顔の見える関係作りのためにも各機関の集まりに参加し、認知症についての理解を高める機会を増やしていく。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発(認知症カフェの立ち上げ支援を含む。) 当センターは、運営母体の社会福祉法人の公益的事業として認知症カフェを開く支援 をしている。昨年度はコロナ禍において開催中止となっていたが、今年度はコロナ禍における認知症カフェの取り組みについて検討し再開していく。例年は、認知症の当事者や友人・知人など集まって会話やレクリエーションを楽しんだり、ミニ講演会を開いて適切なケアを学んだり、さまざまな活動を行っている。すでに4年間以上続いており、これからも地域の「三田福祉を考える会」のボランティアの皆様とともに地域に向けて活動していく。

認知症についての周知・啓発と予防については、地域ケア会議などで地域課題の一つとして上がってきており、地域の町会や老人会からも認知症に関する講演依頼が多かった。よって、コロナ禍においても感染予防対策のうえ、少人数の単位でも積極的に出前講座を企画し、地域住民に対し認知症に関する情報提供や地域での暮らし方、認知症予防などについて啓発していく。

○地域での見守り体制の構築(徘徊模擬訓練の実施支援を含む。)

昨年度も当センターの担当地域において徘徊で警察に保護される認知症高齢者が増え、延べ17件発生した。通報経路として、道に迷い自ら交番へ行く方や地域住民が認知症高齢者の行動を不審に思い、声をかけて発見されることが多かった。これは、地域での見守り体制が少しずつ構築し始めていることを示している。

徘徊模擬訓練について、一昨年、昨年ともに新型コロナのため、中止となったので、 今年度は田喜野井地区にてコロナ禍においてでも感染予防対策を徹底したうえ少人数 で実施できるように進めていく。

○チームオレンジのモデル事業

三山地区にある学園台自治会助け合いの会の協力のもと、今年度モデル地区として活動していくことになった。そのため、学園台自治会理事会において事業内容の説明を2月21日に行い、今年度より再度説明を行い、事業実施に向けて進めていく。

学園台自治会助け合いの会では、今まで三山包括と協働で「高齢者サポート連続勉強会」を自治会内で開催しており、その中で今後、認知症サポーター養成講座を開催予定。 既に学園台自治会助け合いの会では見守り・声かけや話し相手、ゴミ出しや買い物代行といった活動を独自に進めており、今年度よりチームオレンジとしての活動を推進していく予定である。

総合事業の介護予防ケアマネジメント(介護保険法 115 条の 45 第 1 項第 1 号二)

○事業対象者を判定するための基本チェックリストの実施

相談があった際には十分なアセスメントを行い、総合事業や要介護認定についての 説明を丁寧に行っていく。また趣旨を正しく理解していただけるよう引き続き努力し、 事業の利用につないでいく。

○多様なサービスの活用

助け合いの会による支援が進み、チームオレンジのモデル地区となっている地域がある。学園大自治会助け合いの会主催の高齢者サポート連続勉強会に包括も参加し、連携しているのでこれを継続していく。

また、助け合いの会・老人クラブ・地域の通いの場・地区社協活動・生活サービス 関連を掲載した三田習地区社会資源マップを作成中で、活用までつなげていく。

〇総合事業の普及啓発

ならしの相談室、たきのい・おでかけ相談室などセンター事業の場にて、総合事業について説明し、地域の方への理解も深めてもらうよう多種多様に普及・啓発活動に努めていく。

事業計画書(重点事業等)

(令和3年度)

重点事業:権利擁護業務(介護保険法115条の45第2項第2号)

※高齢者虐待関係

○早期発見・早期対応

同居している配偶者からの虐待について、今まで夫婦喧嘩が常態化していて虐待に気づかなかった、もしくは認知症の進行により以前よりも夫婦間の状況が悪化し、虐待が表出してきたケースが昨年度から増加傾向にある。また、虐待者が虐待の自覚がないケースも増えてきている。本年度も近隣との付き合いも少なく、虐待の状況を確認できないケースも以前より多いと予想される。

虐待を予防するためには、養護者の疲労感や負担感を軽減するということが必要であることから、適時ケアマネジャーなどへの虐待防止等研修会などをセンター独自研修として企画する予定である。

また、日頃より地域との繋がりや生活状況の把握が重要であるが、地域性もあり地域によっては繋がりにくく関わりが少ないところもある。災害支援にも共通して言えることだが、何かあってからではなく日頃からの声かけができる関係づくりをしていく。そのためには、地域での通いの場づくりや助け合いの会の活動促進、民生委員・児童委員など関係機関と連携(オンラインによる連携含む)を密にしていきながら、虐待の疑いが発生した時に迅速な連携対応が出来るようにしておく。

〇関係機関との連携及び役割分担

虐待通報及び虐待が疑われる事案等の相談に対して、迅速に事実確認を行い、必要な場合は東部地域包括支援センターと情報共有及び連携を図る。

センター内では、三職種が合同で検討して必要な情報の収集や対応方針を決定する。虐待の内容によって役割分担を行い、医療的な関わりが必要な場合は保健師相当の協力を得ながら社会福祉士が対応するなど、柔軟で迅速な対応を心がける。

ケアマネジャーが虐待の兆候を把握できない場合は、情報を共有して今後の対応を 指導する。

警察署、保健所、医療機関、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、自治会などと密に連携をとりながら、虐待の疑いが発生した時に迅速な連携対応ができるようにしておく。

〇センター内の体制

虐待ケースが発生した場合は職員全員で共有し、役割分担に関しても特定の職員に 偏らないようにし、必ず職員二人体制で支援するチームとしての体制を作る。

職員の資質向上のために研修の機会を確保し、また、経験者は新人に対して 0JT を 意識して行う。また、職員一人ひとりの能力に違いがあることを認識し、燃え尽きな いようにメンタルヘルスに十分配慮する。

センター事業

昨年度はコロナ禍においてセンター事業の多くが実施出来なかった。そのため、今年度の当センターの基本方針として、今まで実施してきた地域に根付いた活動を再開していきたい。特に三山、田喜野井、習志野それぞれの地域において居場所づくりをしていき、介護が必要とならないように予防事業を中心とした地域支援に力を入れていきたい。

常に地域の情報を収集し、民生委員・児童委員や関係機関、地域の関係者とともに 当センターが関わっている利用者に対し地域住民が理解していただけるように、当センターの周知についても進めていく。

○出張相談「たきのい・おでかけ相談室」

目的:見守り、支え合い体制を作り、高齢者が陥りやすい孤立を防ぐ。また、支援が 必要になった場合は、早急に支援につなげていく。

場所:コープみらい集会所

日時:毎月第3木曜日 午後1時から午後4時まで

方法:センター職員、民生委員・児童委員などが、ボランティアで来訪者の相談に対応したり、レクリエーションを提供する。

内容:地区担当の民生委員・児童委員と協力し、地域における高齢者の状況の把握と 相談を行い、必要時には居宅訪問へ繋げていく。

開催当日は、血圧測定、脳トレ・体操、保健・福祉の情報提供などを行い、高齢者に気軽に利用していただく。包括職員が脳トレなど工夫して提供している。

○出張相談「ならしの相談室」

目的:見守り、支え合い体制を作り、高齢者が陥りやすい孤立を防ぐ。また、支援が 必要になった場合は、早急に支援につなげていく。

場所:習志野1丁目集会所

日時:2ヶ月おきに第1火曜日 午後1時30分から午後3時30分まで

方法:センター職員、習志野1丁目町会長、副会長、民生委員・児童委員などが、ボランティアで相談対応を行う。

内容:担当地域における独居の高齢者および介護が必要となる恐れのある高齢者の確認、必要時には訪問へ繋げていく。

高齢者リストを作成し、開催時に状況の確認を行って更新している。また、相談方法としては、住民が当日直接相談に来所することもできる。確認作業の中で、気になる高齢者には包括職員、民生委員・児童委員と一緒に居宅訪問をし

て実態把握をしている。

○「みたならネットワーク勉強会」

目的:三山・田喜野井・習志野の3地域のケアマネジャー、地域ケア会議構成員、医療・介護サービス従事者、民生委員・児童委員などの関係者が一堂に集まり、地域課題の把握やその解決に向けて協働しネットワーク構築することを目的としている。

場所:三山市民センター

日時:年3回 午後6時30分から午後8時30分まで

内容: それぞれの回ごとに、テーマを決めて実施。昨年度は「介護」をテーマにして 行った。ケアマネジャーや地域住民、介護サービス事業所及び医療機関などが 繋がって、介護を受けるだけではなく自立した生活を送るために、講演やグル ープワークを行った。

○ みたなら地域医療介護連携ミーティング

目的:三山・田喜野井・習志野の3地域の介護支援専門員、地域ケア会議構成員、 医療・介護サービス従事者などの専門職が一堂に集まり、疾患に関する地域 課題の把握やその解決に向けて連携して取り組むことを目的とする。

場所:三山市民センター

日時:不定期、午後6時30分から午後8時30分

内容:一般的に多く知られている高齢者の疾患について、専門職が共通理解をし、地域住民を支えることを目的とする。

○「健康相談室」

目的:地域における介護予防を推進する企画として、虚弱高齢者に対して、要支援・要介護状態にならないように様々な観点から、健康維持を図る事を目的としている。また、支援が必要になった場合は、迅速に支援に繋げていけるように地域住民とのつながりを作る。

場所:まちかど相談室(三山・田喜野井地域包括支援センター隣)

日時:毎月1回 午後1時30分から午後3時30分まで

方法:センター職員、薬剤師(ボランティア)などが講師となり、情報提供する。

内容:地域における独居の高齢者および介護が必要となる恐れのある虚弱高齢者に対して、健康維持の観点から必要な情報を提供する。また、参加者同士の交流を深め、コミュニケーションを活性化して健康維持を図っていく。継続的に様子を把握できるので、支援が必要になったときには迅速に動けるように対応する。

○「園芸教室」

目的:地域における閉じこもり防止を図る企画として、園芸教室を開催。一緒に作業し交流していくことで健康維持を図る。また、支援が必要になった場合は、早急に支援に繋げていく。

場所:まちかど相談室(三山・田喜野井地域包括支援センター隣)

日時:不定期 午後1時30分から午後3時30分まで

方法:センター職員、地域住民等がボランティアで企画指導の参加。

内容:地域における独居の高齢者および介護が必要となる恐れのある虚弱高齢者に対して、閉じこもり防止の観点から、住民に人気がある園芸教室を開催し参加していただく。また、参加者同士の交流を深め、会話の機会を増やすように工夫することで認知能力の維持を図る。

○ ケアマネジャー研修会

目的:地域におけるケアマネジャーの資質向上のために、WEB 研修を企画し、利用者の自立支援に役立てる。

場所:まちかど相談室(三山・田喜野井地域包括支援センター隣)

日時:年間2回予定

方法:Zoom 研修など感染対策に留意した方法を検討

内容:ケアマネジャー相談から見えてくる地域で抱える課題について、必要な情報や 解決方法などを一緒に検討する研修にする。

介護関係における新しい知識や技術を習得できる研修にする。 令和3年4月1日(土)午後2時30分から午後4時まで 「令和3年度介護報酬改定について」

※それぞれの当センター独自事業において、前年度同様にコロナ禍における事業を自制する可能性もあるため、許される人数など感染予防対策の徹底に留意し、実施可能な結果に至るように常に検討していく。

事業報告書 (概要)

(令和2年度:第4四半期終了時)

総合相談支援業務(介護保険法 115条の 45 第 2 項第 1号)

総合相談においては、本人の能力や可能性を共に探り、発揮できる環境を整える視点を持つことが大切で、自分らしい生活を地域で継続していくために必要な社会資源の活用ができるよう支援する事が求められている。今年度においては、コロナ禍による影響で、高齢者、家族共に感染への恐怖から活動を自粛。第2波が収まりかけた10月から11月にかけ地域の活動も再開しはじめたが、フレイル、孤立などからの相談件数が増えた。2月までの延べ相談件数も昨年8,293件に比べ117%増しの9,709件となっている。就労する事で維持できていた生活が失職をきっかけに、金銭管理が出来ず収支バランスが崩れ、体調悪化の状態で強制執行により自宅を失うケース等の相談が3件続いた。虐待の相談も15件と昨年の同時期11件と比べ増えた。認知症、8050問題においては無職の引きこもりや精神疾患のある子供の関わるケースなどがみられた。ワンストップサービスの拠点として、三職種での話し合いを持ち多様な相談内容、ニーズを把握し、保健所、警察、さ一くる、生活支援課、URなど適切な機関・制度・サービスと連携を取り対応してきた。

コロナ禍の中、これまで早期発見、早期対応、予防的対応として、個人や地域へのアプローチを心掛け、ネットワークの構築にも努力して培ってきた関係での連携が生かされた。只、コロナ禍の相談支援課題として、民生委員の活動も訪問が自粛され地域の情報が集まりにくい状況だったと考えられ、早期発見、早期対応に向け、ご本人や、周りの地域住民に相談窓口としての地域包括支援センターの周知の必要性を再認識した。夏はマスクの配布に合わせ、熱中症防止とフレイル予防のチラシを独自に作成し郵送や訪問時に配布する方法を取った。また、地域ケア会議の中で話し合い、相談窓口の紹介とコロナ禍の中フレイル防止に向けてのチラシを作製し、担当地域全世帯と住民の集まる場所に配置する事にした。しかし、地域の自治会等の会議も中止もあり、全世帯の配布は先に延ばしたが、住民の集まる習志野台出張所、公民館、郵便局、薬局、医院などへの配置を行った。

コロナ感染予防対策として総合相談において訪問時、来所者の対応について所内でマニュアルを作成し、実施継続している。

権利擁護業務 (介護保険法 115条の 45 第 2 項第 2 号)

*高齢者虐待関係以外(判断能力を欠く状況にある人への支援、消費者被害防止等)

【自己決定支援】

高齢者への権利侵害の発生を未然に防げるよう必要な情報収集や体制作りを迅速に 行い高齢者本人の主体性が尊重されるよう総合相談から繋がる全てのケースにおいて 高齢者虐待の視点を持って支援を行っている。

【チームで判断】

権利侵害が疑われる案件についてはセンター内で検討会議を開催し、チームで対応を協議し三職種それぞれの役割を遂行している。支援過程においても情報共有の機会を設定し、支援方法の確認や修正、進捗状況を把握している。また、適時、包括支援課や直営包括支援センターに相談している。

【成年後見制度の利用】

本年度も地域ケア会議(令和3年度3月末まで4回実施)の場で「住み慣れた地域で 尊厳ある生活と人生を維持することが出来る」という当たり前の願いを支えていく重要 性について民生委員・介護支援専門員・地区社会福祉協議会・町会自治会・老人会・医 療関係者・介護サービス事業者・法律関係者等に対して周知・啓発活動を行った。 高齢者の判断能力等の低下から、高齢者本人・家族・親族に適切な意思決定を行える人 がいない案件や虐待案件等に対して、成年後見制度スクリーニングシートを活用して成 年後見制度利用の検討及び提案を行った。本年度はこれまでに4件の相談があり、本人 申立てに至る案件は0件、親族への制度説明を経て親族申立てに至った案件は1件、市 長申立て案件としては3件対応した。(内1案件は親族申立てに移行)市長申立て案件 の相談経路は3件全て総合相談からであった。申立て案件については認知症による判断 能力の低下はもちろんのこと、生活困窮、高齢者虐待、希薄な家族関係といった複合課 題を有しており当地域包括支援センター単独で対応するのではなく包括支援課や直営 地域包括支援センターはもちろんのこと関係機関との連携しながら手続きを進めた。

後見人のサポートについても取り組んだ。選任された後見人も支援チームの一員として捉え、高齢者本人やその家族への理解等が高まるよう当センターが有する情報(高齢者本人の病状や認知症状等)を共有した。また、後見業務が開始された後も後見人から相談があった際には支援を行っている。また高齢者本人を支援する中では家族に対する支援も欠かせない。いわゆる「8050問題」を背景とした家族による高齢者への虐待行為が行われている案件等に対応する場合は本人への支援はもちろんのこと家族の抱える課題にも目を向けその課題を適切に支援する機関との連携を図った。今年度、経済的課題を抱えた家族支援として生活保護制度の利用に繋げた案件が1件あった。

【徘徊高齢者への対応】

高齢者の徘徊については、警察からの連絡(17 件:昨年同時期より 2 件増)を受けた。高齢者宅を訪問して認知症の疑いが認められたときや何らかの生活課題を有する場合は高齢者、家族、関係者と協議し適切な治療や介護サービス導入に向けた支援を行った。

【消費者被害への対応】

高齢者の消費者被害については、消費生活センター主催の研修会に参加し最新の情報を当地域包括センター内で共有した上、総合相談支援や地域ケア会議をはじめとした会議の中で、関係機関から提供された被害状況や防止策を参加した地域住民や関係者に対して周知・啓発を行った。また、詐欺(疑いを含む)被害については警察への相談に繋げることへの周知・啓発を行った。警鐘ポスターをセンター内に掲示、来所者への注意喚起も継続的に行っている。その様な中、本年度中に介護支援専門員を装った電話詐欺を疑う案件や不動産詐欺に関する相談案件に対応した。両案件ともに未然に被害を防ぐことができ、周知・啓発活動が浸透していることを認識した。しかしながら、特殊詐欺が多発していることも事実であり、消費者被害対応についても更なる啓発活動を積極的に行っていく必要性があると考えている。

*令和3年3月現在

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法 115条の 45 第 2 項第 3 号)

住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、個々の高齢者等の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現していくために、地域における連携・協働の体制づくりや、個々の介護支援専門員に対する支援を行った。

- 1. ①新型コロナウイルス感染拡大防止の為、今年度計画していた『自立支援の視点』をテーマとした勉強会は中止した。コロナ禍によるネットワークづくりとして感染状況に影響を受け行動の自粛や制限を受けている高齢者を支える要としてあり続けることが求められる介護支援専門員に悩みや不安が生じている現状から、10月20日に地域の介護支援専門員や地域ケア会議構成員で情報交換や意見交換を行う場を設け、地域のネットワーク作りが出来るよう『情報交換のつどい』を地域の介護支援専門員と共に企画し実施した。感染対策を徹底し29名が参加し、開催後のアンケートからは「他の居宅支援事業所の取り組みが参考になった」「民生委員や自治会の方と情報共有が出来てよかった」などの意見が多数あり、貴重な情報交換の場となったと同時に現在の地域活動の実情の把握も行うことが出来た。
 - ②同圏域の直営の地域包括支援センターと委託の地域包括支援センターと介護支援

専門員協議会の地区担当役員と協働して12月17日の主任介護支援専門員研修を企画した。感染予防対策から外部講師を呼ばず、『虐待』をテーマにモニタリングの視点やケースの見立て、気づきを促す質問力などを学べるよう主任介護支援専門員研修を企画、実施した。グループワークも計画できなかったが、個人ワークと発表から活発に意見交換も出来たことで、アンケート結果からは「理解ができた。参考になった」という評価も多くいただき、今後の研修の在り方に指針となる研修となった。

- 2. ①毎年、実施してきた介護支援専門員等と民生委員の交流会を今年2月10日に予定し『高齢者虐待の防止』をテーマに意見交換会や事例を通して学ぶ地域ミーティングを準備していたが、新型コロナウイルスの拡大している状況に鑑み、今年度は中止とした。「こんな時だからこそ連携を図りたい」という声も多かったことから来年度に実施できるよう計画していきたいと考えている。
 - ②コロナ禍の中、今年度は特に少人数で集まれる個別ケア会議を通して、介護支援専門員と民生委員等が情報交換できる機会を増やすことを意識し、地域資源の共有や課題を一緒に考え多様な視点から支援が困難になっている高齢者の課題の解決に向けて取り組んだ。参加した介護支援専門員からは地域での役割分担もはっきりしたことで「課題の整理にもなり、ケアマネジメント支援に対する安心感にも繋がった。」との感想も多く聞かれた。今年度は介護支援専門員と民生委員とが関わっている個別ケア会議は6回開催している。
- 3. 地域の主任介護支援専門員の連携を図るため、リモート会議を呼びかけたところ7事業所の主任介護支援専門員が参加し、研修の際の準備・段取りや感染対策等を取り決め、研修開催後は感想や反省点や今後の展望などを話しあう等して2回(10/16、11/13)行った。それぞれの事業所のネット環境があることを確認できたことで、時間を設定すれば移動なく感染予防にも繋がることから、今後はリモート会議も積極的に取り入れていきたいと考えている。

地域ケア会議推進業務(介護保険法 115条の 48)

○全体会議(定例会)について

年度内4回開催を計画し、計画通り4回開催。5月は新型コロナウイルス感染防止対策により書面での開催となり、議題内容を構成メンバーへ郵送して意見を募り、いただいた意見をまとめて再度郵送する形で行われた。8月・11月は通常より広い習志野台公民館講堂にて感染予防対策に留意して開催。Zoomの活用など会議開催の在り方やコロナ禍で行える活動、コロナ禍だからこそ行うべき活動について議論を交わした。11月の定例会は同時に認知症高齢者徘徊模擬訓練を開催する予定であったが、会場となる施設への配慮もあり訓練実施は中止することとなった。また、9月に予定していた地域ケ

ア会議を主体とした講演会も新型コロナウイルス感染防止の観点から中止となった。

3月の定例会は初の Zoom を用い開催。構成員に対し事前に Web 環境をアンケートで確認し集散・Zoom のハイブリット方式で実施した。構成員の所属団体・事業所の活動状況や意見をいただき、地域ケア会議の次年度の活動計画を協議し合意形成を図った。

9月11日高郷小学校で小学校側と内容や実施方法を協議し、最小限のスタッフで小学生向け認知症高齢者徘徊模擬訓練を実施した。7月に開催を予定していた「習志野台地域ミーティング」は、令和3年2月に延期し準備を進めていたが新型コロナウイルス蔓延予防の観点から中止となった。

また、計画になかった取り組みとして、8月全体会議の中で「コロナ禍だからこそ必要な情報を必要とする人に伝えるべき」との意見から、構成メンバーの中で民生委員と地区社会福祉協議会、地域包括支援センターがコアメンバーとなり、今年度中に情報紙の創刊号発行に向けて協議を重ね、3月に発行し関係機関に配布することが出来た。

10月20日介護支援専門員の『情報交換のつどい』について、コロナ禍で介護支援専門員がどの様な状況で職務に従事しているか情報交換を行うことを8月の全体会議で案内したところ、構成メンバーから参加希望の声が上がった。当初予定にはなかったが意向を受けて、地域ケア会議構成メンバーにも参加していただいた。結果、支援を必要としている高齢者がどのような状況に置かれ、支援者(介護支援専門員)がどの様なことに留意して関わっているのか、また、地域ケア会議構成団体の実情等を参加者全体で確認する等、タイムリーな地域課題を共有することが出来た。

○個別ケア会議について

年度内 6 回開催。独居高齢者の案件が 4 件 (男性 2 件、女性 2 件)、老々介護で且つ互いが認知症(以下「老々認々介護」)である案件が 2 件 (夫婦)の計 6 件。解決すべき課題は異なるが、関係者が集い課題整理、情報や支援方針の共有、役割分担などを行うことで参加者相互の理解を深め支援チームの強化を図ることが出来た。また、老々認々介護の案件に関しては新たな課題が生じた際に連携して対応できる土台作りにつながった。

民生委員・近隣住人などからの情報提供から、心身機能低下でゴミ屋敷状態、介護力のない妻が寝たきりの夫を見ている、認知症で独居、精神疾患が原因で困り事が生じると様々な機関に問い合わせてしまう案件等、生活に支障がみられる状況を把握し個別ケア会議開催に至った。地域の見守りとともに、これまで連絡の取れなかった家族や親類等とも連携が取れるようになり、住み慣れた地域の中で生活の基盤を再構築することが出来た。

個別ケア会議を開催した後に、全体会議及び民生児童委員協議会での報告を行い、関係機関全体で多様な問題や課題が当該地域で生じている事実を共有している。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

①「同一テーマの取り組みを継続して実施することが重要である」との共通認識の下、

「認知症の人が地域で安心して暮らし続けるために」をテーマに、9月26日、地域ケア会議を主体とした講演会を開催予定であったが新型コロナウイルス感染予防の観点から中止となった。外部講師によるコグニサイズ、内部講師でオーラルフレイルの講演を予定していたが、外部講師からは再開目途が立てば再度講演をしていただけると返事をいただいている。11月18日に予定していた認知症高齢者徘徊模擬訓練も同様の理由により中止。前述の通り9月11日高郷小学校での小学生向け認知症高齢者徘徊模擬訓練は予定通り開催。2月10日に延期した習志野台地域ミーティングは新型コロナウイルス蔓延予防の観点から中止となった。

②「イベントを継続する上で、会場や協力者を如何に確保するか」を課題として挙げていたが、コロナ禍で活動が停滞することによりフレイルの状態に移行してしまう高齢者が増えているのではないかと推測する。また、新たな生活様式に適応することが出来ない高齢者に今後どのような影響が生じてくるか予測がつかない。更にその対策を講じるにも地域ケア会議開催やイベント開催に関して、感染症予防・安全対策を考慮した形で行われることが必要であり、実際にどの様な実施方法をとればよいかという新たな課題が生じている。拡大するコロナ禍で課題が山積する状態となっている。

認知症総合支援業務(介護保険法115条の45第2項第6号)

○関係機関との連携・ネットワークの構築

『認知症であっても安心して暮らせる地域の基盤づくり』を目指し「地域ケア会議」が主体になり取り組んでいる。今年度は歯科医師や主任介護支援専門員が構成員となり、ケア会議ではそれぞれの立場から積極的な意見や情報発信がなされ、お互いの活動状況や考えが共有でき、認知症施策を展開する上での連携強化が図られた。当地域包括支援センター、地区社協、地区民児協が連携して、認知症予防に繋がるようフレイル予防のチラシを作成することでお互いの連携強化が図られた。チラシは3月に地区の図書館、郵便局、薬局、カフェ等に配布したことで、関係機関とのネットワークを強化していく機会となった。

個別支援では、地域の複数のクリニックや訪問診療の医師や精神保健福祉士と、当地域包括支援センターや介護支援専門員との医療連携が適時行われたほか、初期集中支援チーム員会議を活用し集中的に関わることにより、認知症本人や家族への適切な支援に繋げた。また、虐待ケース2例が同じ精神科病院に入院したことで、その病院と当地域包括支援センターとの連携が強化された。

認知症家族相談による個別訪問や困難ケースの相談に関しては、複数の精神科病院との連携が継続されたほか、認知機能低下とアルコール依存症が重なるケース相談については2つのアルコール専門病院との連携が図られた。

新型コロナの影響で高齢者の活動性の低下により認知症が進行したケースが散見されているが、地域の認知症専門医の予約が取りにくい状況がある。そのため法人内の脳

神経内科外来を活用し医師との連携を継続的に行い、早期発見、早期診断に繋げることに努めた。

介護支援専門員と民生委員との連携強化のための地域ミーティングは、新型コロナ感染予防のために中止となった。新民生委員 20 名が、関係機関との連携意義や対応方法について知り、自信をつけていただけることにより支援のネットワークが構築できるよう、今後も連携強化に取り組んでいく。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発(認知症カフェの立ち上げ支援を含む。) 『認知症サポーター養成講座』を小学校3カ所、日大薬学部、ヘルパー事業所、老人会1カ所で実施し普及・啓発を図った。新型コロナ対策のために、小学校ではグループワークや発言が制限されたり、Zoomを利用した講座に変更となったり、大学ではWeb開催で学生の顔が見えない状態と制約が多い中の実施であったが、臨機応変に対応した。『地域ケア会議を主体とした講演会』は、コグニサイズやオーラルフレイルを通じた認知症予防の知識の普及・啓発を予定していたが、新型コロナで中止となったため、次年度実施する計画とした。

西習志野高郷町会の華凛会では、昨年度フレイルや認知症予防のために船橋市健康ポイントに取り組んだが、コロナの影響で継続支援ができていないため、次年度認知症予防の再啓発を含め支援していく。

個別対応では新しい『認知症安心ナビ』を活用した説明や、『初期症状のチェックリストと受診の仕方』で認知症症状を把握し、医療や介護支援など適切な行動に繋げた。

10 月実施の認知症カフェ 4 カ所への市の聞き取り調査の結果、利用者はカフェの再開を待ち望んでいることを把握した。開催側は定例プログラムに感染対策を盛り込み計画を練っているところであり、今後当地域包括支援センターは、地域の認知症理解を深めるために適時カフェのプログラムに協力しながら支援を継続していきたい。

チームオレンジ構想について第3回地域ケア会議の議題にあげ、地域ケア会議構成員がチューターであることを活かし、国の認知症施策や認知症本人宣言、チームオレンジの内容について学ぶ機会をつくり、次年度もチームオレンジ立ち上げに向けて基盤づくりを行っていくことを確認した。

○地域での見守り体制の構築(徘徊模擬訓練の実施支援を含む。)

地域に認知症高齢者への声掛けや対応を根付かせるため毎年継続的に実施している。 『小規模高齢者徘徊模擬訓練』を、みゆき苑を会場に開催する予定であったが、新型コロナ感染予防の為中止になった。小学生対象の訓練は計画通りに高郷小学校で実施した。高齢スタッフの来校や実技やグループワークが制限されている状況の為、スタッフと教員が道に迷っている高齢者への声掛けを実演したり、3年前に実施した徘徊模擬訓練メイン会場の写真を見せたりして、声掛け訓練に変えた。後に生徒さんから「家庭でも伝えた」と話を聞く機会が得られた。

地域の見守り体制の強化や新たな体制の構築、担い手不足の問題が継続的な課題になっているが、コロナ禍で地域ケア会議での検討を重ねることも困難な状況の為、今後の

船橋市習志野台地域包括支援センター

感染状況に応じWeb会議を取り入れながら、引き続き取り組んでいく。

事業報告書(重点事業等)

(令和2年度:第4四半期終了時)

重点事業:権利擁護業務(介護保険法115条の45第2項第2号)

* 高齢者虐待関係

〇早期発見・早期対応

虐待通報をはじめ総合相談や地域活動等、様々なルートからの情報を元に虐待案件を把握している。虐待通報の通報機関別実績は、警察7件、介護支援専門員5件、被虐待者1件、虐待者1件、生活保護ケースワーカー1件の計15件。内虐待認定された案件は9件であった。また、介護支援専門員からの通報で、知人による多額の金銭搾取被害という重大な権利侵害案件の対応にも繋がった。

虐待通報を受理した際は被虐待者やご家族(虐待者を含む)、関係機関からの情報収集を行い、速やかにセンター内で虐待有無や緊急性の有無及び初動対応の検討を行った。虐待認定した案件に関しては『船橋市高齢者虐待防止対応マニュアル(平成31年4月)』に基づき関係者・機関と協力して対応にあたった。虐待行為とまで認められない、養護者として認められないため高齢者虐待の定義とは異なる等、センター内の検討を経て虐待認定に至らなかった案件に対しては、各案件の高齢者及びご家族の生活課題に応じて関係者・機関と協力して対応にあたり、高齢者の権利侵害が今後生じないための予防を図ると共に、事案が生じたときの早期発見・早期対応が図れる体制を整えている。

虐待案件の対応だけでなく、虐待案件の早期発見・早期対応が図れる体制づくりに向けた取り組みとして、令和3年2月10日、「民生委員と介護支援専門員の交流会」と称し、習志野台地域ミーティング開催を企画していたが、新型コロナウイルス感染防止の観点から中止となった。開催には至らなかったが参加を予定していた民生委員に対して、「虐待対応」を題材にした交流会を開催することで高齢者虐待の予防・早期発見・早期対応にも繋がることを民生委員児童委員協議会の場で説明し、全員参加の意向を確認していたことから交流会開催趣旨は理解していただけた。コロナ禍の終息後に開催を再検討する。

地域包括支援センターの総合相談業務をはじめ基本業務から得た情報を元に、 高齢者虐待のサインを見落とさないよう、毎日の朝礼で情報を共有し協議してい る。

○関係機関との連携及び役割分担

『船橋市高齢者虐待防止対応マニュアル(平成31年4月)』に基づき関係者・機関と協力して対応にあたっている。前年度から継続対応している案件について、措置入所を継続している2件は、家族、施設、船橋市高齢者福祉課、船橋市包括支援課、船橋市直営地域包括支援センター等の関係機関で協議し互いの役割を確認して対応にあたっている。また、分離の対応を取った案件では後見人及び介護支援専門員と協力し高齢者の生活を支援しつつ、自宅に残った精神疾患を持つ娘に対しても保健所、裁判所、URと協力し医療機関への入院に繋げることが出来

た。

高齢者虐待対応の初動において、警察、医療機関、家族等の関係者と連携して虐待者を入院治療に繋げることが出来た案件が 2 件あった。介護支援専門員を中心とした支援チームで対応している案件に対しては、介護支援専門員の後方支援として関わり、互いの役割を確認し、状況把握を行い、適切な対応が行える関係性を築いている。

虐待案件ではないが当センターが担当する権利擁護に関連する案件で、専門性の高い判断が求められた時や対応に迷う事項が生じたときに、船橋市包括支援課や船橋市直営地域包括支援センターへ相談し、船橋市高齢者虐待防止ネットワーク担当者会議の個別案件Q&Aで会議出席者の意見を求める案件が3件あった。各分野専門家等のネットワークを活用し、そこから得た助言を基に関係者・関係機関と協力して対応にあたることが出来た。

セルフネグレクトとまで判断出来ないが、家賃の滞納により強制退去で住まいを失う相談を今年度3件受けた。今までも一定数の相談はあったが増加傾向にあると捉えている。本人、家族、UR、裁判所、医療機関、船橋市生活支援課等と協力して対応した。

関係機関との連携及び役割分担の視点から、高齢者虐待防止等に対する市町村の役割を考えると、虐待認定や緊急性の有無を判断する場面において「船橋市と委託地域包括支援センター間の連携及び役割分担」が今後検討していくべき課題と捉えている。

〇センター内の体制

高齢者虐待対応のフローに沿って、通報・相談を受けて緊急性の判断、情報取集の協議を行っている。情報収集・事実確認後、センター内において職員全員が参加し、個別ケース会議を開催している。相談は24時間の緊急時の連絡体制を整え、三職種の強みを活かし2人体制で対応している。

個別ケース会議ではホワイトボードに情報や課題を板書し、虐待の発生要因、 課題を整理し虐待対応計画を作成した。

今年度の高齢者虐待通報は15件である。9件は虐待案件として対応、内4ケースについては昨年度から引き続き支援している。傾向として被虐待者は女性が多く、虐待者(養護者)は息子4件、夫4件と男性が多い状況が見られた。

情報を見える化したことで、職員間での虐待対応についての考え方や対応方法を共有した。帳票やエコマップを活用し「緊急性」「客観的事実」「法的整理」がつき迅速な対応に努めた。特に虐待の要因となる背景の把握につとめ養護者への支援をしてきた。措置入所や権利擁護についての案件は市町村へ相談・報告を行い船橋市直営地域包括支援センターと連携し助言を受け支援してきた。合わせて、関係機関とのカンファレンス等の開催内容を通し、支援の根拠を明確化し、セン

ター内で共有してきた。

センターのみでは対応判断が困難なときには、高齢者虐待ネットワーク会議や 臨時会議に諮り解決が至るように専門家より積極的に助言を受ける機会を得た。

担当介護支援専門員と連携しケアマネジメントにより介護負担の軽減、家族への視点、医療連携を図り支援した。虐待者自身が精神疾患や認知症等の疾患が要因のケースでは、警察、保健所と連携し医療機関への入院、療養環境が確保でき治療に繋げることができた。センター内のケース検討では、8050問題、発達障害を抱えている、経済的困窮などが要因に挙げられた。このようなことから養護者支援として、関係機関との連携は今後も強化していきたい。

職員のOJTとして、初動から終結まで、職員全員で客観的にケースを見立て、 支援計画を立案することで実践力を養う場となっている。

船橋市高齢者虐待ネットワーク会議には職員が輪番で参加し、これまでの助言 内容が生かせるように、当日会議で検討されるケースの課題、助言内容を記録、保 管し対応が必要な時に生かしている。

高齢者虐待についての法律や対応力の向上を目的に高齢者虐待防止法の対応についてテキスト、資料の活用をすることで、これまでのケースの振り返りになった。積極的に受講し法律の理解、対応方法についての考え方など身に付けるよう、今年度は、オンラインによる千葉県高齢者虐待防止対策研修に参加しセンター職員への伝達講習を実施した。

また職員のメンタルヘルスについては、特定の職員に集中することなく「担当者のみが抱え込む。」ことがないようその都度相談できるよう毎朝ミーティングを開催している。無論、決定されているメンタルチェックについても年 1 回必ず受けている。

センター事業

○住み慣れた地域で生活し続けるためには、健康寿命の延伸が目標であり、「自立 した生活を送るための健康づくり」について地域課題の課題解決にむけて引き続 き取り組んできた。

生活習慣病等の予防を足掛かりに認知症予防を目指して、地域ケア会議を主体とする講演会として「認知症の人が地域で安心して暮らし続けるため」をテーマに、「オーラルフレイル」、認知症予防運動プログラム「コグニサイズ」について講演会を予定していたが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大のため開催は見送った。来年度以降終息した時期に開催を計画している。

三密を避け感染予防のため地域での参集が困難となった中、コロナ感染予防・ フレイル予防のリハビリとしてリーフレットを作成し、相談窓口を掲載し情報を 出来る限り発信し地域づくりの一環として活動した。

- ○地域の高齢者のニーズを把握していくために地域診断・地域マネジメントが鍵となる。昨年度から関わっている西習志野南町会の華凛会のメンバーとの関わりは新型コロナウイルス感染拡大のため活動が中止されていた。令和2年10月より町会長の声かけで再開しているが、状況を鑑み地域の高齢者の身体状況から把握していくことを共有している。
- ○定例地域ケア会議の年度計画にあった生活支援コーディネーターを中心に地域 資源の共有は新型コロナウイルス感染拡大の影響から対面の話し合いの機会がな かった。今後は対面以外の手段を模索し、地域に必要な資源の把握に努める。
- ○地域包括ケアシステムの構築のため医療・介護連携について、地域包括支援センターの役割は重要であると考えている。地域の医療機関(訪問診療3ヶ所、クリニック12ヶ所、一般病院12ヶ所、精神科病院5か所など)と個別ケースを通して積極的にネットワークを構築してきた。

事業計画書 (概要)

(令和3年度)

総合相談支援業務(介護保険法 115条の45第2項第1号)

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくために、 本人の能力や可能性を共に探り、発揮できる環境を整えていく視点を持つとともに本人の 自己決定を尊重し本人の状況に応じた自立への支援をする事が求められている。

総合相談については、昨年からコロナ禍による影響で、高齢者、家族共に感染への恐怖から活動を自粛する中、相談件数が増加している。アフターコロナにおける認知症、フレイル、孤立などからくる相談に加え、8050 問題など虐待に繋がるケースで高齢者に対する支援だけでは解決が困難なケースも浮き彫りになってきている。

総合相談全般に初回相談の受付から、本人の訴えを主訴から聴き、本人が捉えている課題を明確化することを意識し、緊急性を判断し対応していく。困難事例の場合は、アセスメントや目標がブレないよう三職種で話し合いの機会を持ち、適切な対応を図り終結に向け支援していく。必要時個別ケア会議に繋げることで地域課題の傾向を把握する。

地域共生社会に向けた包括的な支援体制構築の為、高齢者の総合窓口としてのワンストップサービス拠点としての機能を果たし、多様な相談内容・ニーズを判断して医療、認知症を含めた適当な機関・制度・サービスに繋げ連携を図るとともに、地域のネットワークの構築に努める。

地域に根差した町会のミニデイ、老人会、ボランティアグループ等の集まりに出向き、顔の見える関係づくりを広げてきたが、コロナ禍で、地域での活動の多くが中断された。地域でこれまで築かれた地域資源のボランティアも中断し、地域へ発信する機会も減ったことに対し、地域ケア会議で、地域包括支援センターが地域高齢者の相談窓口としてある事、その時の地域の課題などについて、予防的対応に繋がるよう個人や地域への発信の1つとして情報誌「ならだい にしなら通信」を発行した。今後も継続的に発行する。地域の高齢者や家族が手に取る機会のある関係機関、出張所、図書館、銀行、郵便局、病院、調剤薬局などに設置する事でネットワークの構築にも繋げる。また、マンションなど管理人、理事会役員とも連携を取っていく。状況に合わせ、感染防止に努め、小規模単位で、認知症サポーター養成講座、介護予防教室等の開催に向け、地域での取り組みを継続するとともに、地域小学校や日本大学薬学部1年生に対する認知症サポーター養成講座開催を通し地域共生社会の実現に向け、地域に根差した新たなネットワークの構築を継続していく。

権利擁護業務 (介護保険法 115条の45第2項第2号)

※高齢者虐待関係以外(判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等)

【成年後見制度について】

全職員が総合相談から繋がるすべての支援において、権利擁護の視点に基づき関わっていく。高齢になって様々な社会生活上の課題を抱えても、地域で主体性を持って自分らしく安心して生活できるよう、地域の支援関係者である民生委員、介護支援専門員、地区社会福祉協議会、町会自治会、老人会、医療関係者、介護サービス事業者、法律関係者等に対して、本年度も地域ケア会議の場で権利擁護の周知・啓発の活動を行うと共に地域で問題が起きた時の迅速な対応や支援に必要な連携や体制作りに努めていく。

高齢者の判断能力等の低下から、高齢者本人・家族・親族に適切な意思決定を行える 人がいない案件等に対して、日常生活自立支援事業を活用することが最良であるのか、 または、成年後見制度スクリーニングシートを活用して成年後見制度利用が望ましいか を見極め、適切な制度を提案し支援に繋げていく。

【徘徊高齢者への対応】

前年度、高齢者の徘徊について警察から17件の通報があった。今年度も当該高齢者を警察から迅速に引き継ぎ対応する他、高齢者宅を訪問して認知症の疑いが認められたときは、高齢者本人、家族、関係者と協議し適切な治療や介護サービス導入に向けた支援を行っていく。

【セルフネグレクト】

生活に必要な最低限度の制度、介護、福祉サービスの利用や治療が必要な病気があるにも関わらず、受診・治療を拒否する等、自分で自分の権利を護ることができなくなっている高齢者の支援については高齢者虐待対応と同様に個人情報保護の例外として情報収集を行い、事実確認や緊急性の判断を行いつつ丁寧な意思決定支援を行っていく。セルフネグレクトに陥っている高齢者については関わりを拒否されることが多いが、様々な方法を用いて信頼関係を構築するまで根気よくアプローチを行い必要なサービスに繋げられるよう取り組んでいく。

【やむを得ない措置】

適切なサービスに繋げない場合はやむを得ない事由による措置を実施することとなるが、包括支援課や直営包括支援センターとの連携を図り協働していく。また、措置解除に向けての取組みも重要であり、措置後の高齢者の状況を把握し、センター内で検討を行った上、出来る限り速やかに成年後見制度の利用等に繋げる支援を行う。

また、当該高齢者の措置に留まることなく家族を含めた包括的な支援を行う視点を持って三職種で対応し、必要な機関との連携を図っていく。

【消費者被害】

高齢者の消費者被害については、関係機関から提供された被害状況や防止策を総合相談支援や地域ケア会議等で地域住民や関係者に対して周知・啓発を行っていく。また警鐘ポスターをセンター内に掲示し来所者への注意喚起も従来通り行っていく。

【詐欺を疑う案件について】

昨今、高齢者を狙った詐欺の手口が巧妙になっており消費者詐欺(その疑いを含む)

に関する相談が増えている。その様な中、介護支援専門員を装った電話詐欺を疑う案件に対応した。個人情報を聞き出される寸前で当該高齢者が詐欺を疑い電話を切り、当センターに相談を寄せてくれたことで被害を未然に防ぐことが出来た。詐欺を疑う意識と対応、そして高齢者本人が自主的に相談を行ってくれた案件を経験し、高齢者への周知・啓発活動が浸透していることを認識した。本年度もさらに多くの住民の意識が向上するよう周知・啓発を行っていく必要性がある。警察や消費者センター等、関係機関との連携を基本とし、昨年度より発行を開始した「ならだいにしなら通信」やパンフレットを用いて周知を図る他、迷惑電話フィルターサービスの設置を推奨することで被害を未然に防ぐための取り組みについても継続していく。

金銭管理、契約行為、詐欺、消費生活トラブルなどで支援する高齢者の判断能力が低下している場合や当該高齢者を十分に擁護出来る親族がいない場合には介入根拠を十分に説明の上、権利擁護業務へ繋げる視点を持って対応していく。

【地域課題(公団住宅の建替えに伴う安心安全な住まいの確保について)】

当センター担当地区内の公団住宅が令和3年11月で建替えとなる。安心安全な住まいを確保するため高齢者への支援が必要となる中、既に個別の相談が寄せられている。住まいの確保は本年度の習志野台地区の重要な地域課題の一つである。住宅公団や公団自治会など関係機関との連携を図り高齢者が安心して暮らせる支援を行っていく。

【重層化する課題を有した案件への対応】

昨年度、新型コロナウイルス感染症の影響で高齢者の同居家族(養護者)が失業し家 賃を滞納するケースなど生活困窮に陥ったケースが散見された。生活困窮者に対しても 他の支援案件と同様、必要な機関に繋げるのはもとより、最新の情報を正確に提供でき るよう全職員でコロナ禍での生活支援制度についても情報収集を行う。

高齢者人口の増加に伴い、高齢者の権利擁護についてその重要性が言われている。今後もその視点を持った取り組みを職員一丸となって行い高齢者の尊厳を守るための取組みを行っていく。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 (介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 3 号)

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るよう、また本人の機能や能力を最大限に生かし、その人らしい自立した生活を継続するために、必要な社会資源を切れ目なく活用できるよう援助していく。そのために地域において多職種相互の協働を図りながら、包括的・継続的ケアメネジメントを実現するための体制作りが必要と考えており、その環境整備と介護支援専門員等への支援を重点的に行っていく。

地域共生社会の実現に向けては多機関との連携が求められる。地域包括支援センター職員が一丸となり、高齢者がその人らしい自立した生活を継続できるよう包括的・継続的ケアマネジメントチームで支援を展開する。

- 1. 地域の介護支援専門員等のネットワークの構築と実践力向上に向け、包括的・継続的ケアマネジメント支援の環境整備を行うと共に、地域の介護支援専員を中心に必要応じてサポートしていく。
 - ①船橋市自立支援型介護予防ケアマネジメント事業においては、介護予防ケアマネジメントのプランを立てる際に自立支援の視点を持ちながら、どのような目標をたててケアマネジメントを行っていくか等をテーマとする勉強会を企画し、地域の居宅支援事業所の介護支援専門員等に声をかけ実施していく。
 - ②船橋市直営地域包括支援センターと船橋市介護支援専門員協議会地区担当役員と協働し、オンライン研修を活用するなど感染対策を配慮し、地区研修会を企画し実施していく。
 - ③ 包括的・継続的ケアマネジメント実践の環境を整備するために、「地域包括支援センターとの連携に関する」アンケート調査を実施し、連携に関する地域の介護支援専門員のニーズを把握し課題を明らかにし業務に活かしていく
 - ④ 介護支援専門員の資質向上を目的とする事例検討会を開催する。感染対策に配慮した少人数での事例検討会・個別地域ケア会議は、担当介護支援専門員のみならず、参加者が共に学べる機会となり介護支援専門員同士のネットワーク作りの場となり、地域力の向上に繋がると考える。
 - ⑤ 介護支援専門員等と民生委員等のネットワークの場となっている地域ミーティングを地域ケア会議の全体会として開催を予定する。昨年度はコロナ禍で開催を見送ったが、地域の高齢化が進むなか、顔のみえる関係づくりを継続していくためにお互いに話し合っていけるテーマを検討している。昨年に引き続き地域における課題の共通意識をもち、意見交換を行いながら協働して取り組める地域の体制づくりを目指す。
- 3. 『東部地区主任ケアマネ連絡会』で地域の主任介護支援専門員の連携が深められるよう 積極的に参加し、地域の主任介護支援専門員等が課題に感じている部分を積極的に吸い

船橋市習志野台地域包括支援センター

あげて地域の体制づくりに生かしていく。また地域の主任介護支援専門員が地域での役割と管理者としての役割を持ちながら、自主的に活動を促進する場として情報共有や意見交換の場になるよう支援していく。

地域ケア会議推進業務(介護保険法 115条の48)

○全体会(定例会)について

『船橋市地域包括支援センターの運営方針』に沿って、地域ケア会議が地域包括ケアシステム構築の中心的役割を果たすものと位置づけ、高齢者個人に対する支援の充実及び地域での「気づき・つなぎ・見守り」支援体制を整備する具体的な取り組みとして、年度内4回(5月・8月・11月3月予定)開催する。会議運営にあたって船橋市が示す新型コロナウイルス感染予防対策に基づき、状況に応じて書面・集散・Web等の方法を用いて開催する。

民生児童委員・地区社会福祉協議会・自治会・老人会など地域住民の代表者、開業医(医師・歯科医師)、薬剤師、医療関係者、司法書士、主任介護支援専門員、介護サービス事業者、保健センター保健師の構成員により、地域ケア会議を通じて開催する催しの企画運営、個別ケア会議の実施報告、地域ケア会議の周知・啓発、「チームオレンジ」の立上げ準備等、地域課題の解決に向けた対応策を協働で取り組むことで高齢者支援のネットワーク強化を図る。また、既存の支援体制では解決できない新たな地域課題を明らかにし、新たな社会資源の開発、行政に対する政策転換の提案等を行う。

[全体会(定例会)の議題(予定)]

- 5月全体会:令和3年度活動計画・スケジュール確認、地域ケア会議を主体とした活動の 企画運営について、個別ケア会議実施報告、情報共有及び意見交換。
- 8月全体会:実施済み活動のふり返り、地域ケア会議を主体とした活動の企画運営について、個別ケア会議実施報告、情報共有及び意見交換。
- 11月全体会:「チームオレンジ」についての勉強会、個別ケア会議実施報告、地域ケア会議を主体とした活動の企画運営について、情報共有及び意見交換。
- 3月全体会: 令和3年度活動のふり返り、令和4年度活動計画、個別ケア会議実施報告、 情報共有及び意見交換。

○個別ケア会議について

会議参加者それぞれの立場から得た情報や対応内容の確認、役割分担等の検討を積み重ねることで「個別支援の充実・地域に共通する課題の抽出・地域全体の支援体制強化」につなげるため、個別案件の関係者を招集し随時開催する。

総合相談支援の中で当センターが個別ケア会議開催を必要と考えた案件を初め、介護支援専門員及び民生児童委員等の支援者に対して個別ケア会議開催を提案し、より多くの案件についての会議開催を目指す。情報共有、支援の効率化、支援チーム体制強化、役割分担等、協議する目的を明確化して会議に臨み、個別ケア会議趣旨の説明及び当該案件の開催目的を共通認識したうえで協議を行う。

会議開催後は速やかに船橋市へ報告を行うと共に、全体会や民生児童委員協議会でその 内容を報告し、地域課題や不足している社会資源、新たに取り組むべき課題を関係者間で 共有し、社会基盤の整備に対する意識を高め地域の支援体制強化に繋げる。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

地域ケア会議を重ねる中で、現在、新型コロナウイルス蔓延に伴う活動制限がご高齢者

のフレイル状態を招き、更にご高齢者と地域の支援者との関わりを希薄化させている実態を共有してきた。今後の対応策を考えるにあたり、現状の把握及び中・長期的にご高齢者の健康面や生活面にどの様な影響を及ぼしていくかについても把握していく必要がある。 課題1. コロナ禍による地域情報の停滞

コロナ禍による活動自粛により広域の情報はご高齢者に届くが、生活圏の情報が届かなくなっている。また、テレビや新聞など一方向的な情報のやり取りから新型コロナウイルス感染に対する恐怖心が助長されることで更なる活動自粛に繋がり、閉じこもり及びフレイルの状態に至るご高齢者が増加していると思われる。感染予防策を図りつつ活動を再開するための正しい情報をご高齢者に届ける必要があるとの課題が地域ケア会議の中で示された。

「具体的な取り組み】

時事の情報及び困った時の相談先等の情報を掲載した情報誌「ならだいにしなら通信」 (令和3年3月創刊)を年度内2回発行する。各機関・団体の活動に活用することを申し 合わせ、地域ケア会議構成員に配布する。併せて他関係機関(公民館、郵便局、出張所な ど)に配置し、広く地域住民に対する情報発信を行う。

課題2. 認知症対策

「認知症の人が地域で安心して暮らし続けるために」をテーマに研修会や講演会、地域ミーティング、認知症サポーター養成講座、認知症高齢者徘徊模擬訓練など様々な活動に取り組んできた。同一テーマの取り組みを継続して実施することが重要であると捉え、既存の認知症対策に資する活動を継続することを課題としている。

「具体的な取り組み」

①令和3年5月27日 認知症サポーター養成講座

対象者:日本大学薬学部1年生 約270名

大学側が開催を希望し船橋市に講師派遣を依頼。市より当センターが講師派遣を打診された経緯がある。当センターだけでなく、地域ケア会議を通じて対応することで、構成員の意見を取り入れ内容を充実させたい。また、受講した大学生においては認知症サポーター養成講座の内容に留まらず地域ぐるみで認知症対策を行う実情を認識する機会となればと考えている。

②令和3年9月25日 地域ケア会議が主体となる研修会 対象者:地域住民 超高齢社会に伴い4人に1人は認知症の人、又は認知症予備軍と言われている。認知症

の理解を広めると共に健康な状態を維持して認知症や要介護状態にならないための予防方法(コグニサイズ)を学んでもらう。

③令和3年度中 時期未定 子供向け認知症高齢者徘徊模擬訓練

対象者:高郷小学校児童5年生

小学生向け認知症サポーター養成講座に続き、子供向けにアレンジした認知症高齢者徘徊模擬訓練を実施し認知症の理解を深めると共に困ったご高齢者を見つけた時の具体的対応方法を学んでもらう。講座・訓練の実施を通じて地域社会で共に生活を送る多世代で交流を図り、共生社会の構築に向けた高齢者支援機関と小学校とのネットワーク構築を図る機会とする。

④令和3年11月 地域ケア会議全体会 「チームオレンジ」勉強会

当該圏域における「チームオレンジ」立ち上げを見据え、地域ケア会議で船橋市が考える「チームオレンジ」の枠組みを理解し、どの様に形作っていくか具体的なイメージを共有する。

課題3. 新型コロナウイルス感染蔓延に伴う会議・イベント運営の在り方

会議・イベント運営を継続するために、会場や協力者を如何に確保していくかを課題と していたところ、更に感染症予防・安全対策を考慮した形での運営を求められている。

「具体的な取り組み〕

地域ケア会議開催やイベント開催に際して、感染予防・安全対策を考慮した形で行われることが必要であり、船橋市が示した新型コロナウイルス感染予防対策に沿い、状況に応じて開催する。

課題4. 包括的・継続的ケアマネジメント事業及び権利擁護事業の推進

困り事が生じないための予防策、困り事が生じた時の早期発見・早期対応などが当該地域内で適時適切に行える支援体制の構築が急務とされている。地域特性というよりはどの地域にも共通する課題として捉えている。

また、高齢者虐待対応における、予防や早期発見・早期対応等が適切に行われる支援体制の構築が求められている。

[具体的な取り組み]

令和3年7月 習志野台地域ミーティング

対象者:民生児童委員、介護支援専門員、地域ケア会議構成員など

「地域で困っている高齢者に対して必要な支援を考えてみよう」をテーマに、「虐待対応」 を題材にした交流会を開催する。虐待対応に関する基礎知識の説明を行い、各活動を通じ て其々の立場で何ができるのか意見交換を行い支援体制の向上を目指す。

認知症総合支援業務(介護保険法115条の45第2項第6号)

○関係機関との連携・ネットワークの構築

今年度も新型コロナ感染予防のため、対面での民生児童委員とケアマネジャーの意見交換会の開催や関係機関相互の大規模な交流機会が持てないことが予測されるため、個別ケア会議をこれまで以上に積極的に開催していくことに取り組む。個別ケア会議を通じて関係者間が地域の現状や課題を共有して連携を深め、当地域包括支援センター内で地域課題を集約し整理していく。その結果明らかになった地域課題の解決にむけて地域のネットワークの強化と拡大を図っていく。

西習志野地区のネットワーク構築の一環として、高郷小学校での認知症徘徊模擬訓練が 実施可能であれば、感染予防のために Web 開催を視野に入れて内容を検討していく。地域 ケア会議構成員を主軸として、高郷小学校と西習志野の町会やスクールガードの方々が何 かしらの形で訓練に関われるよう企画していく。

今後チームオレンジ立ち上げにむけて、地域ケア会議、地区社会福祉協議会、民生児童 委員、地区自治会連合協議会との情報共有と連携を進めることで、ネットワークの強化を 図り、チームオレンジの基盤づくりを進めていく。

これまでに認知症予防として健康づくりに取り組んできた町会・自治会の老人会やボランティアグループは新型コロナで活動が自粛されている。これまで構築してきた地域のネットワークが薄れてしまわないよう、今年度は積極的に声掛けをして連携を図っていく。

今年度は初期集中支援チームのチーム医が千葉病院の医師となったことやアウトリーチ機能が加わったことから、チーム員と当包括支援センターとの連携を強化し、認知症ケースの早期介入に繋げていく。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発(認知症カフェの立ち上げ支援を含む)

今年度も『日本大学薬学部認知症サポーター養成講座』、『小学生向け認知症サポーター養成講座』を通して若い世代の認知症の理解を促進する。また『地域ケア会議を主体とした講演会』や地域・職域から講座を依頼された場合は、認知症の状態理解と認知症やフレイル予防の実践的な内容を組み合わせて実施することでより理解が深まるよう取り組んでいく。

チームオレンジの立ち上げのために、認知症への理解の普及・啓発が基礎となると考える。地域ケア会議の中で構成員に対して国・県・船橋市の認知症対策についての情報提供や再認識を図り、構成員が町会・自治会・その他関係機関の中で、認知症の方やその家族への関わり方や支援方法を普及・啓発できるよう促していく。その為にも、今年度当包括支援センター職員 1 名が認知症地域支援推進員オンライン研修を受講(受講済み包括スタッフ4名)し、広い視野に立って認知症の啓発活動に関われるようにする。

日常的な総合相談の中では本人、家族、民生児童委員など関係者に対して認知症ナビ、 若年性認知症ガイド、認知症カフェなどの関連資料を積極的に活用し知識の普及・啓発を 図っていく。

○地域での見守り体制の構築(徘徊模擬訓練の実施支援を含む)

今年度も施設や自治会館を会場とした徘徊模擬訓練の実施は困難が予想されるため、オンラインで訓練する方法を模索する。また、認知症サポーター養成講座の依頼があった際は、徘徊模擬訓練と組み合わせて実施できるよう働きかけていく。

新型コロナ感染を警戒し高齢者が外出を控え、家族が訪問を自粛することが 1 年以上続いている。地域の見守り活動や民生児童委員の訪問が積極的に実施できない中ではあるが、チームオレンジの立ち上げに絡めて既存の助け合いの会とも連携し、見守り体制が構築できるよう検討していく。

総合事業の介護予防ケアマネジメント (介護保険法 115 条の 45 第 1 項第 1 号二)

○事業対象者を判定するための基本チェックリストの実施

自立支援に向け、目的志向型のケアプランを作成することは専門職として重要と位置付けている。その上で総合相談や介護予防ケアマネジメントの利用者のうち、本人が「歩きたい」「旅行に行きたい」と意欲があり本人、支援者間双方で目標を共有できる利用者について、基本チェックリストの実施を働きかけていく。

また、担当者のアセスメントから、買い物や身の回りのことが自立しており身体状況も 安定している利用者に対してもチェックリストの実施へ移行できるように支援者が道筋を つけていく。

○多様なサービスの活用

生活支援コーディネーターと連携を密にとり、地域ケアシステムの構築に向けて地域課題を共有していく。

独居、高齢者世帯では介護保険外の生活支援のニーズが高い。例えばベランダ掃除、草とり、大掃除に関してや、病院への付き添いなどには地域のボランティアを活用する。同居家族が居ても同じようなニーズは多いと思われる。

またコロナ禍により地域の活動は限定されてきている。少数ではあるがスマートフォンを使い家族や友人とグループでの情報交換や安否の確認をしている現状もある。SNS を活用した地域との繋がりを取り入れ地域の支え合いの基盤づくりを進めていく。

○総合事業の普及啓発

総合相談時や地域への情報発信時に、総合事業が介護保険の申請の方法の一つであることを地域住民へ伝えていく。また当センターや当法人医療機関等に掲示する。

現在は地域の活動が限定されているが、各関係機関との会議、町会・自治会での集まり (再開時)において総合事業についての申請方法や利用サービスなど事例を用いて紹介し 普及啓発に努める。

事業計画書(重点事業等)

(令和3年度)

重点事業:権利擁護業務(介護保険法115条の45第2項第2号)

※高齢者虐待関係

○早期発見·早期対応

高齢者虐待に関する通報だけに捉われず、住民からの相談や警察・医療機関・介護支援専門員・民生児童委員など関係機関からの相談等、高齢者の生活課題に関する情報が地域包括支援センターに集約される体制を整える。当センターにおいては寄せられた情報から高齢者虐待や権利侵害のサインを見落とすことなく、日本社会福祉士会作成の「高齢者虐待対応帳票」等を活用し、センター内三職種での情報共有や意見交換を行い、関係者や市町村からの情報収集、事実確認、虐待行為・緊急性の有無の判断、支援方針決定等の初動対応を速やかに実施する。日頃から関係機関と連携体制を築いていくことが、初動対応を円滑に進めることに繋がることを意識して日々の業務にあたる。

虐待案件の早期発見・早期対応が実践できる体制を築く取り組みとして、昨年度、新型コロナウイルス感染予防の観点から中止となった「習志野台地域ミーティング」を令和3年7月に開催する。過去の履歴から主な虐待通報機関として挙げられる民生児童委員と介護支援専門員、地域ケア会議構成員を対象に、「虐待対応」を主題として、虐待対応に関する基礎知識の説明及び各活動を通じて其々の立場で何を行っているか・何ができるのか意見交換を行うことで支援チーム力の強化に繋げたいと考えている。

また、新体制となる当センター内の支援体制強化を図るための取り組みとして、令和 3年2月に受講した「千葉県高齢者虐待対応現任者研修」の伝達講習を令和3年5月 に実施する。

高齢者虐待予防の観点について、対応困難案件や虐待通報を受理した後に虐待行為とまで認められない、又は養護者と認められないため高齢者虐待の定義とは異なる等、センター内の検討を経て虐待認定に至らなかった案件に対して、総合相談、包括的継続的ケアマネジメントの活動を通じて虐待行為や権利侵害に発展しないよう、介護サービスの導入や医療に繋ぐ等、関係者・機関と連携して対応する。

○関係機関との連携及び役割分担

『船橋市高齢者虐待防止対応マニュアル (平成31年4月)』に基づき関係機関との連携及び役割分担を行い対応する。

初動段階において、虐待通報の受理から事実確認及びアセスメント行う場面では、基 幹型地域包括支援センターや地域の関係者、サービス事業所等へ協力を要請し速やか に情報収集を行う。虐待事実の判断、緊急性の判断、立ち入り調査の判断、緊急分離保護(やむを得ない措置の適応等)の判断、面会制限の判断など当センターだけで判断できない事項については、基幹型地域包括支援センターへ報告・連絡・相談を行い対応する。

対応段階では、初動段階で立てた対応方針に沿って、基幹型地域包括支援センターを 初め、地域、医療、介護、行政等、支援に関わる関係者や関係機関と連携及び役割分 担を行い対応する。

終結段階では、虐待対応の終結を意識して、虐待事実が解消されたか基幹型地域包括 支援センターと共に評価を行い虐待対応の終結可否を判断する。

養護者支援の観点では高齢者に対する虐待行為の予防や解決を念頭に、介護負担の 軽減、心理教育、養護者自身の生活の安定(経済面)や病気・障害への対応等、養護 者が抱える課題に応じて適切な支援機関に繋げる。若年層の養護者も多く、高齢者を 対象とした支援機関とは異なる専門性を持つ機関との関わりも想定されることから、 関連する各機関の情報を整理し対応を行う。

専門家や専門機関の意見として、船橋市高齢者虐待防止ネットワーク担当者会議、同会議内の個別案件Q&Aから得た情報や知識を活用し関係者・関係機関と協力して適切な対応を行う。また、当センターが担当する案件で専門性の高い判断が求められる場合や対応に迷う事項が生じた場合は基幹型地域包括支援センターと相談し、同会議出席者からの助言を求め適切な対応に繋げる。

令和3年度の課題として、地域包括支援センターの基本業務である「総合相談、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント、権利擁護」及び地域ケア会議を中心とした地域活動において、関係者や関係機関と高齢者虐待防止・対応に関する周知や啓発、見守り・通報・役割分担等の具体的な対応方法について共通認識を図り、虐待行為の予防や早期発見・早期対応、そして、高齢者虐待案件が発生したときに適切な対応を円滑に行える支援体制構築を目指した活動に取り組みたいと考えている。

具体的な取り組みは前述の通り、虐待行為の予防や早期発見・早期対応、関係機関との連携及び役割分担等、一連の対応が迅速且つ適切に行える支援体制構築を目的に、 令和3年7月に「習志野台地域ミーティング」の開催を計画している。

また、当センター内においては令和3年5月に「千葉県高齢者虐待対応現任者研修」の伝達講習を行い、日本社会福祉士会作成の「高齢者虐待対応帳票」を用いて、高齢者虐待対応の初動期段階、対応段階、終結段階それぞれの場面で行う対応内容や必要な情報、連携先等、押さえておくべき視点、役割分担を行う際の留意点等について学ぶ機会を設ける。

○センター内の体制

高齢者虐待防止法並びに『船橋市高齢者虐待防止対応マニュアル(平成31年4月)』に基づき、三職種の強み・専門性を生かして、船橋市高齢者虐待対応フロー図に沿った高齢者虐待対応の一連の流れについて対応力の向上を目指していきたいと考えている。

具体的には、一連の高齢者虐待対応を適切に行われているか繰り返し確認するのを はじめ、精神科領域、社会保障(年金関係)、対人援助技術のスキルアップを目指すこ とを目標に掲げ、センター内の体制づくりを行う。

当センター及び担当職員だけで抱え込まない体制について、初動段階での虐待事実の判断、緊急性の判断、立ち入り調査の判断、緊急分離保護(やむを得ない措置の適応等)の判断、面会制限の判断などを行う場面で、基幹型地域包括支援センターと共に明確な根拠を持って判断が行えるよう報告・連絡・相談を密に行い、他機関の協力も得て速やかに事実確認を行い、根拠を持って判断するための事実確認を行う。また、支援を進める中で8050問題、精神疾患を有する者への支援等、当センターのみでの対応では支援が行き届かないことが予測される案件では、基幹型地域包括支援センターの他、医療・福祉・行政等の関係機関と相談し、必要に応じて対応検討会や高齢者虐待防止ネットワーク担当者会議助言を取り入れ、多角的な視点から支援ができるよう対応する。

他機関から得た見解や助言をセンター内で共有し担当職員だけの判断ではなくセンター及び支援チームとして対応が行うように、朝礼での申し送りや初動段階・対応段階・終結段階の各場面でセンター内の事例検討会議を行う。そこで共有された情報について必要時に読み返すことが出来るよう書面で記録し保管している。

センター内の事例検討会議について、的確に案件の全体像が把握できるようホワイトボード等を活用し「見える化」を図ることで効率的・効果的に会議を進める。

虐待行為と判断されなかった案件のフォローについて、包括的・継続的ケアマネジメント支援へ移行しセンター内で支援方針を決めて対応する。新たな虐待行為の予防や早期発見・早期対応が行えるよう継続的にモニタリングを実施していく。

高齢者虐待案件や困難案件の対応の振り返りについて、特に介護支援専門員と当センターでの支援の振り返りを行い、様々な切り口から課題を把握していく方針である。介護支援専門員の資質向上や協力関係の強化を図り、他案件での対応に活かしていく。

知識・技術の向上(研修体制)について、高齢者虐待対応の基本的な知識を身につけるため、高齢者虐待防止対策に関する研修を積極的に受講し、センター内で伝達講習を行い職員のOJTを実施していきたいと考えている。具体的には、案件の情報を視覚化した上で、示された課題またその根拠を共に考え、自らの考えを言語化し案件の課題や経過を見立てていけるよう、実践を通して知識や支援の対応力を身につけていくと考えている。

職員のメンタルヘルスについて、職員が「ケースを抱え込む」ことがないようタイムリーに声をかけ合い、センター全体で対応し担当者をバックアップする仕組みが重要であると考えている。朝礼やセンター内事例検討会議の場を設けるなどの仕組みづくりを行う他、日頃から職員間で意見交換を行うことで行き詰まることがないよう職

船橋市習志野台地域包括支援センター

場環境を整えている。また、法人により年1回メンタルヘルスに関するアンケート調査及び健康診断を実施することで職員の心身状態を把握し、変調の早期発見・早期対応が行える体制を整えている。

センター事業

○住み慣れた地域で生活し続けることを目標に「自立した生活を送るための健康づくり」として地域ケア会議を主体とする講演会として「認知症の人が地域で安心して暮らし続けるため」をテーマに、「オーラルフレイル」、認知症予防運動プログラム「コグニサイズ」について講演会を予定している。

新型コロナ感染症の拡大により、自粛生活が長期にわたり地域の活動の機会が失な われており、フレイルの予防がますます重要であると考える。地域の高齢者のニー ズを把握し、コロナ禍での課題を抽出し地域マネジメントの場として地域ケア会議 等との関係者間での意識を共有していく。

- ○地域住民への情報発信が、地域活動の機会が減少していることから、これまでのように、情報が行き届かなくなっている。定期的に習志野台地区地域ケア発信の情報誌「ならだい にしなら通信」を発行する。構成員の専門性を活かした視点のコラムを掲載する。また社会福祉協議会と連携し町会、自治会等地域の状況を把握し必要な活動を実施する。
- ○介護支援専門員との事例検討会を計画的に開催する。
 - ① 当地域包括支援センター依頼したケースを担当した介護支援専門員と事例の振り返りを行う。包括支援センター三職種と地域の介護支援専門員とそれぞれの 視点に立場や役割などを相互の理解が進むことを目指して実践する。開催後は センター内で共有し、対人援助技術の向上を目指していく。
 - ② 地域の介護支援専門員の資質向上を目標に主任介護支援専門員との事例検討会を開催する。
- ○包括ケアシステムの構築のために、医療と介護の連携を積極的に遂行していきたいと考えている。現在同法人の認知症の初期診断を目的に神経内科の医師の外来診察の地域包括支援センター枠を設けてもらい総合相談から早期に医療へ繋げている。 今年度も認知症高齢者の主治医がいない場合など早期発見・早期治療の体制の基盤づくりを進める。
- ○小学生向け認知症サポーター養成講座に続き、独自に子供向けにアレンジした認知 症高齢者徘徊模擬訓練を実施し認知症の理解を深めると共に困ったご高齢者を見

船橋市習志野台地域包括支援センター

つけた時の具体的対応方法を学んでもらう。講座・訓練の実施を通じて地域社会で 共に生活を送る多世代で交流を図り、共生社会の構築に向けた高齢者支援機関と小 学校とのネットワーク構築を図る機会とする。

事業報告書(概要)

(令和2年度:第4四半期終了時)

総合相談支援業務(介護保険法 115条の 45 第 2 項第 1号)

○周知活動

昨年度に作成した地域資源リストをもとに、行政・医療機関や店舗等にリーフレット・地域情報等の資料を配布した。ホームページにブログを掲載し、周知活動のツールとして定期的に更新した。塚田だよりは年4回発行とし、権利擁護や介護予防等の情報の他地域ケア会議の内容等を載せ地域へ配布した。地域のイベント等に出向く際は、地域包括支援センターの役割を周知した。

救急隊や警察と関わる際、「どんな仕事をしているか」を訊かれる機会が多く、地域 の交番や消防の他船橋警察へも周知活動を行っている。

○総合相談の傾向

総合相談に関しては、3月末現在、総件数 11757 件、月平均 979 件、来所相談 194 件であった。

独居・認知症で、身寄りのない方の支援が必要なケースが多く、市長申し立てへつないだ件数が7件、現在検討中は3件、法定後見が1件、補助人が1件あった。虐待や成年後見制度、消費者被害などの権利擁護に関しては、社会福祉士が勉強会を開き、3職種が対応できるようにOJTに努めた。また、地域住民や関係機関へ権利擁護について理解し必要時に相談が出来るように、勉強会や声掛けを行った。塚田だよりに消費者被害に関する情報を載せホームページに掲載した。講演会の開催も予定していたが新型コロナウイルスの影響で延期することとし、来年度に動画にて配信できるよう準備を行っている。

○ケース検討

総合相談はタイムリーに共有できるよう朝礼で報告し、必要時は検討会議にて方針を 決めた。ケースの一覧表を作成し、月に2回の検討会議で支援の漏れがないよう、また 一人で抱え一方的な支援にならないように努めた。さらに委託や自前のケアマネジャー からの相談に関しても専門職としてのアドバイスを行い、継続的に関わっていくよう努 めた。介入の必要性が生じた際には、早期に包括内で検討・共有し方向性を話し合うこ とを心掛けている。

○アウトリーチによる相談活動

新型コロナウイルス感染症の自粛が緩和されてからは、自治会の勉強会、URの見守りサービスの説明会やシルバーリハビリ体操の参加の際に出張相談を行った。また在宅介護支援教室を開催した際も相談の時間を設けた。

新型コロナウイルス感染症の影響で民生児童委員等の訪問活動が自粛され、地域からの情報が途絶えがちであったため、民生児童委員協議会や自治会連合会の会議に参加した際には早めに会場へ伺い相談を受ける時間を確保した。また、オレンジカフェが開催できない状況のため担当者へ連絡を入れ参加者等からの相談がないかを適宜確認するようにしもれが生じないように努めた。ケアマネジャーや民生児童委員が個別に相談できる時間を月に1回設定し、塚田だよりやチラシで周知し毎月継続して開催をした。

○個別ケア会議

個別ケア会議は7回開催した。回数を重ね地域の方と介護サービス事業所が顔を合わせることで参加者から多角的な意見をいただき、各々の役割分担を確認することで、包括的にケアができる流れを作るよう心掛けた。個別ケア会議の課題を地域課題として地域ケア会議に挙げ課題解決について話し合った。今後も個別ケア会議の回数を増やし民生児童委員を含めた塚田地区の多職種が連携し、地域課題を検討していく。

権利擁護業務 (介護保険法 115条の 45 第 2 項第 2 号)

- * 高齢者虐待関係以外(判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等)
- ○後見人制度の支援について

今年度、成年後見制度市長申し立てに着手した件数は7件で、そのうちの6件は成年後見人が決定され、1件は継続支援を行っている。市長申し立てではないものの、法定後見制度を利用希望されているケースも4件あり、当センターと関係機関で申し立てに関する支援を行っている。前年度は市長申し立ての件数は0件であり、成年後見制度に関する相談も多くなかった。そのため今年度は相談者に対して丁寧なヒアリングを行い、そのつど3職種で検討するとともに、関係機関や地域への徹底した周知活動を行ったことにより相談が増加し、必要な方に制度を利用して頂くことができた。相談は、ケアマネジャーや警察、コンビニ店員など様々な方からの連絡によるものであった。また申し立てにあたって、医療機関や高齢者施設と役割分担の上本人支援を行い、連携が密になったことで関係機関との関係構築も図れた。

○消費者被害の防止について

関係機関同士の情報共有が大切と考え、11月24日に消費生活センターの出前講座を

開催し、民生児童委員協議会会長、塚田地区社会福祉協議会会長、塚田の会(塚田地区の居宅介護支援事業所及び介護保険に関するサービス事業所、計 41 事業所:以下:塚田の会と記載)、ふなぽーとにも参加して頂いた。高齢者に携わる第一線で活動している関係機関に周知することで、早期に問題を発見し相談につなげられる基盤づくりを行える。また今後は継続的に関係機関で勉強会を開催する予定となり、感染症の予防に配慮しながら様々な方法で多職種の参加を促していき連携を密に行う。

地域住民に対しては、塚田だよりやホームページで注意喚起を促している。自治会や 町会、集合住宅管理者に対しても出張講演会開催時に消費者被害や成年後見制度の説明 を行い相談場所の周知等をしている。12月6日には自治会町会連合会会議に当センタ ーが出席し、周知を行う機会を頂けた。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 (介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 3 号)

○関係機関(フォーマル・インフォーマル含めて)との連携体制の構築

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、事業計画通りの実行ができないことが多くあったが、オンライン体制の強化に努められたことが大きな実りとなった。

塚田の会との協働により、メーリングリストが整備され、地区内のケアマネジャーと研修会やサロン会を開催し、相談体制が強化しつつある。また、オンライン体制整備のため、Zoom アプリの活用や使用方法についての勉強会を介護保険ソフト会社に協力をいただき2回実施した。また、地域課題にも抽出されている防災対策の一環として、災害時に各事業所が「地域に対してできること」や「地域との連携の図り方」について、オンラインを利用した情報交換会を企画、開催し、12事業所、24人が参加。事前に各事業所における災害時の準備や地域住民に対してできること等をアンケートで集約したうえで、コロナ禍をふまえての災害対策について意見交換を行った。この意見交換会で出た情報は地域ケア会議にて情報提供し、地域と介護保険事業との連携体制構築へつなげていく予定となっている。

更に、地区ケアマネジャー及び委託先のケアマネジャーには、コロナ禍において外出機会が減少している高齢者のフレイル予防として、健康に関する内容をメールや郵送で塚田だよりと共に発信した。引き続き、コロナ禍においても連携体制の構築が停滞しないよう、積極的にオンライン等を活用し、状況に応じ感染対策を徹底した上での事例検討会及び勉強会を開催していく。

○介護支援専門員同士及び地域関係機関とのネットワーク構築支援

介護支援専門員同士のネットワーク構築支援については、塚田の会との協働によりメーリングリストが整備でき、情報共有・勉強会の案内・資料の共有などへの活用が開始

された。ケアマネジャーと地域関係機関とのネットワーク構築支援については、ケアマネジャーが地域を理解し地域連携へつなげていけるよう、「塚田地区地域ケア会議」について、Zoomを活用した勉強会を開催し、17名参加した。個別ケア会議においては参加したことがある方も少なく、会議の目的や内容について初めて聞くとの意見も多くあり、引き続き周知の必要性を認識した。

○介護支援専門員のケアマネジメント実践力向上

通常の相談対応の他に毎月第3木曜日、ケアマネジャーの抱える諸問題について個別に相談対応できる環境を整えた。医療、介護、経済、家族関係、虐待について等様々な相談を共有し、共に学びながら問題を解決していけるように支援した。3職種がそれぞれの専門性を活かした支援を行うことで多角的な視点で解決方法を提案することができた。また、個別ケア会議を活用した支援方法の検討の他、必要に応じて同行訪問やサービス担当者会議へ参加し、側面的な支援も行ってきた。

西部圏域において昨年発足した「西部地区主任介護支援専門員連絡会」の世話役による打ち合わせに同席し、必要な助言を行い、11 月 26 日に第一回連絡会を開催、「西部地域での主任ケアマネ同士による関係構築と情報共有」をテーマに新型コロナウイルス感染症に対する対応や疑問等の情報交換を行った。

ケアマネジャーが支援困難に陥りやすく、また地域課題の一つとしても抽出されている「8050 問題」について、虐待防止の観点も含めた講演会を年度内の開催に向けて企画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により集会での開催を断念。代替案として、次年度早々に講演を録画し、データの貸し出しやホームページでの動画配信を行い介護支援専門員の資質向上、地域住民への啓発につなげていく。

ケアマネジャーからの相談実数は3月末で63人となっており、昨年度に比べ増加傾向となっている。今後は相談内容を集約し、ケアマネジャーが抱える諸問題解決に向けた事例検討会や勉強会へつなげていく。

地域ケア会議推進業務(介護保険法 115条の 48)

〇全体会議 (定例会) について

当センターで予定されていた年4回の会議は、6月、9月、12月、2月に開催した。 今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、第1回、4回においては書面のみでの開催であった。第2、3回では、感染拡大防止に配慮して対面で行った。本会議では議論の前に地域ケア会議の役割と意義について説明をしている。説明時には、パワーポイントを用い、分かりやすい図を使用し行っている。このような工夫は、今議論していることが地域課題の取り組みとして行っていることであると、構成員が再確認することに繋 がった。また、「塚田の会」17名に対し、地域ケア会議の周知をするため、Zoom会議の場において、「地域ケア会議とは」をテーマに実際に使用した資料を基に講義を行った。 更に年に4回発行している「塚田だより」に住みやすい地域づくりのための活動内容を記載し、独自のリーフレット共に各事業所、訪問先に配布した。

今年度は、地域課題として抽出された「閉じこもり・孤立化対策の充実」、「認知症の早期発見、対応ができる相談体制の充実」に対する具体的な取組みとして「情報マップの作成」や地域課題解決に結びつく「講演会」を行う予定であった。認知症の正しい理解が普及することを目指し「認知症と地域医療について」をテーマとした認知症家族の会の講演を予定したが、昨今の情勢から中止となった。講演会の代替案として、「認知症初期症状のチェックリストと受診のしかた」についてのパンフレットと、支援する家族・介護側の情報や事例、介護保険について、当センターの周知、土日の相談窓口情報が記載されたチラシを作成し、これらを「認知症の心配のある方とそのご家族」や「地域で見守り活動をしている方」へ民生児童委員と協働し650枚配布した。

「情報マップ」作成のために、第1回の会議にて、構成員宛てに地域の情報や課題を アンケート方式で送付して収集した。第2回開催時にアンケート結果を報告し、インフ オーマルの情報や地域の課題を含め共有をした。現在、情報マップの詳細を話し合って いる。

今年度の9月より、民生児童委員協議会の定例会後、地区別(塚田地域を4つの地区に分けた)に話し合いの場を設けて頂いた。そこで挙がった地域課題を地域ケア会議でも検討した。それぞれの課題について構成員も情報共有ができ、解決に向けて話し合うことができた。買い物に不便を感じている方、孤立化する恐れのある方も、まずは当センターに一報入れてもらい、必要な制度や機関へ繋げていくことを理解していただけた。

〇個別ケア会議について

当センターでは7回の個別ケア会議を実施した。

1事例は被害妄想があり支援拒否のある高齢者の事例である。本事例では、関係者の役割分担を明瞭化し、本人の助けを求める合図を見逃さず、すぐに対応できるようにサービスや医療機関と連携した。しかし、安否確認を強化していた中、本人が亡くなった事例であった。デスカンファレンスでは、本人の思い通りの生き方であったが、独居の方の見守りが希薄であることが問題として挙がり、妄想が軽度の時、早期介入できなかったのかとの反省の意見がでた。現在、民生児童委員、団地の会長と連絡を密に取り、URの住民あての説明会に包括も参加し、相談ブースを設けるなど活動をしている。また、ケアマネジャーからの困難事例の後方支援も行い、見守り強化に努めている。

2事例目は、独居女性で認知機能低下の自覚がなく家族も関心がない事例であった。 個別ケア会議開催により、家族に本人の状況を共有してもらうことで関心を持ってもら え、病院受診、介護保険サービス利用、緊急通報装置貸与や安心登録カードの導入に繋 がった。本人が住んでいる地域は自治会活動が盛んで見守り活動も進んでいるため、気 にかかり始めた時期から当センターと連携が図れており、適切な時期の会議開催に繋げ られた。

3事例目は、生活保護受給者で独居、アパートの2階から歩行器を降ろさないと外出できず、介護サービスの他、知人の援助を週6日受けている事例。本人の施設入所希望の意向が確認できたことで、入所までの間、サービスを追加することで知人の介護負担軽減につなげ、ケースワーカーと共に訪問診療や引っ越しの検討をした。会議を開催したことで、施設入所まで在宅で生活が継続できる環境を整えることができた。関わり合う人が集まり問題を共有できたことで、今後の方向性が決まり役割を分担することが可能になった。

4事例は薄着でマンション内の駐車場にいた認知症高齢者の事例である。本事例では、本人が一人になる時間の見守りを強化できるように、関係者で情報共有を行った。役割分担を明確化したことで漏れのない支援に繋がった。本人が住んでいるマンションは入居者同士のコミュニケーションも盛んなため、遠方に徘徊して帰れなくなる等、大事に至る前に会議を開催ができた。

5事例目は、物忘れや妄想の疑いがあり、病識のない独居高齢者の事例である。個別ケア会議開催により、関係者で情報を集約し、本人の状況を把握したことで、適切な支援につなぐための方向性を確認。今後予想される問題についても話し合うこともでき、早期解決方法の検討ができた。日頃より団地の管理組合や自治会等との連携が早期対応につながったとなったと考えている。

6事例目は、認知症の自覚が薄い独居高齢者の事例。地域の電気屋さんや民生児童委員の方から心配と相談があり介入したケースである。会議を開催したことで、関係者が顔を合わせ情報交換し支援の方向性が定まった。介護保険関係者や包括が認知症の正しい知識・情報や対応方法を示すことで家族の不安を解消し介護負担の軽減につながり、また、在宅生活の継続にもつながることを改めて実感できた。

7事例目は、被害妄想的発言をする認知症独居高齢者であり、ご近所トラブルのリスクが高いケースであった。会議において本人の見守り体制について役割分担ができ、会議で共有した情報のもと、医療との連携方法についても包括内で検討することができ、家族・ケアマネジャー・包括同席のもと、心療内科への受診につなげることができた。

個別ケア会議において、地域課題は、「閉じこもり・孤立化対策の充実」「認知症の早期発見、対応できる相談体制の充実」が抽出されたため今後検討していく予定である。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

「情報マップづくり」をさらに進めていき、地域の強みを共有して、これらの活動を広めていく。また、情報マップの作成の過程で構成員と、「どこにどんな地域資源があるのか」、「どこに何が足りないか」なども情報共有して、地域課題や町づくりへ反映させていきたいと考えている。来年度開催を予定している、地域ケア会議主体の講演会である「8050 問題と認知症」の講演をはじめ、そのほかの勉強会においても、新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、オンラインを活用しての開催も考慮していく。地域課題は、個別ケア会議や、民生児童委員との地区別の話し合い、塚田の会からも抽出していき、現状の課題だけでなく、先を見据えた地域の課題も視野に入れて考えていきたい。11 月に「消費生活センターの出前講座」の開催後、参加者で話し合いの場を設けたことで、多職種連携強化につながったとの声が聞かれた。今後、構成員発信で勉強会を開催し多職種の連携強化につなげていく。

認知症総合支援業務(介護保険法 115条の45第2項第6号)

○関係機関との連携・ネットワークの構築

関係機関との連携に関しては、徘徊による警察からの通報が今年度は10件であった。 対応後は必要時警察へのフィードバックを行い、今後の連携につなげている。医療機関 においては入院や受診している方の相談があり、介護保険の申請やサービス調整を行う ことも多い。またこちらから情報提供を依頼するケースに関しては、以前は信頼関係が ないためか情報をすぐに教えていただけないこともあったが、今では快く受けていただ けることが増えた。相談員とも顔の見える関係が築けてきている。受診拒否や困難ケー スでは病院と連携し対応している。医師から直接認知症で在宅困難な方がいるので対応 してほしいとの緊急依頼があり、夜間に対応したケースもある。

近隣の交番や病院などへ当センターの周知や認知症サポーター養成講座のお知らせを行っている。民生児童委員とは地域別の懇談会を持ち、事例検討を行った。事例から出た課題は地域ケア会議へと発展させている。ケアマネジャーの個別相談日を毎月設け、チラシや新聞で呼びかけ相談を受けている。個別相談のケースは認知症で家族に負担が大きいケースが多い。相談後はケアマネジャーや本人、家族を継続的に支援している。高齢者施設やシェアハウスからも相談があり支援を行った。

周知活動を進めていく中で当センターからのアプローチばかりでなく、関係機関からの相談が増えた。今後もスムーズな連携が出来るよう、ワンストップの対応を目指していきたい。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発(認知症カフェの立ち上げ支援を含む)

地域ケア会議において主催の講演会が新型コロナウイルス感染症のため中止になったことを受けて、地域へ向けた認知症のチラシを作成した。民生児童委員協議会と協力し、地域の気になる高齢者やその家族へ配布していただいた。今後も地域に配布して認

知症の理解や対応方法を深めていく。

認知症カフェはコロナ禍で中止しているが、前年度は当センターが参加して利用者の相談等を受け、ミニ講座を行っていたため、再開時に素早く対応できるよう各主催者に継続的に連絡を取り、状況を確認している。また、認知症カフェの立ち上げを希望している方を当センター企画の体操教室にボランティアとして参加していただき、今後に繋げていけるよう支援している。

認知症サポーター養成講座は、今まで受講していない民生児童委員に対し少人数で開催した。アンケートを行いボランティア活動の意思を確認し、カフェ立ち上げ等のボランティアを募るための準備をしている。また、民生児童委員が行う小学校の養成講座に関しては事前準備から参加し支援している。(今年度は1校のみ、当日は当センターの都合で参加しなかった。)新型コロナ感染症の感染対応のため Zoom を利用し塚田の会のメーリングリストを用い地域のサービス事業所等へ呼びかけ認知症サポーター養成講座を開催し、19名の参加があった。

○地域での見守り体制の構築(徘徊模擬訓練の実施支援を含む)

独居で認知症の方についての相談が民生児童委員からあり、担当のケアマネジャー、 支援者、生活支援課、主任児童委員、民生児童委員で個別ケア会議を行った。介護保険 サービスで賄えない部分をみんなで見守りをしていくことになった。不安を持っていた 本人もとても安心できたと笑顔になった。民生児童委員協議会において「個別ケア会議 にて民生児童委員が中心になって包括的な見守りの輪ができたこと」を報告した。

徘徊模擬訓練やみまもりあいプロジェクトに関しては新型コロナウイルス感染症のため開催していないものの、来年度に向けて周知活動や地域ケア会議での話し合いは必要と考えている。特に前年度開催した徘徊模擬訓練はアンケート結果においてリピートを希望される意見が多かったため、地域ケア会議で来年度へ向けての検討をしていく。

民生児童委員へ向けた認知症サポーター養成講座を行った際に、認知症高齢者を含めた見守り体制について、パワーポイントでお伝えし協力を依頼した。

自治会の集まりに参加する了承をいただいた為、今後は回覧板等を利用し当センターと地域を繋げていく。また、前述の認知症のチラシを配布し、地域への見守り体制の構築を行っていく予定である。また、地域の中で見守りを行っている関係機関がそれぞれ個々に対応している状況があるため、情報を集約することが必要であると考えている。

地区社会福祉協議会、民生児童委員、居宅介護事業所等のサービス事業者と連携し、 避難行動要支援者名簿、安心登録カード(ひまわりシート)の登録者名簿、民生児童委 員の地域の高齢者名簿や情報、包括の総合相談名簿(防災名簿)等をできる限り共有し ていき地域の見守り体制を構築していく。個人情報保護の問題や行田団地における市の 安心登録カード未加入の問題もあり、一長一短では共有することは困難と思われるが、 ひとつひとつ問題を解決していくことが大切と考える。そのために多職種連携の機会を 設けて関係者をつなげ話し合いの場を設定する。新型コロナ感染症のため、多職種連携 の会議が中断している。再開時対応できるよう関係機関と調整していく。

事業報告書 (重点事業等)

(令和2年度:第4四半期終了時)

重点事業:権利擁護業務(介護保険法115条の45第2項第2号)

*高齢者虐待関係

○早期発見・早期対応

地域関係者や関係機関と情報共有が密に行えるよう、顔の見えるネットワークづくりを重点的に行った。新型コロナ感染症の影響で積極的に講演会や出張相談ができなかったため、地域の関係機関や事業所、民生児童委員に対して、小規模での勉強会を開催し、会議にオブザーバーとして招集して顔を合わす機会を新たに設けた。民生児童委員協議会では民生児童委員全員に虐待チェックリストの配布を行っており、些細なことでも相談していいことの周知と小さなサインに気づくことの大切さを伝えた。そして会議後に、地区ごとに分かれて気になる高齢者や地区の問題点などを話し合う時間を設けて頂き、実際にケースの共有につながった。

令和3年5月には「虐待の早期発見・早期対応について」の動画撮影を予定しており、高齢者虐待の会議でも構成員として協力頂いている、板倉病院精神科医、赤川先生より御講義頂く。感染症対策のため対面での講義ではなく、ホームページ上での配信を予定しており、地域や事業所での勉強会に利用したい方のために DVD を作成し貸し出しができるような計画もしている。

年4回発行の塚田だよりには、虐待に関する記事を載せ民生児童委員の定例会や周知活動時に紙媒体での配布に努めつつ、当センターのホームページ内にあるブログに虐待に関する記事を載せ、高齢者虐待があることを若い世代にも知っていただくように働きかけた。

○関係機関との連携及び役割分担

新型コロナ感染症の影響により関係機関との情報共有が困難となったため、今年度5月から6月にかけて民生児童委員38名と居宅介護支援事業所31事業所に対し、新型コロナ感染症の対応に関する独自アンケートを行った。アンケートから、孤立してしまっているケースや家族にも影響や問題が発生しているケースがあると分かった。虐待につながりやすい要因が発見できたが、関係機関も感染拡大を防止するため積極的な訪問ができず、不安や疑問を抱えながらの対応となり大変苦慮している現状が見えた。当センターではアンケートをまとめ返信し、新型コロナウイルス感染症の影響の実情や悩みながら対応している関係機関の声を知って頂き、支援する側のフォローを行った。また、介護サービスを休止してしまった方に対しては、地域での見守り強化を図るため地域ケア会議の構成員に協力を依頼し、地域資源を整理し足りない情報を集め相談対応時に活用した。小規模の勉強会も開催し、コロナ禍でも必要な知識や情報が得られる環境づくりに努めた。来年度は、地域での顔の見える関係づくりを強化することを目標としている。地域ケア会議において地域の法律職の参加についての話がでているため地域ケア会議構成員と検討の上、多職種で相談や連携ができる体制づくりを目指していく。

警察からの虐待通報票の件数に関しては、5件である。内容は、当センターが協力したケースが3件、ケアマネジャーからの相談が1件、警察からの相談が1件であった。大きな問題になる前に警察や病院に情報提供や相談をすることで、命に関わる重大な事故を未然に防ぐことができ、関係機関との関係構築にもつながった。ケアマネジャーからの通報に関しては、ともに虐待対応を行っていくことで、相談しあえる関係ができ、一人で抱え込まないという認識の強化が図れた。また、分離に伴って他包括との引継ぎがあり、自身の包括だけではなく他包括の動きや考えも知ることができスキルアップにつながった。

○センター内の体制

今年度、直営センターが虐待対応のフローチャートを西部圏域包括に配布し、その書類について当センター内で読み合わせと検討を行った。確認や疑問点を、西部圏域の委託地域包括支援センターと協議し、意見を集約したものを用いて直営センターと話し合い、虐待対応に各センターで差が生じないよう、連携や情報共有を密に行い足並みを揃えていく。また同圏域内の地域包括支援センターから、虐待予防のための「見守りチェックリスト」を西部圏域で配布していこうという提案を頂いた。西部圏域の包括支援センター・在宅介護支援センターで地域に配布をしていくとともに、当センターで地域ケア会議などの意見を基に配布内容を次年度も検討していく予定である。

センター内では、毎月1回必ず虐待台帳を用いてケース検討会議を行っている。会議では目標を明確化しており、長期支援の場合も支援方法が不明瞭にならないようにしている。センター内でのマニュアルも整備しており、全職員で連携のとれた支援が行えるようにしていく。

また、今年度虐待に関する研修に積極的に参加することができなかった代わりに、 初任者・現認者研修に参加して基本の虐待対応について再度学ぶとともに、認知症や 疾病に関する研修から虐待につながりやすいリスクについて学び、センター内で共有 を行いスキルアップにつなげた。

センター事業

○周知活動

昨年4月開設後は「塚田包括」が定着せず、塚田地区の相談が西部包括や中部包括へ入ることも多かったため、地域に積極的な周知活動を行った。その結果、地域の方々には名前が定着し、現在地域のイベント参加時はほとんどの方が知っていると答えていただけるようになった。周知活動により包括の存在や業務内容を知って相談してくるケースも増えた。

今年度は昨年度より周知範囲を広げ、医療機関、金融機関、消防や警察などや民間の店舗、スポーツジムなど多岐にわたる周知活動を行った。その際、「消費者被害」や「新型コロナウイルス感染症について」「認知症サポーター養成講座」などのチラシを添付した。了承いただける店舗にはリーフレットを置かせていただき、継続的に配布をしていただいている。

○地域ケア会議

地域ケア会議では、地域で認知症の方を見守り支える体制づくりが行えるように、 講演会の代替案として、地域の方に認知症のパンフレットと構成員が作成したチラシ を配布している。また、情報マップづくりを通し地域課題を共有している。今後は、 構成員発信で定期的に勉強会を開催し多職種の連携強化につなげていく。

○認知症対策

認知症初期集中支援チームに関して、数例の事例を直営センターに相談したが、該当せず1例のみのケース提供となった。認知症家族相談、個別相談へ1件つなげることができた。家族交流会へは利用者家族へ参加勧奨し、1名参加していただいた。包括からも職員を派遣し、普段聞くことができないご家族の本音を聞くことができ、勉強になった。ご家族も普段のストレスが解消できたと話しており、今後もまだ参加していない利用者へお伝えしていきたいと考えている。

認知症サポーター養成講座は新型コロナウイルス感染症対策を行い、対面形式で民生児童委員に対し一度開催。塚田の会のサービス事業所に関しては Zoom を用いて開催した。養成講座の際はアンケート調査を行い、ボランティア活動参加の意思を確認した。今後のオレンジカフェの立ち上げや在宅介護支援教室開催の際は支援を依頼することを検討している。

○介護予防

シルバーリハビリ体操や市主催の介護予防教室が開催された機会に積極的に参加し、相談活動を行い、チラシ等を配布している。地域では自治会や婦人会から要請さ

れ勉強会と介護予防教室を行った。対面の会議が中止になった際は認知症などの資料 を作成し配布していただいている。

包括主催の在宅介護支援教室を当センターの相談室で開催した。保健師による血圧 測定、骨を強くする体操、感染症の講話、脳トレを行った。参加者は男性のみで初対 面だったが競馬や麻雀の話で盛り上がり、みんなで健康麻雀をしたいとの意見も聞か れ、来年度開催を検討している。介護保険サービスを使うほどではないが外出の機会 が少なく他者との交流の機会がない男性高齢者の集える場所づくりが出来ればと考 えている(高齢者:5名、民生児童委員:1名、地域のボランティア:1名参加)

○地域との連携

地区別情報シートは、行田・行田町、旭町・前貝塚町、山手、北本町に分け地域特性や地域資源を記載した。地域ケア会議、民生児童委員協議会での話し合いや塚田の会で内容確認し情報をいただき追加した。今後も内容を更新し地域で活用していく。

地区別懇談会を民生児童委員協議会終了後、地区ごとに懇談会を開催している。検討課題は話し合いで決める。内容は次回の民生児童委員協議会で発表するほか、地域ケア会議でも地域課題を検討する。買い物難民等、塚田地区の地域別の課題が見えてきており、地域のニーズをつかむことができた。今後はニーズに向けて包括ができることを考え、地域とともにニーズの解決に向け話し合っていきたい。

塚田の会との連携では、Zoom アプリを利用してリモート会議を開催した。その際 Zoom になれていない方の為に勉強会も開催した。会議の中では塚田地区の地域特性 や課題を出してもらい、話し合いを行った。また、認知症サポーター養成講座をサービス事業者対象に Zoom にて開催した。

多職種連携・地域ケア会議での取り組みでは、消費者被害の出前講座開催時、地域 でのつながりの必要性が提示され、地域ケア会議構成員を中心に多職種連携の勉強会 が定期的に開催されることになった。

○情報の発信

塚田だよりを年4回定期的に発行し、ホームページにも掲載、当センターの活動についての報告や、介護予防等に関わる情報を発信している。ゲートキーパーのチラシを作成した。行田団地からの飛び降りや自殺の相談もあり自殺予防についてのチラシを作成し見守り活動を行っている関係者へ配布した。今後も、ホームページ・ブログを活用し情報の発信を行う。

○出張相談

行田団地のURコミュニティが見守りサービスの相談会を実施した際、当センター

も参加し出張相談会を行った。その際URの担当者と話し合い、行田団地が高齢化している現状を踏まえ連携する事となった。行田団地自治会が個別に見守り活動を行っていることも考慮しかかわりを持つことが重要であると考える。連携の一環として来年度は現地の自治会館にて在宅介護支援教室の開催を予定している。

○コロナウイルス感染症対策

コロナ禍において、当センターの業務や事業が滞ることが無いよう、標準予防策以 外に何ができるかについて話し合いを行った。

(感染予防・感染拡大防止対策)

- 事務所と相談室での分離業務。
- ・時差出勤(電車利用者中心に)
- ・リモート業務(在宅勤務)
- ・パーテーションの設置、消毒の強化、毎日の検温(職員、来所者)、来所者名簿の記載。

(地域へ向けて)

- ・フレイル予防として、閉じこもりの弊害や自宅でできる体操等の案内を、当センターでプランを作成している利用者や、総合相談利用者へ配布。その後も、定期的な訪問、ポスティング、電話での確認を行っている。
- ・CMや民生児童委員へ、コロナ禍において利用者や地域住民の生活状況の変化についてアンケートを実施。集計結果と共に、個別相談のチラシ、高齢者虐待を疑うサイン、コロナ対応体操チラシ・NHK 体操チラシ、包括だより(夏号)、特別給付金のお知らせを同封し返信した。
- ・当センターを周知する際には、新型コロナウイルス感染症の情報を添付しお渡し した。
- · Zoom を活用した勉強会や会議を開催し、連携が滞らない様に努めた。

事業計画書(概要)

(令和3年度)

総合相談支援業務(介護保険法 115条の 45 第 2 項第 1 号)

地域包括ケアシステムの理念である誰もが住み慣れた地域での暮らしを自分らしく 安心して維持できるまちをつくるために、多種多様な相談に対応ができるワンストップ の総合相談窓口としての機能強化を図る。

当センターが関わった相談者は誰ひとりとして支援の手から取りこぼさないというのが基本姿勢である。そのために最も重要なインテーク面接の技術を磨き、隠されたニーズがないか、緊急性の有無の判断を早期に見極める。相談者ひとりひとりの置かれている状況を適切にアセスメントし、センター内で支援方針を確認したうえで、アウトリーチを実施し、関係を構築していく。その結果を検討し、その人の生活歴や人生観や価値観などに寄り添った支援を展開する。そして、フォーマルやインフォーマルのさまざまな制度や施策、関係機関を有効に活用し、その人が健康で安全な暮らしが維持できるように「つなぐ支援」を冷静かつ迅速に実践していく。相談者をつなぐということは、どのタイミングでどのようにつなぐのかということが重要であり、つながれたいと相談者に思われること・思わせること、つまり相談者との信頼関係を基礎にしたエンパワメントを実践していく。同時にその相談者の変化していくストレングスを見極めることが求められ、つないだ効果でその人らしい暮らしが維持できているか、その人を取り巻くネットワークの再構築が機能しているかなどのモニタリングを継続していく。そして、それらの一連の支援は常にチームで行うことと、OJTであることをスタッフ全員が意識して、業務を遂行する。

つなぎ先である各種関係機関とのネットワークを強化し、その機関の機能や役割の理解はもちろんのこと、特性などの把握に努めていくこととする。高齢者に関する制度・機関などは言うまでもないが、今までの関わりがあった関係機関や諸制度、施策(例えば、医療機関や生活保護、障害、社会福祉協議会、さーくるなど)についての情報の更新だけでなく、今後は多様化する相談ニーズに対応ができるように、法律関係者との連携を強化するとともに、男女共同参画センターやLGBT、児童に関する機関などとの協働及び研修参加を行い、多重問題を抱える相談者に対応ができるスキルを磨く。

最後にコロナ禍による影響は、生活様式だけでなく、経済問題や離れて暮らす家族の協力が薄くなったことによる弊害、逆に在宅ワークや転入・転出による家族関係の変化、高齢者の虚弱による健康や介護状態の悪化など影響は多岐に渡っている。高齢者を取り巻く生活環境の変化に早期に気づき、認知症の悪化や孤立、虐待が起きていないかを常に意識し、予防に努めていく。そのために最新の情報を入手しつつ、研修への参加やセンター内での研修を随時行っていく。

あわせて、個人情報の取り扱いには、たとえ相談者の同意があったとしても、常に慎重に行うべきであるという個人情報保護の観点について、センター内で随時確認していく。

権利擁護業務 (介護保険法 115条の 45 第 2 項第 2 号)

※高齢者虐待関係以外(判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等)

支援者は相談者がその人らしく生きる権利を侵害されていないかを常に意識して、インテーク面接に臨むことを基本とし、トリアージを行い、早期対応を可能とする。つまり人権へのまなざしは差別や不当な扱いに気がつくこと、支援者のアンテナの高さが重要であると捉えつつ、自らも無意識のうちに差別や偏見の芽が生まれているかもしれないということ、人権を守るということはどういうことなのかを常に意識し学ぶため、外部研修に参加し、センター内においてもOJT研修を実施する。

高齢者の判断能力の低下が及ぼす健康被害や金銭被害、生活環境の悪化の早期発見及び対応ができるように、介護関係者だけではなく、地域住民への周知・理解活動を行っていくことが必要である。今年度は地域ケア会議を主体とした講演会の企画は、医師による「認知症と8050問題と虐待の関係性、高齢者とその家族の孤立を防止する必要性」をテーマとすることを検討している。あらかじめ地域住民の素朴な疑問を集約し、専門的知識ではなく、事例を活用したわかりやすい内容とする。地域住民からの相談が増える効果を期待している。

孤立した高齢者がセルフネグレクト状態に陥ってしまった場合は、本人の気持ちに寄り添いながら、生活状態や生活習慣の把握を行い、そして家族や関係者、地域住民や協力者(例えばマンションの管理人や友人)の有無などの人的資源や社会環境についてもアセスメントを実施し、支援方針や積極的介入の必要性の判断をチームアプローチで実践していく。また、同法人の精神科医師の協力を得て、医師のアウトリーチに同行し、医学的判断と助言のもとに支援を行うこととする。

成年後見制度についての相談が増えてきており、継続的に制度の啓発活動や相談機関の案内が必要である。法律関係者の協力のもと、当センターが発行する広報誌(年4回発行)塚田だよりを活用し、ミニ講座をシリーズ掲載する。また、多職種の関係機関に対し、成年後見制度についての意見交換やミニレクチャーを企画する。

徘徊高齢者に関する地域住民や警察や関係機関、介護支援専門員、家族などから相談や通報を受理した場合は、情報収集を行い、アウトリーチを実施し、認知症高齢者の実態把握をする。同時に各関係機関と連携・協力して、その高齢者の生活状況や生活習慣、医療、介護の必要性を見極めたうえで、適切な支援をチームで実践していく。高齢者が独居や高齢者世帯などにより、自身の命や安全、健康が保持できない認知症重度の場合などは、早期に直営地域包括支援センターと連携し、情報を共有する。

消費者被害の防止については、今年度は公民館やUR行田団地からの講演依頼が来ており、そのような機会を活用して、消費生活センターや警察からの情報を参考に、具体的な事例を紹介しながら、地域住民に周知活動を行っていく。並行して、ホームページへの掲載や塚田だよりなどの媒体を活用していくことと、地域ケア会議での情報発信を行っていく。行田団地においては、郵便局やUR管理事務所との連携ができており、早期発見や対応を可能としているので、今後も継続していく。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法 115条の 45 第 2 項第 3 号)

介護支援専門員が地域包括ケアシステムの一員として、高齢者が住み慣れた地域での 生活を継続していける様な支援が展開できることを目指し、医療と介護の連携やケアマ ネジメント能力の向上のための研修、スーパービジョンの機会、他の関係機関と多職種 協働が可能となるようネットワークの形成や後方支援を行っていく。

地域包括支援センターと船橋市介護支援専門員協議会の共催で開催される研修(全体・地区)に企画から参加し、地域の介護支援専門員のニーズを把握し、研修に反映できるようにしていく。すでに地区研修は、5月開催予定で「令和3年度の報酬改定」に関する内容をオンラインと対面参加による2つの手段で計画している。

多くの介護関係事業所が所属する塚田の会へ継続して参加し、オンライン会議や集合での会議を行っていき、オンライン会議ではホストとして協力を継続していく。今年度のテーマはまだ決まっていないが、これまでは不定期での開催であったため、中心的に活動している介護支援専門員等と協議を行い、ケアマネジャー部会についてはできるだけ定期開催としていくと共に、塚田の会の重要性、加えて効果的な活用方法を一緒に検討できるように後方支援していく。例えば、地域ケア会議について説明し、必要に応じてオブザーバーとしての参加等につなげたり、支援を行う上で個別ケア会議の活用について周知を行う。

地域リハビリテーション活動支援事業については、介護支援専門員に求められる資質である自立支援についての理解と再確認、啓発活動を行っていく。介護支援専門員にはリハビリ専門職等との連携を図ることにより、リハビリテーションの理念を取り入れることの重要性と、介護支援専門員の自立支援型ケアマネジメントの実践への発想の転換を促すように助言を重ねて行うこととする。ICFの理念に基づいたケアマネジメントの視点について、介護予防サービス支援計画の確認時に助言を重ねていく。

介護支援専門員への研修については、動画配信を活用した研修を企画している。医師による虐待と認知症、8050 問題をテーマにした講演を録画し、当センターのホームページに掲載し、医療・介護関係者だけでなく、地域住民も含めて誰でも無料で視聴できるようにする。いつでも、どこからでも誰もが簡単にアクセスできることと、集合研修は一度きりの機会であるため、学習内容を記憶することに限界があるが、動画配信は困った時にいつでも視聴できることがメリットであると考えている。

西部地区の主任ケアマネ連絡会においては、主任介護支援専門員の質の向上と情報共有・連携強化を図るために、継続して開催ができるように後方支援を行う。他地域包括支援センターと相談し、主任介護支援専門員や特定事業所としての役割と機能が維持できるようにしていく。

介護支援専門員からの相談については、個別相談日を定例化していたが、コロナ禍に おいて集合形式が難しいため、随時対応で行っている。センター内においては、主任介 護支援専門員だけでなく、三職種の全員が個別相談の対応が実践できるように、介護支 援専門員が困っていることに焦点を当て、そのことを一緒に考えることで気づきを得て もらうことができるように、スーパービジョンの研修をセンターで行う。

地域ケア会議推進業務(介護保険法 115条の 48)

○全体会議(定例会)について

今年度は6、9、12、2月の計4回を予定している。参加者は民生児童委員、地区社会福祉協議会、自治会関係者、生活支援コーディネーター、歯科医師、介護保険関係者、病院関係者、保健センター職員で構成されている。今年度は構成員に権利擁護の観点から法律関係者の参加を依頼することを6月の会議で協議予定である。

地域ケア会議での今年度の取り組みとしては、前年度までの地域課題を振り返り、評価・検討したうえで、地域課題の再抽出を行う。情報マップの更新については、自治会を単位として、どのような活動がインフォーマルでされているのかを把握してまとめていく。例えば、俳句や卓球などのサークル活動やボランティア活動などの実態を把握して、今後のネットワーク強化や介護予防、自立支援につながる社会資源として集約する。

〇個別ケア会議について

家族や地域住民や関係機関から寄せられた高齢者の総合相談において、介護保険制度などの利用をしなくても自立した生活が送れるが不安が残るという事例、介護保険制度にて支援はできるが、民生委員や地域住民、家族の協力が必要な事例、あるいは、医療や介護保険につなげることすらできないような困難事例までさまざまである。今年度は、介護保険制度につながっていない事例を重点的にとりあげ、会議を開催する。高齢者を取り巻く関係者が役割を担い、見守りを継続することで、その体験を共有していき、地域住民である関係者自身が生活するひとりとして、地域力やネットワーク、多職種連携を一緒に考え、地域課題を抽出する。そして、最終的につなげる支援を協働で実践とすることにより、地域での成功体験を積み重ねていく機会とする。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

塚田地区の高齢者人口統計(令和2年10月1日現在)においては、総人口は47,312人、そのうち65歳以上が4,847人、75歳以上が4,383人、合計で9,230人であり、高齢化率は19.5%となっている。65歳以上の認知症高齢者の人数は1,462人という状況であり、数字上は昨年度からの大きな変化はみられない状況である。しかしながら、4月に36年ぶりに小学校が開校するという全国的に珍しい地区である。北本町及び山手エリアは街並みが大きく変化しており、工場跡地の再開発に伴い、ショッピングセンターやマンションが次々と建設されている。それに対し、旭町・前貝塚町エリアは高齢者などの買い物難民に対し、移動販売車の導入が4月から決定しているという対照的なエリアとなっている。行田団地については賃貸と分譲があり、生活や経済状況が多様となっている。またURコミュニティは独自の見守りサービスを導入している。

総合的な問題として挙げられることは、地域ネットワークが希薄になってきているのではないかということである。例えば、マンション・戸建てに関わらず自治会未加入者の増加や、地域行事やボランティアに若い世代が参加していないことなどから推察ができる。その他に特徴として挙げられる問題は、若い世代の流入がもたらすヤングケアラ

ーやダブルワークによる困難事例の増加や、マンションやアパートに暮らす認知症高齢者の孤立やセルフネグレクトの発見の遅れ、高度経済成長期以降に開発・分譲された戸建てに暮らす団塊世代の後期高齢者の増加や、いわゆる8050問題など、多種多様なニーズを抱えていることである。

地域とのネットワーク構築に向けの取組みは、1. 行田団地でのUR管理事務所や自治会、交番、郵便局と連携ができており、心配な高齢者の情報がすでに寄せられ、早期発見や個別ケア会議の開催に至っている。そのようなネットワークを他地区でも展開できるようにしていきたい。2. 今年度から地区社会福祉協議会で開催される安心登録カードの8地区のブロック会議に参加する。その会議の構成員には社会福祉協議会の関係者だけでなく、自治会会長や民生児童委員が含まれているので、今後は自治会単位での地域活動を見据え、生活支援コーディネーターとの連携を強化し、情報の共有を図っていく。

認知症総合支援業務(介護保険法 115条の45第2項第6号)

○関係機関との連携・ネットワークの構築

「認知症の人にやさしい船橋」に向けた地域づくりを目指し、認知症になっても安心して暮らせるように、さまざまな関係機関と連携し、支援を展開してくこととする。

地域での認知症に関する理解・啓発のため、地域ケア会議では「認知症」と「虐待」というテーマでの講演などの情報発信を行う。それと同時にチームオレンジについては、同圏域でのモデル地区の活動状況を参考にして、地域ケア会議の構成員や地域の関係機関に対し、タイムリーな情報提供を行い、理解や合意形成を図り、下地づくりを行うこととする。また、昨年度は認知症の制度施策をコンパクトに記載しているチラシを作成したので、ブラッシュアップし、地域住民に広く配布ができるように関係機関との連携を図っていきたい。ホームページにも掲載する。

認知症に関する相談を受けた場合は、適切に助言を行い、早期に医療機関の受診や介護保険などを導入可能となるように支援をする。しかし、医療機関に受診が出来ない場合などは認知症初期集中支援チームでの専門医の助言を受け、適切な支援を実践する。また、早期対応が必要な場合は、当法人の精神科医師へアウトリーチを依頼し、同行訪問することとし、医師の医学的判断と助言をもとに支援を展開することとする。

小学校向けの認知症サポーター養成講座は民生児童委員が担当しているが、当センターにおいても、認知症サポーター養成講座をオンラインでの開催を含め企画し、受講後についてもフォローしていく。今後職員はステップアップ研修に参加し、チームオレンジに向けた体制を整えていくこととする。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発(認知症カフェの立ち上げ支援を含む)

コロナ禍においては認知症カフェが開催できない状況が続いているが、各カフェの主催者に対し、引き続き連絡を行い、開催時は訪問活動を通じ、カフェの抱える問題や不安を聞き取る。昨年度は開設できなかったが、開設を希望している住民がいるので、ボ

ランティア活動や認知症サポーター養成講座のお手伝いを依頼し、関係性を維持することでその方々のモチベーションが下がらないようにサポートをしていく。また、再開時には主催者の相談が受けられるように関係を維持していくこととする。

〇地域での見守り体制の構築 (徘徊模擬訓練の実施支援を含む。)

今年度、小規模での徘徊模擬訓練が自治会単位で開催できないかと考えているが、コロナ禍において集合しての開催には慎重であると聞いており、打診すらできていないのが実情である。認知症地域支援推進員を中心に、徘徊模擬訓練の手引きを活用して、地域ケア会議において説明を実施していく。

総合事業の介護予防ケアマネジメント (介護保険法 115 条の 45 第 1 項第 1 号二)

○事業対象者を判定するための基本チェックリストの実施

センター内では介護保険更新時にはサービス利用状況を確認し、事業対象者として検 討ができないかとプランナーと相談しているが、コロナ禍において特例として有効期間 の延長が認められているため、そちらを選択する利用者が多くを占めている。

新規の総合相談では、インテーク時にセンター独自で作成した簡易アセスメントを実施したうえで、事業対象者についての説明を行うようにしている。今後はセンターの介護予防プランナーを増員し、事業対象者を増やしていくことを目指していきたい。

○多様なサービスの活用

センターの介護予防プランナーと主任介護支援専門員の会議は毎月開催している。地域リハビリテーション事業における自立支援型介護予防ケアマネジメントマニュアルやその同行訪問を活用し、自立支援に向けた介護予防プランの位置付けを確認している。また、自治会単位や地区社会福祉協議会のサークル活動、シルバーリハビリ教室、あるいは助け合いの会などの活動状況などのインフォーマルの情報収集を行い、適宜利用者に情報提供を行う。

〇総合事業の普及啓発

在宅介護支援教室や介護予防教室などの地域活動の機会では、フレイル予防の観点だけではなく、総合事業についての説明を行い、普及啓発をしていく。また、地域ケア会議や講演会などの機会を活用して情報提供を行っていく。さらに塚田包括のホームページや塚田だよりなどの媒体も利用していく。

事業計画書(重点事業等)

(令和3年度)

重点事業:権利擁護業務(介護保険法115条の45第2項第2号)

※高齢者虐待関係

〇早期発見 · 早期対応

高齢者虐待を早期に発見し、対応するためには、いかにして早いタイミングで通報を受理できるかが課題だと考える。そのため、高齢者虐待とは何なのかという基本を繰り返して啓発すること、そして疑いに気がついたら通報義務があることと、通報窓口である地域包括支援センターの周知、虐待はさまざまの支援を講じることで予防が可能な場合もあるということを、介護関係者や関係機関をはじめとして、地域住民に広く理解してもらう活動が重要であると考える。そのため、虐待の早期発見、早期対応についての医師による講演を録画し、当センターのホームページに掲載し、誰でも無料で視聴できるようにする。どこからでも誰もが簡単にアクセスできる動画配信は何度でも視聴することができることがメリットだと考えている。あわせて、ホームページやブログを活用し地域へ情報発信していく。

通報受理後の早期対応については、アウトリーチを迅速に実施し、被虐待者の置かれている状況について、5W1Hで事実を確認する。その際、医療受診や介護の必要性、認知症の有無、経済状態、協力者や親族の有無などを総合的にアセスメントする。その後センター内で虐待についての判断を協議し、緊急性の有無や支援計画、具体的な支援方法などを多角的視点で決定する。緊急対応が必要な場合は直営地域包括支援センターとの連携を行い、被虐待者の安全確保を優先していく。

〇関係機関との連携及び役割分担

虐待の事例においては複合的な問題を抱えている場合が多く、家族のパワーバランスの変化や認知症への理解不足、経済困窮や障害を抱えている養護者の介護力不足などの背景がある。そのような場合であっても、関係機関との連携や医療機関への受診などで、虐待が予防でき、被虐待者の安全が維持できるように支援を行う。そのために関係者が集まり、課題の共有や支援方針、具体的な役割分担とリスクマネジメントなどを話し合うカンファレンスを当センターがセッティングする。

ただし、分離や保護、緊急の対応が必要な事例については、早期に直営地域包括支援センターとの情報共有や役割分担を行う。養護者支援についても情報を共有し、方針を明確にして対応する。

〇センター内の体制

チームアプローチが可能となるように、随時必要時にケース検討を行い、お互いに助言しあいながら、支援方針に則った対応を行えるようにする。実際のケース対応では三職種だけでなく、センター内全職員で一貫した対応ができるように常に情報の共有を行う。そのためにも、虐待者や養護者にアプローチするさまざまな手法、関係機関との連携などをOJTで研修する。虐待対応は常に緊張を伴うため、精神的な負担が大きい。当法人のストレスチェックは年に1回実施され、産業医が結果を確認して

いる。必要時は当法人の産業医との面談が可能である。

センター事業

○コロナ禍における周知活動は、感染拡大に伴い、さまざまな事業や行事が延期・中止された影響が大きく、周知活動の機会が減少することが予測される。そのため、今年度は従来の活動に加え、I T技術を活用し、インターネットでの周知活動を行っていく。当センターのホームページの充実を図り、さまざまな情報発信を行っていく。例えば、動画配信による学習機会の提供、塚田だよりやブログの更新、認知症施策や権利擁護、イベント情報、地域情報などの紹介などを行う。また、ホームページのURLをQRコードにし、各種配布物に印刷し、よりアクセスしやすくする工夫を行う。

○関係機関の担当者との顔の見える関係つくりのために、関係機関へオンライン体制のアンケートを行い、オンライン会議の開催が可能かどうかを集約する。関係者の要望に対応できるように、Zoomなどへの接続や操作方法に関する勉強会を開催し、今後も連携が可能となるようにしていく。すでに連携をしている塚田の会とのオンラインを活用した勉強会や意見交換会を継続する。

○すべての総合相談は、パソコンソフトを活用した台帳管理や相談記録の保存を行っている。相談者の属性、例えば相談元や町名、対象者の状態、つなぎ先などの統計情報を分析することで、当地区での傾向を可視化できる。今後の地域ケア会議での検討課題の資料となるように集計し、整理をしていく。そして、引き続き、相談のアウトリーチは積極的に実施する。

○東武アーバンパークラインの新船橋駅と塚田駅を利用できる北本町及び山手、行田町、前貝塚町(一部)のエリアは、工場跡地の再開発に伴いショッピングセンターやマンションが建設され、36年ぶりに小学校が開校した。JR西船橋駅を起点とした交通網がある行田や行田団地エリアには中学校の開校予定がある。旭町・前貝塚町エリアは交通網が不便であり、買い物難民のために移動販売車が導入予定である。

更に発展し多様化を続ける塚田地区全体に共通している地域課題を再抽出して、課題の解決に向けた方策を検討し、取り組みを行っていく。そのためには、ハード面・ソフト面での地域情報を更新していく必要がある。当センターで作成した「地区別情報シート」や「塚田地区情報マップ」を基礎として、地域アセスメントを継続、ニーズの把握を行い、地域ケア会議などで情報発信を行っていく。並行して、当センターが各関係機関から把握した地域情報やニーズを、フィードバックしていくために各種団体の会議体へ積極的に参加していく。

○生活支援コーディネーターとは定期的な情報交換や情報共有の機会をもち、自立支援型ケアマネジメントやチームオレンジなどの活動についても連携できるようにしていく。

事業報告書 (概要)

(令和2年度:第4四半期終了時)

総合相談支援業務(介護保険法 115条の 45 第 2 項第 1号)

- ・今年度の全体の相談件数(来所相談を含む)は昨年度より若干、減少しました。要因としては、2度の緊急事態宣言の発令に伴い、外出自粛要請など高齢者が自宅で過ごす時間が多くなり、通いの場や地域活動の縮小や中止、介護保険サービスの利用控えなども要因であると考えています。そのため、介護保険申請やサービス利用を先延ばしにされた方も少なくなかったです。また受付分類別に見てみると、昨年度より相談件数が増えているカテゴリーとしては「認知症関連」、「虐待(疑いを含む)」、「成年後見・権利擁護」が目立ちました。これらもコロナ禍における外出自粛傾向からの心身の状態変化や家族がリモートワークなどにより家庭状況が普段と変わったことも影響しているものと思われます。
- ・この状況を受けてセンターでは、感染拡大防止の観点からも、センター事業でもある 出張相談会や介護予防教室の開催を極力避けた形で地域の実態把握の方法を考えまし た。早速、5月の地域ケア会議(書面会議)にこの課題を投げかけ、対応策を検討した 結果、まずは地域での見守り体制を構築する必要性があるとのことで、「ご近所見守り チェックリスト」を作成し、法典地区の全世帯(約1万4千世帯)に配布(1月)しま した。各家庭に配られたことで、自宅のリビング等の壁に貼っていただいているご家庭 が数件報告されています。話しを聞くと「何かあった時にすぐ分かるようにしておきた い」と気にかけて下さっているようです。また、このチェックリストは介護離職やダブ ルケア、遠距離介護などをテーマ別に掲載し、介護を担うであろう働く世代向けに作成 した「仕事と介護の両立を目指すガイドブック」と合わせて9月に法典地区青少年委員 会の参加者(学校関係者やPTA)へも配布させていただきました。
- ・支援困難ケース等については個別ケア会議を6回開催し、情報の共有や問題の対応策を検討しました。出席者は民生委員を始め、近隣住民、介護サービス事業所、居宅介護支援事業所のケアマネジャーなどへ依頼し、それぞれの視点から対象者の問題や解決策などが話し合われました。
- ・また総合相談の受付後は、実態把握を経て毎月1回、開催される三職種会議・虐待検討会議のほか、適宜行われるケース会議や虐待関連のコア会議など情報を速やかに三職種間で共有し、支援の方針を決定していきました。

権利擁護業務 (介護保険法 115条の45第2項第2号)

- * 高齢者虐待関係以外(判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等)
- ○成年後見制度の利用、活用支援
- ・成年後見制度が必要な案件については、まずはセンター内で協議(3職種会議や虐待検討会議など)し、法定後見の3類型の必要性の有無について話し合っています。また法典地区に事務所を置く地域に根付いた行政書士、司法書士にも相談し、助言をいただきました。また、後見人として就任の後も連携し案件のサポートを行っています。
- ・市の「市長申立てマニュアル」を参考にし、三職種の誰もが市長申立てに携われるように、委託包括用のマニュアルを新たに作成・整備いたしました。マニュアルを用いた内部研修を令和3年1月に開催いたしました。
- ・センター広報誌 '法典ほうかつ便り9月号'にて成年後見制度の正しい理解と活用を促すため、「事例でみる成年後見 part2」と題し、事例をもとに地域住民向けて発信致しました。
- ○消費者被害の防止、注意喚起
- ・消費者被害の防止のため、消費生活センターや警察署等と情報交換をするなど連携を 密にし、センター玄関脇の掲示板や広報誌を活用するなどして地域に対し迅速に啓発活動を行いました。
- ・12/8 開催の民生児童委員協議会にて、'電話 de 詐欺'の船橋市における実態と被害が増加している'マスクの送り付け商法'について注意喚起を行いました。
- ・12/1 の消費生活センターが主催する消費生活研修会に参加し、最近の消費者トラブルの事例などについて情報収集し、センター内でも共有しました。
- ・センター広報誌 '法典ほうかつ便り6月号及び12月号'にて地域住民向けに'新型コロナに便乗した詐欺被害'について掲載いたしました。
- ・ '法典ほうかつ便り号外' として、法典地区で起きた消費者被害のタイムリーな情報を地域の方に向けて発信いたしました。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 (介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 3 号)

1. 関係機関との連携体制の構築

地域共生社会の実現に向け、世代を問わず地域活動団体との連携を強化するために、 民生児童委員協議会定例会、青少年委員会等の各種会議に出席し、関係者との対話の機 会を持ち、また当センターの取り組みを発信していきました。

ケース対応に当たっては、船橋市保健と福祉の総合窓口「さーくる」、ふらっと、生 活支援課等と積極的に連携を図り、同行訪問や関係者会議の開催を行っています。

過去2回、地域の主任介護支援専門員と協働して企画する「法典地区多職種ネットワーク」を今年度も開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止への配慮から中止することとしました。オンラインでの開催等、来年度に向けた検討をセンター内で行っています。

2. 介護支援専門員を支える仕組み作り

地域の介護支援専門員からの個別の相談について、継続した支援が必要なケースについては毎月の会議内で意見交換しながら支援を行っています。介護支援専門員と民生委員ら地域の方々との連携が必要なケースについては個別ケア会議を開催しています。

法典地区の介護支援専門員が、気軽に情報共有や相談が行えるように毎月開催してきた「ケアマネサロン」ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、8月まで中止することとなりました。9月よりオンライン開催として再開し、月1回継続しています。西部圏域においては、昨年度発足した「西部地区主任介護支援専門員連絡会」の世話役打ち合わせに同席し、コロナ禍での開催も踏まえて助言を行っています。第1回の連絡会は11月26日に開催されました。

地域ケア会議推進業務(介護保険法 115条の 48)

○全体会議(定例会)について

地域ケア会議全体会議は、コロナ禍でこそ地域づくりに不可欠なものと認識し、第1回を書面で、第2回、第3回は集合形式で実施しました。第1回では法典地区の地域課題毎に構成員に意見を求め、その中で挙がったコロナ禍での「地域における見守り支援」について、地域住民による見守りや相談のタイミングの目安にできるよう「見守りチェックリスト」を作成しました。内容や周知の方法について第2回の会議で構成員に意見をいただきましたので、今後自治会、地区社協の協力を得て配布(12月)していく予定です。また第2回の会議では来年度の地域ケア会議を主体とした講演会の開催に向けて、テーマや内容について検討も行いました。第3回の会議では、第2回で検討した講演会のテーマや内容、講師などについて決定し、進捗状況を共有しました。また、地区内の主任介護支援専門員に出席いただき、事例検討(「ヤングケアラー問題」)を行っています。第4回の会議では緊急事態宣言中であった為、書面会議で意見集約をしました。質問項目としては「チームオレンジ」構想についての意見や感想、また今年度1年を振り返り、各地域課題に対する活動内容の評価について回答をいただく予定です。

○個別ケア会議について

個別ケア会議については、新型コロナウイルス感染拡大防止を念頭に、当センター会議室に飛沫防止シートを設置するなど対策をとった上で、これまで6回開催しました。民生委員や近隣住民、ケアマネジャー、介護事業所等に参加いただいています。内容については①独居、認知症疑いのある方の支援 ②自宅がゴミ屋敷状態だが介入を拒む方の支援、③親族からの虐待疑いがある方の支援 ④徘徊保護された方への年末年始を主とした見守り体制の確認 ⑤精神疾患がある方の集合住宅でのトラブル等への対応 ⑥困窮が予測されるも相談困難な精神状態の方の見守り となっています。会議が必要なタイミングを逃さず、柔軟かつ迅速に開催するよう心掛けました。会議で抽出された社会資源の不足としては、「閉じこもり・孤立化対策の充実」が5件、「相談体制の充実」が3件、「認知症対策の充実」が3件となっており、孤立化している方への積極的な相談体制の確立が必要と感じています。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

新型コロナウイルス感染予防を念頭に置き会議を実施してきました。集合形式であっても、時間を極力短くし、また近年取り組んでいたグループワーク形式での検討も控えています。構成員の方々が安心して参加できる環境を整えることと同時に、現状に即した効果的な会議の運営方法を確立していく必要性を感じています。

認知症総合支援業務(介護保険法 115条の 45第2項第6号)

○関係機関との連携・ネットワークの構築

認知症の疑いがある場合には、適切にアセスメントし、認知症の進行具合により適切な専門医療機関の情報提供、受診の支援、初期集中支援チームや家族相談に繋げていきました。初期集中支援チーム検討会は毎月実施しました。1月に新規検討事例が1件挙がりましたが、コロナウイルス感染拡大防止のためチーム員会議開催を見合わしました。その後継続的に支援を行い、専門医受診、施設入所に到っております。家族相談は合計4件依頼し、そのうち1件は急遽入院の為、キャンセルとなり、1件は相談定数が上限となったため実施に至りませんでしたが、医療受診及び介護保険サービスに繋がっております。残りの2件は実施まで至り、うち1件は個別訪問に繋がりました。その他、警察やケアマネジャーといった関係機関と連携しながら支援にあたりました。

今年度はコロナ禍の影響により、計画していた多職種ネットワーク(事例検討会)や認知症サポーターレベルアップ勉強会の開催など、関係機関との連携やネットワークを構築することが難しい状況でした。それでも関係性を絶やさず、継続していく方策として、5月に多職種ネットワークのメンバーには書面にてアンケートを実施し、コロナ禍における感染症対策や近況などについてメンバー間で情報共有を図りました。また関係者間との連携といった点においては、主に町会自治会、地区社協、民生委員が中心となって「ご近所見守りチェックリスト」を作成し、各戸に配布(12月)することで認知症と思しき症状のある方について民生委員やセンターに繋いでもらえる仕組みづくりを構築しました。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発(認知症カフェの立ち上げ支援を含む。)

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で外出自粛やサービス利用を控える方が多く、認知症の相談件数が昨年の同時期よりも増加しました。そのため総合相談業務においては、認知症ケアパスのパンフレットなどを活用し、認知症の知識普及・啓発に努めています。また民生委員とも連携を密にし、地域での見守り体制を強化する必要があると考え、民生委員やオレンジサポーター向けに認知症に関する知識・見守り力向上を目的としたパンフレットを作成中であり、次年度以降の配布を目指しています。

○地域での見守り体制の構築(徘徊模擬訓練の実施支援を含む。)

今年度も小学生を対象とした認知症サポーター養成講座を実施しており、これまでに 圏域内の小学校3校で開催しました。また1月には独自開催を1回予定しております。 また今年度作成した「ご近所見守りチェックリスト」はコロナ禍における地域での見守 り体制を地域ケア会議の関係団体や自治会、地域住民で構築していくことを目的に配布 を予定しています。今回を契機に高齢者に限定することなく、多世代間であたたかく地

法典地域包括支援センター

域で見守り合い、必要に応じて相談や支援に繋げていけるような地域づくりを目指していきたいと考えています。

事業報告書 (重点事業等)

(令和2年度:第4四半期終了時)

重点事業:権利擁護業務(介護保険法115条の45第2項第2号)

- *高齢者虐待関係
- ○早期発見·早期対応
- ・虐待通報者として多くを占めるケアマネジャーに対しては、ケアマネサロンオンライン (12月) の場にて高齢者虐待のサインチェック・シート、高齢者虐待リスクアセスメントシートの情報を発信し、虐待の早期発見者としての役割を担っていただけるよう連携を図っています。
- ・虐待通報のあったデイサービスなどに赴いて関係者間で事実確認や今後の方針について、迅速に話し合いの場を設けました。
- ・民協の場において、民生委員向けの高齢者虐待防止研修を開催予定でしたが、コロナ禍の影響により中止となっております。代替案として、独自に虐待の早期発見のため資料を作成し、民協に参加した折に配布を予定しておりましたが、来年度以降に持ち越しとなりました。
- ・地域住民向けに「ご近所見守りチェックリスト」を作成し、虐待の 5 類型について 掲載し、気になる高齢者がいた場合に適切な関係機関などへ通報が入るように各戸へ 配布を予定しています。
- ・法典ほうかつ便り 3 月号において、「高齢者虐待を防止するために早期対応(早期通報)」と題し、虐待の兆候に気付いた場合、どのように対応したらいいのかについて掘り下げた記事を掲載しました。
- ○関係機関との連携及び役割分担

虐待通報が入った時点で、情報を整理し、速やかに所内コア会議を開催し、共有します。「虐待の疑いがあり」と判断した場合は関係機関から情報収集を開始します。収集先としては民生委員、医療機関、さ一くる、居宅介護支援事業所、行政関連(保健所、生活支援課、女性相談室、家庭児童相談室)、デイサービス等の介護保険事業所などです。また西部地区においては「虐待通報から保護の判断まで」のフロー図を参考にして、改めて直営包括との連携のあり方についても地域包括支援センター会議内で進めているところです。

その後の関係機関との連携の部分においては、必要に応じて関係者を招集し、話し合いの場を設け、対象者の状況把握の時期や方法などについて取り決め、それぞれ役割分担を行い、経過をみております。

○センター内の体制

今年度はセンター内の体制の強化策として、まずはセンター内の共通認識のもと支

援を進めていくにあたり、「高齢者虐待の概念・虐待対応支援の終結について」の内部 研修を実施しました。内部研修では新人職員も入職したこともあり、改めて虐待の5 類型についての理解と、対応方法のプロセス、さらに最終的な虐待対応の終結を意識 した支援のあり方について学びを深めました。

またセンター内では虐待事案も含めて、定期的なケース検討会(3職種会議)をこれまでにも月に1回のペースで開催してきましたが、今年度からは虐待事例の対応経過と終結に向けた支援のあり方や見通しなどを計画的に確認し合えるように、新たに「虐待検討会議」として位置付け、月に1回のペースで開催しております。

この会議では、虐待ケースの終結に向け、日本社会福祉士会の帳票類を参考に「高齢者虐待対応計画書」、「高齢者虐待対応評価会議記録票」をアレンジして作成し、運用を開始しております。

センター事業

○認知症サポーターレベルアップ勉強会

現段階ではコロナ禍の影響による感染拡大防止の観点から開催を見合わせました。 今後は「チームオレンジ」でのステップアップ講座へと移行するよう計画していきま す。

○ケアマネサロン

法典地区の介護支援専門員が、気軽に情報共有や相談が行えるように毎月開催してきた「ケアマネサロン」ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、8月まで中止することとなりました。このような中、介護支援専門員同士の相談・情報交換が行えるように、FAXで各事業所からの情報や相談したいことを集約し、紙面に「ケアマネサロンの情報交換・交流掲示板」としてまとめ4月に各事業所へ送付しました。一方、ケアマネサロンの再開に向けても検討を続けました。各事業所の意向をアンケートで確認した上で、Zoomを活用したオンラインでのケアマネサロンを9月より月1回開催しています。開催に当たっては、Zoomの利用方法を紙面にまとめて配布したほか、要望に応じて個別に事前テストを行い、事業所を訪問してフォローを行うなど、新しいことを始める不安を少しでも解消できるように努めました。オンラインでの再開後、以前と変わらず毎回ほぼ全ての居宅介護支援事業所に参加いただいています。また、3回目の開催を終えた11月の時点で、一旦、参加者が求めているサロンのあり方についてアンケートを実施しました。

○情報の発信

(1)センターの広報誌「法典ほうかつ便り」は予定どおり年4回発行しました。各職種の経験を活かした記事や地域ケア会議の内容を掲載し、センターや地域ケア会議の周知に役立てています。センター窓口に設置の他、地域ケア会議や民協などで配布しました。6月発行分については「新型コロナウイルス特別版」として、通常の倍の紙面を使って作成しました。

- ・6 月発行:新型コロナウイルスを口実にした消費者トラブル/新型コロナウイルスに負けない体づくり/新型コロナウイルス感染症に関するアンケートの実施結果
- ・9 月発行:ウォーキング・有酸素運動について/事例でみる成年後見制度/法典地区地域ケア会議の歩み
- ・12 月発行: 免疫力を高める生活習慣のすすめ/新型コロナに便乗した詐欺被害について/地域ケア会議振り返り
- ・3月発行:新型コロナウイルスワクチン接種について/高齢者虐待を防止するために/地域ケア会議振り返り
- (2) 法典地区の介護支援専門員に向けた広報誌「ケアマネタイムズ」は今年度 2 回発行しました。コロナ禍での集合が難しくなっている中、お互いのコミュニケーションに役立てています。
 - ・7 月発行:ケアマネサロン再開に向けた意向調査結果/オンラインでのケアマネサロン開始の手続き
 - ・12 月発行:オンラインでのケアマネサロンの今後に関するアンケート結果

○出張相談

地域課題でもある「センターの周知と相談しやすい体制整備」を目標とし、センターから距離のある藤原1丁目付近の民家を拠点とした出張相談は、今年度コロナ禍の影響のため開催できておりません。そのためセンターの周知と相談ケースの早期発見、早期対応に繋げることを目的に、「ご近所見守りチェックリスト」を自治会の協力を得て各戸へ配布しました。

○法典地区多職種ネットワーク

地域課題でもある「地域資源ネットワークの構築」を目標として今年度3回目を予定していた「法典地区多職種ネットワーク」は、新型コロナウイルス感染予防のため中止としました。地域の主任介護支援専門員からは今後の開催に前向きな意向が既に示されており、来年度は形式を考慮のうえ開催する予定です。

○介護離職防止の取り組み

介護を担う若い世代をターゲットに、仕事と介護の両立の実現をサポートする冊子 「法典地区版 仕事と介護の両立を目指すガイドブック」を今年度も関係機関へ設 置、配布を進めています。コロナ禍であった為、イベントや講演会等では配布出来ま せんでしたが、新たな配布先として西部保健センターの窓口カウンターへの設置。ま た9月には法典地区内の小中高等学校の教職員を始め、PTA、青少年補導委員など で組織されている青少年委員会へ配布することができました。当法人のホームページ からも閲覧できるため、実際にホームページを見て相談に来られた方もいました。

○災害時対応マニュアルの見直しとネットワークの構築へ向けて

今年度は「船橋市災害時要援護者避難支援ガイドライン」、「地域包括支援センターにおける災害時の対応」(包括支援課作成)、「事業継続計画(大規模震災編)」(法人作成)の指針に基づき、センターが防災対策及び災害時対応として取り組むべき内容や実施手順等を示した「船橋市法典地域包括支援センター災害時対応マニュアル」を見直しました。また有事の際に三職種で日頃から関わりのある対象者やセンター自前プランの中で安否確認等が必要な利用者台帳(「実態把握者名簿兼災害台帳」)も作成しました。毎月1回行っている三職種会議の際に使用している名簿と項目を統一し、タイムリーに毎月1回内容を更新する事としました。

事業計画書 (概要)

(令和3年度)

総合相談支援業務(介護保険法115条の45第2項第1号)

- ・令和3年度より法人の組織改正が行なわれ、これまでの包括支援部と相談援助部門が 統合され、地域共生支援部が新設されたことに伴い、包括的な相談支援体制の構築に 向けて、複数分野(高齢者・障害者・生活困窮者等)からの複合的な相談に対しても 属性を限定せず、地域の様々な相談を受け止め、相談者の状態像や背景に応じて適切 な関係機関等へ繋ぐなど、更なる体制強化のもと情報の提供や連携を図ります。
- ・また地域共生支援部では、8050 問題を始めとした複雑化・複合化したケースにも対応していけるように、定期的に事例検討会や勉強会などを企画し、地域共生社会の構築に向けた相談援助職としての実践力を養います。また月1回の頻度で開催している運営会議においては障害分野の相談支援専門員にも参加をしてもらい、制度や地域の社会資源などの情報共有を図っていきます。
- ・総合相談の受付後は、実態把握を基本として、センター内での三職種会議により情報 共有を図った上で、支援計画を策定します。
- ・センターより遠方地区の地域住民に対しては一人では窓口までたどり着くことができない方もおられます。そのためアウトリーチの相談強化を図るべく、これまでも出張相談会を定期的に開催してきましたが、コロナ禍の影響もあり、昨年から集合形式での開催は実施できておりません。そのため今年度は開催できる条件が整った際は早急に開催できるように計画しておくことと、開催できない場合の代替案も合わせて検討していきます。
- ・新型コロナウイルスの影響により、サービスの利用控えなどの要因から閉じこもりや 孤立化する恐れのある高齢者や支援困難ケース等に関しては個別ケア会議や地域ケ ア会議に諮り、要援護者の支援方法、支援内容について共通認識を図り、地域で支え 合う仕組みを作り上げていきます。
- ・これから介護を担う可能性のある働き世代(40歳代~50歳代)に向けて、早期のうちにセンターの機能や役割、さらに介護保険制度などの情報を発信していきます。

権利擁護業務 (介護保険法 115条の 45 第 2 項第 2 号)

- ※高齢者虐待関係以外(判断能力を欠く状況にある人への支援、消費者被害防止等)
- ○成年後見制度の利用、活用支援
- ・成年後見制度を円滑に活用できるよう、利用者自身の能力や環境を勘案し、リーガル サポート、コスモス成年後見サポートセンター、ぱあとなあ等、専門職関係機関や、 ふなばし権利擁護センター(日常生活自立支援事業を含む)などと連携を図っていき ます。
- ・成年後見制度の市長申立ての必要性の有無を適切にアセスメントし、直営センターと

連携を図りながら必要書類を整え、申立て事務を行っていきます。

- ・センター広報誌「法典ほうかつ便り」にて成年後見制度の正しい理解と活用を促すため、事例をもとに地域住民に向けて発信していきます。
- ○消費者被害の防止、注意喚起
- ・コロナ禍の中、消費者被害が拡大しないように船橋市消費生活センター主催による内 部研修を開催するなどし、センター職員も消費者被害の未然防止策や対応法について 理解を深められるように知識の底上げを図ります。
- ・「ふなばし情報メール」にて発信されている詐欺被害や消費者被害の情報を、センター 玄関脇の掲示板や広報誌を活用するなどして、情報を受け取ることが出来ない情報弱 者へも発信していきます。またメール配信の登録などに関しても促していきます。
- ・法典地区で起きている消費者被害等のタイムリーな情報を「号外 法典ほうかつ便り」 として作成し、迅速に啓発活動を行っていきます。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法 115条の 45 第 2 項第 3 号)

- 1. 関係機関との連携体制の構築
- ・地域での暮らしや生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に 向けて、具体的に連携する仕組みづくりを検討するため、青少年委員会や地域ケア会 議、チームオレンジ等で関係各所の構成員と対話する機会を増やしていきます。
- ・チームオレンジについては、地域ケア会議や居宅介護支援事業所、民生委員、認知症 カフェの他、地域の商店や金融機関、郵便局など、これまで培ってきた地域との関係 をベースに協働して取り組みを進めていきます。
- ・個別ケア会議、地域ケア会議全体会議を通して法典地区の地域課題を把握し、改善に 向けた取り組みをPDCAに則り、計画的に実践していきます。
- ・在宅医療、介護連携の推進を図るため、退院前カンファレンスや個別ケア会議、法典 地区多職種ネットワークなどを通して情報共有を図ります。
- ・民生児童委員協議会定例会に出席し、法典地区民生委員と意見交換を行なうとともに、 センターの活動や取り組み、地域課題等を発信していきます。
- ・地域住民との個別ケア会議、地域ケア会議全体会議を開催し、多職種・他業種協働と 地域の関係機関との連携により、地域づくり、資源開発並びに政策形成を促進してい きます。
- ・多職種連携の機会をつくる「法典地区多職種ネットワーク」は新型コロナウイルス感 染拡大等を考慮しつつ、適切な方法で開催します。地域の主任介護支援専門員や地域 ケア会議構成員と協力し、準備を進めていきます。
- 2. 介護支援専門員を支える仕組み作り
- ・船橋市介護支援専門員協議会地区役員と協力して研修会や事例検討会を開催し、介護 支援専門員の資質及び専門性の向上を支援していきます。

- ・主任介護支援専門員対象の事例検討会や連絡会を通じて、船橋市介護支援専門員協議会地区役員や連絡会世話人と協力して開催し、事例指導等、主任介護支援専門員としての資質向上及び地域での活動の活性化を支援していきます。
- ・法典地区ケアマネサロンを毎月開催し、介護支援専門員の情報交換や、学び、支えあ える関係づくりを進めていきます。参加者と意見交換を密に行いながら、コロナ禍で のオンライン開催に合わせた運営方法を構築していきます。
- ・地域の介護支援専門員が抱える個別事例に対しては、必要に応じサービス担当者会議の参加や同行訪問などを行うことで、介護支援専門員を側面的・支持的に支援していきます。また、困難事例に対しては、個別ケア会議や地域ケア会議全体会議において多職種協働により支援できる体制を構築していきます。
- ・コロナ禍の影響によるサービス事業所の休止等に関しては、地域のケアマネジャーに よるサービス調整が円滑に進められるよう協力・支援をしていきます。

地域ケア会議推進業務(介護保険法 115条の 48)

○全体会議(定例会)について

法典地区地域ケア会議全体会議においては、引き続き自治会関係者や幅広い専門家と共に地域の課題(①閉じこもり・孤立化対策の充実、②認知症対策の充実、③地域資源ネットワークの充実、④地域活動への担い手不足対策の充実、⑤センターの周知と相談しやすい体制整備の改善)に対して年度初めに目標や実施内容の見直しを図るとともに、取り組みスケジュール表を基に会議の開催毎に見直していきます。

○個別ケア会議について

コロナ禍での地域の見守り体制の構築を念頭に、これまで以上に民生委員やケアマネジャー、関係各所との個別ケア会議の場を多く持ち、関係者との情報の収集、共有化または役割分担を図ります。また個別ケア会議だけで終わらせずに、開催を重ねていく中で、地域課題の把握や整理、対応に繋げ、全体会議で検討できるように構築してまいります。

- ○現状の課題及び今後の取り組みについて
- ・地域ケア会議の構成員と共に地域づくりを促進するために、書面会議やオンラインの 活用など、連携強化に向けた取り組みを図ります。
- ・会議については、地域課題の改善に向けた意見交換が活発に行えるよう、構成員への 事前事後の個別のフォローや、グループワーク形式での協議を進め、さらなる地域づ くりの促進を目指します。
- ・「法典ほうかつ便り」に地域ケア会議の進捗状況を記載し、会議の振り返り、進捗管理に役立てると共に、民協やケアマネサロン等でも配布することで、地域ケア会議の周知をし、住民に地域への意識を持ってもらえるよう啓発を進めます。
- ・「地域ケア会議を主体とした講演会」については、地域課題(閉じこもり、孤立化対 策の充実)の改善に資するよう、感染防止対策を徹底した上で現在、市社協・地区社

協とも連携を図りながら開催(10月)に向けて準備を進めています。テーマは(仮称)「地域共生社会における地域での見守り・助け合い」と題して、社会福祉事業大学の菱沼幹男先生をお招きしてのご講演を予定しております。

認知症総合支援業務(介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 6 号)

○関係機関との連携・ネットワークの構築

認知症の症状が比較的軽度な状態からセンターと関わりを持ち、認知症の進行具合に応じて適切な専門医療機関への受診の促しや介護サービス、認知症初期集中支援チーム等の情報提供を行ないます。また家族に対しては介護負担の軽減や不安に対する精神的なサポートを認知症相談や家族交流会などを活用しながら、かかりつけ医、かかりつけ薬剤師、近隣住民、民生委員、介護サービス事業所等とも連携を図りながらネットワークを構築していきます。

法典地区においては、新たに令和3年度からの取り組みとして「チームオレンジ」を発足します。チームオレンジは地域ケア会議の構成員の理解と協力も得ながら、生活関連企業など(スーパー、薬局、郵便局、認知症カフェ等)へもチームオレンジのメンバーとして参画していただけるようにネットワークの拡大を図ります。また令和3年度中に最低1回は関係者間で参集できるようにチームオレンジ会議(仮称)の開催を目指します。

- ○認知症への理解を深めるための普及・啓発(認知症カフェの立ち上げ支援を含む。) これまでに開設した認知症カフェの立ち上げ支援後の継続的な関わり方について はコロナ禍の情勢を見据えながら、開催できるようになった折にはフォローアップを 図り、地域に根ざしたカフェが主体的に運営されるように後方支援を行います。また これから法典地区にオープン予定の新規の認知症カフェについても立ち上げ支援の 過程において自治会とのパイプ役を担い、地域住民への周知と普及を図ってまいります。認知症の人が、住み慣れた地域で「生きがい」をもった生活や認知症予防等の介護予防に資するよう、認知症サポーター養成講座の開催やチームオレンジの中心的な 役割を担うオレンジサポーターの育成を目的とした認知症サポーターステップアップ講座の開催のほか、コロナ禍の状況を踏まえた上で町会自治会等での介護予防教室 の開催の検討や、地域での気づきの目を養えるよう、昨年度から作成中のオレンジサポーター向けパンフレットの作成も進めてまいります。さらに認知症サポーター養成 講座を通じて小学校、子育て・働き世代等を含めた様々な世代に対しても高齢社会の 現状や認知症を含む高齢者の理解を深められるように努めます。
- ○地域での見守り体制の構築(徘徊模擬訓練の実施支援を含む)

認知症の方ができる限り住み慣れた地域で暮らしていくことができるように、地域で見守り体制を強化していきます。引き続き認知症サポーター養成講座を小学校で実施していきます。また地域からの講座開催の要請にも柔軟に応えられるように、Zoomを活用したプログラムなども編成し、地域との繋がりを維持していきます。

また令和3年1月に法典地区内(1万4千世帯)に配布した「ご近所見守りチェクリスト」の効果検証を地域ケア会議内で実施していきます。

法典地域包括支援センター

また、近隣のスーパー、郵便局からの情報提供、警察からの徘徊に関する情報提供書の扱いに関してもセンター内でその都度、対応方法を検討し、必要に応じて個別ケア会議に繋げ、ケアマネジャーと連携を図るなどして認知症の方が安心して外出できる地域づくりに努めます。

総合事業の介護予防ケアマネジメント (介護保険法 115 条の 45 第 1 項第 1 号二)

○事業対象者を判定するための基本チェックリストの実施

基本チェックリストの実施にあたっては、本人の意向や状態を適切に把握した上で介護保険制度の趣旨説明を行います。基本チェックリスト該当者は船橋市版アセスメントシートにより詳細に状態を把握し、所内で検討会を実施します。また要支援者の更新時期においても、事業対象者として該当する可能性のある方は、積極的に総合事業の周知を図ります。

今回の報酬改定により、訪問によるリハビリテーション導入の要件が厳しくなる為、自立支援型介護予防ケアマネジメント事業の活用条件・基準・一連の流れを押さえ、必要時には利用者に提案できるようにします。事業対象者を含む総合事業の利用対象者については利用者本人、家族との合意形成による自立支援型のケアプランに基づいたプログラムの提供がなされるよう、利用者自身の能力や環境を鑑みて、生活機能や望む暮らしを最大限発揮できるよう支援を進めていきます。

○多様なサービスの活用

利用者の状態像を踏まえながら適切な支援に繋げるために、介護予防・生活支援サービス事業を始め、一般介護予防事業、シルバーリハビリ体操(公園を活用した体操教室なども含む)、はつらつ(ふれあい)サロン、その他公民館等でのサークル活動やボランティア活動など生活期における多種多様な社会資源の活用を図りながら介護予防に活かしていきます。また新たに必要な社会資源(地域活動の受け皿や新たな担い手など)については地域特性を踏まえた上で地域課題への取り組みの一環として、生活支援コーディネーターや地域ケア会議の構成員と共に情報収集を行い、既存の資源の見直しや新たな資源の創設等、関係各所と協議しながら進めていきます。

〇総合事業の普及啓発

市民向けとしては窓口相談での対応をはじめ、当センター主催の講演会や催し物、または出張相談などの場を活用して介護保険制度の理念やサービスの概要を説明する中で総合事業の内容も含めた啓発活動を実施していきます。必要に応じ、民生委員からの相談や情報提供のあった方に対して総合事業の説明を行います。また一般介護予防事業の参加者、民協にてチラシを配布する等、啓発活動を実施します。さらに介護保険サービスの未利用者宅、もしくは利用者宅への訪問の際にもご家族を含めて総合事業のメリット(多種多様な選択サービス、迅速かつ簡便な手続き)について周知を図ります。

事業計画書(重点事業等)

(令和3年度)

重点事業:権利擁護業務(介護保険法115条の45第2項第2号)

- ※高齢者虐待関係
- ○早期発見·早期対応

コロナ禍の影響で家族が一緒に過ごす時間が長くなり、普段とは違うストレスに 晒されることによって家庭内における虐待のリスクが高まっているなか、高齢者虐 待を未然に防止するためには地域住民を始め、民生委員、ケアマネジャーなどの高 齢者を取り巻く様々な関係者が高齢者虐待に対する認識を深め、虐待の兆候に気づ くことが大切だと考えます。

- ・地域住民も活用できる虐待の兆候に気づくためのツールとして作成した「法典地区 地域の SOS ご近所見守りチェックリスト」を、地域住民の目に触れやすいスーパ ー、医療機関、郵便局等に掲示し、通報、相談を促すことで高齢者虐待の早期発見・ 早期対応へ繋げていきます。
- ○関係機関との連携及び役割分担

改正社会福祉法における重層的支援体制整備事業が創設され、人々が様々な生活 課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等 が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる 「地域共生社会」の実現が求められているなか、地域住民相互の支えあい、関係機 関の連携による支援体制の構築は必須であると考えています。高齢者虐待が発生す る背景には、いくつかの複雑な要因が隠れていることも多く、市の関係部署を始め、 社会福祉協議会、医療機関、民生委員、ケアマネジャー、サービス事業者、警察の 他、地域住民などとも連携を図り、センターが中心となって情報を取りまとめ、チ ームアプローチにて迅速な対応に努めます。

- ・通報を受けた際の虐待の事実確認の過程においては、より客観的な情報が必要となる場合もあるため関係機関の持つ情報の収集を行っていきます。
- ・経済的な問題や法的なトラブルを抱えた案件については、法テラス等と連携を図り、 利用者が法的な問題の解決に必要な情報やサービス提供が受けられるよう支援します。
- ・65 歳未満で何かしらの支援が必要な方や障害者、DV被害、8050 問題などについては、本人や養護者の状況に応じて状況を精査した上で、各法律において適切と思われる関係機関(さーくる、は一ぷ、女性相談室など)へ繋ぐなど連携を図っていきます。
- ・必要に応じて対応検討会に諮り、支援の方向性を確認しながら、適切に虐待対応を 行っていきます。

○センター内の体制

- ・虐待の通報(疑いを含む)や相談を受け付けたら、まずはセンター内で協議し、受け付けた相談や通報内容を直営の地域包括支援センターや本課との間で共有します。また緊急性の判断の決定にあたっては必ず組織的に協議して決定します。
- ・「虐待の有無」や「緊急性の判断」に関しては個人の判断で動くことや、センター内 だけで方針決定はせずに、関係機関とのチームアプローチの視点を持ち協議の上、 判断していきます。
- ・虐待対応会議をセンター内で月1回定期開催し、虐待ケースにおける支援の進捗状況の確認と終結へ向けた見通しなどを計画的に協議していきます。
- ・西部圏域版で作成中の虐待通報から保護までの対応フローチャートについては、虐 待発生時に円滑に活用できるよう所内で共有し、センター職員の知識と理解の平準 化を図ります。
- ・昨年度からセンターで活用している「虐待対応に関する帳票類」に関しては、今後 も虐待検討会議で使用を重ねながら、さらに使いやすい書式を目指し、改善点等が あればその都度、所内で検討するなどして見直しを図っていきます。

センター事業

○ケアマネサロン

毎月1回、地区内の介護支援専門員が情報交換し、相談し合える場として「ケアマネサロン」をセンターの会議室で開催します。サロンでは自由で気兼ねなく話せる雰囲気を大切にする一方、事例検討会を企画するなど、介護支援専門員の資質向上にもつながるように進めます。

○情報の発信

広報紙における紙媒体での報告やホームページなどの利点を活かしたタイムリーなイベントの告知、またコロナ禍に関連した記事や消費者被害防止策などの情報 提供を行い、地域のネットワークの構築と連携強化を加速していきます。

- ①「法典ほうかつ便り」の発行を年4回実施。(主な掲載内容:健康管理について、センターの地域活動予定、消費者被害などの啓発記事、地域ケア会議の議事録など)
- ②「ケアマネタイムズ」の発行を年3回実施。(主な掲載内容:ケアマネサロンの振り返り、地区の勉強会の内容や地域資源情報など)

○出張相談

センターから遠距離に位置し、相談者がセンターへ来所しづらい地域の実情を考慮し、藤原1丁目付近の民家やマンションの自治会館などを活用し、健康講座やセンターの機能と役割について周知を目的としたミニ講座を開催します。

ただし、コロナ禍において参集型の開催が困難である場合は代替案として、これまでに介護予防教室に参加した方へセンターの広報誌などを用いてコロナ禍における消費者被害やフレイル予防などの注意喚起を促していきます。

○法典地区多職種ネットワークの開催

法典地区の地域資源ネットワークのさらなる構築に向けて、医療・介護の役割分担と連携の一層の推進や主任介護支援専門員の地域における介護支援専門員とのネットワーク構築などを目指し、事例検討会などを通じて法典地区内の医療、介護、福祉の多職種ネットワークの組織化を図ります。

○介護離職防止の取り組み

小冊子「仕事と介護の両立を目指すガイドブック」の活用について、仕事と介護の両立に関する情報や介護保険制度の仕組みや法典地区にちなんだ社会資源の情報掲載など、介護に直面する可能性の高まる 40 歳代・50 歳代を中心とした小冊子の更新を行うとともに、サロンや講座での配布のほか、関係機関等へ配布先の拡大

を図っていきます。

○ICT の活用(オンライン講座や Zoom 相談の整備)

町会自治会などからオンラインを活用した介護予防講座の依頼があった場合に 柔軟に対応できる環境整備として、Zoom を活用した認知症サポーター養成講座や 介護予防教室のプログラムを編成します。またコロナ禍において対面での相談を躊 躇される方や遠方にお住まいの相談者については、希望に応じて Zoom 相談ができ る体制を整えていきます。

事業報告書 (概要)

(令和2年度:第4四半期終了時)

総合相談支援業務 (介護保険法 115条の 45第2項第1号)

全体として新型コロナウィルス感染拡大防止による 1 回目の緊急事態宣言終了後に徐々に電話・来訪者も増え始め、傾向として外出自粛による ADL の低下、認知面の低下等がみられた。

感染予防のため認知症状を家族が感じながらも相談を躊躇していた事例は、包括支援センターに相談が来た時点で、家族もかなり疲弊をしていた。そして、相談直後に徘徊に至り、家族の負担軽減のため即日介護サービス利用支援・医療機関に繋げた。現在に至っても、このような受診控えは散見される。そのため、我々も感染予防はしつつも受診控えによる状態の悪化がないように、困難を抱えた人を把握できるようにこころがけてきた。

現在、総合相談や地域の方々からの情報によって一つ一つ包括に繋がるようになっている。面会制限がされる中、入院中の高齢者の状況が家族も把握できず、退院をしてから早急にサービスが入らないと生活が成り立たないことが判明する事例や、感染を恐れて受診控えをし、訪問した際にすぐに医療機関への受診を支援するなど、コロナ禍の影響が命に関わりかねないケースも複数あった。ケースによっては土曜午後の動きになるなど、早期のアセスメントや判断、展開が必要とされることもあった。また、初回の電話相談では緊急性は見受けられなかったが、実際訪問をして危機感が把握できたケースもあった。こうした事例は、新型コロナウィルス感染症が終息するまでは引き続き存在すると考えられる。

総合相談の中には独居で認知症や、家族はいるが世帯まるごと支援が必要なケースも多く、介護サービスだけでは支援が足りず個別ケア会議を八木が谷地域も含めて開催したケースもある。事例によってはセンター職員の訪問も受け入れられず、地域からの情報が頼りであり、個別ケア会議の中で、徐々に家族の全体像を把握し、少しずつ信頼関係を築き数か月かけて支援に至った事例も

あった。このように地域の情報をリアルタイムに共有できたのも、昨年実施してきた「まちの支援者相談室」により、センターの顔が見える関係づくりができ、八木が谷在宅介護支援センターとともに情報が共有できるようにしてきた蓄積の上にある。

「8050問題」の事例は数多く、障害(未診断も含む)を抱える40~50代の子を同時に支援するために、さーくるやふらっと、保健福祉センターとともに関わり、個別ケア会議等で事例を共有し方針を確認、役割分担を実施する対応をおこなった。

3職種の専門性を活かしながら総合相談に対応できるよう、総合相談事例は朝の打ち合わせ会議にて共有し、方針を三職種で協議している。また、アセスメント能力向上のために、八木が谷在宅介護支援センターと合同で事例検討会を実施し自己研鑽に努めた。その際は事例に対する支援だけでなく、事例を提出したケアマネジャーを支援する立場を意識し、協議するようにしている。この取り組みは令和2年11月末までに5回実施している。その後も事例検討会は企画していたが、新型コロナウィルス感染症のさらなる蔓延により、開催を自粛せざるを得なかった。緊急事態宣言等の状況を鑑み、次年度も引き続き取り組み課題としたい。

地域行事でアウトリーチをし、SOS を自ら出せない方を探していくことを予定していたが、各種地域行事が自粛となってしまった。そのような中だからこそ、さらに SOS を上げづらい方々がいるのではないかと考え、地域とセンター、地区社協とのミニ懇談会を実施。民生委員が抱える「センターにこれまで繋いでいるわけではないが、気になる人」というのは潜在的ニーズを抱えている可能性が高いと考え、民生児童委員協議会等も開催が自粛される中、民生委員一人一人から丁寧に「気になる人」を聞き取ることが積極的なアウトリーチになると位置づけ、毎月懇談会を少人数開催し、総合相談に繋げてきた。合わせて、地域のボランティア団体の代表数名との懇談や、地域有志団体から個別に「気になる人」として情報提供いただき、総合相談として訪問をしてきた。民生委員との懇談会には民生児童委員協議会の会長が毎回参加して下さり、次年度も

継続して是非取り組みたいとのご要望を頂いた。引き続き次年度も実施していきたいと考えている。

新型コロナウィルスの影響により、生活上に様々な困難を抱えていても自ら発信できない人を掘り起こすため、H31年度開設以降総合相談で関わり、一旦支援が終了したケース約750件程度をすべて洗い出しリスト化した。一旦終了したケースもその後「今、困っていないか」を後追いして様子を確認した。フォローしたケースは約50件。幸い状態が悪化したケースはなかったが、外出自粛により今後の体力低下を懸念する声などが聞かれた。

地域活動が減り、認知症カフェ等つどいの場がなくなること、人との交流が減ることによる活動性の低下が表れている事例もあり、関係性を構築しつつ、繋がりをどのような社会資源に繋げていくか、模索している。次年度以降もすぐに再開は困難と予測されるため、主催者と協議をして参加していた方々が孤立しない取り組みを行っていくことを次年度の課題とする。

地域資源を把握し地域の居宅支援事業所とも共有できるよう社会資源マップを進化させることを事業計画として位置付けた。

- 1:地域の相談先マップ:初回は昨年度作成。毎年改定を実施。
- 2:地域の社会資源マップ:今年度から目的別に作成。(インフォーマルな生活支援・配食、買い物支援・認知症・公園マップ・散歩ルートマップ・ 認知症対応医療機関)
- 3:地域の防災マップ:3年計画にて作成(昨年は、地域版ハザードマップ。 今年度は二和、八木が谷各地域の実情に応じて、各地域ケア会議主体で 作成。活用できる情報に加え、防災対策の必要性の意識づけとなるよう 支援者と利用者が一緒に書き込める書式とした。次年度は具体的に災害 対策を想定し、個別のタイムテーブルを記載できるマップを検討中であ る。)

自治会単位や有志団体など、インフォーマルな社会資源の把握とその背景を 知るために、主催者とミニ懇談会を実施。その際その団体設立経緯を把握し、 地域住民の特性や団体設立に至る経緯を知ることもでき、地域アセスメントに もつながった。また、地域の公園で開催されているヨガ、体操などの自主活動 も自治会役員や生活支援コーディネーターから聞き取りを行った。主催団体に より対象者や目的もそれぞれ違うため、広く広報することはできないが、セン ターとして地域分析のために把握し、地域分析に役立てることができた。

居宅支援事業所に情報提供可能な社会資源マップを配布し、インフォーマルな資源も含めたケアマネジメントができるよう情報提供をおこなった。そのほか、地域ケア会議構成員、民生委員等にも配布し情報提供を行った。

権利擁護業務 (介護保険法 115条の 45 第 2 項第 2 号)

* 高齢者虐待関係以外(判断能力を欠く状況にある人への支援、消費者被害防止等)

《消費者被害防止》

・広報・啓発:地域ケア会議・民生児童委員会議において消費者被害情報を報告し啓発活動を実施。事務所前壁面に毎週最新の消費者被害情報を掲載し注意 喚起を行った。

《判断能力を欠く状況にある人への支援》

- ・個別相談:判断力低下のある利用者家族からの相談に対しては、状況に応じた情報提供や専門機関への繋ぎを実施した。ケアマネジャーからの担当ケースに関する相談に対しても状況に応じて情報提供を行うとともに、ケアマネジャー支援の観点で支援を実施した。
- ・オンライン学習会:ケアマネジャー向けに権利擁護の視点や早期の包括への相談を呼び掛けた。日頃から ACP の視点を持ち、認知機能低下や意思決定ができなくなったときの展開など、現時点から将来的な見通しを持った支援について学ぶ場を設けた。
- ・成年後見制度:成年後見申立て支援 5 件、成年後見制度に関する情報提供 5 件 (ケアマネジャーとともに家族面談やケアマネジャーへの情報提供なども含む)、市長申し立て 0 件

夫婦とも認知症だが、唯一の子どもが突然行方不明になった事例では、個別 ケア会議を中心としたケアマネジャー支援、夫婦の意思決定支援を行い、認知 症があってもその人らしく最期を在宅で迎えることができた。認知症を抱え地域で暮らす方々は今後ますます増えていく。個別ケア会議を地域と専門職をつなぐ機会とし、連携と実践を重ねることで、認知症に理解のある地域づくりをセンターとしても進めていく。同時に地域の担い手不足が地域課題でもあり、地域ケア会議を主体としつつ、今後も担い手づくりを地域とともに行っていく。

8050 世帯において高齢者に対して成年後見申立てを進めていたが、申立て前に逝去され、残されたご家族が対応に苦慮したケースがあった。高齢者が介護サービス利用し、介護支援専門員が支援をしていても、その後認知症等により意思決定が困難となった場合、その時点で申立てを開始しても、間に合わないことも多々ある。早期に今後の状況に対する見立てを立て、ACPの観点の下で介護支援専門員が支援を展開できるよう、地域の介護支援専門員へセンターへの早期相談及び権利擁護の啓発を引き続き行っていく。

今年度は申立てを検討中、又は申立て後審判結果が出る前に亡くなったケースが 2 事例あった。病状から予後の予測は出ていたが、申立ての相談が来た時点で病状は進行しており、申立て手続きを早急に進めたが、審判結果が出るまで間に合わなかった事例である。また、申立ての手続きを開始してから審判結果が出るまでの間、手続き支援や金銭管理をどうするかは多くのケースに共通する課題である。身寄りがいない、または認知症夫婦のみという世帯も多く対応に苦慮する事も多い。船橋市は日常生活自立支援事業を利用するのに時間がかかるため、早期対応を要するケースは、なかなかその制度の利用に繋がりにくい状況にある。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 (介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 3 号)

《社会資源マップ》

ケアマネジャーが地域資源も含めて包括的なケアプランが作成できるよう、 地域の社会資源情報を提供するための社会資源マップの作製を実施。各事業所 へ情報を提供した。

- 1:地域の相談先マップ:毎年改定をする。
- 2:地域の社会資源マップ:目的別に作成した。(インフォーマルな生活支援・配食、買い物支援・認知症・公園マップ・散歩ルートマップ・認知症対応医療機関)
- 3:地域の防災マップ:3年計画にて作成(昨年は、地域のハザードマップ。 今年度は利用者が書き込める避難場所、緊急連絡先、AED、公衆電話等の情報を まとめた防災対策活用マップ。次年度は個別のタイムテーブルを記載できるマ ップを検討中である。

《ケアマネジャー交流会》

コロナ禍で交流が少なくなる中、気軽に情報交換、質問ができるようオンラインによるケアマネジャー交流会を開催(2回実施)した。ケアマネジャーからも研修等の中止が続き顔を合わせる機会がなく、ケアプランに関する悩みを抱えながら、情報交換ができなかったのでこのような交流の機会は今後も欲しいとの意見を頂いた。

《地域ケア会議》

地域のケアマネジャーに地域ケア会議にオブザーバー参加を頂く予定をしており、予定表も作成していたが感染対策のため延期とした。ケアマネジャーからは民生委員等地域の支援者と顔の見える関係づくりをしたいという希望も多く、参加を希望するケアマネジャーは多いため、感染状況を見ながら次年度は実施を検討していきたい。

《ケアマネジャー学習会》

感染予防の観点から広い会場も確保できず延期が続いていたが、12 月にオンラインにて学習会を企画実施した。

《地域資源の把握》

八木が谷地区の自治会単位で開催しているサークル活動について、書面にてアンケートを行った。八木が谷地区 45 自治会のうち、八木が谷地区自治連絡協議会に加盟している自治会 37 か所にアンケートを実施した結果、19 か所の自治会から返答があった。アンケートには、自治会開催のサークル活動の月間使用状況、「助け合いの会」のような活動の有無、自治会員以外の利用の可否について記載して頂いた。今後アンケート結果を取りまとめ、地域のインフォーマル資源として地域特性を把握するとともに、開示の許可を得られた内容は、地域の高齢者支援に活用する予定である。

地域ケア会議推進業務(介護保険法 115条の 48)

- ○全体会議(定例会)について
- ・コロナ禍対応として 4、6 月は書面会議、8 月からは感染対策をした上で対面 会議とした。ただし医療職は欠席や短時間参加など、各事業所により感染予防 対策が異なる状況下での参加となった。また 2 回目の緊急事態宣言により、令 和 3 年 2 月も感染状況を鑑み書面会議とした。
- ・災害防災をテーマに地域ケア会議主催の講演会を予定していたが次年度へ繰り越した。コロナも最大の災害であると位置づけ、8月はコロナ禍での地域活動、支援活動の困難性や特性について協議、10月は新しく構成委員となった薬剤師から居宅管理と災害対応の備えについてミニレクチャーを受けた。
- ・合わせて今年の重点事業である権利擁護を地域ケア会議のテーマに位置付け、 虐待や権利擁護を実感できる事例の紹介、気づきの視点について具体的な話を した。併せて、高齢者虐待防止法のミニレクチャーを行い、基本的な法律につ いて再確認をする機会を作った。
- ・虐待について地域の支援者に分かりやすく伝えるため、啓発・早期発見目的のパンフレットを二和地域ケア会議主体で作成した。プロセスを重視し、原案作成後、構成員にアンケートを実施し修正を重ね会議に諮るなど、時間をしっかりかけて構成員の意見を尊重し、分かりやすく伝わりやすい内容となるようよう心掛けた。次年度は八木が谷地域ケア会議においてもケア会議主体で、虐待啓発に向けてパンフレットを作成予定である。
- ・昨年から引き続き社会資源マップを作成しているが、そのうちの災害マップは地域ケア会議を作成主体とし、3年計画と位置付けている。令和元年度は地域版ハザードマップを作成し、令和2年度は利用者が書き込める避難場所、緊急連絡先、AED、公衆電話等の情報をまとめた防災対策活用マップを作成した。次年度は個別のタイムテーブルを記載できるマップを検討中である。(八木が谷在宅介護支援センターとプロジェクトチームを作成)また、プロセスを重視し、地域ケア会議にてどのような記載があるとよいかケアマネジャーからも意見を募るなどアンケートを実施してきた。構成員から意見を集約することは時間を要するが、このような一つ一つのプロセスを経ることで、地域ケア会議として作成したものとなり、今後の連携の力となると考えている。

危機管理課より今年のハザードマップが最近出され、当プロジェクトが作成したいと描いていたものと近いため、それも参考にしつつ、二和八木が谷地域独

自のものを作成した。二和地区においては、災害対策においてはあんしん登録カードの利用を勧めたいとの要望を頂いた。災害時要援護者台帳とあんしん登録カードの統一が行われる時期であり、二和地区の災害マップはケアマネジャーと利用者が災害を具体的に想定し緊急連絡先を記入するためのツールとして作成し直した。

緊急事態宣言後の自粛期間に、居宅介護支援事業所にアンケートを実施。地域の社会資源に期待する意見が数多く寄せられ、地域ケア会議構成員へ結果を返した。

○個別ケア会議について

- 二和地区 5件 八木が谷地区 5件
- ・民生委員との少人数懇談会にて取り上げられたケースが、個別ケア会議開催に繋がり支援方針を確認することができた事例があった。認知症、独居の事例である。介護サービスは利用していたが、夜間や土日の様子などで、地域が心配をしていた。地域の状況を共有し、個別ケア会議で課題と情報を共有することで、方針と役割分担を確認することができた。またこの事例を通し、この事例の地域特性が、数年前にヒアリングしたころより変化をしていることが分かり、随時地域情報を共有していくことも大切であることに気づきを得た。
- ・八木が谷在支と総合相談から協働してかかわっており、個別ケア会議の必要性を確認し、開催したケースがあった。
- ・虐待および疑い事例において、地域の支援者の見守り、気づきに依拠する必要性が高く個別ケア会議を実施した事例があった。
- ・地域からの通報により、個別ケア会議を予定している事例がある。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

- ・個別ケア会議開催に対し抵抗感を払拭するために、次年度感染状況を鑑みて 地域ケア会議にケアマネジャーをオブザーバー参加させることを企画し、個別 ケア会議がどのようなもので、ケアマネジメントにどのように資するのか、と いうことが具体的に見える様にして伝えていきたい。
- ・認知症や虐待事例などが多く、本人参加の個別ケア会議の開催は難しいことが多い。
- ・個別ケア会議から生じる地域課題を地域ケア会議のみでは解決困難な事例も 今後生じうると考える。また回数を重ねることにより、見守りを担う高齢者数 が増え、民生委員にとっては負担が増大する可能性がある。民生委員以外の地

域支援者を見つけられるとよいが地域としても次の担い手や人材が不足し、世 代交代が課題となる中、新たな支援者を見つけ出すのは困難な状況にある。特 定の支援者に負担が偏りすぎることなく、見守り手を広げることが地域課題と しても抽出している。

- ・民生委員の中には、働きながら活動をしている方もいる。個別ケア会議を提案すると、改めて当該者宅を訪問してくれる場合がある。民生委員へ新たな負担をかけていないか心配もある。個別ケア会議において、民生委員と直接の繋がりがなくとも、濃厚な関わりを持つ地域の支援者がいる場合、地域支援者との会議においても個別ケア会議として位置付けられるとよいと考える事例もあった。
- ・個別ケア会議から抽出された地域課題が地域のみでは解決困難である場合、 包括支援センターからどのように行政政策に反映できるのかという率直な意見 も地域から出されている。

認知症総合支援業務(介護保険法 115条の45第2項第6号)

○関係機関との連携・ネットワークの構築

オレンジカフェ

新型コロナウィルス感染拡大の影響で、船橋市全域のオレンジカフェ開催中止を取り決めている。当圏域においても、現在中止をしている。認知症施策推進会議において、担当圏域のオレンジカフェ担当者への聞き取りを行うこととなり、状況を電話等で聞き取りを行った。当センターがカフェ開催時に支援をしていた「オレンジカフェニ和」においては、参加者の個人情報を把握していた為、カフェ担当者より個々人へ連絡し、状況確認を依頼した。参加者の方の中には、認知症状が進行し、施設入所となった方が2名ほどいることが分かった。これまでボランティアとして参加されていた方は、デイサービススタッフでもある為、カフェ担当者と連絡を取り合っているとのことであった。他2つのオレンジカフェの内、「やぎさんカフェ」については、個人情報を把握しておらず、個別の連絡は難しいとのことであった。現状、住民の方からの問い合わせなどはないとのことであった。また、「オレンジカフェニ和架け橋」についても、個人情報の把握がない為、連絡が取れない状況であった。開催場所が病院内である為、院内の感染対策委員会より開催許可がされていない状況にあり、開催そのものが困難であることが分かった。

今後も、船橋市の方針に従いながら、オレンジカフェ事業を行う予定である。 オレンジカフェ担当者とは、引き続き連絡を取り合い、これまでの参加者が孤立化しない取り組みを主催者とともに検討していくことを次年度の課題とし た。

認知症サポーター養成講座:

当圏域内にある病院において、認知症サポーター養成講座を 11 月 18 日に開催することとなり、当センターにおいてフォローをすることとなった。院内に在籍するキャラバンメイトと共に講義のスケジュールなど打ち合わせを行った。また、教材の申し込みなどのフォローを行った。

来年の1月14日に小学生向けの認知症サポーター養成講座を開催する予定である。その為、三職種会議において今後の予定を話し合い、講座に向けて担当者が打ち合わせを重ねる予定である。

今年度八木が谷地区ミニデイや二和グリーンハイツ地区において、認知症サポーター養成講座を開催する予定があったが、新型コロナウィルスの影響によって、行事自体を自粛している状態である。

1月に小学校のサポーター養成講座を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止となったため今年度の開催はできなかった。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発(認知症カフェの立ち上げ支援を 含む)

認知症社会資源マップ作成

認知症を早期発見し、関係機関に繋ぐことができるように、認知症社会資源マップを作成し、民生委員・地域ケア会議構成員に配布した。

総合相談において、認知症に関わる受診先の問い合わせがある為、精神科医のいる病院や訪問診療先、精神の訪問看護ステーションの情報をまとめた一覧を 作成している。

当センターの所在する圏域が他市と隣接している為、白井市や鎌ヶ谷市にある病院に通院される方が多いことが総合相談の中で把握できた。その為、住民の方が通院する可能性のある他市の近隣病院に連絡し、認知症専門医の有無や認知症が疑われる方への病院の対応方法などを確認した。そして、情報をまとめ、住民の方やケアマネジャーの方々向けに一覧を作成した。

○地域での見守り体制の構築(徘徊模擬訓練の実施支援を含む)

認知症徘徊模擬ミニ訓練

二和グリーンハイツ地区において開催を予定し、地域ケア会議の承認も受けている。しかし、新型コロナウィルスの感染拡大により、グリーンハイツ内の活動を自粛しており住民の方の感染への不安が大きい状況であることや、ご高齢者の参加が想定され感染リスクが高い為、現在中止している。市中の感染状

況や国の方針を鑑みながら、徘徊模擬ミニ訓練を開催したいと考えている。

民生委員懇談会

民生委員が抱える気になるケースは「独居・認知症」の方が複数いることがわかった。個別ケア会議を実施し、関係者と見守り体制を構築した。同時に、地域での見守りに限界があることをご家族、住民の方と改めて再確認した。先の見通しを持った方針を双方で確認し、共有することができた。

事業報告書(重点事業等)

(令和2年度:第4四半期終了時)

重点事業:権利擁護業務(介護保険法115条の45第2項第2号)

- *高齢者虐待関係
- ○早期発見·早期対応
- ・民生委員懇談会:地域が早い段階で気が付けるように、もっと気軽に「気になっている人」を共有できる場を設定する。二和地区民児協会議前に実施してきた。緊急事態宣言下において会議が行われない月は開催できなかったが今後も開催予定である。
- ・ケアマネジャー向け広報:コロナ禍でケアマネジャーが利用者と会う機会が減少し、 また包括職員とケアマネジャーとの接触の機会が減少した。しかし、虐待が起こり得る時期でもあったため、危機管理、早期相談のための広報を作成し、居宅支援事業所に送付した。
- ・ケアマネジャー向け困難事例のアンケート:コロナ禍で困難事例から虐待に発展する可能性があると考え、ケアマネジャーが抱えている困難ケースがないか、アンケートを実施。あわせて早期に包括に繋いでもらえるように広報をした。
- ・早期に発見できるよう、地域ケア会議にて高齢者虐待防止法の制度について説明をした。
- ・地域支援者向け広報:地域ケア会議構成員等に向けた広報誌に、コロナ禍における 虐待が起こりうる時期であることを注意喚起し早期にセンターに繋げていただける よう広報を作成し送付した。

○関係機関との連携及び役割分担

- ・病院連携の懇談:病院と連携が必要になることが多々ある。地域で起きている事例は地域のみ、病院のみでは解決困難。解決の見通しを導き出すための連携の必要性、また連携上の課題について懇談を行った
- ・地域ケア会議での事例共有:権利擁護、虐待事例について地域ケア会議で発表、情報共有し、地域にどのような事例があり、困難を抱えている方が発信できない状況にあるのか、どのように包括とケアマネジャーが支援をしているか具体的にみえるように伝え、意識を高める働きかけをした。
- ・二和地区・八木が谷地区の地域ケア会議にて虐待防止法のミニレクチャーを実施した。
- ・地域ケア会議主体の地域支援者向け虐待パンフレットを作成し配布した。
- ・八木が谷在支エリアでの発生は多く、八木が谷在支との定例情報共有会議でも随時 取り上げ、必要があればそれ以外にも個別カンファレンスを随時実施し、常に最新情 報を共有するようにした。

- ・個別ケア会議においては、地域との連携を重視した。八木が谷地域においては包括 支援センターが関与している虐待や認知症ケースを中心に、開催を働きかけ運営を支 援し、事例を共有した
- ・民生児童委員協議会や社会福祉協議会理事会において、二和・八木が谷地域包括支援センターと八木が谷在宅介護支援センターの合同ニュースを作成し配布。具体的に権利擁護にあたり、両センターがどのような支援をしているのか、どのように地域と関わっているのかを可視化した。

○センター内の体制

- ・虐待相談があった時点で早急に所内会議を開き情報の共有をし、対応を協議するように努めた。そして、複数・多職種で関り、進捗は所内会議で随時共有をした。
- ・ケアマネジャーが付いているケースはケアマネジャーとも面談をし、具体的な情報 共有、方針をとともに協議した
- ・複数のケアマネジャーがいる居宅事業所では、管理者も含めた情報共有を働きかけ、 事業所内においても管理者がフォローしてもらえるよう働きかけた。

所内でマニュアルを作成し、所内独自の情報共有をするためのアセスメントシート を作成した。また対応の流れを統一した。

センター事業

- ・コロナ禍では同居家族が失業したり収入が減少することにより世帯全体が生活困難に陥り、虐待が発生したり、高齢者の権利擁護を含めた支援が必要になるケースが生じた。センターで把握しているのは氷山の一角と捉え、できるだけ稼働世帯にも支援策が届くよう、全世代向けに「コロナ禍で使える制度一覧」を作成した。事務所前への設置、掲示、民生委員への配布、地域ケア会議での配布を行った。
- ・認知症により金銭管理が困難になっている事例、地域から「近隣の家から怒鳴り声が聞こえて心配」と相談があった事例、毎日のように銀行に行きお金をおろしてしまう事例などケアマネジメントのみでは対応困難な事例に対し、個別ケア会議を実施、 圏域在宅介護支援センターに開催を提起し実施した。
- ・民生委員が抱える「気になるケース」を丁寧に確認することで、ケアマネジャーが 地域と繋がりともに支援を行う必要がある事例であることがわかり、個別ケア会議を 開催することで支援方針を共有することができた。(認知症、独居事例 複数)
- ・現役世代に向けて、介護離職や共倒れになる前にセンターに繋がるよう、「親の介

護が必要になったら・・・」パンフレットを作成し、近隣歯科医院、小売店に設置をお願いした。センターへの相談に至らずとも、日常生活の中で気づき早期の相談に繋がることが、家族で抱え込みを防ぎ、ひいては虐待の予防にも繋がると考える。

- ・権利擁護に関してケアマネージャーに向けて発信をするため、12 月オンライン学習会「意思決定支援」をテーマに実施し9 事業所25 名が参加した。日頃のアセスメントにおいて利用者の価値観、生活歴、今後の暮らしへの希望を把握することが必要であり、それが意思決定支援や権利擁護にも繋がることを伝え、日常業務の中で権利擁護の視点を持っていただけるように伝えることができた。
- ・オンライン研修はまだ慣れていないケアマネージャーが多いが開催の要望は望まれており、特に・成年後見、法令、制度の学習への希望が強くあった。引き続き次年度課題として対応をしていく。
- ・コロナ禍で訪問活動が制限される中、文章を活用した様々な広報活動を実施。社会 資源マップは、1地域の相談先マップ、2地域の社会資源マップ(インフォーマルな 生活支援、配食、買い物支援、認知症、公園マップ、散歩ルートマップ、認知症対応 医療機関)、3地域防災マップを作製し民生委員、地区社協などに広報をし、高齢者や その家族が困りごとに応じて情報提供できるよう工夫を行った。
- ・商店街の立地を利用し、消費者詐欺に関する情報を週1回の頻度で貼り換え啓発活動を行った。立ち止まって掲示を見るなどの反応があった。
- ・コロナ関連の相談先一覧連絡先、マスクの作り方、相談窓口等、体操、お散歩マップなど作成し、掲示版に貼り、「ご自由にお取りくださいコーナー」を増やした。お散歩マップは、安全なルートを距離と消費カロリーを示し、自主的に散歩に出かける方の健康に役立つ情報とした。マスクの作り方はすぐにチラシがなくなるなど、ニーズに即応した情報提供を心がけた。
- ・二和公民館閉鎖に伴い、健康ポイントの機器をセンター内に移設したが、日を追う ごとに来訪者が増え、友人を誘い合ってポイントために来る方も増えた。来訪者の中 で、福祉ガイド等に興味を示す方がおり広報を行った。また外出の機会がなく行き場 がない独居の高齢者の方に健康ポイントを紹介し、「センターにポイントをために来 て顔を見せてほしい」と伝えることで外出の機会を確保し、1日1回は他者と会話を する機会を作りセンター自身が社会資源となることができた。健康ポイントの機器は 3月末には公民館へ返却予定であり、新しい機器はもうないとの返答を頂いているが、 今後設置をしても良いと思われる。
- ・地域のインフォーマル支援団体と繋がりを広げた。地域情報を得て、支援団体の特徴や活動内容を丁寧に聞き取るため、緊急事態宣言後少人数の感染予防対策を取った

うえで、懇談会を重ねた。地域ニーズと住民活動の歴史に立脚し、現在の団体の形が あることが分かり、団体の支援内容だけでなく、その地域分析にも繋がった。

・潜在的に困難を抱えていた事例を発掘するアウトリーチを実践するために、感染予防をしたうえで、民生委員少数との懇談、および地域ボランティアとの懇談を行った。 日頃民生委員やボランティアが支えているが、センターに繋ぐかどうか迷っているケースや、気になりつつもコロナ禍のため訪問を躊躇して気がかりになっているケースなどを共有した。そこで出された「気になる人」が総合相談につながり、個別ケア会議にも繋がる事例があった。地域の支援者を孤立させない取り組みとしても効果があったと考えられる。民生委員との懇談は、二和地区においては毎月の民生児童委員協議会の前の時間帯に実施。八木が谷地域については感染予防のため緊急事態宣言中の開催は困難であり次年度課題となった。

事業計画書 (概要)

(令和3年度)

総合相談支援業務(介護保険法115条の45第2項第1号)

昨年度後半は、緊急事態宣言下においても総合相談で来所する件数も増え、商店街の中にある立地の良さ、出張所や公民館に近い土地柄のため気軽に相談に来訪することができる当センターの利点を実感した。今年度も地域の高齢者が気軽に立ち寄り、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が送れるよう、身近な相談窓口としての機能を果たしていく。一人一人の尊厳と権利が守られるように、総合相談に対して丁寧に対応をしていく。また、センター屋外壁面の活用や、商店街の小売店や個人医院へ配布したパンフレットなどを通してセンターの機能を広報し、地域包括支援センターの周知活動を継続していく。

《新型コロナウィルス感染症による影響と今後の支援》

新型コロナウィルス感染対策のため外出自粛が長引き、生活上生じた影響に対する相談が様々寄せられている。外出自粛やインフォーマルなサービスの休止は、高齢者の心身に影響を与え、それが徐々に顕在化していると言える。

例えば、住宅改修の相談を受け訪問をすると、外出自粛の影響による心身の状態悪化が生じており、改修のみならず生活全体的な支援が必要であることが分かり、その後の支援を継続した事例があった。このように、入り口の相談内容のみならず、専門的なアセスメントにより高齢者の生活全体を把握し必要な支援を行えるように、引き続き自己研鑽、所内での学習を深め、支援の質の向上を図っていきたい。

また昨年は感染対策により入院中面会が制限され、家族が高齢者の状態を把握できないままに退院した結果、退院後想定外の事態となり急遽相談があったケースや、感染を恐れて病院受診をためらい受診を先延ばしする中で状態が悪化したケースなど、コロナ禍だからこそ起こりうるケースが多々あった。相談の中には、当初はそれほど逼迫していないような話し方で相談をしていたが、詳しく状況を聞くことで緊急性があると判断し訪問に至ったこともあった。訪問し、急ぎサービスを調整するなど即判断と行動が必要であった。この傾向は今年度も続くと予測される。引き続き相談があったケースには、専門性をもってアセスメントを実施し、感染対策をした上で訪問を実施し対応をしていく。

《世帯としての支援の視点》

また、8050 世帯問題や親も子どもも支援が必要な世帯のように、家族を丸ごととらえ専門機関に繋ぐケースが増えている。親世代への支援が入り口となり、世帯員の状況を把握し、親子の関係性、世帯の支援状況、制度活用状況を把握し、子ども世代の支援先へ繋ぎ、ともに情報共有と方針決定のための会議を開き、継続的に状況を共有しながら支援を継続するケースは今後も増えると考えられる。保健と福祉の総合相談窓口さーくるや、ふらっと船橋、北部保健センター等と引き続き連携を図りながら対応をしてい

く。また、地域の障がい者通所施設や計画相談員とも連携を図り対応をしていく。これらの連携を実践した事例については地域ケア会議等で課題を共有し地域課題を検討していく。

また稼働世代の負担を軽減し、介護離職を防ぐためにも稼働世帯の負担を軽減できるように世帯全体をアセスメントし支援を進めていく。

《アウトリーチ活動》

昨年度はコロナ禍において困難を抱えていながらも SOS を発信できない世帯を発見するために、民生委員と「気になる人」の懇談を行った。その際は全日程に会長も参加して下さり、民生児童委員協議会の前の時間を利用することで民生委員側の負担を極力減らすよう配慮した。感染対策により民生委員自身も訪問ができず気になっていた事例について情報を共有し、包括支援センターが訪問をするなど、アウトリートを行った。この懇談を重ねることで、一人一人の民生委員が抱えるケースを共に考えることができるため、会長からも次年度もぜひ継続して実施したいとのお話を頂いた。今年度も懇談を重ね、共に気になるケースを支援していく実践を重ねていきたい。

今年度、新型コロナウィルス感染がどのように終息し地域行事がどのように展開できるか現段階では不明であるが、ミニデイ、グリーンハイツミニデイ、グリーンハイツお茶のみ会、地域のコミュニティカフェ、オレンジカフェ等再開され次第センター職員も参加し、アウトリーチを行うことで総合相談に積極的につなげていく。

《専門性の向上と自己研鑽に向けて》

総合相談に対する対応力を高めるため、昨年は感染予防のため研修規模を縮小し、所内や近隣法人内の事例検討会や研修参加を重ねてきた。今年度も所内で三職種が持ち回りでテーマを担当し、レクチャーをする計画を立てている。三職種の専門性を生かし学びあい、実践力を高めていく。また引き続き法人内の事例検討会を重ね、関係機関と共に実践力を身に着けていく。

すべての相談において、利用者の生活背景や価値観、生活史を把握することは必須であるが、利用者が生きてきた地域の歴史を知ることは、利用者を丸ごと把握するためにも必須である。二和・八木が谷地域包括支援センターは開設以降、地域の歴史を知るための地域支援者との懇談会や、地域の有志団体との懇談を重ね、その中でその地域の歴史を把握してきた。今年度も地域分析を行い、地域を俯瞰する目とともに、その地域で生活を重ねてきた利用者一人一人の生活の歴史を捉えることができるように所内で知識を共有し学んでいく。

権利擁護業務 (介護保険法 115条の45第2項第2号)

※高齢者虐待関係以外(判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等)

《判断力を欠く常況にある人への支援》

8050 問題など、高齢者世帯と子ども世帯がともに権利擁護の観点で支援が必要であるケースに昨年度も多く対応をした。親世代の相談を入り口として、家族全体をアセスメントし、子ども世代の支援者とともにチームで対応することを継続していく。必要に応じ専門職のみのカンファレンスや、地域の支援者も含めた個別ケア会議を重ね、支援者間の情報と方針を共有し、一つの機関が抱え込むことなく支援を展開できるように今年度も取り組んでいく。

このようなケースに個別ケア会議は有用であり、個別ケア会議を実施することで、民生委員をはじめとする地域の支援者が「気になるがどこに繋いだらよいか分からない。」という世帯への支援方法や役割分担をすることができている。個別ケア会議等の実践を地域ケア会議で共有し、家族全体として支援を必要としている世帯の気づきのアンテナを高め、繋いでいただけるように地域ケア会議でも事例を通したミニレクチャーを計画していく。

お金が無くても、親族がいなくても、判断力が低下しても、権利と尊厳を守り、最期 までその人らしい生活が守られるように支援をしていく。

貧困や負債等金銭課題を抱えている高齢者の支援、子どもや支援を得られる親族が無い高齢者の支援、判断力が低下して金銭管理や日常生活に支障が生じている高齢者、親亡き後の障害のある子どもの支援を悩む高齢者に対しては課題を一緒に整理して、子どもの権利擁護の関係機関に繋ぎます。

介護支援専門員に対しては、権利擁護(法定任意後見、日常生活自立支援事業等)に関する制度を伝え、悩んだときは共に考え、先を見越した支援やセスメントにおける視点を伝えていく。

市民に対しても、センターの権利擁護の相談窓口としての役割の周知できるよう、 通行する人が手に取れるようセンター前に資料を設置、地域の支援者への案内、地域ケ ア会議での事例提示し、気づきの視点を持ってもらい早期に包括支援センターにつない でいただくよう働きかける。

親族、本人申立ての支援、介護支援専門員や本人家族や地域の支援者への情報提供と専門機関への繋ぎを引き続き実施する。市長申立てを行った事例はまだ無いが、事例が生じた際は迅速に直営センターに相談を上げ、適切な対応を実施する。

《消費者被害》

消費者被害の典型事例についてはタイムリーな話題をセンターの立地条件を活かし、 屋外壁面へ掲示し広報を継続的に行った。センター隣の店舗の開店を待つ高齢者や、臨 時移設していた船橋健康ポイントで来訪するなど、これまで、地域包括支援センターの 窓口を利用しない層にも広報することができた。様々な社会情勢により、あらゆる詐欺 被害が生じたことから、1週間ごとに啓発する掲示物を張り替えるとともに長期的に啓 発が必要な情報においては、継続して掲示することを意識し周知を図る。

地域ケア会議メンバーに対しては会議ごとに最新の詐欺に関する情報を提供しており、今後も継続する。またコロナ禍休止している地域の活動(ミニデイやお茶飲み会、認知症カフェなど)再開の際には、その場を利用し、消費者被害防止について情報を発信していく。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 (介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 3 号)

一人一人の高齢者の状況に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現していくために地域における連携、協働ができる関係性づくりや、介護支援専門員に対する支援を行っていく。

昨年は介護支援専門員が地域で気軽に事業所を超えて交流し、相談ができる場づくりのために「ケアマネカフェ」を企画したが、新型コロナウィルス感染症蔓延下のためにより対面式のものは中止とした。今年度感染状況を注視しながら、感染対策を講じた方法で開催企画していく。また、昨年同様オンラインによる開催も実施する。

また、昨年度、地域ケア会議への介護支援専門員のオブザーバー参加は感染予防のため め昨年は実施できなかったため、今年度は感染状況を見極めつつ、地域ケア会議メンバーと相談しながら実施を検討していく。

圏域内の直営地域包括支援センターと介護支援専門員協議会の地区担当役員と協働 して行う地区の介護支援専門員研修会の計画にも参加し、地域の介護支援専門員ととも に学ぶ企画を行っていく

圏域内の直営、委託包括、介護支援専門員協議会地区担当役員と圏域内に事業所がある介護支援専門員を対象とした研修会を開催企画していく。

市内地域包括支援センターと介護支援専門員協議会が企画開催の共催研修は、今年度は西部地区、北部地区の地域包括支援センターの主任介護支援専門員と介護支援専門員協議会役員とで協同し介護支援専門員、主任介護支援専門員向け研修会を開催企画していく。

民生委員をはじめとする地域の支援機関と介護支援専門員から顔の見える関係、連携できる関係づくりをしていきたいと両者より要望が出ているため、WEB等を含め感染予防対策を講じながら実施をしていく。地域の支援機関と介護支援専門員が繋がることで、個別ケア会議や個別ケース課題の共有、課題解決に向けた支援、連携に繋がると考え開催企画していく。

毎年あらゆる災害が起こり、ケアマネジメントにおいても災害対策を介護支援専門員が一人で抱え込むことがないよう、家族や地域と繋がるように支援をしていく。

地域ケア会議推進業務(介護保険法 115 条の 48)

○全体会議(定例会)について

今年後も年6回を予定している。地域ケア会議を主体とした講演会の開催も感染状況

を鑑みながら対応方法を検討していく。昨年同様地域ケア会議としてのアクションプランを作り、毎回会議の中で進捗状況を確認し取り組むこととし、今年度のアクションプランは以下の通りである。

- (1) ケアマネジャー、民生委員、地域機関とのつながりの強化 具体策:
- ① 民生児童委員協議会前のケース懇談
- ② 可能な範囲で WEB を使用した、地域とケアマネジャーの交流の場の企画
- ③ 双方向のやりとりが可能となる地域ケア会議広報の工夫
- ④ 8050 問題を抱える事例への気づきと対応、つなぐ必要性
- ⑤ 地域課題を踏まえた資源マップの作製
 - (2) 高齢者を支えるまちづくり

具体策:

- ①災害に関する講演会の開催(感染状況を鑑みて企画)
- ②災害時情報共有に役立つあんしん登録カードをケアマネジャーにも広げる
- ③災害用社会資源マップを活用し災害を想定した対応策の勉強会など
- ④地域ケア会議構成員の災害ネットワークづくりの検討

〇個別ケア会議について

昨年度同様、高齢者の事例のみならず、8050 の事例や、権利擁護に関する事例など 多問題を抱える世帯への支援方針の共有を図るため実施をしていく。また八木が谷在宅 介護支援センターとともに関わる事例について個別ケア会議開催を支援していく。個別 ケア会議を地域ケア会議に報告し、地域ケア会議に介護支援専門員がオブザーバー参加 をすることで、個別ケア会議に参加したことがない介護支援専門員にも個別ケア会議の 内容や有用性を伝え、参加する機会を増やせるようにしていく。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

昨年は6回の会議中、3回が書面会議となったため、構成員が十分に課題や実践を交流する機会を作り出すことはできなかった。書面会議では多くの意見が寄せられたためそれらをとりまとめ、報告したが、書面による双方向のやり取りにはタイムラグも生じ、タイムリーな話題とはなりづらかった。しかしながら、地域ケア会議を「地域ケア会議だより」として書面で関係機関へ広報することを継続した結果、地域の薬局より会議参加希望のご連絡をいただき、地道な広報活動の必要性を実感することができた。今年度は介護支援専門員も含め、参加を希望する機関への要望に答えつつ、地域課題解決に資するよう、報告事項だけでなく構成員が主体的に参加できるよう、構成員同士のミニレクチャーを会議内で設けるようにしていく。引き続きケア会議だよりにて、民生委員、介護支援専門員、地域の医療機関、薬局等に広報を行う。

地域ケア会議を主体とし、地域支援者と介護支援専門員との交流会を開催して顔の見

える関係性をつくっていく。

地域ケア会議において抽出された地域課題に対しては、地域ケア会議の中で課題解決を協議していくが、高齢化の進んだ地域では解決しえない課題も多い。後者においては必要に応じて行政へ報告し、公的な課題として提言していけるよう協議の中身を充実させていく

認知症総合支援業務(介護保険法 115条の45第2項第6号)

○関係機関との連携・ネットワークの構築

個別ケースを通じて、関係する専門職や地域の支援者とともに『つながるネットワーク』を構築していく。新型コロナ禍であり困難な面もあるが、顔の見える関係づくりを努め、スムーズに連携ができるように体制を整える。個別ケア会議を開催することで、インフォーマル、フォーマルサービスの支援者を繋ぎ、地域全体で支援できる体制づくりを行う。

地域で展開されている認知症支援(認知症カフェ等)の支援者と専門職を繋ぐことができるよう、介護支援専門員の方々へ認知症カフェ情報などの周知を行い、地域と専門職とのネットワークづくりを行う。

医療機関からの支援は、療養生活をする上で不可欠である為、必要時は医師や看護師、 相談員と直接面談し、情報共有と課題解決に向けた取り組みを行うなど、医療機関との 連携がスムーズに行えるように、今後も努めていく。

住民・介護支援専門員の方々より、医療・福祉に関わるサービス先について照会がありニーズが高いと判断した際は、関係機関に直接連絡を取りながら情報を集約するなど、連携をしやすい環境づくりを行っていく。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発(認知症カフェの立ち上げ支援を含む)

1、認知症サポーター養成講座

昨年度コロナ禍において開催できなかった認知症サポーター養成講座の開催を自治 会や企業等に働きかけ、感染状況を鑑みて開催を支援していく。

2、認知症カフェ

地域の認知症カフェ主催者と連携を図り、再開可能となった際には普及啓発へと支援をしていく。また、再開できない際にも認知症カフェを心の支えとしていた参加者に対しての支援策を主催者とともに協議し具体的に検討をしていく。センター職員が個別連絡をする承諾を得ている方々に対し、個別支援を行う。広報誌を活用しながら、掲示板機能として近況報告をしていただくなど、孤立予防に務めていく。

3、地域住民への普及・啓発

新型コロナウィルス感染症の終息状況を注視しつつ、近隣ドラックストアを利用する 多世代への啓発活動の開催を検討していく。そして、子どもを対象にしたレクリエーションを企画し、親子で楽しみながら『認知症に対する知識』を得ることができる場所を 地域支援者と共に創設していく。地域各所に包括支援センターの事業案内パンフレット設置協力は継続していく。

〇地域での見守り体制の構築(徘徊模擬訓練の実施支援を含む)

1、徘徊模擬訓練

昨年企画をしていたが感染予防のため実施できなかった為、ミニデイ事業を通して小規模の徘徊模擬訓練を、感染状況を注視しながら実施を検討していく。

2、地域支援者の構築

地域ケア会議等における見守り体制の構築状況は、包括だより、地域ケア会議だより を通じて居宅介護支援事業所、民生委員、近隣医院や薬局、接骨院、歯科医院、自治会 などへ周知を行う。

総合事業の介護予防ケアマネジメント (介護保険法 115 条の 45 第 1 項第 1 号二)

○事業対象者を判定するための基本チェックリストの実施

総合事業のサービスを希望する方に対し、事業対象者に該当するとアセスメントの上 判断できた場合、事業対象者としてサービス利用をする際のメリットとデメリット、必 要に応じて介護保険申請が可能であることを十分に説明したうえで、ご本人の自己決定 を尊重し、利用につなげている。船橋市版アセスメントシート実施後、速やかに3職種 で判定会を行い、早期にご本人のニーズや生活をサポートできるよう支援し、状態の改 善を図れるようにする。

○多様なサービスの活用

インフォーマルな社会資源情報は、地域ごとにマップでとりまとめ、地域ケア会議構成員とケアプランを委託している居宅介護支援事業所に配布した。介護支援専門員からは「このようなまとまった資料が欲しかった」との感想をいただき、追加で配布を希望する方もいた。これらの情報は定期的に情報を更新し改めて配布・周知する予定である。またこれらのインフォーマルな資源や具体的な情報も、「ケアマネカフェ」や「地域とケアマネ交流会」等を通し発信する。介護支援専門員が多様なサービスを活用できるように周知する。生活を支える具体的事例を伝え、介護支援専門員が支援に役立つように伝えていく。

また今年度は活用していただいた介護支援専門員等へアンケートを行い、効果測定を行う予定である。

○総合事業の普及啓発

北部地域には介護サービス事業所自体も多くはなく、総合事業に対応するサービス事業所も人材不足もあり受け入れ事業所を探すには厳しい状況にある。介護支援専門員から相談を受けた際には共に受け入れ先を探す等していく。圏域の地域の人口動態を見ると、今後高齢化率の上昇とともに、特に後期高齢者の増加が見込まれており、ますますサービス需要は高まることが予測される。早期に総合事業を利用し自立した生活を送る

ことにより、要介護状態への悪化を防ぐことができる大切な時期であるため、地域の介護支援専門員とともに受け入れ先を探せるよう取り組んでいく。

事業計画書(重点事業等)

(令和3年度)

重点事業:権利擁護業務(介護保険法115条の45第2項第2号)

- ※高齢者虐待関係
- ○早期発見·早期対応

《センターにおける虐待対応》

虐待通報及び虐待等が疑われる相談を受理した時は、市の高齢者虐待防止対応マニュアルに基づき、迅速に対応を実施する。虐待発生時は通報機関や相談者等と十分に連携しつつ、早期に事実確認及び対応の協議を実施し、高齢者及び養護者の支援を実施していく。

《直営センターへの相談と連携》

委託センターのみでは対応が困難なケースに対しては、直営センターに随時相談を行う。また、緊急性が高い事例に対しセンター内で様々な対処を講じた結果、やむを得ない措置入所や緊急 SS ネットワーク利用以外の選択肢の手配が困難と判断とされた場合は、速やかに直営地域包括支援センターへ報告の上対応を協議し、適切な対応ができるよう努める。

《早期発見に向けての対応》

昨年は、警察や介護支援専門員からの通報の他、民生委員や高齢者自身からの相談もあった。高齢者が民生委員や友人に相談をした際、「地域包括支援センターに相談をしたら」と助言を受けての事であり、民生委員や地域住民において、虐待に関する窓口としての包括支援センターの機能が徐々に周知されてきていると言える。また民生委員からは「疑い」の段階での早期相談も繋がるようになってきている。

地域と連携して見守り体制を構築し、早期発見・早期通報につながる地域づくりを 目指し、昨年度は地域の支援者向けの虐待に関する啓発パンフレットを二和地区地域 ケア会議主体にて作成した。今年度はパンフレットを活用し、地域ケア会議と共に啓 発活動を拡大していく。八木が谷地区においても、八木が谷地区地域ケア会議主体で 同様のパンフレット作成・普及を企画しており、後方支援を行っていく。

二和・八木が谷両地域ケア会議において、昨年同様虐待に関する事例検討やミニレクチャーを実施し、構成員が早期発見できるよう普及啓発を実施していく。

コロナ禍において介護支援専門員自身の訪問も制限される中、専門職としての早期 発見・早期対応を意識する必要性が高まっている。介護支援専門員に対しても、虐待・ 権利擁護に関する研修について感染状況を鑑みながら、実施を検討していく。

《最近の傾向》

最近の傾向として、緊急性は高くないが認知機能の低下より被虐待者からの事実確認ができない事例、養護者が精神疾患を患っており養護者自身の支援を並行して行うことが必要な事例、虐待という認識のないセルフネグレクトケースなど、すぐに解決に至らないケースが増えている。

○関係機関との連携及び役割分担

《他機関との協働》

虐待事例によっては、高齢者だけではなく同居の子ども世代への支援が必要であるケースも多い。親世代と両輪で支援ができるよう、ふらっと船橋や保健と福祉の総合相談窓口さ一くる、及び北部保健センターと連携を図り、世帯丸ごと支援を意識しながら、課題の解決を目指す。

《介護支援専門員へ支援》

地域の介護支援専門員が早期に虐待に気づき、センターに早期に相談ができるように、「ケアマネカフェ」や「地域とケアマネジャー交流会」を企画し、日頃から相談できる関係性づくりと共に、啓発活動を行う。

《地域住民、自治会へのアプローチ》

今年度は地域住民への虐待防止の啓発活動を広げるため、まずは自治会長や自治会と協議を行う。その際、昨年地域ケア会議にて作成した虐待啓発パンフレットの活用をする予定である。

《多世代への啓発》

新型コロナウイルス感染対策のため外出を控える、リモートワークの普及により家庭内での精神的ストレスや介護負担が増加している。虐待に至る前に早期相談に繋がるよう、稼働世帯や子ども、孫世代へもセンターの存在を周知することが必要であり、今年度はそれらの世代に対しての啓発活動を取り組む予定である。

《地域の支援者への啓発活動》

昨年八木が谷在在宅介護支援センターとともに、民生委員に向けて「包括・在支合同だより」を年2回発行した。個人が特定されない形で具体的に地域と連携をして対応をした事例を盛り込み、新任の民生委員にも、在宅介護支援センター、地域包括支援センターとともに行う支援が具体的にイメージできるように情報発信をしてきた。今年度もこの合同ニュースを展開し、その中で虐待等を含めた介護負担が生じているケースへの支援展開などを伝え、センターに繋いでいただけるよう啓発をしていく。

○センター内の体制

《職員体制》

虐待通報を受理した際は、三職種でチームを組み特定の職種、職員に負担が集中しないように職員全体で役割分担を行う。個人情報の取り扱いには細心の注意を払いながら、対応方針をセンター内で共有し、統一した対応ができるようにする。二人以上の体制で支援を展開し、常に複数の職員が対応できるようにしていく。

警察からの通報や照会に関しては、必ず折り返し連絡を取り個人情報の取り扱いには十分に注意を払う。

県や介護支援専門員協議会等の主催する研修には Web も含めて積極的に参加し、所内で共有をしていく。直営地域包括支援センターの助言を受けて対応をした事例など

は、次回に活かせるように所内でマニュアルを作成し、センター内で共有をする。

《心身の健康管理》

毎年法人規定の職員健診を実施する。メンタルヘルスに関しては、年1回のストレスチェックの他、法人管理職との面接を年1回行い、必要に応じて、個別に相談面接を随時実施する体制をとっている。またコロナ禍において新たなストレス状況にあるため、昨年はさらに追加のメンタルヘルスチェックを行い所内保健師が労務負担も含めてアセスメントを実施した。これらのチェックや面接を通し、必要があればカウンセリングを行う等体制を法人として整えている。虐待相談は昨年後半から徐々に増えており、コロナ禍の情勢の中今年度も減ることはないと予測される。心身の体調を整え業務にあたることができるよう、体制を整えていく。

センター事業

《地域とケアマネジャー交流会》

コロナ禍の感染対策のため昨年は実施できなかったが、地域ケア会議構成員、介護支援専門員両者より開催をして欲しいとの要望が多数寄せられた。感染状況を見ながら WEB 等の工夫を行うことで開催を企画していく。

《潜在的ニーズ把握のための民生委員懇談会》

昨年に引き続き、民生児童委員協議会の会議前の時間を用い、小人数の民生委員と 地区社協等地域の支援者とともに、「気になる方」について情報を共有し、連携した支 援を展開できるようアウトリーチを行う。

《ケアマネジャー向け学習会・ケアマネカフェ》

昨年 WEB にて学習会とケアマネカフェを実施してきた。今年も感染予防のため WEB にて実施をする。

《社会資源マップの展開》

- ・昨年度まで様々なインフォーマル資源や防災対策マップを作成し、地域の支援者や 介護支援専門員へ配布普及を行ってきた。今年度は、前年度に作成したマップの点検 を行うとともに、その活用を再度介護支援専門員へ案内していく。また実際の活用結 果について効果測定を行う予定である。
- ・3年計画で実施している防災対策に関するマップは、今年度が3年目となる。防災対策と災害時に具体的に活用できるよう、介護サービスを利用し介護支援専門員がいる高齢者を対象とするタイムテーブル・フローチャートを計画している。活用に際しては、高齢者と介護支援専門員と共に作成することを想定しており、民生委員等の地域の支援者や地域住民とが繋がるきっかけともなるよう考えている。
- ・今年度は新たに、交通手段に苦慮する高齢者向けに、地域の移動手段を掲載したマップを作成していきたい。

《地域アセスメントの展開》

地域分析をより深める為に、生活支援コーディネーターと懇談会を展開し、これまでの自治会、民生委員からの情報をもとに地域アセスメントを行う。また、日頃の総合相談から抽出される個々の事例に共通した課題を抽出し、地域アセスメントを行う。そこから抽出された課題を地域ケア会議で共有し、課題解決に向けて地域と協力をしていく。それらの取り組みを積み重ねた結果、地域で解決が困難と判断される場合には、市として取り組むべき課題として問題を提起していく。

事業報告書 (概要)

(令和2年度:第4四半期終了時)

総合相談支援業務(介護保険法 115条の 45 第 2 項第 1号)

当年度の総合相談対応として、電話や来所による新規の相談が、計320件。継続ケースの支援も含め、延1,882件の相談対応を実施した。

受け付けた相談に対しては、三職種で共有し、緊急性を判断の上で支援方針を決め、 速やかに対応している。他機関へつないだケースは、その後の結果を確認し、つなぎが 適切であったかどうかも振り返った上で、対応終結としている。

また対応の結果、制度利用等へつなぐことなく相談ごとが解決したケースも、一旦「保留」扱いとし、一定期間後にその後問題が無いか等を把握し、継続的なフォローの要否を確認している。

当圏域は交通の便が悪い地区も多いため、これまでも当センターとしては、相談を待つのではなくこちらから地域へ積極的に出向いていくことで、総合相談窓口としての役割を果たすべく、アウトリーチ活動に注力してきた。

しかしながら当年度は、新型コロナウィルスの影響により、地域活動の多くが休止となり、相談窓口につながり難い高齢者が問題を抱えたまま潜在化する懸念が生じた。

その中で模索したアプローチのひとつとしては、前年度までの地区のサロンでの健康 相談の個人記録や団地高齢者の見守りリストを元に、虚弱気味の高齢者へ声掛けを行 い、必要に応じて、民生委員等と情報共有や同行訪問を行った。

また、市内の買物不便地域に赴いているイオン訪問販売に着目し、小室地域・楠が山地域については、買物客の多くが高齢者で、サロン等に参加していた高齢者の様子も窺えることから、両地区の訪問販売に毎月顔を出し、気になる様子の方へ声を掛けたり、希望者に血圧測定や健康相談を行った(年間 26 回)。

その他、新たな場としては、豊富地区社協の拠点事業「カフェきらら」が9月に小室にオープンし、センターとしては、カフェにおける個別相談への協力を開始。生活支援コーディネーターとの連携は一層強まったと感じている。

権利擁護業務(介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 2 号)

* 高齢者虐待関係以外(判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等)

権利擁護に係る相談業務として、成年後見関係の相談対応(訪問等を含む継続支援を 行ったケース)が、当年度は実人数 11 件。市長申立ては、当年度は 1 件発生したが、 途中で中止となった。適宜直営センターの指示を仰ぎ、支援を進めている。 権利擁護に関する相談対応においては、当該高齢者の尊厳保持を優先した上で、関係 専門機関との連携協働に努めている。

成年後見制度につなぐ際は、当該ケースにとっての最善を総合的に勘案し、市長申立 てのみに頼らず、可能な限り本人申立てや専門機関への申立て依頼の可否を検討し、対 応している。

当年度の具体例としては、過去の虐待ケースの家族が後見人を必要とする状況となり、家族申立てを支援して障害者後見の専門機関へつないだケースの他、認知症独居で身内が遠方の兄妹のみのケース、子供のいない高齢夫妻の一方が悪性疾患で残される配偶者に認知症があるケースを、司法書士等の専門職へ速やかにつなぎ、早期の後見人選任に至っている。

地域住民へ向けた、後見制度の周知や消費者被害防止の啓発については、老人会や民協などで新しい情報の提供に努め、センターだよりの2月号では、コロナ関連の詐欺被害について注意喚起を行った。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 (介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 3 号)

当年度の居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)からの相談件数は、65 件。必要に 応じ、同行訪問を含めた継続的なフォローを行っている。

これまでは、地区のケアマネ勉強会を定期的に開催してきたが、コロナ禍での対応として、8月に参加メンバーの居宅ケアマネジャーへアンケートを行い、ケアマネが感じている現状の課題等を共有した。その後、準備を経て、3月に Zoom での情報交換会を実施した(詳細は事業報告書(重点事業等)の「センター事業」に記載)。

ケアマネジャーへの個別支援としては、コロナ禍でもでき得ることとして、利用者ご との関係者の支援ネットワークづくりを、ひとつひとつ重ねることに取り組んだ。

具体的には、包括からケアマネへつなぐケースについては、積極的に個別ケア会議を 実施してケアマネと地域の関係者を結び付けたり、民生委員から情報が上がったケース があれば、大きな問題が無くても、ケアマネに参加を求めてケア会議を設けたりした。

当年度、担当ケアマネの参加を得た個別ケア会議は4件。

会議後には、民生委員・ケアマネの双方から、互いの関わりや活動を具体的に知ることができ、安心材料が増えた等の感想が聞かれ、別ケースの支援にも、波及効果が期待できる。

一方、ケアマネジャーに関連する地域課題として、小室地域の「ケアマネ不足」がある。予防プランとなると、介護プラン以上に、近隣市を含めても、委託先を見付けるのに苦慮する状況にある。自前プランは小室地域の利用者優先としたり、近隣市のケアマネ事業所とも関係構築を図ったり等、現場レベルで対応に努めてはいるが、行政へも上

げていくべき課題かと捉えている。

地域ケア会議推進業務(介護保険法 115条の 48)

○全体会議(定例会)について

当年度は、12月のみ対面にて会議を実施し、他の3回は書面会議となった。

既知の地域課題については、以下の継続的な取り組みについて、会議で共有を図り、 その対策に取り組んでいる。当年度は、コロナ禍における新たな地域課題も抽出された。

- *課題① 小室団地の高齢化と団地高齢者の孤立傾向。
 - ・対策…団地高齢者の見守りマップと見守り体制づくり。
 - ・目的…地域とのつながりが希薄な高齢者が、相談につながらないまま深刻な事態 に陥ることを防ぐ。
 - ・取組・A棟(賃貸棟)及びB棟(分譲棟)について、居住高齢者をマップ化。 見守りメンバー(民生委員及び町会関係者)と情報を共有し、声掛けや訪問活動を行う。
 - ・経過・・コロナ禍で、メンバーとの情報交換は、メール・電話等で随時行った。 A棟は、閉じこもりがち高齢者の地域参加の受け皿として、町会長との連携の下、町会と共催で介護予防教室を実施。 B棟は、民生委員が交代したが、新任者の賛同も得られ、前任者も当面は
 - B棟は、民生委員が父代したが、新任者の賛同も得られ、前任者も当面は 引続きメンバーとして関与してくれる体制。
 - ・今後…上記に加え、小室団地は A・B・C棟とも、必要時の一定の情報連携に対する管理事務所の理解が得られている。小室の商店(地域内唯一のスーパー)にも、高齢者の見守り等に、大変協力頂いている。

その他、郵便局・銀行・コンビニ等へも、必要時の見守り協力を求めている。12月より「地域見守りネットふなばし」の協定に加わった小室の牛乳 宅配企業へも、センターだよりを届ける等、働きかけに努めている。 引き続き、体制の拡充を図りたい。

- *課題② 独居や高齢世帯で暮らす認知症高齢者の増加。
 - 対策…幅広い世代の地域住民に認知症の理解を広げる。
 - 目的・認知症高齢者を含め、支え合いで暮らし続けることができる地域づくり。
 - ・取組・全体会議において認知症事例の報告や検討を重ね、皆で問題意識を共有して、各所属団体における対策検討の推進を図る。

徘徊訓練の意義を皆で共有し、地区内での小規模な訓練の展開を図る。

・経過・個別事例の検討については、書面会議においても、有意義な意見集約ができた。徘徊訓練については、各委員につながりのある実施先の候補につい

て、意見を集めた。具体的には、小室地域の若い住民の多い新しい町会へ働きかけを始めた。

- ・今後…当年度はコロナにより、人を集めるイベントが実施できなかったが、取り組む気運が消沈してしまわないよう、関係者への意識啓発や今後のイベント開催に向けた検討は積極的に続けていく。
- *課題③・・圏域では総合病院を利用する高齢者が多く、身近な医療が希薄。
- ・対策…総合病院・在宅医療・リハビリとの連携強化。
- ・目的・・圏域における地域包括ケアシステムの推進。 受診難高齢者を減らす。
- ・取組・・圏域の総合病院等との連携を強める。
- ・経過…当圏域には個人医院が殆ど無く、ケース支援においては、病院・包括間での 密な連携に努めている。

また、個別支援におけるリハビリ職の関与の有効性について、12月のケア会議の中で、自立支援型ケアマネジメント推進事業の情報を共有した。 医療機関との協働で続けてきた地域活動は、当年度はコロナで休止。

- ・今後・・次年度は改めて協働での地域活動を再開し、その連携等を通じ、包括ケア システムを強化していきたい。
- *コロナ禍での課題④…長引く自粛による、高齢者の心身の機能低下
- ・対策・状態変化の見守りや早期の個別フォロー。活用できる資源の情報発信。
- 目的・コロナ終息を迎えるまでの間、廃用性の心身の衰えを食い止める。
- ・取組・・地域の虚弱高齢者の見守り・声掛け活動における連携(見守りチェックリストの活用)、コロナ禍でも利用できる社会資源の情報の共有。
- ・経過…12月の対面会議では、まずは情報を交換し地域の高齢者の実情を知ることが 大切との意見が上がり、3月の書面会議で、その後の状況変化や各所の取組 みについて共有を図った。
- ・今後…コロナ終息後を見据えた各種活動との連携強化と共に、今回の経験を、将来 的な災害発生時の対策の検討に活かしていきたい。

☆対面会議後には、会議の要旨をまとめた「豊富地区地域ケア会議だより」を発行。

○個別ケア会議について

コロナ禍においては、気になる高齢者へ早期に介入し、丁寧な個別支援を行っていく

ことに一層注力する必要性を感じ、必要随時の個別ケア会議の実施に努めた。

当年度は、9件の個別ケア会議を実施し、ケアマネジャーの参加を積極的に求めた。 結果として、ケアマネジャーと民生委員が、互いの活動を知り合い、関係づくりがで きた。一時の顔合わせで終わらないよう、会議後の経過の共有にも努めている。

当年度では、多問題世帯を対象として、医療機関及び市外の障害者の支援機関等と広く連携を図った事例もあり、会議を経て、以降の支援が円滑に進められた。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

地域課題に対する取り組みは、前述のとおりである。

豊富地区には、高齢者施設が多く点在し、高齢者人口や高齢化率が、必ずしも在宅 高齢者の実態と一致していないことから、町ごとエリアごとの地域特性や高齢者の実情 に合わせたアプローチを検討している。

また当年度は、ケア会議主体の講演会がコロナウィルスの影響により中止となり、次年度へ企画を持ち越した。高齢者に身近な法律問題をテーマとした講演会を行う予定でおり、次年度の日程は決定済み。「知っておきたい 日常生活に潜む法律問題(仮)」と題して、地域づくりの一助となるイベントを実施したいと考えている。

認知症総合支援業務(介護保険法 115条の45第2項第6号)

○関係機関との連携・ネットワークの構築

*認知症支援における医療との連携が一層求められる中で、開業医の少ない当圏域においては、近隣の各病院等と、次のような連携を図っている。

「船橋北病院]

- ・病院スタッフ対象の認知症サポーター養成講座の依頼を継続的に受けている。当年 度も4月に実施予定であったが、コロナの影響により延期。
- ・認知症等ケースの受診・入院等の対応に際して、連携を図る場面が増えている。「セコメディック病院」
- ・認知症高齢者が受診した際など、病院側から包括の関わりについて照会が入ること も多く、その後の対応も随時連携が図れている。

[近隣市の精神科病院や総合病院]

・しのだの森ホスピタル、秋元病院等とは、認知症高齢者の入院治療の相談に際して、 随時の連携あり。特に小室地域のケースは、白井市の病院等とも、照会や対応依頼など の連携が多くある。

[小室地域の個人医院]

・定期受診が無い認知症高齢者の介護保険主治医意見書の取得に困った際、小室の個人医院へ相談し、支援対応への理解と協力をいただけたケースあり。

*地域の関係諸団体との連携について

地区社協や、町会・自治会・老人クラブ、地元スーパーやコンビニ、ふなばしメグスパ、団地管理事務所、金融機関等と、顔の見える関係の維持に努めた。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発(認知症カフェの立ち上げ支援を含む)

*各種団体を対象とした認知症サポーター養成講座の実施

地区社協の子育てサロン等、依頼を受けていた講座はコロナにより延期となり、当年 度の講座実施は1回。

認知症カフェも、当年度は開催が休止され、具体的な活動支援はできていない。

*認知症サポーターのフォロー

小室地区の登録サポーター(過去の講座受講者)約100名に対して、コロナ禍での高齢者の見守りへ協力を求めるため、11月に「豊富小室認サポ通信」第12号(通算)を発行。通信には「高齢者見守りチェックリスト」を掲載し、具体的な見守りのポイントを改めてお知らせした。併せて、市の「認知症安心ナビ」等の資料を郵送。認知症の方の応援者としての意識を持ち続けてもらえるよう働きかけた。

〇地域での見守り体制の構築(徘徊模擬訓練の実施支援を含む)

前項「地域ケア会議推進業務」に記載したとおり、団地高齢者の見守り体制づくりや 徘徊訓練の地区内での今後の展開に向けた検討を進めている。

当年度においては、地域づくりに若い力を取り込むべく、小室地域の新しい町会へ働きかけを行った。その結果、コロナで日程は延期しているが、いずれ町会の役員会で講話をさせてもらえる予定である。包括の活動や認知症に関する説明と、徘徊模擬訓練の紹介を行う予定であり、今後町会単位での訓練の実施につながればと考えている。

事業報告書 (重点事業等)

(令和2年度:第4四半期終了時)

重点事業:権利擁護業務(介護保険法115条の45第2項第2号)

* 高齢者虐待関係

虐待相談対応件数は、当年度実人数で12件。

〇早期発見 · 早期対応

豊富地区は、多世代同居世帯の高齢者が比較的多い一方、近所や親戚の目を気にして家庭内に問題を抱え込む風土が根強いことから、隠れた虐待が進行するリスクも高いと捉えている。そのため、地域住民に高齢者の介護等に対する理解を広め、気になる高齢者が早期に発見できる地域づくりを進めている。

具体的には、介護サービスの利用に対する抵抗をなくし、気軽に窓口に相談してもらえるよう、介護保険等の制度の分かりやすい説明や相談窓口の周知浸透に努めている。センターの存在を知らせるのみに終わらせず、相談内容の秘密が守られることや、包括として実際に何の支援ができるのかなど、相談したい当事者の不安や不信がなるべく払拭されるよう、丁寧な説明を心掛けている。

コロナ禍での虐待の早期発見には、特に民生委員との密な連携が欠かせないことから、豊富・坪井の両地区の民協において、社会福祉士職員による虐待防止の独自の講話を実施(豊富地区 10 月・坪井地区 12 月)した。昨年度に交代された新任民生委員もいることから、講話の冒頭で高齢者虐待に関する基本的な知識をクイズ形式で投げかけ、各自の知識を再確認してもらいながら、具体的な説明につなげた。

地域住民への働きかけとしては、センターだより6月号に「介護疲れや認知症が不適切な介護につながる」という記事を載せ、2月号には「高齢者見守りチェックリスト」を掲載。圏域の全ての町会・自治会等へ配布し、高齢者への見守り意識の啓発に努めた。

虐待の疑いや心配があるケースについては、迅速な個別ケア会議の実施も含め、個人情報に配慮した上で関係者との情報共有を適切に行い、注意深く継続的な見守りやフォローを行うこととしている。養護者支援を含めた虐待予防アプローチにあたり、常に職員間でケースの状況変化と支援方針を共有している。

○関係機関との連携及び役割分担

虐待通報を受理した際は、まずは当センターとしてでき得る情報の確認や対応の役割分担を迅速に行った上で、適宜直営センター及び本課へ報告を行い、必要に応じて個人情報の提供を仰ぐと共に、対応方針についての助言を求めている。

当年度は以下のような連携事例があった(具体的詳細は、第3四半期の報告に挙げたとおり)。

- ・在支専従相談員との協働により、圏域の事業所と速やかに連携が図れ、住民からの 情報収集も円滑に進んだ事例。
- ・万一の分離保護に備えて、予めショート事業所へ相談を掛けておいたことで、即時 に保護できた事例。分離後、ケアマネ・後見人・ショート施設の協力の下、養護者と の面会までに至った。
- ・突如の養護者不在から保護に至ったが、万一に備え事前に医療連携を図っていたことで、円滑に主治医の協力が得られた事例。警察や関係医療機関と、度々情報連携を図って、対応を進めた。
- ・過去に虐待が絡む事情があったケースで、地域の主任ケアマネジャーへ担当を依頼し、密な連携を図って対応。

虐待ケースに限らず、養護者が介護以外の様々な課題を抱える世帯への支援場面が増えている。医療・精神保健・障害福祉・家計管理・引きこもり等に関する支援機関との幅広い協働は不可欠であり、現場では、お互いが主体的に役割を果たしていく姿勢が求められると感じている。

〇センター内の体制

当センターの人員体制として、虐待対応に関する職員の経験値やスキルに差がある 状況を踏まえ、まずは日頃の総合相談の中で、認知症等の介護負担や家族の関係性な どを適切に把握した上で、虐待リスクについても漏れの無いようアセスメントを行う ことを徹底している。対応結果を所内で共有する際は、足りない視点がないかの検証 も含めたカンファレンスを、短時間でも行うようにしている。

当年度は、コロナ禍で外部研修等の機会が限られたことで、OJTによる職員のスキル向上に注力し、虐待対応の際は、職員皆で関わるべく、経験に応じた役割分担やペア体制に配慮した。

職員のメンタルヘルスについては、精神的な負担は避けられない業務であるが故に、それが過重となることを極力避ける体制づくりに努めている。担当者が困難を抱え込まないためのチーム体制に加え、管理者側は職務分担の流動的な調整に努め、職員どうしも声を掛け合う意識が育っている。状況に応じ、管理者と職員で個別の面談も行い、サポートやフォローの不足を把握した場合は、所内で話し合って、従前のやり方を見直す等、ひとつずつ改善を図っている。

センター事業

◇「ピンピンきらり介護予防教室」について

圏域内でも特に交通の便が悪く、介護予防のための社会資源が限られる地区(小室の二地区)において、地域住民とセンターの協働にて、当年度も介護予防教室を計画。地域多職種連携が拡充した点としては、当年度から新たに、圏域の老人保健施設の協力を得たことが挙げられる。前年度までは、運動指導プログラムは圏域の総合病院(セコメディック病院)の理学療法士に協力いただき、栄養指導プログラムは外部の管理栄養士を探して依頼をしてきたが、協力老人保健施設(ふなばし光陽)の専門職がメンバーに加わってくれたことで、プログラムの充実が図れた。具体的には、理学療法士によるプログラムを、各教室共に年2回(これまでは年1回)組み込んで、年度の初回及び最終回に体力測定を実施し、参加者に自身の身体の変化を知ってもらうことを計画。栄養プログラムも、当圏域の地域事情や高齢者事情をよく知る管理栄養士からの、実践的な講話やメニュー紹介が盛り込まれる計画で、前年度から準備した。その後、コロナにより、以下のように年間計画は変更を余儀なくされたが、それぞれの地区の世話役住民とは随時話し合い、次年度の再開を目指している。

*小室第一自治会地区

【計画と実施状況】有志の世話役住民と共に企画運営。自治会のご理解の下、会場(自治会館)提供等の協力を頂いている。

年度当初の段階では、コロナ感染拡大の懸念から、4月の開催を無くして6月スタートの全5回としたが、最終的に当年度は全て中止となった。

当初の計画では、年間のうち1回は住民自主運営の回を設け、体操(自彊術)講師は世話役住民が担当する等、地域の力を活かす形で実施を目指していた。

教室の周知は、世話役住民による案内チラシのポスティング、当該地区の老人会会 報へのお知らせ掲載等がなされるシステムになっている。

当年度は、2月の最終回を中止したところで世話役住民と話し合い、次年度の再開 予告と参加勧奨のための案内チラシを作成。自治会内の高齢者世帯(100件程度)へ、 世話役住民によるポスティングを行った。

【課題及び今後に向けて】当該地区は、自治会住民の入れ替わりが少なく、全体の高齢化もあって、前年度の教室参加者は減少傾向。当年度は、一人でも多くの方に教室を活用してもらえるよう、内容の拡充を図ったが、コロナ禍で継続開催が一旦途絶えたことで、再開後の参加者の減少が懸念される。

また、継続的な課題としては、本来地域づくりの観点からすると、教室の運営主体を、より住民側へ切り替えていくべきところだが、世話役の方も年齢を重ねていく現

状の中、住民側の活動意欲が萎えてしまわないよう、いかに支えていくかを考えてい く必要がある。

*小室団地A棟地区(小室さざんか町会)

【計画と実施状況】町会と包括の共催として、公民館で実施。会場確保及び案内チラシの作成から掲示・配布までを町会長が行い、各種プログラムの提供は、包括と協力病院の理学療法士、協力老健の管理栄養士が担当する計画とした。

当年度、当初は年4回の実施計画としたが、コロナの影響により1回目(6月)を中止。夏場以降、当該町会長の再開意向を踏まえ、9・12月の回は、できるかぎりの感染対策を講じた上で実施したが、最終回の3月は中止となった。

12月の回は、協力老健の管理栄養士が講師を担当。コロナ禍で、施設から職員が地域へ出向くことが難しくなり、施設側で作成してくれた動画教材の提供を受けて、当日の講話はそれを視聴する形とした。当日までに、老健側担当者とは数度の打合せを行い、メール等での連絡調整も含め、多くの協力をいただいた。今後の地域活動への協働に向けて、心強い連携が持てたと感じている。

また、講話に動画教材を使った教室は初めての試みであったが、限られたマンパワーで効率的な地域活動を展開していく上で、思った以上に有効な手法であることに、この機会に改めて気付くことができた。

【課題及び今後に向けて】A棟の町会は、長年に渡り町会長の交代が無いこともあり、 共同での地域活動が安定的に成立しているが、今後に向けては、新たな協力者を巻き 込んでいく必要性とその難しさを感じている。

また、コロナ禍の現状では、教室周知の拡大は図りづらい面もあるが、元来A棟は「UR高齢者向け賃貸住宅」であることから、地域と交流が浅い高齢者が多い傾向にあり、ひとりでも多くの方に興味を持って参加してもらえる予防活動を、地元で展開していくことの意義は大きい。

小室団地は、A・B・C棟の高齢者で、ひとつの老人会(小室恵比寿会)が組織されており、棟を跨いだ高齢者間の交流も多くあることから、A棟町会長のご理解により、B・C棟の気になる高齢者についても教室への参加を歓迎する方針である。

◇地域でのイベントの開催

事業計画書(概要)の「地域ケア会議推進業務」にも記載のとおり、当年度は予定していたケア会議主体講演会は次年度へ延期となった。

事業計画書(概要)の「認知症総合支援業務」に記載のとおり、小規模なものでも 次なる徘徊訓練等の実施へつながるよう、当年度は小室地域の若い住民の多い新しい 町会への働きかけを行い、いずれ役員会で話をさせてもらえる予定である。

◇地域活動との連携

コロナ禍にて、地区社協の「さわやかサロン・ミニさろん」やミニデイは、休止中。 その代替として、事業計画書(概要)の「総合相談支援業務」に記載のとおり、イ オン訪問販売への顔出しや、地区社協の拠点事業(カフェきらら)等での活動を通し て、地域との連携を保つよう努めている。

地区社協の事業以外にも、毎年定例で講話を依頼される老人会(小室白鷺会、小室 みどり会)や自主サロン(豊明台ふれあいサロン)等があり、年間の活動計画に位置 づけたが、当年度はコロナの影響で殆どが中止となった。

実施できたものとしては、11月の小室地区の老人会で、「コロナ禍を元気に過ごそう」をテーマに講話を行った。その際、老人会の方々からも、長引く自粛の弊害の深刻さを感じているとの切実な声が聞かれ、でき得る地域活動を関係者との連携の下で推進していく必要性を改めて感じた。

◇豊富・坪井地区ケアマネ勉強会

当年度は、コロナ禍で対面の勉強会を中止し、参加メンバーにアンケートを実施したよで、3月26日にZoomによる意見交換会を実施した。当日は12名が参加。

コロナ禍における各事業所の対策や、感じている課題等を共有したところ、感染対策の程度は事業所によっても開きがある現状が窺えた。課題としては、軽度の利用者が地域の集まりの機会を失って急激に弱ってしまったとの例や、濃厚接触者に該当した利用者が一定期間サービスを利用できずに困った等の事例が挙げられた。対策としては、各事業所のケアマネジャーどうしが、随時タイムリーに困りごと等を情報交換し、互いに助け合えると良いとの声が上がった。

今回得られた意見と、慣れれば簡便に双方向で交信できるというオンラインの利点から、今後も対面に限らず、ケアマネの交流の場を積極的に設けていきたい。

◇広報紙及びその他の地域の媒体による情報発信

広報紙「地域包括支援センターだより」を発行し、圏域の町会・自治会及び関係団体への提供や、地域活動時の個別配布等を行っている。

当年度は6月と2月に発行し、通算で第30号となった。

内容としては、センターの周知の他、コロナ禍での熱中症やフレイル予防の啓発、 介護の抱え込みが虐待につながることの説明、コロナに関連した詐欺被害の注意喚起 等を行い、2月号には「高齢者見守りチェックリスト」を掲載。 町会自治会へは、基本的に回覧もしくは掲示の協力を依頼しているが、戸別配布を 希望される町会も少しずつ増えており、希望に沿ってお渡ししている。

また別途、夏場に高齢者向けの「フレイル予防&熱中症予防」の啓発チラシを作成し、包括職員が戸別に配布に回った。7~8月に8日間程度をかけて、全職員で手分けして、主要なエリア(小室の団地全棟、小室中央自治会、金堀地域、楠が山地域、古和釜地域、豊明台自治会地域)へ配布。コロナ禍の各地域の状況把握と高齢者の相談先の周知に努めた。

また、その他の情報媒体として、老人会や地区社協等の地域関係団体の作成する広報紙や町会のホームページなどに、包括からのお知らせなどを随時掲載していただける状況にある。5月には、市のフレイル予防のリーフレットのデータを、老人会の一部と小室町ホームページに提供した。

地域へ情報がなるべく行き渡るよう、関係団体との連携により、色々な媒体を通して住民へ情報を届けていきたい。

事業計画書(概要)

(令和3年度)

総合相談支援業務(介護保険法 115条の 45 第 2 項第 1号)

総合相談業務においては、引き続きワンストップサービス拠点としての機能を適切に 果たして、高齢者の生活を総合的・継続的に支えていくことを主軸とする。

相手側から求められた相談への丁寧な対応は元より、サービス未利用(要支援)者訪問や、センター事業である「団地高齢者の見守り」「住民協働の介護予防教室」等の各種地域活動と連動した、支援を求めない(求められない)方へのアウトリーチ的な個別対応を重視する。当面引き続くコロナ禍においては一層、細かく網を張って、必要とする方への漏れの無い支援を行っていきたい。

並行して、地域と連携したことで得られた個別ケース支援の効果を、都度関係者と振り返って共有することの積み重ねを通じ、地域包括ケアに関する地域住民・関係機関の理解啓発に力を入れていく。

交通不便地区が多いという担当圏域の特性から、住民に向けて、身近で気軽な相談の 入口を常に開いておくことの意味は大きいと考えており、地区社協のサロン等の各種事業を始め、老人クラブその他の地域活動との関わりを引続き重視していく。

コロナウイルスの影響が続く間においては、高齢者の集まりの場に代えて、民間の移動販売等、コロナ禍でも存続している生活上の場を広く捉えて、高齢者への声掛けや生活状況の把握に努める。

権利擁護業務 (介護保険法 115条の 45 第 2 項第 2 号)

※高齢者虐待関係以外(判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等)

高齢者がその人権や財産を守られ、地域で安心して尊厳ある生活を送れるよう、日常 生活自立支援事業や成年後見制度等に関する周知や活用促進に、積極的に取り組む。

権利擁護に関する個別対応においては、当該高齢者の意思や尊厳を優先した上で、関係機関との適切な連携に努める。特に、成年後見制度の利用支援に際しては、困難事情を抱えるケースであっても、可能な限り本人申立てや専門機関による申立て支援の余地を勘案した上で、市長申立ての適否を検討する。いずれにしろなるべく早期に、当該高齢者の暮らしが守られる状態となるよう、速やかな手続きに努める。

消費者被害の防止に対しても、機会を捉えて、広く情報発信や啓発活動を行う。

地域の中で社会的困難に置かれている高齢者を発見するところから始まる権利擁護業務においては、地域関係者との密接な連携は不可欠であり、他の業務同様に情報共有とネットワークの一層の拡充を図る。

当年度は、法律問題をテーマとする地域ケア会議主体の講演会を企画しており、この機会にも、権利擁護に関わる知識の普及や理解の啓発を図りたいと考えている。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法 115条の 45 第 2 項第 3 号)

担当圏域に暮らす高齢者にとって、必要な医療・介護サービスが円滑に受けられ、インフォーマルサービス等の様々な社会資源を、柔軟に効果的に活用できるような地区を目指し、多職種連携の拡充等、圏域レベルでできる取り組みを進めていく。

特に医療連携に関しては、当圏域に位置する二病院(セコメディック病院、船橋北病院)を始め、近隣市の総合病院や専門科病院と連絡を取り合う場面は増えており、適宜 柔軟に連携できる関係の強化に努める。

地域のケアマネジャー支援としては、オンラインの活用も含めて、豊富・坪井地区ケアマネ勉強会の再開・継続を図る。

ケアマネジャーからの個別のケース相談や問い合わせに対しては、丁寧な対応と適切な後方支援を行う。ケアマネジャーに対して、圏域の社会資源がプランに適宜活用されるよう、センターとして地域の資源情報の集積と発信にも努める。

また、個別支援ネットワーク構築のための資源として、個別ケア会議の活用をケアマネジャーへ浸透させるべく、前年度に続いて、ケアマネジャーを会議へ積極的に巻き込み、一人でも多くのケアマネに参加の効果を体験してもらうこととしたい。

北部ブロックのケアマネ支援としては、ブロック内の三センターでケアマネジャーの 研修企画等を行っており、今後も連携協力して、ネットワークづくりやケアマネジメン トカ向上に取り組んでいく。

地域ケア会議推進業務(介護保険法 115条の 48)

○全体会議(定例会)について

当圏域の地域課題としては、これまで以下の①~③について経年的に取り組んでいる ことに加え、前年度はコロナ禍において、新たな課題(④)も抽出された。

当年度も、それぞれに対して以下のとおり、取組みの継続及び更なる解決策の検討を 進める。

- *課題① 小室団地の高齢化と団地高齢者の孤立傾向
 - ・対策…団地高齢者の見守りマップと見守り体制の拡充
 - ・目的…見守りの薄い高齢者を把握し、孤立を防ぐ。様子が心配される高齢者と早期につながりを持てるようにする。

A棟(賃貸棟)及びB棟(分譲棟)を対象とした、継続的な取り組み。 全体会議では、個別情報の収集及び進捗報告や傾向の分析等を行い、関係 機関との連携の拡充を摸索していく。

- *課題② 独居や高齢世帯で暮らす認知症等の高齢者の増加
 - ・対策・幅広い世代の地域住民に認知症を含む高齢者支援の理解を広げる。
 - ・目的・・高齢になっても安心して暮らし続けることができる地域づくり。
 - ・取組・・地区の中で、小規模な徘徊声掛け模擬訓練の実施に向けて、関係団体の協力を仰いでいく。また、コロナウイルスの影響による前年度からの持ち越し企画として、ケア会議主体講演会を当年度秋に実施予定。認知症の方の権利擁護にも通じる「高齢者に身近な法律問題」をテーマとし、幅広い世代の方に高齢者に関わる問題を共に考えてもらえる機会を設けたい。
- *課題③ 身近な医療機関は、ほぼ総合病院に限られ、受診難高齢者が生じやすい。
 - ・対策…総合病院・在宅医療・リハビリとの連携強化
 - ・目的…圏域における地域包括ケアシステムの推進
 - ・取組・地域ケア会議のネットワークを活かし、圏域の中核的な総合病院やその 他関係機関と協働して、地域住民に向けた介護予防活動等を展開すると 共に、必要時には受診が困難となっている高齢者の情報を共有し、支援 の連携を図る。
- *課題④ コロナ禍での長引く自粛による、高齢者の心身の機能低下
 - ・対策・虚弱高齢者の状態変化の見守りや早期の個別フォロー。 コロナ禍でできる介護予防策についての地域との情報共有。
 - 目的・コロナ終息を迎えるまでの間、廃用性の心身の衰えを食い止める。
 - ・取組・地域の高齢者の見守り・声掛け活動における地域連携(見守りチェック リストの活用)、コロナ禍でも利用できる社会資源の情報の共有と発信。 この課題に向き合うことは、今後、感染症に限らない災害発生時の対策 の検討へもつながるものと捉えている。
- *引き続き、「豊富地区地域ケア会議だより」を会議後に発行し、各構成員による所属団体へのフィードバックを後押しする。

○個別ケア会議について

「高齢者を支えられる地域」を目指す上での基盤づくりとして、必要に応じて、積極的に個別ケア会議を実施する。なるべく多様な関係者へ、会議への理解と参加を求め、

実践を重ねていく。

個別ケア会議については、内容の報告や助言のフィードバック等により、全体会議との双方向の相乗効果を、常に意図して働きかけていく。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

当圏域は比較的交通の便が悪く、特に高齢者にとっては、自力で出掛けられる範囲が 物理的に制限されてしまう面もあり、個々の高齢者の生活実態の把握には、積極的な戸 別訪問や町ごとエリアごとの小規模な住民活動への参加が欠かせない。

このような地域特性を踏まえた上で、当年度は講演会実施に向けた協働等も含め、関係機関と住民が一体となって地域課題に向き合っていける地域を目指す。

コロナ禍で、生活支援コーディネーター等との個別相談における連携場面が一層増えたことや、関係者それぞれの地域に関する問題意識が刺激されたとも感じられることから、コロナ終息後には、「ボランティアの担い手不足」等の、これまで対策が見出せなかった懸案課題に対しても、改めて方策を模索していけたらと考えている。

認知症総合支援業務(介護保険法 115条の45第2項第6号)

○関係機関との連携・ネットワークの構築

初期集中支援チーム等の関連事業については、対象者にとってより有益な形で活用されるよう、タイムリーなケース抽出や連絡調整に努める。

また、認知症疾患医療センター及び圏域内の精神科専門病院と、個別のケース対応に おける受療相談等を含めて、ネットワークを強化していく。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発(認知症カフェの立ち上げ支援を含む) *認知症カフェについて

コロナ禍において、認知症カフェの活動が停滞してしまった現状を踏まえて、感染対策等の要素を含めた新たなカフェのあり方の検討や今後の活動再開を、サポートしていく。新たなカフェ立ち上げの兆し等があれば、積極的なバックアップを行う。

*認知症サポーター養成講座の実施

引き続き、地域の様々な団体に向けて、サポーター養成講座の開催を働きかけていく。 具体的には、前年度コロナウイルスの影響により延期となった、圏域の病院スタッフ 向けの講座や子育てサロンでの講座などを、改めて実施したいと考えている。

幅広い世代の住民や地域の民間企業、関係専門職への理解を広げるべく、講座実施先 を開拓していきたい。

○地域での見守り体制の構築(徘徊模擬訓練の実施支援を含む。)

当圏域においては、豊富・小室の両エリアとも高齢化は顕著であり、徘徊高齢者も今後増えていくと思われることから、過去に小室中学校で実施した豊富地区徘徊訓練を踏まえて、順次町会等の小規模な単位での訓練を実施していけるよう、地域へ働きかける。

小室地区の登録サポーターに対しては、「豊富小室認サポ通信」の発行を継続し、情報提供や意識啓発を続けることで、地域での見守りに協力をお願いし、各自の「できる活動」を後押ししていく。

総合事業の介護予防ケアマネジメント (介護保険法 115 条の 45 第 1 項第 1 号二)

○事業対象者を判定するための基本チェックリストの実施

圏域における総合事業の第一の窓口として、その機能を充分に果たすべく、適宜迅速 に一連の手続きや必要な援助を行うものとする。

該当の可能性のある方に対しては、基本チェックリストを適切に行い、ケアマネジメントの実施においては、三職種及び介護支援専門員で充分な情報共有と支援方針の確認を行い、適切な目標設定やサービス選定を行う。

○多様なサービスの活用

コロナ終息後には、できる限りにおいて、社協のサロンや地区の住民自主サロン、老人会活動、シルバーリハビリ体操教室などのインフォーマルサービスへのつなぎを試み、対象者が自主的に地域とつながっていけるよう支援する。

地域のケアマネジャーにも、これらのインフォーマルサービスを積極的にプランに取り入れてもらえるよう、都度の機会を捉えて働きかけていく。

住民に対しては、当センターの広報紙による他、日頃の地域活動のなるべく多くの機会で、介護予防の啓発及び地域の社会資源情報の発信や地域包括支援センターの周知を継続し、高齢者が主体的に介護予防に取り組める地域づくりを目指す。

〇総合事業の普及啓発

地域や関係者に向けた事業の周知についても、当センター広報紙及び地域活動の様々な機会を捉えて、制度の仕組みや効果について情報を発信していく。

コロナ禍の現況では、虚弱高齢者が閉じこもりの果てに要介護状態に陥ることを、個別に水際で食い止めていく支援の重要性が一層増しており、介護認定を要せず生活改善の契機が速やかに得られる効果的な施策として、地域活動の現場からも、総合事業の積極的な利用を図っていきたい。

また要支援利用者に関しては、認定満了時に、担当ケアマネジャーと更新申請の必要

性や妥当性を都度確認し合っていく。

事業計画書(重点事業等)

(令和3年度)

重点事業:権利擁護業務(介護保険法115条の45第2項第2号)

※高齢者虐待関係

○早期発見・早期対応

豊富地区は、多世代同居世帯の高齢者が比較的多い一方、近所や親戚の目を気にして家庭内に問題を抱え込む風土が根強いことから、隠れた虐待が進行するリスクも高いと捉えている。そのため、地域住民に高齢者の介護等に対する理解を広め、気になる高齢者が早期に発見できる地域づくりを進めていく。

具体的には、介護サービスの利用に対する抵抗をなくし、気軽に窓口に相談してもらえるよう、介護保険等の制度の分かりやすい説明や相談窓口の周知浸透に努める。その際は、相談内容の秘密が守られることなどを含め、相談する側の立場に立った丁寧な説明を心掛ける。

また日頃から、民生委員との密な連携の他、町会・自治会等を通じた地域への働きかけに努める。コロナ禍において、心配のあるケースが顕在化しづらい現況から、「高齢者見守りチェックリスト」の配布等により、住民の見守り意識の一層の啓発を図る。

○関係機関との連携及び役割分担

虐待対応に際しては、必要随時行政の助言を仰ぎ、直営センター等と支援方針を共有の上、関係機関と連携して、対象者の状況変化に応じた介入時期を逸しないよう心掛ける。傾向として、養護者が介護以外の様々な課題を抱える世帯への関わりが増えていると感じており、医療・精神保健・障害福祉・家計管理・引きこもり等に関する支援機関との幅広い協働を、一層意識して動く。

また虐待により分離等の対応を行った際には、その後の再統合を含む支援方策の模索までを一連として取り組んでいく。

○センター内の体制

虐待対応に関する経験値や知識・技術については、職員間でその差を補い合って協働 し、個人及びチームとしての対応力の開発と向上を目指す。

基本として、日頃の総合相談支援において、認知症等の介護負担や家族の関係性などを適切に把握した上で、漏れの無いよう虐待リスクをアセスメントし、その結果をセンター内で共有しておくことを徹底する。互いの専門性の発揮により、精神面も含めた業務負担が職員間で偏らないチーム支援を目指していく。

センター事業

◇「ピンピンきらり介護予防教室」について

圏域内でも特に交通の便が悪く、介護予防のための社会資源が限られる地区(小室の 二地区)において、地域住民とセンターの協働にて介護予防教室を実施する。

前年度は、コロナウイルスの影響により、計画した教室がほぼ実施できなかったが、 当年度は再開を予定している。

内容面としては、地域における多職種連携として、圏域の総合病院の理学療法士や圏域の老人保健施設の理学療法士・作業療法士及び管理栄養士に協力をいただき、プログラムの充実を図る。

住民による介護予防拠点づくりが、地区のカラーに応じた形で維持継続されることを 目指していく。

*小室第一自治会地区

【計画内容】有志の世話役住民と共に企画運営している。自治会のご理解の下、会場(自治会館)提供等の協力を頂いている。

コロナ禍が引続く間は予定どおり実施できない可能性もあるが、当年度は、年5回の 計画。自彊術の体操講師は、これまで同様に世話役住民が担当する。

周知としては、毎回開催前に、世話役の方が手分けして、案内チラシをポスティング する他、当該地区の老人会会報にも、お知らせが掲載される。

【課題と新たな試み】自治会住民の入れ替わりが少なく、全体の高齢化が進んでいる地域であり、前年度の休止からの再開で、参加者減少が懸念される。ひとつの対策として、自治会住民に向けた教室再開の予告チラシを、前年度3月中に高齢者世帯へポスティングしているが、開催直前の個別の勧誘なども必要になると考えている。

活動のあり方として、本来は、住民側へ主体を移行し、運営を任せていくのが理想的ではあるものの、世話役の方も年齢を重ね、止む無くメンバーから外れる方もおられる中で、寄り添って支えていく関わりも欠かせないものと感じている。

内容としては、「自分の身体の状態や変化を知る」「各自が介護予防の自己目標を立て年間を通して取り組む」ことができるよう、年間の初回と最終回に、リハビリ専門職による運動機能測定を行うこととし、老人保健施設ふなばし光陽のリハビリ職の方に協力をいただく計画である。栄養プログラムでは、ふなばし光陽の管理栄養士が、小室の不便な買物事情を踏まえ、コンビニの食材や食品で簡単に栄養の摂れる調理のアドバイスなどを交えた内容を工夫してくれる予定。

*小室団地A棟地区(小室さざんか町会)

【計画内容】町会と包括の共催として、公民館で実施。会場確保及び案内チラシの作成から掲示・配布までを町会長が行い、各種プログラムの提供は、包括や協力機関の専門職が担当する。当年度、年4回を計画している。

「小室団地の見守り体制づくり」と連動しており、団地の閉じこもり高齢者の受け皿ともなっている。シルバーリハビリ体操教室等、地域の他の資源とも、有効な連携を図っていきたいと考えている。

【課題と新たな試み】A棟の町会は、長年に渡り町会長の交代が無いことにより、共同での地域活動が安定的に成立している一方、将来的な活動の維持継続のために、町会内の協力者を増やしていけることが望ましい。

A棟はUR高齢者向け賃貸住宅であることから、地域との交流の浅い高齢者にひとりでも多く参加してもらえるよう周知浸透を図ると共に、B・C棟の気になる高齢者についても、参加を歓迎する方向で町会長に賛同いただいている。

内容の充実を図ることで教室への興味や関心が高まるよう、年間の初回と最終回に、 セコメディック病院の理学療法士による、参加者の運動機能測定を実施する予定。これ は、病院が地域向けに実施してきた「健幸作り教室」における機能測定が、住民に好評 であることを参考にしている。栄養プログラムに関しては、第一自治会地区と同様、ふ なばし光陽の管理栄養士に協力いただく予定である。

◇地域でのイベントの開催

事業計画書(概要)の「地域ケア会議推進業務」にも記載のとおり、当年度はケア会議主体講演会を実施予定。

併せて、事業計画書(概要)の「認知症総合支援業務」に記載のとおり、認知症サポーター養成講座や徘徊声掛け訓練についても、地域の認知症に対する理解の裾野を広げるためのイベントとして、小規模で実施可能であることを伝えながら、若い世代の住民や民間団体等へ、催しを働きかけていく。

◇地域活動との連携

地区社協のサロン・ミニデイ等の事業の再開を待って、包括としても参加していく。 講話や脳トレ等を提供する中で、介護予防・認知症予防や地域づくり等に関する情報 発信や啓発を行うと共に、血圧測定や健康相談等を入り口とした個別の状況把握を継続 する。地域の高齢者にとって「顔の見える包括」であることで、相談窓口に来所しなく ても気軽に相談できる関係を保っていきたいと考えている。

地区社協の拠点事業(カフェきらら)においても、定期的に個別相談を行う。

また地区社協の事業以外にも、例年講話を依頼される老人会(小室白鷺会、小室みどり会)や自主サロン(豊明台ふれあいサロン)については、依頼が再開されれば、年間の活動計画の中に位置づけ、土日を含めて対応する。

地域との繋がりがあってこそ、個別ケースの発見に繋がり、支援対応時の協力が得られることなども多くあると感じており、今後も機会を捉えて、新たな地域活動への関わりを求めていく。

◇豊富・坪井地区ケアマネ勉強会

過去、定期的に当センターを会場に実施してきたケアマネ勉強会であるが、コロナ禍 を経て、オンラインでの開催も概ね可能な状況となっている。

ケアマネに限らず、圏域の関係専門職も巻き込んで、多職種連携のネットワーク強化 を図りたい。

勉強会の内容については、高齢者支援に役立つものを企画する他、気軽に身近で情報 交換できる場を求める声も多く聞かれることから、柔軟に交流の機会を設けていきたい と考えている。

◇広報紙及びその他の地域の媒体による情報発信

広報紙「地域包括支援センターだより」を発行し、圏域の町会・自治会への回覧・掲示及び関係介護事業所、民生委員、地域関係団体への配布や、地域活動の際の住民への直接配布等を行っており、当年度も継続する。

内容としては、当センターの活動周知の他、地域ケア会議及び地区の社会資源に関する情報提供や、認知症・介護予防等に関する啓発記事などを掲載し、住民及び関係者へ向けて、豊富地区の地域課題やその解決に向けての地域での取り組みを発信していく。

また、その他の情報媒体として、老人会や地区社協等の地域関係団体の作成する広報 紙や町会のホームページなどに、包括が関わる地域活動の紹介や事業のお知らせなどを 随時掲載していただける状況にある。

色々な媒体を通して住民へ情報を届けられるよう、関係機関との連携を大切にしなが ら活動していきたい。